

平成28年4月  
平成28年6月

# 指宿市議会会議録

第2回臨時会  
第2回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 平成28年第2回市議会臨時会

会期日程	1
4月27日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第60号～議案第64号一括上程	4
提案理由説明	4
議案第60号及び議案第61号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	9
議案第62号（質疑，委員会付託省略，表決）	11
議案第63号及び議案第64号（質疑）	18
議案第63号（委員会付託省略，討論，表決）	26
議案第64号（委員会付託）	27
散会	27

## 5月9日

議事日程	28
本日の会議に付した事件	28
出席議員	28
欠席議員	28
地方自治法第121条の規定による出席者	28
職務のため出席した事務局職員	29
開議	30
会議録署名議員の指名	30
議案第64号（委員長報告，質疑，討論，表決）	30
閉議及び閉会	32

## 平成28年第2回市議会定例会

会期日程	33
6月2日	

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	36
地方自治法第121条の規定による出席者	36
職務のため出席した事務局職員	36
開会及び開議	37
会議録署名議員の指名	37
会期の決定	37
報告第1号～議案第67号一括上程	37
提案理由説明	37
報告第1号及び報告第2号（質疑）	41
議案第65号及び議案第66号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	41
議案第67号（質疑，委員会付託省略，表決）	42
議案第68号～議案第71号一括上程	42
提案理由説明	42
議案第68号～議案第71号（質疑，委員会付託）	48
新たに受理した請願1件及び陳情1件一括上程（委員会付託）	48
ICT推進に関する特別委員会中間報告	48
ICT推進に関する特別委員長中間報告（委員長報告，質疑）	48
議案第72号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	51
散 会	52

## 6月17日

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	53
欠席議員	53
地方自治法第121条の規定による出席者	53
職務のため出席した事務局職員	54
開 議	55
会議録署名議員の指名	55
一般質問	55
中 村 洋 幸 議員	55
1. 確実な情報伝達について	
2. 防災対策について	
吉 村 重 則 議員	67
1. 冷害被害対策について	

白 山 正 志 議員	78
1. 海水浴場及びプール解放について	
2. 学校再編について	
3. コミュニティ・スクールについて	
4. 検討委員会等の在り方について	
西 森 三 義 議員	90
1. 雇用対策について	
2. 篤姫銅像近辺の整備について	
森 時 徳 議員	103
1. 防災について	
2. 教育について	
延 会	117

## 6月20日

議事日程	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	119
欠席議員	119
地方自治法第121条の規定による出席者	119
職務のため出席した事務局職員	120
開 議	121
会議録署名議員の指名	121
一般質問	121
下川床 泉 議員	121
1. 市民協働の取組について	
2. 少子化対策について	
恒 吉 太 吾 議員	132
1. 災害発生時の備えについて	
前 原 六 則 議員	147
1. 災害対策について	
2. 大隅半島との連携について	
前之園 正 和 議員	159
1. 政治姿勢について	
2. 就学援助制度について	
井 元 伸 明 議員	174
1. 地熱の恵みについて	
2. サッカー場建設について	
3. ごみ処理状況について	

延 会	188
6月21日	
議事日程	190
本日の会議に付した事件	190
出席議員	190
欠席議員	190
地方自治法第121条の規定による出席者	190
職務のため出席した事務局職員	191
開 議	192
会議録署名議員の指名	192
一般質問	192
高 田 チヨ子 議員	192
1. 安心・安全な生活のために	
2. 学校再編について	
新川床 金 春 議員	202
1. ICT教育について	
2. 定住自立圏構想について	
3. ごみ問題について	
4. 陸上競技場について	
外 菌 幸 吉 議員	214
1. 災害対策・対応について	
散 会	224
6月24日	
議事日程	225
本日の会議に付した事件	225
出席議員	225
欠席議員	226
地方自治法第121条の規定による出席者	226
職務のため出席した事務局職員	226
開 議	227
会議録署名議員の指名	227
議案第68号～議案第70号（委員長報告，質疑，討論，表決）	227
議案第71号（委員長報告，質疑，討論，表決）	230
審査を終了した請願1件及び陳情1件（委員長報告，質疑，討論，表決）	239
閉会中の継続審査について	241
議案第73号及び議案第74号一括上程	241

提案理由説明	241
議案第73号及び議案第74号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	243
意見書案第2号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	246
決議案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	247
議員派遣の件	247
閉議及び閉会	248

# 第 2 回 臨 時 会

平成 28 年 4 月議会

平成28年第2回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 13日間（4月27日～5月9日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
4月27日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第60号～議案第64号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第60号及び議案第61号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第62号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第63号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第64号（質疑，委員会付託）</li> </ul>
28日	木	休 会	
29日	金	〃	
30日	土	〃	
5月1日	日	〃	
2日	月	〃	産業建設委員会（13時30分開会）
3日	火	〃	
4日	水	〃	
5日	木	〃	
6日	金	〃	委員長に対する質疑・討論の通告限
7日	土	〃	
8日	日	〃	
9日	月	本会議	・議案第64号（委員長報告，質疑，討論，表決）

# 第 2 回 臨 時 会

平成 28 年 4 月 27 日

(第 1 日)

第2回指宿市議会臨時会会議録

平成28年4月27日 午前10時 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第4 議案第61号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処  
分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第62号 副市長の選任について
- 日程第6 議案第63号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第64号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 ちよ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	前之園 正 和
15 番議員	木 原 繁 昭	16 番議員	中 村 洋 幸
17 番議員	新川床 金 春	18 番議員	下川床 泉
19 番議員	新宮領 進	21 番議員	松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	教 育 長	西 森 廣 幸
総 務 部 長	有 留 茂 人	市民生活部長	牟 田 浩 一
健康福祉部長	下 敷 領 正	産業振興部長	廣 森 敏 幸
農 政 部 長	宮 崎 英 世	建 設 部 長	山 下 康 彦
教 育 部 長	長 山 君 代	山 川 支 所 長	馬 場 久 生
開 聞 支 所 長	川 畑 徳 廣	総 務 部 参 与	中 村 孝
総 務 課 長	岩 下 勝 美	市 長 公 室 長	川 路 潔
財 政 課 長	上 田 薫	税 務 課 長	有 馬 芳 文
商 工 水 産 課 長	山 元 成 之	観 光 課 長	今 柳 田 浩 一

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	森 和 美	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	嶺 元 和 仁

### △ 開会及び開議

午前10時45分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成28年第2回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び吉村重則議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から5月9日までの13日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日から5月9日までの13日間と決定いたしました。

### △ 議案第60号～議案第64号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第60号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第7、議案第64号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次第2回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は、条例の専決処分の承認を求める案件2件、人事に関する案件1件、補正予算に関する案件2件の計5件であります。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第60号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、平成28年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項

の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、提出議案の8ページをお開きください。

議案第61号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が公布されたことに伴い、平成28年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、提出議案の11ページをお開きください。

議案第62号、副市長の選任について、であります。

本案は、お示しのとおり佐藤寛氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日についてはお示しのとおりであります。同氏は昭和56年に九州経済産業局の前身である福岡通商産業局に入局され、以降30年以上にわたり国家公務員として勤務され、平成26年4月から本市副市長として2年間、行政の推進にご尽力いただいたところであります。今回、副市長を選任するに当たり、昨今の本市を取り巻く社会情勢や多様化する市民ニーズに的確に対応できる人物として、氏の持つ豊富な知識と経験を發揮していただき、市政の発展にご尽力いただきたいと考え、再び選任の議案を提案するものであります。氏には副市長として2年間において、様々な施策に取り組んでいただいたところであります。中でも産業振興部門では本市の農水産業、食品加工業、小売業等の付加価値向上を図るため多業種が連携する「もうかる指宿ネットワーク」を創設し、消費者目線に立った食材の加工からデザイン、包装、販路までの一貫した支援を行うとともに、官民一体となった販路拡大やネット上に特産品モールを開設するなど、6次産業化と本市産業の底上げにご尽力いただきました。また、観光振興においては、日本人誘客に向けたビジョンマーケティングを行うとともに、海外誘客に向けた受け入れ環境の促進と、攻めのインバウンド誘客と農・水産物等のアウトバウンドを図るため、広域連携による香港への観光キャンペーン、物流構築事業を進めていただきました。その結果、平成27年のインバウンドは、前年より40%以上増加し、過去最高の6万1千人を超えております。健幸のまちづくり推進事業では、ICTを活用した個人の運動データ等に基づく運動メニューを提供する健康運動教室の導入など、普及促進を図っていただきました。まちづくり関係では、指宿港海岸保全施設整備事業と並行して、駅前中央通りにおいてにぎわい創出に向けた、歩いて楽しめるまちづくり事業を推進するとともに、協働のまちづくり事業に向けてコミュニティの育成等を図るため全国と地域のキーパーソンが共同したセミナー等の開催と交流を行い、自分たちのまちは自分たちで創るという、更なる意識の醸成と取組の活性化を推進していただいたところであります。そのほか、地熱を活用した地熱の恵み活用プロジェクトを始動し、ヘルシーランドでの地熱発電事業と

たまたま箱温泉周辺の充実強化に取り組むとともに、温泉を活用した先進的農業の導入に向けた検討を進めるなど、今後の本市の行政運営に大きく影響する施策を数多く手掛けていただいたところであります。今後、本市においては、健幸のまちづくり推進事業や地方創生事業など、多くの施策に積極的に取り組んでいかなければなりません。その過程においては、市民の声を聴きながら、市民と協働して、また、関係機関と市が連携して施策を推し進めることが極めて大切であります。そのためには、それぞれの部署、関係機関がそれぞれの持ち味を發揮し、一丸となって市政を推進していくことが必要であります。氏にはそのような状況下において、私市長を的確に補佐し、数々の施策に取り組み、また、国・県の事業等を正確に把握し、効果的に導入するなど、大いにイニシアチブを發揮していただけるものと確信をいたしております。何とぞご理解の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次は、提出議案の12ページをお開きください。

議案第63号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を240億2,388万9千円にしようとするものであります。

次は、追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第64号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を240億4,888万9千円にしようとするものであります。

なお、議案第62号を除く4議案の詳細については、関係部長に説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

議案第63号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成28年度補正予算書第2号の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2千円を追加して、歳入歳出予算の総額を240億2,388万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節7賃金から節14使用料及び賃借料までの合計72万2千円の補正につきましては、サッカー場・多目的グラウンドの整備に関し、各団体の代表で組織する検討委員会を設置し、規模や施設仕様、周辺施設との連携、将来的な利活用等を協議した上で提言をいただくもので、その内容は先進地視察に係る運転手の賃金、委員・職員の旅費、高速道路の使用料と学識経験者との意見交換に係る報償費、検討委員会の提言

に係るパース図の作成委託料を計上するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

款18繰入金72万2千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

次に、追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第64号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成28年度補正予算書第3号の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加して、歳入歳出予算の総額を240億4,888万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、13ページをお開きください。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節19負担金補助及び交付金1,500万円の補正につきましては、平成28年4月14日以降に発生した熊本地震により経営に影響を受けているホテル・旅館等への支援策としてホテル、旅館等が運転資金としての借入れに対し、指宿市商工業制度資金の利子補給内容を拡充し、その助成金を計上するものであります。同じく目3観光費、節8報償費から節19負担金補助及び交付金までの合計1,000万円の補正につきましては、熊本地震によりホテル・旅館等の宿泊キャンセルが2万人を超えていることから、熊本地震緊急復興支援事業として商品券付き宿泊プランの商品券購入に伴う報償費、事務用品費としての消耗品費、ネット広告等に伴う広告料、商品券等の換金事務委託料を、また、風評被害を払拭するための観光誘致キャンペーンを実施することに伴う負担金補助及び交付金を計上するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

款18繰入金2,500万円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（牟田浩一）** それでは命によりまして、市民生活部所管の議案について追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第60号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。本案は地方税法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、特に緊急を要し、本年4月1日までに施行する必要がある指宿市税条例等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

改正の主な内容につきましてご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

第1条は、指宿市税条例の一部改正についてであります。第56条及び第59条は独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合し、新たに独立行政法人労働者健康安全機構が発足したことから、同機構が一定の業務の用に供する固定資産税について、非課税措置を講ずることとするものでございます。附則第10条の2は、課税標準の特例措置を各自治体の自主的判断に基づき、条例で決定できるわがまち特例制度を導入するもので、今回新たに7項目を追加して導入し、条例でその割合を定めるものであります。

4ページの第2条は、指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、であります。平成28年度から紙巻たばこ3級品の税率の特例措置を廃止して、平成28年度から平成30年度までの各年度において、税率を段階的に引き上げる経過措置を設ける改正を行いました。この経過措置に係るたばこ税の申告納付の手続き等の字句及び引用条項の整理を行うものでございます。

第3条は、指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋に係る課税標準の特例について、市税条例と同じようにわがまち特例制度を1項目追加して導入し、附則第4条でその割合を定めるものであります。また、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した土地に係る課税標準の特例が新たに創設されたことなどから、法律改正にあわせて対象引用条項の追加、変更を行うものであります。

第4条は、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について、であります。地方税法第249条の3に規定する固定資産税の課税標準の特例事項第18項及び第25項が廃止され、新たに国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置が創設されたことから、法律改正にあわせて対象引用条項の追加、変更を行うものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところでございます。

次は、提出議案の8ページをお開きください。

議案第61号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の公布に伴い、特に緊急を要し本年4月1日までに施行する必要がある指宿市国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきましてご説明申し上げますので、10ページをお開きください。

まず、1点目が国民健康保険税の課税計算をする上での基礎課税限度額、後期高齢者支援金等課税限度額をそれぞれ引き上げるもので、第2条において基礎課税額に係る課税限度額については現行の52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について

は現行の17万円を19万円に、それぞれ改正するものであります。

次に、2点目が低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるもので、5割軽減については、第23条第2号において軽減判定所得の算定における被保険者数に乘すべき金額を現行の26万円を26万5千円に、2割軽減については、同条第3号において軽減判定所得の算定における被保険者数に乘すべき金額を現行の47万円を48万円にそれぞれ改正するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と適用区分を規定しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時28分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △議案第60号及び議案第61号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） これより質疑に入ります。

まず、議案第60号及び議案第61号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第61号について質疑いたします。もうここ3年、毎年4万円ずつ値上げがされているわけですけど、今回の値上げで何名の方が対象者になり、どういう業種なのか質疑いたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 国保税の対象者は何名か、それとあと業種はどのようなものかというご質問でしたが、対象者としましては平成28年度の予算計上時の人数でございますけれども、対象となる人数は1万4,161人の方で、世帯で申しますと8,458世帯程度が対象になります。この中で、今回の改正によりまして課税限度額引き上げによる、これまで限度額超過をしていた世帯の数で申し上げますと、34世帯の方が超過世帯でなくなるということがございます。それと、あと軽減判定見直しも今回の条例改正で行っておりますが、これによりまして軽減世帯の対象となる世帯が43世帯増えて、軽減、それと反対になりますけど、それによって軽減なしとなる世帯が同じく43世帯というふうになると考えております。それと、業種ですけれども、会社勤めをしていない全ての自営業、あるいはその年金生活者の方々がこの改正の対象になるというふうを考えております。以上です。

**○5番議員（吉村重則）** 限度額がこれまで85万だったものが89万に上がるわけですね。これによって、34世帯が対象になると。それと、この89万に引き上げられた部分の業種について、どういう業種なのか、お聞きしているところです。

**○市民生活部長（牟田浩一）** この改正によります影響と言いますか、対象となる業者というのは先ほど申し上げたとおり、会社勤め以外の自営業の方は全て対象になるということでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 私が聞いているのは、34世帯が限度額の対象になるということで説明があったわけですけど、この34世帯の業種は何なのかというところを聞いているところです。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 先ほども申し上げましたとおり、自営業という一括りの中で、私どものこの調査と言いますか、見込みを作っていることで、それをどの業種とかというような絞り込みまではしておりませんので、とにかく先ほど来申し上げますように自営業の方がこの対象となっているというところでございます。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による質疑が終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号及び議案第61号の2議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号及び議案第61号の2議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 議案第61号に反対する立場から討論を行います。国民健康保険税の限度額の引上げが含まれております。基礎課税限度額が52万から54万に、後期高齢者支援金等の課税分が17万から19万になります。最大で4万円の引上げであり、総額で89万円の国保税になります。ここ3年間連続で、毎年4万円ずつの引上げでもあります。国保税の負担が大きな社会問題になっている今日、これ以上の引上げは許すことはできません。以上の理由で反対討論といたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより採決いたします。  
まず、議案第60号を採決いたします。  
本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 異議なしと認めます。  
よって、議案第60号は、承認することに決定いたしました。  
次に、議案第61号、指宿市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。  
ご異議がありますので、起立により採決いたします。  
本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。  
よって、議案第61号は、承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第62号（質疑，委員会付託省略，表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次に、議案第62号について質疑に入ります。  
質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。  
前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 3月議会において副市長の人事は二人体制が必要だという前提で二人が提案されましたが、一人でいいのではないかという議会の考えが多数となったことなどから、二人とも不同意となりました。二人で職務を分担するのだということでした。捉えようによっては一人では不十分、できないということでもありました。その3月議会に提案されたうちの一人が今回改めて提案されております。一人体制での提案という意味においては議会の意向をくんだものとして評価できますが、適任かどうかということについては別の問題であり疑問が残ると思います。それは、二人で市業務の全般を担当するというところから、言ってみれば一人では全体を担当しきれないということでもあったわけです。この点についてどのように考えるか伺います。もう一つはOBも含めてですが、国や県から迎えることについてです。地方自治の精神という意味からいっても市町村は国や県の下請け機関や言いなりであってはなりません。第一義的には市行政に精通した人を含めて、市の出身者なり、まずは視野に入れるべきではないかという考え方もありますが、このことについて

てどのように考えるか伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 3月議会での不同意との関係ということでございます。3月議会では副市長を二人選任ということで議案として提案をいたしました。同意が得られなかったことから、今回は副市長の二人体制ということから、一人を選任ということでお願いをしております。副市長の職務というものは、長の補佐、職員の担任する事務の監督、長の職務代理、長の命を受け政策及び企画を司ること等が主な職務と考えております。これまで、二人の副市長が担任してきた事務を一人の副市長が担任するということとなりますので、事務量や責任は増すということにはなろうかと思いますが、関係する部署の職員が分担できるものについては分担するというふうなことで、適切な行政運営を行っていくということが必要であろうと考えております。そのようなことから、今回は一人の副市長の選任の議案として上程をしたところでございます。

それから、もう一つ、国や県からOBを含めて迎えることについてどうかということでございます。国家公務員として多彩かつ専門的な分野で事務を経験されるなど本市を取り巻く社会情勢や市民ニーズに的確に対応できる豊富な知識と経験を持っておられると考えているところでございます。そのときどきの時代に応じて国・県の事業を的確に把握をし、導入するというので、それによってイニシアチブを発揮できるというふうなことを考えておりました。今回国家公務員としてのそのような力量を持たれる佐藤氏を選任ということで上程をしたということでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 提案説明の中でも佐藤氏については、実績等を含めてですね、いろいろ説明があったわけでありまして。まちづくりのこととか、いろいろ各方面にわたっていると言えれば各方面にわたっておりますが、しかしながら説明を聞いておる中で市民の暮らしに直結する部門、市民の福祉に関する部門については非常に薄かった、あるいはなかったのではないかという気がします。現に3月議会で二人提案のときにはその部門についてはもう一人の提案された方に任を任せるという内容でもあったわけでもあります。そしてまた、非常に専門的な知識を持っているということもありましたが、専門的な知識ということは、逆に言えば1部門、2部門・3部門あるかしらんけども、少なくとも全部門についての精通ということではないというふうに思うんですよね。1分野に長けているから専門分野の知識だと思っんです。そういうことからしてもですね、提案説明の中にもこの福祉に関する部門、市民、暮らしに関わる部門、非常に弱いというふうに感じるわけですが、この部門含めて、実際にやっっていけるのかどうかという点について改めて伺います。それから、今日臨時議会が招集されたわけですけど、約1週間前に告示がなされたわけですね。その時には、本議案については副市長人事についてという表看板だけでですね、佐藤氏ということについては空白のままでした。今日になって、佐藤氏ということで我々ご提案をいただいているわけですけど、その当初はですね、本人とまだ交渉中だということで空欄になっているということでした。

た。今日、提案がなされたわけですがけれども、そしてまた、提案説明書も現にできているわけですので、印刷は昨日終わったのかなと思うわけですね。そういうことを含めれば、佐藤氏とのこの交渉の結果と言いましょか、副市長としてどうでしょうか、引き受けましょかという決着をみたのはいつなんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 様々なご意見をいただきました。九州経済産業局との話合いの場も持たなければなりません。そして、実際今従事している職を辞するという、やはりそういう決断も必要であったわけでございます。それぞれの部署と協議をしながら、部署と申しますと産業局のです。やはり、最終的に許可をいただき副市長人事として挙げるためには、ぎりぎりのところ、昨日が正式の決定でもあったわけでありまして。そして、氏は、佐藤前副市長は経済産業局を辞して、そういう形でない副市長提案ができないということでしたので、そういう決断をしていただきました。それと、二人体制と一人体制について若干説明をさせていただきます。市民福祉の副市長においては、例えば夜中に火災があったとしても、その現場に駆けつけて、そして消防団員の労をねぎらい、その現状を把握し、そしてその後の対応について様々な施策を講じるという極めて重要な任務を受けていた、持っていたのも事実であります。やはり、最近の県内の市の流れとして、一人体制から二人体制という流れがあるのはもう議員も御存じのとおりだろうと思います。あと一つ、一番重視したのは本市は、少子高齢化というのは極めて厳しく進行しているわけでありまして。社会経済情勢の急激な変化に対応した時代の潮流に 대응するためには、やはり国からの副市長という、その重責を担う方が必要だと判断したのも一つであります。あと一つは昨年10月、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。様々な事業を実施しております。その戦略策定に関与する、その一番核になったのは、佐藤前副市長でもございます。そして、これまでの実績を踏まえて、例えば平成26年・27年、国の1府4省から8補助事業において、延べで35事業、総額で5億を超える事業も導入いたしました。ご案内のように地熱の恵み活用プロジェクトでは7億数千万円、まさしく100%補助、この事業に対しては佐藤副市長が積極的に省庁に働き掛け、指宿市がこの事業を持ってきたという、そういうのもあります。ご案内のように、様々な事業を行う際、国とのパイプ、そして九州地方整備局を含め九州経済産業局を含め、様々な部署と連携を取りながら事業を持ってくるためには、やはり極めて重要な役を担って頑張ってほしいというのが、今回佐藤副市長を再び議員の皆様方の同意を得て、副市長として今回提案をさせていただいた理由もでございます。そういう意味から、やはり議員の皆様方がこの人事案について、様々な意見があるというのも存じ上げておりますけれども、是非同意していただき、既にある程度地熱の恵みにつきましては、国の補助金が決定しているわけでありまして、そのためにはどうしても必要な人物、人であると、そういう意味で今回も再び提案させていただいたということについては、是非ご理解を賜りたいと思います。

**○14番議員（前之園正和）** 幾つかあるんですが、九州経済産業局とも協議が必要だったとい

うことでありますが、確か年齢等を見れば、今回そちらの方は定年退職か分かりませんが、1回切れるということであったのではないかと私自身認識してたんですが、定年退職に1回なっているとすれば、それでも九州経済産業局との協議が必要だったんですか、その辺りのところをもう1回説明していただきたいと思います。それから、地熱の恵み活用プロジェクトとのですね、これを進めるためにはどうしても必要だということで、佐藤氏イコール地熱の推進かなと、推進というか、まずは推進ありきと、検討の上結果はいろいろあるというんじゃないで、推進ありきかなというふうにも捉えるわけですが、それについてはどうなのか。それから、35事業、5億を超える、それから地熱の恵み活用プロジェクトは7億数千万だったんですけど、これを何と言いましょうか、見つけてきていただいて、大いに力になったということですが、この国から、あるいは県からもそうでしょうけれども、お金というのは、例えば指宿市の基準財政需要額であったり、提案をする事業が採択をされるのかどうかということによって決まるわけで、人に付いてくるわけではないというふうに思うんですが、また、そういうものがあるということについては、各部長さん含めてですね、やってできないことではないわけです。つまり、私が言いたいのは国からのお金というのは、提案する内容や事業によって決まるべきもので、パイプがあるからとかないかということ決定すべきものではないと思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 九州経済産業局との協議というものは、現在佐藤氏は平成28年4月1日現在から九州経済産業局の総務企画部、総務課に勤務をいたしております。その関係で協議が必要だったということでございます。それから、地熱の推進ありきじゃないかということでございますが、地熱を進めるに当たってですね、専門家の意見を聴くということで、その事業についての専門家の意見というのも反映をしていくということでございます。その判断を待って、今後の地熱の推進をどうするかというふうなことの判断材料にするための専門家の意見というのも、市の組織、それから県のそういうふうな専門家の意見を聴く場がございますので、それに諮って、その地熱の恵み活用プロジェクトの推進については検討していくというふうなことで考えているところでございます。

**○議長（松下喜久雄）** 答弁が足りてないでしょ。それと、定年の絡み。そこ言ってないでしょ。いいですか。

**○総務部長（有留茂人）** 国の事業というふうなものの申請については、それぞれその申請の要綱等が示され、それについて申請をするわけでございます。ただ、その申請のやり方、内容等の持っていき方というふうなものについては、やはりそのことを経験した職員というものがいるいないでは非常にその申請の内容の深さというものが違ってくるかと思えます。そのようなことから、国家公務員としてこれまで仕事をしてきた佐藤氏についてはその補助金の申請の在り方、それから補助金の内容の深さについての、指導と言いますか、そういうふうなものをもって、市の進める、国が進める進むべきその方向性というふうなものがその申請

書に生かされるというふうなことでの強みがあるというふうに思います。

**○総務課長（岩下勝美）** 国の職員として4月1日から九州産業経済局の総務課に勤務しているという答弁させていただきました。これについては3月31日で一旦退職しまして、再任用職員ということで現在勤務しているということでございます。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 議案第62号について質疑いたします。副市長の選任については先月開催されました3月定例会でも任期満了に伴う人事案としてそれぞれの議案として出されたわけですが、議案の趣旨からして副市長二人制を前提としたものであるとする市長の答弁などがあり、二人制についての必要性の有無など議員それぞれの立場での様々な見解により、前回は不同意となったわけですが、この件については先日の議会報告会でも市民の皆さんから様々なご意見をいただきました。我々議会としては執行部に対してのチェック機能の役割を十分に全うした結果であると私自身は思っておりますが、現在の状況について、市民の皆さんが不安に感じているのも事実だと感じております。そのような中にあるのは、一刻も早く市民の皆さんが安心して生活できる状況にするのも、また議会の役割であると思っております。そこで、確認させていただきたいと思いますが、先ほど市長からの提案説明の中で、市民の声を聴きながら市民と協働して、また関係機関と市が連携して施策を推し進めることが大切である。そのためにはそれぞれの部署、関係機関がそれぞれの持ち味を發揮し、一丸となって市政を推進していくことが必要である、そしてそれには佐藤氏が必要であるという説明がありましたが、この部分について本当に信用していいのか、本当に市民の声を聴いてくれるのか、議会に対して真摯に対応してくれるのか、また、佐藤氏が副市長となることが市政発展につながるのかどうか、大事なことでありますので、市長の答弁をお願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 今、白山議員の質問のとおりであります。副市長選任において市民の不安というのは何なんだろうかと考えたときに、財政的な面を指して言ってるのだろうと思えます。しかし、指宿市は財政が厳しいからこそ、国からの職員をいただき、しかも副市長という重責にその場を提供し、様々な事業を導入することによって、指宿市を元気付けようという、そういう思いがあるわけであります。副市長、いわゆる財政的なもの、言い換えれば給与等の手当だろうと思えます。それ以上に大きな効果がある。市にとって有意な面が多々あるとすれば、積極的にお願いすべきだろうと思えます。市民の声、連携というのはまさしくいろいろな事業をするときに、市独自でやれるものではありません。今回の地熱の恵み活用プロジェクトにつきましても、観光協会や商工会議所、そして地域の方々の声というのは大切にしながら進めなくてはならない、それは当然のことであります。先日のテレビで、あと4年すると4,000万人のインバウンドが指宿を訪れるという報道もありました。そのために各自治体、特に観光地等においてはその対策を練っているかが大きく問われるという、このこ

とが放映されておりました。まさしくそのためには、指宿を世界に誇れる観光地としてどうしていくのか、今やらなければ4年後には間に合わない、つまり、なぜ私が4年後と申しますかと言いますと、国体がありオリンピックあり、恐らく多くの客がおいでになるであろうと、そのための対応をしたいというのは一義的な狙いでもあります。前回の3月議会で温泉掘削について様々な意見をいただきました。そのために専門家を交えた検討委員会もやっているわけでありまして。温泉が枯れるような、そういう事業をするはずがありません。学術的な調査をし、そしてこの事業ができるかどうかを判断しながらやっていくというのが、やはりこの事業にとっては極めて肝要なことでもあります。いろいろな意見もあるのがこの事業でもありますので、その意見、市民の不安というのを払拭させる、その努力をしまいたいと思っております。繰り返しになりますけれども、財政的に非常に厳しい本市においては、国の有利な事業等を導入しながら地域の活性化を図っていかねばならない、そのためには是非この副市長人事の案件については、議会の皆さんにご理解をいただきたいと、そういう意味で今回再び提案をしたところでございます。何とぞご理解をいただきたいと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 今の市長の答弁の中で、私的に少し足りてないところがあったと感じましたので、重ねて質問いたします。最後の部分、私が言いました、本当に信用してよいのか、今の答弁の中では市民の声を聴くとありました。そのようにしていただきたいと思いません。議会に対して、真摯に対応してくれるのか。今回の3月定例会の中ではそのような議会に対しての対応がどうなのかというようなところが多々あったかと思えます。今後、議会に対して真摯に対応してくれるかどうか、もう一度お伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** まさしく私の望む回答そのものを質問としていただきました。議会と行政は両輪であると、それが市民福祉の向上につながるし地域の振興に大きく貢献するものであるという、このことは不変の事実であります。議会と行政がお互い信用しながらいいまちをつくっていく、これが指宿市にとっては一番大切なことであろうと思えます。議会に対して、行政が説明が足りなかったとか遅かったとかという意見をたくさんいただきました。そのことについては真摯に受け止め、そして議会の方々の理解なしではできないわけでありまして。一方、議会の皆さんもやはりそれぞれ一人の議員にはそれを支持してくださった1千人、2千人の支持者がいるわけでありまして。その方々にも市の情報を正しく伝えていただきたいという、私の思いもあります。お金が、財政的に苦しいから、それはみんな分かっております。しかし、それだけの財政を掛けることによって、財政を生むのだという、財政的にプラスになるのだという、そういう出口の部分も是非市民の方々には議会の方々と一緒になってお伝えできれば、この事業は必ずや指宿市にとって観光地にとって素晴らしい事業になるであろうと、確信をしております。今、臼山議員からいただきました、質問等については謙虚に承り、必ずや皆さんの意に沿うような、そういう議会と行政との関係を確立しなけれ

ばならないと思っっているところでございます。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

**○8番議員（東伸行）** ただいまの副市長選任について、1点だけ市長にお尋ねしたいと思えます。同僚議員からいろいろ質疑が出ました。その答えについてはもう的確に市長、答えていただいたというふうに思っております。それと、私も副市長は一人でいいというふうな考えを持ったものでありますので、今回一人を挙げてきたことに関しては一定の理解は示したいと、そういうふうに思っております。それと、佐藤氏についてもですね、技術的なこと、それからいろんなこれからの事業を推進するに当たっては最適な人だということについては、私もその点については何ら問題はないと、そのように思っております。ただ、3月議会でもいろんな問題がありました。特に人事の問題とか砂楽の後処理の問題とか、そういうことに対して先ほど市長のお考えの中にもあったようにですね、市長を的確に補佐して一丸となって進んで行くんだというようなことがありました。そういう点についてはですね、佐藤氏はまだ当市に来て2年であります。いろんな状況をですね、把握しているということはなかなか言い切れないというような部分があると思えます。ですから、その辺のところはですね、市長以下職員の皆さんがですね、どういうふうに、副市長を補佐するっていうのはおかしいですが、市長、副市長と一緒にですね、市長を補佐していくというようなお考えを先ほどお聞きしましたが、その辺のところについてはですね、市長はどういうふうにお考えなのかお聴きしたいと思えます。

**○市長（豊留悦男）** 仕事はチームでやらなければなりません。そのチームの構成員の中でもそれぞれの役割を持って事業というのは完遂するものであります。例えば、今回の事業においては国や県、関係機関との連携、それについて主体的に動いてくださり、予算の獲得、補助金等の獲得に向けて頑張ってくれる、いわば外交のその核になるのが副市長であろうと思えます。そして具体的な事業の工程においては、進め具合においては、的確に指示し、又は市民や議会に説明しながらこの事業を指宿にとってすばらしいものとするための、そういう広報官的な役割をするのも副市長であろうと思っております。それぞれの役割があります。それはまさしく職員と副市長を中心としたそのプロジェクトチームが、一枚岩になって事業というのは進めなくては、その完成というのは目指せないものがあります。そういう意味で東議員からいただきました、そのことについては、今回、議会の皆さんにご同意をいただきましたら、また私を含めてそのプロジェクトチームを含めて、このような意見を取り入れた組織にするために努力をしまいたいと思っております。

**○議長（松下喜久雄）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第62号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「議長、異議あります」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第62号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第63号及び議案第64号（質疑）

**○議長（松下喜久雄）** 次に、議案第63号及び議案第64号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 議案第63号について質疑を行います。3月定例会においてサッカー場・多目的グラウンドの設計業務委託料に係る費用が減額修正され、現時点で一旦待ったがかかった状態になりましたが、今回の検討委員会設置に係る賃金等の増はこれとの関係でどのようになるのか伺います。何を検討し、何をゴーかストップかの判断とすることになるのか、あるいはゴーのための手順に過ぎないのか、併せて伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 指宿市議会の修正議案の提案理由の中でも、我々議会としても市長マニフェストであることと過去に出されてきた種々のスポーツ施設への陳情等について理解するものであり、反対するものではありません。実施設計に入る前に市民、各団体の代表を含めたサッカー場建設検討委員会なるものを設け、十分な説明と議論を重ねた上で事業に取り組んでいただきたいとのご指摘がありましたので、検討委員会につきましては、サッカー場に関する要望書をいただいていることやサッカー場・多目的グラウンドの整備につきましてこれまで一般質問等でも議論されていることなどを踏まえて、市内の各団体や一般市民の方々の様々な視点からご意見をいただくために検討委員会を設置させていただこうというも

のでございます。

**○14番議員（前之園正和）** それからですね、検討することは議会としても求めてきたわけですが、検討の範囲についてですが、サッカーができるという点では陸上競技場やヘルシーランドもあるわけですが、これらの利用等も絡めての検討になるのか、それともあくまで今回計画のメイン、サブ、多目的グラウンドを中心とした新田地区一帯に限っての検討なのか、どちらなのか伺います。それから、先ほどですね、私は質疑の中で検討委員会での検討の結果によってはですね、やるのが前提だとは言ってもですね、検討委員会に、検討の内容によっては進める場合もあるし、ストップの場合もあるということも含めての検討ということなるのか、いやストップということはあり得ないんだと、もう完全に進めるという手順の中なんだと、ここは大きく違うわけですので、私はストップしろという前提ではないんですが、検討委員会に委ねる以上はですね、そこも含めて結論が見出せるような、あるいは提案をしていただけるような状況にあるべきだというふうに思うんですが、この単なるゴールのための手順にすぎないのか、形としては検討委員会にですね、ゴール、ストップ含めての結論、あるいは提案も出していただくようなことも含めてということになるのか、その点は重要な点ですので、答えていただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** この多目的運動場・サッカー場の建設につきましては、いろいろな意見があるのも事実でございます。この問題については前市長のマニフェストでもございました。そういう意味で私はそのマニフェストを継承したわけでありまして。平成18年1月18日、その庁議についてのここに資料があります。現在、土地開発公社が保有している土地を有効に活用すべきであると。そうするためには、この土地を利用し多目的運動場を整備すべきではないかという趣旨の会であります。そして、土地開発健全化対策委員会が18年の11月の6日に開かれております。その中でも様々な意見が出ております。Jリーグが来るような施設ならば、芝の質から長さまでいろいろあるけれども、この浄水苑の北側の購入、ここを含めて建設するその計画を立てればいいのかというような考え方がこの中でありました。そして、これに至った経緯というのは、平成11年9月議会、当時の下柳田議員がサッカーグラウンドの必要性を感じると、これについてはやはり温泉プール、多目的運動場など、そういう場所を含めて検討すべきであるというようなことを一般質問で言っております。そして、市長も総合計画の中で計画し、実現させたいという趣旨で答弁をしております。平成13年12月、新川床議員も指宿市にも多目的運動場が必要である、14年8月には梶議員が、15年9月には横山議員が、18年の3月、6月、多くの議員がこの事業についての有意性を認め、早急にこの多目的運動場・サッカー場の建設は進めた方がいいだろうというような流れを受けました。それで、私は市長になるときのマニフェストとして、あの付近の有効な土地の利用とともに多目的運動場の建設というのをマニフェストに掲げたわけでございます。サッカー場と言いますけれども、今のサッカー場というのは私たちが考えているようなサッカー場ではあ

りません。まさしくその中に、高齢者施設があったり、そして運動のできる、又は健康のための核となるような施設を含めたり、学校教育に役立てるために障害のある子供たちがその芝生でサッカーを楽しんだりとか、様々な利用の形態が現在のサッカー場の中にはございます。鹿島のサッカー場に参りますと、その中には病院もあるわけでありまして。そして、何と200日を超える利用も図られているというそのことも私どもはいろんな方々からお聞きをし、また見に行ったりしております。中津江村というところはもう御存じのように、僅か年間30数億円の年間予算であのようなカメルーンがキャンプできるような施設を造りました。その名前が一躍全国区になり、なんとそこに合宿に行っているチームが多数あります。やはり、たかがサッカー場、しかし、されどサッカー場。このことで大きく指宿市の地域発展に貢献できる施設である、だから私はマニフェストの中で是非造りたい、そのことで指宿が元気になるればその施設建設の有用性というのは市民も分かっていたであろうという、そういう確信から私は今回、この提案をいたしました。やはり、多額の予算を要しますけれども、先ほども申し上げましたけれども、造った後にその活用することでどのように地域が元気になるのか、経済的に、地域の振興に役立つ施設なのか、そこらを考えながら、是非皆さんの理解をいただきたいという強い思いもありました。是非、このスポーツ施設の総合的な整備、特に多目的運動場、サッカー場の建設については、本市の地域振興、又はスポーツによる交流人口を増やすためには必要であろうと思っております。確かに、ヘルシーランド、その他ございます。目的が違うわけでございます。ヘルシーランドは鹿屋体育大学とか鹿児島実業高校とか、いわゆる学生のサッカーのキャンプにおいてになっているというのも事実でありますけれども、やはりサッカー場というのは指宿ならではの、地域づくりの核とする一つの施設にしたいという、強い思いがあります。そういう意味で、様々なところを見学していただき、こういう施設を造ったらいいだろう、指宿だったらこういう施設を造ったらより市民に親しまれる施設であるだろうという、そういう検討の場にするために、今回予算を計上させていただきました。議員の皆様方がいろいろ疑問がおありでしたら、是非議員懇談会、その他の場に呼んでいただければ、具体的な利用形態というのは説明させていただきます、そう思っております。

**○議長（松下喜久雄）** 協議会で是非も含めて協議をさせるんですかの答えが出てない。

**○総務部参与（中村孝）** 今回のサッカー場につきましては、その他の施設も含めて検討しているかということですが、今回市として考えているのはサッカー場2面と多目的グラウンド1面とプロ・アマを問わずキャンプやトレーニングマッチ、各種大会等での活用を想定しております。駐車場等の外構工事部分も含めると、ヘルシーランド等の部分では面積的に足りないということもあつて、市としては新田地区を選定した次第であります。

**○議長（松下喜久雄）** 協議会の協議内容で是非も問うんですかということです。

**○総務部参与（中村孝）** 検討委員会での造る造らないの判断につきましては、財政的な部分な

ど高度な判断が必要となりますので、検討委員会としては造るとしたらどのような規模のサッカー場・多目的グラウンドがいいのかを検討していただき、最終的には市民の代表である議員の皆様の判断を仰ぎたいと考えております。

**○14番議員（前之園正和）** 最後に答弁があったようななかったようなんですが、その検討委員会で十分検討していただきたい、市民の意向をくんでいただきたいというのは当然であります。そのための手続きであろうとは思うんですね。ただ、その検討の中が、財政的な高度な判断は市当局で最終的にはそこに辿り着くわけですけど、私が伺っているのは検討委員会での検討の中にその造りますと、やりますと。ついてはどういうのがいいですか、天然芝がいいですか、人工芝ですかとか、例えば、どうですかというその手法の問題だけなのか、あるいは財政も含めて、あるいは市民の要求、それからいろんなことを含めてですね、検討委員会として、ちょっと今、例えばですよ、今の時期ではないんじゃないかということも含めて、選択肢として、検討委員会の選択肢としてそのゴー、ストップも含めてですね、提案ができるような前提なのか。今、ちょっと答弁のあったところでは、いや検討委員会としてはもう造る、どういったものかということなんだと。造るということなんだと、造らないってことはもう選択肢として至ってないんだというふうにも取れるんです。そののところに明確にさせていただきたいということなんですね。検討委員会の検討の結果として、結論、あるいは提案という形でゴー、あるいはちょっと待ったということもあり得るのか、それはあり得ないと、もう検討委員会というのは造るための検討委員会なんだということなのか、そこを明確にさせていただきたいということです。

**○市長（豊留悦男）** 私が3月議会でこの事業は何としてもやりたいという、最後の議長の許しをいただき閉会のときの挨拶をさせていただきました。造る造らないということについては平成22年4月21日からワーキンググループ等を設置し、どのような形で進めるべきか、必要でございましたらどうぞここに資料がございますので、前広に公開をさせていただきますけれども、やはりこの施設は造らなければ、このままでは合宿地として指宿市は遅れをとるであろうと、そういう意味で前回、鹿児島県においては5本の指にも入らない合宿地ですよという話もさせていただきました。今後、指宿を元気にするためにはこの施設は極めて重要であるという判断の下に、今回、前回提案をさせていただいたところであります。見学に行って、ああこういう施設はもう要らないから造らないという、結論にならないようにしたいと思っているところであります。財政の裏付けについても、これまで何回も協議をし、事業計画の中で財政的な裏付けも含めて検討してまいりました。確かに、財政的には大きな出費を伴うかもしれないけれども、この施設を造ることでどのようなメリットがあるのかという、プラスの面も是非お分かりいただきたいと思っております。今回、オリンピックや国体、それも極めて大切です。しかし、市民にとってこの施設がどのような役割を持つのかということを含めて、今回の補正予算を組ませていただいたわけであります。市長公室だけで

作ったのではないか、唐突な提案ではないか、そのようないろいろな議員の皆さんの意見をいただきましたので、今回、具体的に見に行ってください、そういう施設だったら、造るのだったらこういう施設に、こういうものという、そういう場にしていただければありがたいと思います。しかし、議員の方々の同意が得られないと予算が通らないわけですので、そういうときには、また別の方法も考えていただかなければならないと思います。しかし、必ずや議員の皆様方にも納得できるような提案をする。それが行政の役割だと思いますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

**○14番議員（前之園正和）** 議長、答弁漏れではないかと思しますので、指摘をさせていただいて、議長の方で判断をいただきたいと思します。

**○議長（松下喜久雄）** 前之園議員。

**○14番議員（前之園正和）** 市長がやりたいというのは十分もう伝わってきてます。私が伺っているのは、検討委員会の検討内容として、検討委員会に委ねるものとして、どういったものを造るのかという検討を委ねるのか、検討委員会としてゴーもストップもあるということを含めての検討なのか、検討委員会には何を委ねるかってそこを伺ってるわけですので、答弁はないと思します。

**○市長（豊留悦男）** 検討委員会の中で造る造らないという判断はいたしません。指宿市のサッカー場を造るとしたらこういうものが理想的であるという、そういう提言をいただく場でもございます。先ほど申し上げましたように、これまでの行政の流れを大切に、私はマニフェストに掲げたわけですので、そのマニフェストが実現できなくなると、それは即ち市長への不信任案ということにもつながります。ですから、必ずや皆さんに同意いただけるような提案をしますので、あとは議会の判断でもございますけれども、私の思いをくんでいただきたい、そう思っているところでございます。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 今の質疑の中で、もう造るのが前提というような検討委員会だという捉え方になるわけですけど、今ある、現にあるヘルシーランドとか陸上競技場についてのサッカー場と今回の検討委員会のサッカー場については違うという説明がされたわけですけど、つまり今度の新しいサッカー場についてはJリーグが対象だという捉え方でよろしいんですか。

**○市長（豊留悦男）** Jリーグができるのは理想であります。それは、前回は申し上げましたように、Jリーグというそのチームが試合ができるような会場となれば、指宿市の知名度も上がる。そして、試合によってはテレビ放映もある。そういうことを考えたときには、是非Jリーグ、J3ぐらいの仕様にはしたいと思っております。ただ、Jリーグのために造る施設ではないと言ったのは、先ほども話したとおりでございます。あるサッカー場は不登校やいじめ等を解決する場として、サッカー場で授業をやっているところもあります。子供の教育

のためにも、高齢者がそこで健康づくりをするためにも、様々な利用をすることによって、Ｊリーグのためのサッカー場だというそういう不安や疑問を払拭したいと思っております。ヘルシーランドはヘルシーランドの、陸上競技場は陸上競技場の役割があります。このサッカー場については別の、もっと多面的な役割を担ったサッカー場建設と考えているところがあります。

**○5番議員（吉村重則）** 今、市民の中でこの前の雪災害で農家は非常に困ってます。こういう、国の補助事業ができて、これからの2分の1の補助がもう今申請がされてるわけですけど、去年の分を7月までに資材費は払わんといかん。今年の9月にはその2分の1を払わんと補助金をもらえないんですよ。ですから、多くの農家にとってみれば、何でそれだけの多くの、多額を投資して、サッカー場だけ造る必要があるのかと。まだ、それよりもほかの使い道があるんじゃないかということが市民の中には多くあります。今、熊本の方で大震災があり、地震の被害を受けてます。大津町に議員11人で視察に行ったわけですけど、大津町の方では市民が使いやすいようなサッカー場を造るんだと、そのためには芝をちゃんとした管理をすることによって、芝さえできればそういうところであってもＪリーガーも練習に来るんだということなんですよ。ですから、そういう面からして、ヘルシーランドとか陸上競技場があるのに、なぜそこまでする、検討する必要があるのかどうか。

**○市長（豊留悦男）** 先ほどから申し上げましたように、その目的がそもそも違うわけでございます。確かに、そこも活用いたします。しかし私、多面的など申しましたけれども、そういう活用をする場がないと、指宿やキャンプの誘致もできないだろうし、やはり指宿の特性を生かしたスポーツ人口の交流が図れない、だから今が大切だと言っているわけでありまして。今、様々な補助事業等が導入されようとしております。この機を生かさないと、恐らく今後できないだろうと、私はそう思っております。農業の被害というのも深刻でございました。それも、確かに大切なこととして、行政として考えてはおります。5年後・10年後、この施設が、私は何回も申し上げますように、お金を生む施設として活用する、そういう施設を造ると言っているわけでありまして。市民に冷害があった、雪害があった、ああいうお金があったら俺たちに補助を回すべきではないか。それは真っ当な考え方でもあります。しかし、それでは5年後・10年後の将来の指宿を考えたときに、いいのかな、それが私の率直な思いでもあります。ですから、サッカー場というものがどのような経済的な効果を生むのか、造ることによって指宿がどう変わるのかということ、何回も申し上げますけれども、議員の皆さんにはその出口のところをプラスイメージとして、そういう市民がいるとしたら説得していただければありがたいと思います。そういう意味で、議会と行政は両輪だと言った、その趣旨はそのところにあるわけでもございます。農業を軽視、という意味ではございません。それも一生懸命やります。農業を盛んにするためには交流人口を増やさなきゃいけない、そのことで農業にも波及効果があるという、そういう思いで私は質問にお答えしているところ

であります。

**○5番議員（吉村重則）** 勘違いしてもらったら困るので一応確認しておきます。農業へ補助金を回せとかそういうことを言ってるんじゃないです。農家の皆さん、本当に苦しい中でも、まだほかの有効な活用があるんじゃないかということを提案しているんであって、そのお金を補助金に回せとかそういうんじゃないことだけは、確認しておきます。

**○議長（松下喜久雄）** 質疑にちょっとになってないもんですから、吉村議員、もう1回お願いします。

**○5番議員（吉村重則）** 一応、農家としてはそういうことで、有効な活用、合併特例債が10年から15年に延びたことによって、このお金が使われるわけです。ですから、借金、借金っていうか、市の持ち出しもあるわけで、だからその有効な活用という面から検討すべきではないのかと、その辺はどう考えてるか。

**○総務部参与（中村孝）** 今回のサッカー場建設につきましては、当然財政的な面も含めて検討しなければならないと思っております。その中で財源でありますけれども、合併特例債という有利な部分もあります。それが平成32年度までの活用ですので、これは財政計画を見ながら可能な限りです、検討をしていくつもりでございます。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

**○2番議員（臼山正志）** 今、質疑の中での市長の答弁を聞いてますと、議員が、議会がこのサッカー場・多目的グラウンドについて理解を示してくれないというような感じに受け取ったのは私だけではないかと思いますが、今回、3月定例会で修正案が出され、修正案の内容としましては計画そのものに反対するものでない。ただ計画が、内容があまり示させておらず、また誰のためのサッカー場・多目的グラウンドなのか、時期についてもオリンピックに合わせなくとも慎重に進めていくべきではないかといった趣旨の修正案だったと思います。先ほど市長が話をされました、様々な利用が考えられる。その様々な部分が議会としては示させておりません。ですので、後年度負担も考えれば不安であると、その部分が払拭されないままでは、議会としてはそのままゴーサインを出すわけにはいかないということで、3月定例会で一定のストップと言いますか、結果につながったと思います。また、審議過程で答弁の中に、このサッカー場・多目的グラウンド整備に必要な用地の確保が2割から3割、まだ確保できていないというものがありました。今回の補正に係るものでありますので、このサッカー場・多目的グラウンド整備に要する用地の確保の状況、あるいは今後の見通しについてお尋ねいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 用地買収はどうなっているかというご質問ですが、現在、土地開発公社の事業の中で用地買収を行っておりまして、買収予定面積でいきますと81筆の3万500平米、約3万500平米のうち、今現在買収が済んでいるのが47筆の約1万7,400平米が買収済みと

なっております。買収する中では6割弱が買収済みとなっておりますけど、全体計画面積からいうと85%程度が確保できている状況となっております。

○議長（松下喜久雄） 今後の見通し。

○総務部参与（中村孝） 見通しにつきましては、できるだけ地権者の方と交渉を重ねまして、早い段階で買収ができるように努力してまいりたいと考えております。

○2番議員（臼山正志） 買収できていない残りの部分に関して、地権者と今協議をすると、協力をもらいながら今後進めていくということではありますが、万が一必要である用地の確保ができない場合、どのような計画で進めていくのか、あるいはほかの場所での建設もあり得るのか、お尋ねいたします。

○総務部参与（中村孝） 買収ができない場合も想定をされますけれども、もし想定されないようであれば、その部分を除いた形で建設計画の方をもう一回練ってですね、していく形で考えております。

○2番議員（臼山正志） 用地の十分な確保ができない場合は計画変更もあり得ると、とすれば、3月定例会で私たち議会の中で示されている計画、中身がはっきり詳しいところまでは示されておりませんが、聞いている中の計画としては白紙に戻すということによって理解してよろしいでしょうか。

○市長（豊留悦男） 用地の問題でいろいろご心配をお掛けしておりますけれども、現在交渉中の用地が、交渉がうまくいかなかったとしても、第2案として腹案は持っております。ただ、用地買収においては前広にここをどう造るとなりますと、極めて買収が難しいのが事実であります。サッカー場をここに造りますからこうしてくださいと、べらぼうな値段を言うてくる人もいるのは事実です。ですから、こういう施設を造るときには、やはりそれなりの配慮をしながら造っていかなくてはなりません。ただ、このサッカー場の建設については本市だけの問題ではなくて、日本サッカー協会の補助をもらうとか、t o t oの助成金をもらうとか、そういう他団体との絡みで慎重に進めなくてはなりません。ですから、このタイミングを逸すると様々な障害が出てまいりますので、今いただいたその意見というのは大切にしながら進めたいと思います。先ほど申し上げましたように、ここの土地開発健全化対策の検討会の中で指摘をされました、即ち19年7月3日であります。ここを何とかしないと塩漬けの土地、利息を払って何とかしろよという検討委員会、議会でもあったことだろうと思いません。そういう意味で、この場所については有効活用をできるだけ早く図りたいと思うのが一つでありますし、それとタイミングを合わせてこのサッカー場を含めた総合運動公園というのを、体育施設というものの整備に着手したいというのが私の切なる思いでもあります。

○議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

### △ 議案第63号（委員会付託省略，討論，表決）

○議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

ただいま，議題となっております議案第63号は会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第63号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○14番議員（前之園正和） 質疑，討論の時間がありながら通告はしてありませんでした。それは質疑の中で反対しなければならないというものを感じたからであります。3月議会でのやり取りを見ましても，サッカー場については市長の造りたいということは繰り返しお聞きしているわけですが，市民とのコンセンサスとかいうこと，それから十分なる検討という点に欠けるのではないかということなどがあって，ああいう結果になったわけですが，そういう意味においては検討委員会の設置というのは必要なものだろうというふうに思えます。その時点では，反対の意思は，通告の時間にですね，はなかつたわけですが，その後質疑の中ではっきりしたところでは，検討委員会ですね，検討するものがもう造る前提と，私はここで現時点で反対するものではありませんが，造る前提ということで，その結果においてですね，検討委員会に委ねることとしてちょっと待ったということもうあり得ないという前提での話でした。ここに大きな問題があるというふうに私は思うんです。そこも含めて，検討委員会に委ねるっていうことがあって然るべきではないかというふうに思うんです。市長は国体やオリンピック・パラリンピックに間に合わないとはほぼ意味がないかのような，非常にそこを強調する言葉を使われるわけですね。そういう意味では確かに時間はないわけですが，時間がないからこそ，土地の買収の問題についても今出されました。そういう問題とか，検討の中においてですね，これは例えば国体，オリンピックに間に合わないというような事態になったときに，それでも進めるのかという問題などですね，まだいろんな問題を含んでいるわけですね。そういうことで，検討委員会での検討は十分していただくことが前提ですけれども，その中に，やはり場合によってはストップもあり得るということを含めた検討委員会であるべきだというふうに思えます。この点が非常に分かれた点でありますので，ゴーありきのことを前提とする本議案に反対をいたします。

○議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第63号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第64号（委員会付託）

○議長（松下喜久雄） なお、議案第64号については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 井 元 伸 明

議 員 吉 村 重 則

# 第 2 回 臨 時 会

平成 28 年 5 月 9 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会臨時会会議録

平成28年5月9日 午前10時 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第64号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	臼 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	前之園 正 和
15 番議員	木 原 繁 昭	16 番議員	中 村 洋 幸
17 番議員	新川床 金 春	18 番議員	下川床 泉
19 番議員	新宮領 進	21 番議員	松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世
建 設 部 長	山 下 康 彦	教 育 部 長	長 山 君 代

山川支所長	馬 場 久 生	開聞支所長	川 畑 徳 廣
総務部参与	中 村 孝	総務課長	岩 下 勝 美
市長公室長	川 路 潔	市民協働課長	田 畑 喜 史
長寿介護課長	西 浩 孝	商工水産課長	山 元 成 之
建設監理課長	田之上 辰 浩		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森 和 美	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議事係主査	嶺 元 和 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西森三義議員及び浜田藤幸議員を指名いたします。

## △ 議案第64号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第64号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 皆さん、おはようございます。産業建設委員会へ付託された議案第64号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る5月2日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光課所管分について、指宿市以外の観光地における対策はどの質疑に対し、熊本の被災者が鹿児島県内の旅館・ホテルに申し込んだ場合、無料で宿泊するプランがあり、県全体として取り組んでいるとの答弁でした。

市が独自に打ち出したものか、それともホテルの方々からの要望かとの質疑に対し、ホテルのオーナー会の方の中からこういう商品券付きプランによって、熊本の復興支援にもつながる、義援金が自動的に入るといものが考えられないかという意見があり、一緒になって作り上げた事業プランであるとの答弁でした。

農業の雪害に対する対応との整合性は検討された経緯はあるのかとの質疑に対し、雪害被害も非常に危機的状況があり、心配しているところであるが、観光課の部分としては重々分りながらも、逸早くホテル側の悲痛な声を聞き、この部分はこの部分で提案させていただいたとの答弁でした。

ホテルだけに集中してお金が落ちるようなことはどうかと思うがとの質疑に対し、ホテル

に宿泊したら1部屋1万円以上のホテル代のときは、2,000円が商品券でプレゼント、贈呈される。この2,000円はホテルの宿泊料には使えず、商工会議所加入の飲食店、お土産屋さん等で使える内容になっているとの答弁でした。

キャンセルの数が4月28日現在3万4,945人で、金額に替えた場合、幾らぐらい被害額を見込んでいるのかとの質疑に対し、観光の消費動向の額等を勘案して計算し、約9億5,000万円の被害額を見込んでいるとの答弁でした。

1,000万円の事業費の中で、誘客に対してはどのぐらいを想定しているのかとの質疑に対し、約1万人の増で2億5,000万円程度の効果を出そうと考えている。また、これが呼び水となり、今後つないでもらえばとの思いであるとの答弁でした。

商品券付き宿泊プランは以前もやった。今回のプランは全く違うべきだと思うがとの質疑に対し、商品券付きのこの宿泊プランは鹿児島県内を中心に、まずホテルに泊まってもらう、お金を動かすというのが目的であり、成果を見ながら第2弾、第3弾というのを当然打っていないといけないと思っている。修学旅行客をどうするのか、団体客をどうするのかという部分は、広域的な部分で一緒になって活動していきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、主に借入れをするというのは、どういうのがあると思っているのかとの質疑に対し、今回の場合、ホテル・旅館等に限って運転資金を予定している。特に人件費の運転資金が困窮するだろうと思っているとの答弁でした。

金融機関からの借入れに対する利子補填ということだが、仮に満額使い切ったとするならば、総額幾らの借入れになるのかとの質疑に対し、総額16億5,000万円程度になると考えているとの答弁でした。

菜の花商工会とか商工会議所に入っている会員の方は、全員借入れができるという考えはできないのかとの質疑に対し、現在の利子補給助成金の制度は融資総額の1%以内で20万円を限度に利子補給をしており、今回、旅館・ホテル業に3%以内の100万円に拡充している。ホテル・旅館については人件費が非常に大きいということ、特に市民の雇用に関して波及効果、あるいは特産品の販売、仕入れ、いろんな部分で非常に大きな産業だと思っているとの答弁でした。

基幹産業が観光業というけれども、ホテルだけではない。構成しているのは飲食店、お土産屋、運送屋の関係の人たち、みんなが携わって観光業だと思っている。全体的にちゃんと見てやるべきだと思うがとの質疑に対し、今回、特に予約のキャンセルで現金が入ってこないということを鑑み、まずホテル・旅館から支援をさせていただきたいと結論付けた。盛り返していけば、必ずや食堂、運送業者さんもお客さんが帰ってくると思っている。そこについてはご理解をいただきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑にはいります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論にはいります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

#### △ 閉議及び閉会

以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成28年第2回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 西 森 三 義

議 員 浜 田 藤 幸

# 第 2 回 定 例 会

平成 28 年 6 月議会

平成28年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 23日間（6月2日～6月24日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月2日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・報告第1号及び報告第2号並びに議案第65号～議案第67号一括上程（議案説明）</li> <li>・報告第1号及び報告第2号（質疑）</li> <li>・議案第65号及び議案第66号 （質疑、委員会付託省略、討論、表決）</li> <li>・議案第67号（質疑、委員会付託省略、表決）</li> <li>・議案第68号～議案第71号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第68号～議案第71号（質疑、委員会付託）</li> <li>・新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）</li> <li>・ICT推進に関する特別委員会中間報告 （委員長報告、質疑）</li> <li>・議案第72号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）</li> </ul>
3日	金	休 会	一般質問の通告限（12時）
4日	土	〃	
5日	日	〃	
6日	月	〃	
7日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
8日	水	〃	文教厚生委員会（10時開会）
9日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
10日	金	〃	
11日	土	〃	
12日	日	〃	
13日	月	〃	
14日	火	〃	
15日	水	〃	
16日	木	〃	
17日	金	本会議	・一般質問
18日	土	休 会	
19日	日	〃	
20日	月	本会議	・一般質問

21日	火	〃	・一般質問
22日	水	休 会	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
23日	木	〃	
24日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第68号～議案第71号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・審査を終了した請願及び陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・閉会中の継続審査について</li> <li>・議案第73号及び議案第74号一括上程 (議案説明)</li> <li>・議案第73号及び議案第74号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・意見書案第2号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・決議案第1号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・議員派遣の件</li> </ul>

# 第 2 回 定 例 会

平成 28 年 6 月 2 日

(第 1 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

平成28年6月2日 午前10時 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成27年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 議案第65号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めるについて
- 日程第6 議案第66号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第67号 固定資産評価員の選任について
- 日程第8 議案第68号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第69号 指宿市放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第70号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第71号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第12 新たに受理した請願及び陳情上程（請願第1号，陳情第5号）
- 日程第13 ICT推進に関する特別委員会の中間報告の件
- 日程第14 議案第72号 事務の調査について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義

7番議員	浜田藤幸	8番議員	東伸行
9番議員	高田チヨ子	10番議員	森時徳
11番議員	高橋三樹	12番議員	福永徳郎
13番議員	前原六則	14番議員	前之園正和
15番議員	木原繁昭	16番議員	中村洋幸
17番議員	新川床金春	18番議員	下川床泉
19番議員	新宮領進	21番議員	松下喜久雄

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	牟田浩一	健康福祉部長	下敷領正
産業振興部長	廣森敏幸	農政部長	宮崎英世
建設部長	山下康彦	教育部長	長山君代
山川支所長	馬場久生	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	中村孝	総務課長	岩下勝美
財政課長	上田薫	市民協働課長	田畑喜史
地域福祉課長	山口保	商工水産課長	山元成之
都市整備課長	小牟禮信一郎		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成28年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録指名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月24日までの23日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月24日までの23日間と決定いたしました。

### △ 報告第1号～議案第67号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、報告第1号、平成27年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第7、議案第67号、固定資産評価員の選任について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費の報告に関する案件2件、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、人事に関する案件1件、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件1件の計9件であります。

まず、報告第1号、平成27年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第2号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、の2議案であります。

両案は、平成27年度指宿市一般会計補正予算において、また、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2

項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、議案第65号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成28年5月16日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第66号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成28年5月16日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第67号、固定資産評価員の選任について、であります。

本案は、本定例会において議会の同意を得て固定資産評価員を選任する必要があることから、市民生活部税務課長、有馬芳文氏を固定資産評価員として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、議案第67号、固定資産評価員の選任について、を除く4議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

報告第1号、平成27年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので割愛させていただきます、繰越計算書において繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業についてご説明申し上げます。

款5農林水産業費、項2林業費、事業名、松くい虫伐倒駆除事業につきましては、県の事務費単価により事業費が確定したことに伴う減額であります。

款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名、新設改良事業につきましては、事業費が確定したことに伴う減額及び繰越予定の路線が年度内に完成したことによる減額であります。

3ページをお開きください。

款7土木費、項5都市計画費、事業名、十町土地区画整理事業につきましては、年度内の中間払いの確定により、工事請負費が支出増になったことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

款8消防費、項1消防費、事業名、消防施設整備事業につきましては、入札に伴う設計業務委託料の確定による減額であります。

款10災害復旧費，項2土木施設災害復旧費，事業名，山川漁港海岸護岸の現年補助災害復旧事業につきましては，年度内の中間払いの確定により，工事請負費が支出増になったことに伴い，翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

同じく項2土木施設災害復旧費，事業名，現年単独災害復旧事業につきましては，事業費が確定したことに伴う減額であります。

同じく項2土木施設災害復旧費，事業名，現年補助災害復旧事業につきましては，年度内に中間払いの確定により工事請負費が支出増になったことに伴い，翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

次は，提出議案の6ページをお開きください。

議案第65号，平成28年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊，平成28年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,018万5千円を追加して，歳入歳出予算の総額を243億907万4千円にしたものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明をいたしますので，13ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目6国民健康保険総務費2億6,018万5千円の補正につきましては，平成27年度国民健康保険特別会計の決算におきまして，歳入が歳出に不足する見込みとなったことから，地方自治法施行令第166条2の規定に基づき，平成28年度予算を繰り上げて平成27年度予算に充てる繰上充用金を計上する必要が生じました。平成28年度の国民健康保険特別会計内では，この繰上充用金の財源を全額確保できなかったことから，一般会計から法定外の繰出金として2億6,018万5千円を計上したものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，12ページをご覧ください。

款18繰入金，項2基金繰入金，目5財政調整基金繰入金2億6,018万5千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源として，財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の8ページをお開きください。

議案第66号，平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊の平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の17ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,068万4千円を追加して、予算の総額を89億7,139万1千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、26ページをお開きください。

款13前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金2億6,068万4千円の補正につきましては、平成27年度国民健康保険特別会計において、歳入が歳出に不足する見込みとなったため、平成28年度会計の歳入から地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、25ページをお開きください。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金2億6,018万5千円の補正につきましては、平成27年度歳入不足により繰上充用することから、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金50万円の補正につきましては、財源調整のため財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金千円の補正につきましては、平成27年度歳入不足により繰上充用することから、前年度繰越金を減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山下康彦）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の4ページをお開きください。

報告第2号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので割愛させていただきます、繰越計算書において繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業についてご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

款2事業費、項1事業費、事業名、公共下水道事業整備事業社会資本総合整備事業につきましては、事業執行により事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**△ 報告第1号及び報告第2号（質疑）**

**○議長（松下喜久雄）** これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

**△ 議案第65号及び議案第66号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

**○議長（松下喜久雄）** 次に、議案第65号及び議案第66号の2議案について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号及び議案第66号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号及び議案第66号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第65号及び議案第66号の2議案を、一括して採決いたします。

2議案は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号及び議案第66号の2議案は、承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第67号（質疑，委員会付託省略，表決）

○議長（松下喜久雄） 次に、議案第67号について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第68号～議案第71号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第8、議案第68号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、から、日程第11、議案第71号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それではご説明申し上げます。

まず、議案第68号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第69号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第70号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用する事務を定めることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第71号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,714万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を245億621万5千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長等に説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の20ページをお開きください。

議案第71号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の平成28年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,714万1千円を追加して、歳入歳出予算の総額を245億621万5千円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、地方債の追加と変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、16ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節8報償費85万円から、節11需用費のうち印刷製本費18万円までと、節14使用料及び賃借料10万4千円の合計151万1千円の補正につきましては、一般財団法人地域活性化センターの助成金の採択に伴い、移住や交流人口の増加等につながる地域交流の推進及び活性化を図ることを目的とした移住・定住交流推進支援事業に係る事業費であります。

同じく節11需用費のうち、光熱水費1万5千円と節13委託料55万1千円の合計56万6千円の補

正につきましては、山川駅の無人化に伴い、今後、市で有人駅として維持するための光熱水費及び乗車券類簡易委託販売及び駅舎トイレ清掃業務の委託料であります。

同じく目11共生協働推進費、節19負担金補助及び交付金2,187万2千円の補正につきましては、コミュニティ助成事業助成金の決定通知に伴い、北十町地区自治公民館及び垂門自治公民館の音響設備の備品整備及び湊区会のコミュニティセンターの建設費用に関するコミュニティ助成事業補助金として2,000万円、また、指宿市公民館建設等補助金交付要綱に基づき、中川地区自治公民館の改修工事及び湊区会のコミュニティセンターの建設に伴う187万2千円の補助金であります。

款3民生費、項1社会福祉費、目9臨時福祉給付金事業費、節3職員手当等から次のページの節19負担金補助及び交付金までの合計7,084万円の補正につきましては、平成27年度に引き続き実施される臨時福祉給付金に係る事業費4,614万1千円と、障害・遺族基礎年金受給者を対象にした年金生活者等支援臨時福祉給付金事業が新たに創設されたことに伴う年金生活者等支援給付に係る事業費2,469万9千円であります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3健康増進費、節13委託料19万5千円の補正につきましては、B型肝炎ワクチンの予防接種法の改定に伴う健康管理システムの改修委託料であります。

同じく目4健康推進費、節8報償費から節14使用料及び賃借料までの合計119万1千円の補正につきましては、地域食材を活用した健幸メニューの開発・普及を図るため、健幸レシピコンテスト等の実施に伴う地域の資源を活用したヘルスケアビジネス創出事業に係る事業費であります。

款5農林水産業費、項3水産業費、目2水産業振興費、節19負担金補助及び交付金4,886万2千円の補正につきましては、種子島周辺漁業対策事業を活用した指宿漁協の製氷冷蔵施設の整備及び山川町漁協の水揚げ荷捌き用クレーン車の購入に伴う補助金であります。

18ページをお開きください。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節13委託料820万8千円の補正につきましては、県南薩地域振興推進事業として道の駅いぶすきSAKANA館魅力アップ事業費の採択内示に伴い、彩花菜館2階厨房の改修に係る委託料であります。

同じく目3観光費、節8報償費150万円の補正につきましては、社会人、大学、高校生の団体がスポーツ合宿をすることが見込まれることに伴うスポーツ合宿奨励金等の報償費であります。

同じく節11需用費25万1千円の補正につきましては、開聞観光案内所のシャッターの故障に係る修繕料であります。

同じく節13委託料1,980万円の補正につきましては、県南薩地域振興推進事業費の採択内示に伴い、砂楽入浴施設の個室シャワー室等整備に係る委託料1,900万円と、バリアフリー

観光導入推進事業として、バリアフリー観光に対する観光施設へのアドバイザーや各種団体研修会への講師派遣等に係る委託料80万円であります。

同じく節15工事請負費100万円の補正につきましては、県南薩地域振興推進事業費の採択内示に伴い、砂楽周辺の観光看板設置に係る指宿潮騒海道看板設置事業の工事請負費であります。

同じく節19負担金補助及び交付金50万円の減額補正につきましては、地方創生加速化交付金の採択内示に伴い、当初予算で計上していた5市町が広域事業として実施する南薩地域観光物流実行委員会の負担金200万円を減額するものと、着地型商品の造成や旅行商品の販売方法の検討など、観光協会が実施主体となっていく着地型観光普及促進事業に係る補助金150万円であります。

同じく目4温泉施設費、節11需用費1万9千円と、節18備品購入費91万8千円の合計93万7千円の補正につきましては、レジャーセンターの利用券販売機等の設置に係る消耗品費及び備品購入費であります。

同じく節13委託料237万6千円の補正につきましては、ヘルシーランド浴場の排煙装置及びプールの天窓が経年劣化により改修工事が必要となったことに伴う設計業務委託料であります。

同じく節15工事請負費583万2千円の補正につきましては、ヘルシーランドのプールの塗装が剥がれ、早急に対応する必要があることから、塗装工事に伴う工事請負費であります。

同じく目5公園管理費、節11需用費2万2千円と、節18備品購入費91万8千円の合計94万円の補正につきましては、そばの館等の利用券販売機等の設置に係る消耗品費及び備品購入費であります。

同じく節13委託料14万6千円の補正につきましては、オーストラリアの森内の木造の橋が経年劣化により腐食していることから、撤去に伴う委託料を増額するものであります。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費380万円の補正につきましては、県南薩地域振興推進事業の採択に伴い、当初、単独事業300万円で計画していた指宿駅地下道照明器具LED化及び誘導板設置工事について、補助事業へ組み替えて実施するもので、また、事業実施に合わせ指宿駅地下道の再点検によるタイル爆裂に伴う補修工事等380万円を増額するものであります。

19ページをご覧ください。

同じく項5都市計画費、目5都市公園費、節15工事請負費590万円の補正につきましては、県南薩地域振興推進事業の採択に伴い、当初、単独事業350万円で計画していた観音崎公園の防護柵、景観パネル設置等工事について、補助事業へ組み替えて実施するもので、また、事業実施に合わせ指宿駅前広場の街路灯や駐輪場のフットライト設置工事等590万円を増額するものであります。

款8消防費，項1消防費，目3消防施設費，節18備品購入費106万4千円の補正につきましては，コミュニティ助成事業による助成金の決定通知に伴い，少年消防クラブの防災訓練事業に必要な音響設備機材等の購入に伴う備品購入費であります。

款9教育費，項4高等学校費，目2教育振興費，節14使用料及び賃借料85万円の補正につきましては，商業高校の情報処理ネットワークシステムの機器において，インターネットにつながらないなど，サーバー機器の不具合が発生することから，取替えに伴う使用料及び賃借料を増額するものであります。

同じく項7保健体育費，目2社会体育施設費の補正につきましては，国民体育大会でバドミントンの競技が行われる指宿総合体育館の照明改修設計業務委託について，市町村有施設整備費補助事業に係る補助金の内示通知に伴い，県補助金を68万4千円増額計上し，地方債及び一般財源の合計68万4千円を減額する財源組替えであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，14ページをお開きください。

款14国庫支出金7,082万2千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金を計上するものであります。

款15県支出金7,155万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する県補助金を計上するものであります。

款18繰入金2,225万6千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

15ページをご覧ください。

款20諸収入2,291万3千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しのとおり，助成金と負担金等を計上するものであります。

款21市債960万円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，市債の追加及び変更を計上するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の11ページをお開きください。

議案第68号，指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，であります。

本案は，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましては，家庭的保育事業の小規模保育事業，事業所内保育事業の保育士の数の算定について，保健師又は看護師に加え，准看護師についても保育士とみなす

ことができるものとするものであります。

保育所等における職員配置について、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置について特例を設けるものであります。また、建築基準法施行令の改正に伴い、特別避難階段の構造が改正されたため、この基準に定める4階以上の階における避難用の設備について改正するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するものとしております。

次は、提出議案の14ページをお開きください。

議案第69号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、第10条第3項第4号に規定する放課後児童支援員に、学校教育法の規定により義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するものとしております。

次は、提出議案の16ページをお開きください。

議案第70号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用する事務を定めることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、市民の利便性の向上と行政の効率的な運営に寄与するため、個人番号を利用できる範囲に、子ども医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務、重度心身障害者の医療費の助成に関する事務を定めるものであります。

なお、附則において、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**△ 議案第68号～議案第71号（質疑，委員会付託）**

**○議長（松下喜久雄）** これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号を除く3議案については，お手元に配布いたしております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第71号については，各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

**△ 新たに受理した請願1件及び陳情1件一括上程（委員会付託）**

**○議長（松下喜久雄）** 次は，日程第12，新たに受理した請願及び陳情を議題といたします。

新たに受理した請願1件，及び陳情1件については，お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

**△ ICT推進に関する特別委員会中間報告**

**○議長（松下喜久雄）** 次は，日程第13，ICT推進に関する特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

ICT推進に関する特別委員会から，会議規則第45条第2項の規定により，中間報告を行いたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は，申出のとおり，報告を受けることにいたしたいと思います。

これに，ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって，ICT推進に関する特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

ICT推進に関する特別委員長発言を許可いたします。

**△ ICT推進に関する特別委員長中間報告（委員長報告，質疑）**

**○ICT推進に関する特別委員長（臼山正志）** ICT推進に関する特別委員会委員長の臼山でございます。ICT推進に関する特別委員会中間報告をさせていただきます。

ICT推進に関する特別委員会は，ICTの積極的活用により，議会基本条例に基づいた市民に開かれた議会運営，審査，審議の充実，議会の活性化と情報共有化に寄与することを

目的に設置されました。

まず、最優先課題として、タブレット端末導入に向け、先進地調査を実施するなどして、調査研究を進めてきました。タブレット端末導入については、これまで議会運営委員会やICT推進プロジェクトチームでも調査研究してきた経緯があることなどから、今回、一定の集約ができたものと考えます。つきましては、これまでの検討の経過と現時点における検討結果を中間報告としてまとめましたので、ここで報告いたします。

これまでの検討経過ですが、昨年6月2日の議員懇談会の中で、議員からタブレット導入検討の提起がなされ、議会運営委員会でタブレット導入状況の調査、タブレット導入に向けた検討状況の情報収集のため先進地調査を行い、タブレット端末導入による議会のペーパーレス化推進等ICTの積極的活用による議会活性化を図ることが決定されました。この決定を受け、専門部会として有志7名からなるICT推進プロジェクトチームが設置されました。ICT推進プロジェクトチームでは、通信事業者によるタブレット勉強会やセミナー、先進地調査を行うなど、タブレット導入に向けて調査研究を行い、本年3月16日の議員懇談会において6月定例会に必要な経費を予算提案し、定期的に取り扱いの勉強会を行いながら、平成28年度中は試験運用期間とし、平成29年度から本格運用に移行することを目標として取り組むべきであるとする報告がなされました。

次に、ICT推進に関する特別委員会についてであります。ICT推進プロジェクトチームの報告を受け、本年第1回定例会において、ICT推進に関する調査研究を行うことを目的とする9人からなる特別委員会が設置されました。特別委員会ではタブレット導入に関する事項について、行政主導で導入をしている神奈川県南足柄市、議会主導で導入をしている神奈川県逗子市と、導入経緯の異なる2か所の先進地調査を行うなど、タブレット導入に向けた調査研究を行ってまいりました。

次に、検討結果であります。導入効果の議員活動の利便性向上として、議案、参考資料、会議等の招集通知など、データでの受け渡しができ、いつでもどこでも受け取れる。タブレット端末一つで過去の資料も含め、全てを携行できる。市民等へ資料を見せながら説明が可能。過去の資料など、捨てるタイミングを考える必要がない。保管スペース、整理の心配がなくなる。膨大な資料の中から、必要なページを探すことが可能。検索機能で必要なページを素早く簡単に呼び出せる。知りたい情報をすばやく調べることができ、審査の質の向上につながる。執行部、議会事務局の負担軽減として、用紙代やコピー費用など、経費の大部分を削減できる。資料の製本、配布などの煩雑な業務を削減できる。ペーパーレス化の波及効果によって、資料の保管場所が不要となることや、資料の修正の場合の差替え作業が不要になるなど、随時発生する業務が削減できる。カラーでの図表や、写真を用いることで、分かりやすくなり、書面による資料請求が削減される。運用ルールについては、別途使用基準、使用範囲等を定めるものとする。タブレット端末通信方法については、機種としてiP

a d, W i - F i + C e l l u l a r モデル, 容量として64ギガバイト以上, ディスプレイとしてR e t i n a ディスプレイ9.7インチ以上, 通信方法として, 4G L T E 利用可能, アプリケーション, 文書共有システムについては, 様々な機能があり, 多くの自治体での導入実績があるサイドボックス, クラウド本棚とする。コスト削減効果については, 用紙代, 印刷代などの印刷コストのほか, 印刷製本に係る経費, 議案等の配布に要する経費, 廃棄費用, 議案等の差替えに係る労務費, ファクシミリ送信料, 資料保管に係る経費等が数値には表せませんが, 削減効果として考えられる。

導入費用, 維持管理費については, 端末台数25台, 議会20台, 議会事務局5台の導入費用としては244万円程度, 2年目以降は210万円程度が見込まれております。費用負担については, ほとんどの自治体でペーパーレス化に関する費用は予算で賄われている。ペーパーレス化事業は単に追加の予算が掛かるものではなく, 大きな費用削減効果がある。今回の取組は議会だけでなく, 行政側も含めた情報の共有化, 迅速化により議会・行政運営の活性化, 市民に開かれた議会・行政につながるものであり, 事業促進に寄与するものである。政務活動費は議員が行う調査研究, その他の活動に必要な経費の一部として支給されるものであり, 分けて考えるべきである。

以上の趣旨により, タブレット端末に係る通信費用及びアプリケーション利用料については, 全額公費負担とする。導入時期については, 平成28年9月定例会での導入をめどとする。研修会については, 導入前後の操作研修会を行うものとする。特に導入後においては, 定期的な研修会を開催し, 積極的なI C T 推進に努める。

以上のような検討結果に至りました。まとめとして, タブレット端末導入はペーパーレス化による経費削減はもとより, 議員の利便性向上や事務局の負担軽減など, 今後の行政・議会運営において, 様々な効果が期待できるものであり, 導入は必須であります。また, 導入効果を最大限発揮するため, 執行部側も導入に向けて検討していただきたい。特に情報の共有化と迅速化, 情報公開を図るという点において, アプリケーション, 文書共有システムの導入は必要なものであります。タブレット端末導入の目的は, 議会活動の充実と活性化及び業務の効率化であります。そのために快適な環境と優れたシステムが必要となります。今回の種々の選定においては, この点を十分に勘案して決定いたしました。なお, 運用においては速やかな事務対応が求められます。本市議会がタブレット端末導入を契機として, より一層の機能強化と活性化に努め, 市民の負託に応えられる開かれた議会の実現に向けて邁進することを期待いたします。

以上をもってI C T 推進に関する特別委員会中間報告といたします。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、ICT推進に関する特別委員会の中間報告の件を終了いたします。

#### △ 議案第72号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第14、議案第72号、事務の調査について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました公共施設の在り方調査研究特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において外菌幸吉議員、吉村重則議員、浜田藤幸議員、東伸行議員、高田チヨ子議員、森時徳議員、福永徳郎議員、前原六則議員、以上8人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時12分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました公共施設の在り方調査研究特別委員会において、委員長に東伸行議員、副委員長に福永徳郎議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

△ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 東 伸 行

議 員 高 田 チヨ子

# 第 2 回 定 例 会

平成 28 年 6 月 17 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

平成28年6月17日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 前之園 正 和 |
| 15 番議員 | 木 原 繁 昭 | 16 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 17 番議員 | 新川床 金 春 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新宮領 進   | 21 番議員 | 松 下 喜久雄 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長  | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長 | 宮 崎 英 世 |

|        |       |        |        |
|--------|-------|--------|--------|
| 建設部長   | 山下康彦  | 教育部長   | 長山君代   |
| 山川支所長  | 馬場久生  | 開聞支所長  | 川畑徳廣   |
| 総務部参与  | 中村孝   | 総務課長   | 岩下勝美   |
| 市長公室長  | 川路潔   | 危機管理課長 | 園田猛志   |
| 市民協働課長 | 田畑喜史  | 税務課長   | 有馬芳文   |
| 環境政策課長 | 下吉一宏  | 商工水産課長 | 山元成之   |
| 観光課長   | 今柳田浩一 | 長寿介護課長 | 西浩孝    |
| 健康増進課長 | 前菌千秋  | 農政課長   | 松澤敏秀   |
| 建設監理課長 | 田之上辰浩 | 都市整備課長 | 小牟禮信一郎 |
| 建築課長   | 大久保覚  |        |        |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 森和美  | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 嶺元和仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において森時徳議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、中村洋幸議員。

○16番議員（中村洋幸） 皆さん、おはようございます。16番中村洋幸でございます。

それでは通告しておりますので、一般質問を行います。

お隣の熊本県では、阪神淡路大震災と同じマグニチュード7.3、震度7の地震が発生し、死者49名、いまだに行方の分からない方が1名おられるようです。いつどこで発生するか分からない災害に対し、行政は様々な防災、減災対策を取る必要があると思います。災害に迅速に対応し、被害を最小限にとどめるためには、私たち市民も、常日頃から防災意識を高め、自然災害に対する知識を持ち、いざというとき迅速に対応できるよう、かねてより自主防災組織の強化を図り、日頃の訓練の重要性を高める必要があると思います。

それでは、質問に入る前に、熊本地震の被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願いながら、通告に従い質問をいたします。

まず、1点目の確実な情報伝達について。平成24年度から27年度にかけ、市内全域にデジタル防災行政無線が整備され運用がされております。運用整備費用は全体でどれくらい掛かったのか。運用について問題点はないか。多額の整備費用を掛けて整備された設備であります。畑仕事に出ておられる方、また、山林とかいろんな形で家を空けている方々、聞こえない、聞き取りにくいという相談が結構あるわけでございます。そこらについてどういう考え方をしているのか。また、2点目に、整備の方法について足りない部分の整備の方法ですね、それについて伺いたいと思います。

3点目に、本年度当初予算において安価な戸別受信システムの構築を行うとのことで予算措置がされましたが、その内容はどのようなものか伺います。

4点目、台風・豪雨災害時など市民に完全に情報伝達ができると考えているのか。防災行政無線は、平常時の室外は聞き取れるが、暴風雨の吹き荒れる台風時はほとんど聞き取れな

い状態である。台風、梅雨時期の大雨、集中豪雨など私たちの日常生活にこうした悪天候が襲い掛かると、人命、財産へ深刻な被害を受けることが考えられます。完全な情報伝達の必要性を感じるところでありますが、どういう取組をされているのか伺います。

2問目に防災対策について。避難所の耐震性を把握されているのか伺います。本市には一次避難所28か所、二次避難所50か所を指定しているようであるが、耐震性がある避難所がどれだけあるのか伺います。

2点目、各地域に配水池が整備され、断水時の給水対策をどのように計画しているのか伺います。また、給水車の配置はされているのか伺います。

3点目、予告なしの災害が発生した場合に、迅速に対応できると考えているのか。地震は台風などと違い、ほとんど予告なしに発生し、大きな被害をもたらします。この度の熊本地震は2か月目の6月14日現在で余震を含めて1,736回発生しております。地震が発生した場合の対応について、本市は迅速に対応できる準備は整っているのか伺います。

4点目、避難訓練などについてどのように考えているのかお伺いいたします。地震など大きな自然災害が発生したら、冷静に対応するのは難しいことだと思います。いざというときに確実に対応できるように、日頃から災害を想定した訓練を積むことが必要であると思います。本市は防災ハザードマップを作成されておりますので、かねてより地域の各ハザード地点を確認し、避難場所、避難経路、そして災害時要援護者の把握に努めておくべきだと思うが、どのように対応するのか、考えをお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 今回の熊本地震の被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っている次第であります。

さて、情報伝達、防災対策等についてご質問をいただきました。本市における情報伝達手段といたしましては、防災行政無線同報系を中心として、災害警報時に市から地域内の携帯電話に一齐にメールを送信するエリアメール、MBCテレビの協力によるデータ放送、市のホームページでの広報、消防署や消防団の消防車による緊急広報など、これらを総合的に活用し行っております。また、国におきましては、Jアラートによる市の防災行政無線同報系を介しての緊急放送と緊急速報メールの送信、県におきましても、携帯電話を利用した緊急速報メールの送信、各携帯電話会社におきましても、緊急地震速報対応機種に対して緊急地震速報の送信などが行われております。これまでも完全な情報伝達ができるよう努力しているところではございますが、それが十分ではないのではないかというような質問でもありましたけれども、そういうこともあるのではないかと考えているところでもございます。なお、今回更に市民の皆様へ情報を早く正確に認知・提供できることを目的として、防災ラジオの設置工事を計画したところでもございます。

次に、防災対策についてお答えをいたします。現在市で指定している避難所につきまして

は、自主避難される方を含め、校区公民館などを最初に開設する一次避難所として、28か所、災害対策本部が設置され、大規模な災害が発生する恐れ、又は発生した場合に災害対策本部の指示により開設する二次避難所として、50か所を避難所として指定をさせていただいております。議員ご質問の避難所の耐震性につきましては、昭和56年以降の新しい耐震基準により建設されたものや、耐震工事を実施したもの、また、地震や津波等により予想される災害の規模やある程度の標高、階層等を考慮し、現時点では地震に対応した避難所として18か所の学校施設を指定しているところであります。今後新たな施設や耐震化工事等の実施、また、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害時に避難所における生活環境が確保されるよう避難所、避難場所等の見直しを実施してまいりたいと考えております。

以下いただきました質問は、関係部長等が答弁をいたします。

**○総務部長（有留茂人）** デジタル防災行政無線が市内全域に整備されたが、費用はどれくらいかというご質問でございます。デジタル防災行政無線の整備につきましては、平成23年度に行政防災情報システム基本調査委託を実施し、また、平成24年度から27年度の4か年において同報系防災行政無線整備事業及び監理業務委託として、既設のアナログ防災行政無線設備からデジタル防災行政無線への更新、新設に伴い、親局、中継局、再送信子局、屋外拡声子局、戸別受信機及び遠隔制御装置の整備を実施いたしました。デジタル防災行政無線整備事業に掛かった総額は7億1,610万円であります。

次に、その運用について問題点はないのかというご質問でございます。屋外スピーカーからの放送は、近年の住宅の遮音性向上などに加え、建物の構造や地形など周辺環境の影響により、聞き取りにくい等の声は寄せられているところでございます。しかしながら、全ての地域に屋外スピーカーだけで情報を伝達することは、その特性からも難しいことから、市ではMBC南日本放送のデータ放送を利用して、デジタル防災行政無線の放送内容を掲載することとしているところでございます。また、本年度、市のホームページも新設リニューアルしたことから、今後ホームページによる防災行政無線の内容も掲載できればと考えております。これまで屋外拡声子局からの放送内容が聞き取りづらかった方々、放送時間に外出され聞き逃した方々等は、ぜひこのMBC南日本放送のデータ放送や、市のホームページ等をご利用いただき、市役所からの情報収集に役立てていただければと思っているところでございます。また、そういうことで、畑等に行って放送が聞こえなかったり、聞き逃したというのものではないかというふうなご質問でございます。先ほども申し上げましたが、MBCのそういうデータ放送、市のホームページ等で情報収集を行っていただきたいと思っておりますし、また、今年度から計画をしております防災ラジオについてご利用をいただければと思っているところです。この防災ラジオについては、乾電池対応可となっておりますので持ち運びもでき、畑に持って行きラジオを聴いていても、防災行政無線からの放送が流れると、自動的に切り替わるというふうなシステムのラジオでございますので、是非防災情報を

受信できるようにご利用をいただきたいということで、今年度から計画をしているところでございます。

それから3点目ですけれども、安価な戸別受信システムの構築を行うと聞いているが、その内容は、ということでございます。全ての地域に屋外スピーカーだけで情報を伝達するという事は、その特性から難しいと。これまで山川地域や開聞地域において、戸別受信機を利用していただ方には、アナログ防災行政無線の放送終了により不便を感じている方もいらっしゃるかと察しているところでございます。しかしながら、デジタル防災行政無線対応の戸別受信機は、市民の皆様が個人で購入するには大変高額であるところでございます。そこで市としましては、安価な戸別受信機はないものかと検討をした結果、1台、これは定価ですけれども、1万円から2万円程度で購入できる防災ラジオを市民の皆様にお示しする計画としたところでございます。しかし、この防災ラジオはアナログ波しか受信できないことから、今年度からデジタル波をアナログ波に変換して送信する再送信設備を整備する計画といたしているところでございます。

それから、防災対策についてという中で、予告なしに災害が発生した場合の迅速な対応ができるかと考えているのかというふうなことです。地震災害は予告なしに発生をいたします。阪神淡路大震災では、家屋の倒壊等により救助の必要な人のうち、消防等の公的救助隊による救助はわずか2%であったということも言われております。多くは自力、又は家族や隣人などの地域住民などによって救助されたとの報告もあったところであります。このことから、住民自身の自助と地域の自主防災組織等の共助による応急対策と復興・復旧に向けた取組が大変重要であると考えております。本市では、今年度から29年度の2か年にかけて、現在ある自主防災組織の活性化や育成を重点的に実施することとし、現在各地域において説明会を実施をしているところです。また、指宿市地域防災計画により、行政及び関係団体連携の下、災害に対応していくことから、今年度も地震・津波を想定した指宿市総合防災訓練を実施し、担当部署ごとの動きを再確認することといたしております。さらに、内閣府は平成25年に地方都市における地震対応のガイドラインというものを示しております。これは災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認しておくなど、災害発生前に対策を講じるとともに、災害発生時には指示や確認の対応状況をチェックすることによって、災害対応の効率化、円滑化を図ることを目的としており、災害対応の準備、初動、応急、復旧の各段階において地方公共団体が実施すべき17の対応項目をチェックリスト化して、チェックリスト形式でとりまとめてあるところでございます。これらの活用や地域防災計画の本年度見直しを進めておりますけれども訓練や研修等を実施することにより、災害発生時の対応の効率化、円滑化及び災害対策の充実強化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、避難訓練等についてどのように考えているかということでございます。市が毎年実施している防災訓練は、6月の土砂災害全国統一防災訓練、それから9月の指宿市総合防

災訓練，10月の開聞岳救助合同訓練，1月の文化財防火デーに伴う防火訓練を消防署，消防団及び自主防災組織等の協力を得ながら実施をしております。また，それぞれの地域の自主防災組織による訓練等も実施をされているところがございます。なお，本年度市の実施する総合防災訓練につきましては，地震・津波を想定した訓練を実施することとしております。参加機関といたしましては県，海上保安署，自衛隊，警察署，防災ヘリ，消防署，消防団，医師会，建設業組合，社会福祉協議会，日本公衆電話会，自主防災組織等を予定をしているところがございます。訓練内容といたしましては，対策本部の活動訓練，それから避難誘導訓練，救出救助訓練，避難所運営訓練，消火訓練等を実施する計画であり，今後とも関係機関と連携し，訓練を重ねていくことが重要であると考えているところがございます。

**○水道課長（川口光志）** 各地域には配水池が整備されていると思うが，断水時の給水対策，給水車はどのようになっているかのご質問でございますが，水道事業におきましては，平成25年度策定の水道ビジョンに基づきまして，主要管路につきましては年次的に耐震管への更新を行っているところでございます。また，配水池におきましても，平成25年度は山川の小雁渡浄水場配水池の耐震施設整備が完了し，今年度からは池田配水池の整備に着手したところでございます。ご質問の断水等による給水対策でございますが，小規模な断水等につきましては，現在2,000ℓと1,500ℓの給水タンク2基を保有しておりますので，これらにより対応してまいりたいと考えております。また，今回の熊本地震のような大規模災害等で本市だけでは対応困難な場合は，県，日本水道協会，管工事組合など関係機関へ応援要請し，速やかな給水活動を行いたいと考えております。

**○16番議員（中村洋幸）** それではですね，確実な情報伝達についてというところで，聞こえない声，聞き取りにくいというところはホームページなり，MBCのデータ放送で確認をしてほしいということでもありますけれども，まずですね，緊急性のある情報というのは，即座にやはり受信して行動に移すということが大事だろうと思うんですよね。これには今年度計画しておりますこの受信システムですかね，アナログ電波に換えて防災ラジオで受信するというこの方式がですね，どこにおっても3電源方式と。結局3電源で使えるわけでしょう。3電源で使えるということで持ち運びもできる。一番便利ではないのかなと。どこにおっても情報が聴けるということにおいては，やはりこの防災ラジオというのは威力を発揮するんじゃないかなと思うんですけども，そこらについてはどうなんでしょうか。案外とこのインターネットでとか，こういうデータ放送のやり方も分からない高齢者はかなりおられると思うんですよ。だからやはり何も扱わなくても情報が入ってくるというこの防災ラジオの場合は，何か普通のラジオを聴いても，その緊急放送が入れば即座に切り替わって情報が入るということで伺ってるんですが，やはりこれを100%ですね，全住民に配布なりする必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども，そこら辺についてはどうですか。

**○総務部長（有留茂人）** これまでデジタル防災行政無線施設の設置工事に7億1,610万円の費用

が掛かっております。また、今年度及び来年度に計画しておりますその防災ラジオを使用するためのデジタル波をアナログ波に変換する再送信設備の導入にも相当な費用が発生するところであります。なお、屋外スピーカーからの放送が届かない難聴区域においては、デジタルの戸別受信機を無償貸与して対応をさせていただきました。市ではデジタル波からアナログ波に変換するこの再送信設備を導入し、戸別受信機より安価な防災ラジオで防災行政無線の放送を受信できるように整備を進めているところであり、市民の皆様の負担が少しでも少なくなるようにという考慮をいたしまして、今お話がありましたことなんですけれども、防災ラジオの購入をお願いをしているところがございます。その助成についてということでございますけれども、今のところこのような状況の中で助成することは考えていないところがあります。購入に当たっては、広報誌及びチラシ等により市民の皆様へ周知をして、今後その整備が終わった後、購入者を募りたいと思っているところであります。

**○16番議員（中村洋幸）** この防災ラジオというのはですね、やはり市民の生命、財産を守るためのですね、情報機器であると思います。停電時であろうと、外出時であろうと、確実に情報が収集できると。やはり全戸に配布すべきだと。人の命がかかっているんですよ。人の命、財産を守るという意味からいったらですね、やはり防災行政無線に7億以上のお金を掛けてやってるんですから、末端のとこまでですね、住民まで完全なやはり情報が伝わるようにするというのが使命だと思うんですけども、市長の考えを伺います。

**○市長（豊留悦男）** ただいまご指摘いただきました住民の命、財産を守るというのは行政の第一義的な極めて重要な仕事でもあります。しかし、様々なところに学ぶことも必要かと思っております。私も出水に生活していた折、米ノ津川の下流域に住んでおりました。水害が予想されるということで、米ノ津東という地区には、全ての家庭に子機とそういうラジオが配布されておりました。子機を常に電源をオンにしているのは3割にも満たっておりませんでした、うるさいということで。朝夕の放送その他。極めてその利用の状況というのは十分ではなかったと記憶をしております。そして、たまたま放送によって避難をする機会がありました。その第1号の避難が私どもの家族でもございました。やはりその時には、隣近所は大変だぞ。水が増水し氾濫する恐れがあるというのは、つまり隣近所の大きな声掛けで近くの学校に避難したということも記憶をしております。針原の大災害の時もそうございました。崖崩れ等の恐れがあるということで、全ての家庭に子機を配布し、そして災害に備えていたのではありますけれども、残念ながら多くの人々の命が奪われました。それも同じく米ノ津地区にある針原地区であります。私のいました学校の子供たちの命もなくなりました。その時の反省では、今議員がご指摘のとおり、やはりこういう防災行政無線を含めた子機、そして携帯ラジオ等の利用というものが大きくクローズアップされ、それぞれの地区で防災に対する話合いがなされました。いざ配布されましたけれども、実際にどれだけ使われたかという追跡調査もなされたところがございますけれども、災害は忘れた頃にやってくると。そのため

の日常の備えというものの重要性、それは即ち集落ごとの、又は隣三軒両隣でやるべきだというような話もあったところでもあります。ただいまご指摘いただきました市民の安全を守るためにどのような施策を講じるべきか、防災行政無線の設置には多額の費用を要しました。これに全ての市民に子機、又は防災兼用のラジオを配布するとなりますと、それ以上のお金が掛かる可能性もあります。しかし、お金が掛かるからといってそれを無視してるわけにはまいりません。それぞれの地域の課題を把握し、聴こえるところ、聴こえないところ、聴こえにくいところ、どうしても配布が必要なそういうところ、そういうものを精査しながら、今後この防災に対する取組については重点的に取り扱わなければならないのではないかと、自らの経験を通してそう思っているところでもあります。

**○16番議員（中村洋幸）** 市長の体験からということでお話もありましたけども、まずですね、やはり自分の命を守ってくれるんだよというそういう意識をですね、高めてもらえば、その3割の方が電源を切ってたとか、そういうことは起こらないんじゃないのかなと。ただ、3電源方式の場合はですね、旧山川町の場合は800台からですかね、持ってたと思うんですけども、やはり停電になっても電池が入ってるから自然にそのまま使えるんだということで、電池切れで電池漏れを起こして使えなかったと、使えなくなったという機器はあったと思います。これは私も何件か聞いております。けどですね、やはり停電時は不安だと思うんですよ、テレビの情報も聴けない。その中でですね、防災ラジオの場合は、3電源で電池を入れとけば情報は聴けるわけですから、やはり絶対に私は必要だと思います。この山川、開聞、指宿を入れてですね、今までアナログの戸別受信機というのが何台ぐらいあったんですかね。個人で購入されてたという分がどれぐらいあったんですか。

**○総務部長（有留茂人）** これまで山川地域において、アナログの戸別受信機は819台と確認をいたしております。また、山川地域以外では指宿地域が147台、開聞地域が82台で、市全体の合計では1,048台のアナログの戸別受信機が設置してあったということで確認をしているところです。

**○16番議員（中村洋幸）** この1,048台は恐らく公的な補助もちょっとはあったかもしれんですけども、自費で導入をしてるわけですよ。これが国の政策によってアナログからデジタルに変わったということです。当然アナログの受信機は使えないわけですよ。そこらについてもやはり考える必要があるんじゃないのかなと。要は行政の都合で変わっているわけですから。テレビだってそうですよ。テレビ放送もアナログからデジタルに変わった時にはやはり国の施策でありましたよね。それについて普及するためにというか、やはりせっかくだと、私は大きなお金を掛けてるんだから、それを有効に活用するとすれば、やはりこういう戸別の受信機というか、防災のこのラジオをですね、デジタルと違ってやはりアナログの場合は雑音がザーザー入るんですよ。だけど情報は聴けないというほどのところじゃないと思いますんで、やはりこの高齢者とか低所得者を含めて何らかの方策を取るべきだと。私

はこの山川，開聞，この自費で購入していた方と高齢者，低所得者ということに限定したら，ちょっと何か差別してるみたいだなと思うものですから，もうこの際全戸配布をしたらどうかということだと思うんですが，もう一遍市長，お願いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 私の方から，今回のアナログ波からデジタル波へ移行したということで，これは国の整備方針で老朽化した設備の整備に当たっては，デジタル方式でしか許可がされずに，今回本市もデジタル化で整備を行ったところでもあります。ただ，なかなかそのアナログ波からデジタル波に変わった関係で，戸別受信機では聴こえないというふうなことであります。指宿市が考えたところは，検討したところはですね，このデジタル波からアナログ波に変わったところでやはりその戸別受信機が欲しいという方がいればですね，これをそういう考えの方には，是非その安価で購入をしてほしいというふうなことを考えたところではあります。そうするためにはどうすればいいかと。であれば，今のデジタル波をアナログ波にして，安価なその防災ラジオ，これが定価で1万円から2万円ということで，これを集団的に購入すればまだ安くなると思うんですけれども，そういう施策を取って，高齢者でもですけども，市民の方々，そういう欲しい方は購入ができるという態勢を取ろうということで，本年度からそのデジタル波からアナログ波へ再送信をするという設備の工事を計画をしたところなんです。そういうことで，その全ての市民の方が欲しいというふうなことであれば，安価なこの防災ラジオがいいだろうというふうなことで計画をしたところで，戸別にその補助とか，全戸配布というふうなことについては，市の方でそういう設備を整えましたので，是非市民の方はこの防災ラジオをですね，活用をしたいという方は，是非活用をしていただければというところで，現在のところはその全戸配布というふうなことには至っていないところでございます。どうかご理解をいただきたいと思います。

**○16番議員（中村洋幸）** この防災ラジオを欲しい方というのはどのような表現なんですけども，結局ですね，暴風雨時，台風で雨風を伴ってといった場合にはですね，雨戸を閉め切る，今の家は気密性が高いんですよ。絶対聴こえないと思うんですけども，皆さんは聴こえるんですか。私のところは聴こえないんです。外部スピーカーは近くにあるけども，聴こえないですよ。だから，もし暴風雨時は停電になる可能性も強いということを考えればですね，この3電源方式の防災ラジオというのは威力を発揮すると思うんですよ。だからこの際ですよ，その緊急防災対策債とか過疎債とかというのは使えないんですか。それを使った形で幾らかの自己負担をしてもらおうとか，そこらについてもやはり検討する必要があると思うんですけども，どうなんでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 今ご指摘のその緊急防災減災事業債ということの制度の利用ということであろうかと思えます。市では現在その緊急防災減災事業債制度を利用して，今回計画をしておりますデジタル波をアナログ波に変換して送信する再送信設備を整備することといたしているところです。そのほかに，その事業を使って浜見ヶ水の分団の消防車庫新築の工事

等をやっているところでもあります。そういうことで、今ご指摘の事業については活用はしてるんですけども、その防災ラジオを全戸へ配布するというふうな事業に充てるというふうなことは今のところ考えていないところでございます。それから過疎対策事業ということで、消防の防災施設整備事業ですけども、これは今のところ常備消防の車両購入や耐震性の貯水設備の設置工事等に利用しているところでもあります。以上です。

**○16番議員（中村洋幸）** 一つのことではちょっともう時間が過ぎてしまいますんで、次に入ります。

エリアメールですかね、この度熊本地震で何回か私も受信いたしました。市からも地域内の携帯電話に一斉メールの送信ということでエリアメールというのがありますよね。これはどういう時に発信されるのか、私は今までちょっと受信した経験がないんですが、どういう時に発信されるのかお伺いしておきます。

**○総務部長（有留茂人）** エリアメールについてということでございます。本市では災害時等における緊急情報の伝達に当たり、市域内の市民及び来訪者の携帯電話に対し、株式会社NTTドコモ、KDDI・au株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社などの協力を得て、事前の登録なく発信できる緊急速報メール、いわゆるエリアメールを導入をしております。エリアメールとは、緊急地震速報や災害情報、避難情報などを回線混雑の影響を受けずに配信できる携帯電話向けのメールサービスで、指宿市内に設置されたアンテナから電波の受信が可能な携帯電話に対し、自動的にメールが配信されます。また、事前登録が不要ですので、指宿市内の観光客等の来訪者にも配信されますし、使用料、それから通信料及び情報料は無料となっております。これまで本市においても、平成24年6月27日の大雨に伴い、緊急速報エリアメールを利用し、土砂災害警戒情報を発表したことがあるところでもあります。今後も有効な情報伝達手段の一つとして、エリアメールを利用して情報発信を行っていきたいと考えているところです。

**○16番議員（中村洋幸）** 次に、市内にはですね、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所など数多くあるんですよ。これはもう市内全域に私は広がってるんじゃないのかなと思います。私たちのところにももうほとんどが見た感じがもうどこがいつ崩れてきてもおかしくないというような場所ばっかりです。山川の成川地区にはですね、成川浜地区、あの山川駅のちょっと先ですね、あそこなんかはですね、もうほとんどやはり孤立地域なんです。もし、地震、崖崩れ等がですね、あの信号のどこ、山川駅からちょっと行ったとこの信号のどこなんかで起きたらですね、どっちにも逃げ道がないんですよ。高潮なんかにしてもそうです。もう洪水にしてもあそこは考えられん場所じゃないんですよ。満潮時の大雨となれば水に浸かると。台風時も今もあるんですよ。床下浸水はあります。だから、こういう場所のですね、やはり把握をして、地域地域に合ったハザードマップというかな、もしもの場合にどうするんだという行動計画までちゃんと組んで、要援護者という

のがほら、もう高齢化、指宿も今、年に1%ずつは伸びてますよね、高齢化。山川地区なんかはもう今年度40%ですよ。こういう中ですね、やはり数ある全域を含めたですね、ハザードマップはできております。ただですね、やはり各その災害に応じたマップというのは、まだうちの場合はできてないんですよ。私が23年でしたかね、一般質問をした時に、そこらについても検討するというので市長の答弁だったと思うんですけども、今後そこらについても検討を進めていきますというような答弁をいただいているんですが、どこらまで今、作業が進んでるのか、お伺いをいたします。

**○危機管理課長（園田猛志）** 議員ご質問の避難時については、複数路がこれはやっぱり必要だなということは想定されております。今回防災行政無線がデジタル化されたこともございまして、市内のですね、防災行政無線につきましては、孤立しそうなところにアンサーバック機能といたしまして、市の危機管理課と電話でつながる方式も採用いたしております。また、土石流災害等につきましては、現在県の方で指定の見直しをしているところでございます。今年度が岩本地域で指定がされましたが、これに併せて防災ハザードマップの整備をまた進めてまいりたいと思っております。なお、それぞれの地域の危険地域につきましては、28年度から29年度におきまして自主防災組織の再活性化を図っておりますが、この中で細かい地域のハザードマップができればなというふうに考えているところでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** もう時間がありませんので、防災対策の方に入らせていただきます。

耐震性のある避難所ということで言えばですね、まず学校関係だけなんですよ、小学校、中学校含めたところはほとんど耐震診断をやって耐震化を図ってます。そこが二次避難所ということで、地震の場合の避難所にも指定がされているところでもありますけども、高齢者が多くなるとですね、そこまでまず避難に車は使うなとかいうことがありますよね。そうした場合に、結局我々のところからでも大成小学校まで約2キロです。そんな距離のところをですね、まずは徒歩でといっても無理だと思うんです。無理な方がたくさんおられます。そんな中ですね、一時的なその避難所に成川の区民センターとかというのも入ってるんですけども、我々の成川地区の場合はですね、各集落に集会所を持ってるんですよ。大体50人程度は入ると思います、4、50人は。これはもうほとんど昭和56年以降の耐震構造です。だからこういうところもですね、身近なところに避難するとすれば、そういうところもあるわけですから、そこらの指定というのは考えられないのか、お伺いいたします。また、自治公民館で町区も公民館を造りましたがね、あれも当然耐震構造だろうと思うんですよ。だから、そういうところはやはり地震の関係の避難所にも指定をするべきだと思うんですけども、どうなんでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 災害の種類や規模、状況等によりますが、高齢者など要援護者の避難先につきましては、できるだけ近く安全なところが望ましいと考えております。今後、今議

員ご指摘のありましたその指定というふうなことも含めて考えていきたいと思っております。避難所は避難者、自主防災組織等によって共同で運営をしていくこととなります。今後自主防災組織の育成を図ることが重要でありますので、先ほど説明をしましたが、今年度から各地域において説明会を実施し、防災組織の活性化を図って、避難所や避難所運営等の訓練の支援も実施していくというふうなことで考えております。その避難所の指定については、その中で検討をさせていただきたいと思っております。

**○16番議員（中村洋幸）** 次にですね、一次避難所、二次避難所含めてなんですが、通常、避難する方は非常持ち出し品ということで、自分で必要な物はちょっとは持って行くと思うんですけども、その避難所にですね、備えられてるといふか、備蓄されてるような品物といったら、何かこれとこれは避難所には揃ってますよと。その発電機とかそういうような皆さんで使うような物ですね、そこらについては何か避難所に指定してあるところには備蓄品として何か揃えてあるんですか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 東日本大震災や阪神淡路大震災を教訓として、近年市町村において日用品や食料品、非常食の備蓄がされてきております。本市の防災計画においても、災害備蓄物資の備蓄調達目標を人口の5%相当と定めておりまして、平成28年の5月1日現在の推計人口が4万1,744人でありますので、日用品や寝具等を2,100人分備蓄する必要があるところであります。現在指宿市では備蓄はわずかで、災害の際には県や日赤の鹿児島支部に依存している状況であり、また、食料に関しましても、防災計画においては市が調達を行い、県や九州農政局が支援することとなっておりますが、現在市自体で食料の備蓄はしていない状況であります。今回の熊本地震も含め、過去の大きな災害時には三日間ほど支援が届かないような状況ですので、市としての災害時の備蓄を検討していくとともに、市民の皆さんや自主防災組織での備蓄のお願いなど、大規模な災害に備えて今後早急に検討していきたいと考えております。

**○16番議員（中村洋幸）** 発電機等はですね、できるだけやはり大きな避難所については、ちゃんと備付けをしておくべきじゃないのかなと。避難所として指定したところがやはり当然それはするべきだと思います。

次に入ります。水道、上水道の関係でですね、1.5tと2tの給水タンクは整備されてるといふことでしたけども、通常の断水ではですね、これで十分間に合うと思うんですけども、非常時のやつは飲み水と、結局今回もでしたけども、トイレの水洗化がもうほとんどですから、トイレに流す水がないというようなことも問題になりましたけども、この風呂、トイレに使うような生活水というのは、何かやはりもうこう避難訓練をする時でもいいですから、やはりかねてから風呂場の水は朝まで取っとくとか、そこらの指導もやはり検討すべきじゃないのかなと思うんですよね。そこらについてはどういう考え方なんでしょうか。

**○危機管理課長（園田猛志）** 議員おっしゃるとおり、災害時の上水のみならず下水の対策が喫

緊の課題だとは思われます。私どもも自主防災組織を再構築する中で、最大限命を守る行動という部分につきまして今後市としましても指導・助言をしまいたいと思っております。

**○16番議員（中村洋幸）** 次いきます。自主防災の関係で、突然の被害に見舞われたとき、大きな被害を受けやすいのは高齢者や子供、障害者と手助けが必要な方々です。地域と連携し、支援する共助の仕組みも各集落自主防災組織を設置し、お願いしておく必要があると思うんですけども、そこらについてはどういう考え方なのか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 自主防災組織については、自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の精神の下、大規模災害時の被害の軽減と、災害後の避難所の自主的な運営に欠かせないものであり、本市における自主防災組織の現状は、平成28年4月1日現在で88組織で、世帯における組織率は92.9%となっております。しかしながら、全国的に自主防災組織の活動が形骸化しておりまして、南海トラフ地震の想定や先般の熊本地震における被災状況からすると、自主防災組織の活性化は喫緊の課題であると捉えております。本市も本年度から2か年かけて計画の基本理念を災害発生時に実際に動ける組織づくりと定めた自主防災組織の活性化計画を策定をしまして、現在校区公民館や区を対象として活性化の説明と協力をお願いしているところであります。今後もこの説明会を通じながら、その自主防災組織の組織率の向上、それからこの自主防災組織の活動が若干形骸化してるものを活性化していくように取り組んでまいりたいと思っております。

**○16番議員（中村洋幸）** もう最後の質問になると思います。避難訓練ですね、私も覚えてるのは防火訓練がほとんどです。消火訓練ですね、消火訓練が今までの間で覚えてるのは地域ですよ、地域で通常やってるのは消火訓練です。そういう中でですね、やはり危険性のある場所が結構あるんですから、それに応じた地域の災害に応じたですね、やはり避難訓練というのが必要じゃないかと思うところがございます。この避難訓練に合わせてですね、やはりかねてからこの非常持ち出し品とか、通常・非常備蓄品、家庭でやるやつですね、やはりこれについてもやはりもうくどいぐらいやはり言って準備をせよと。私も大阪の友達とかですね、熊本の友達からも言われました。お前たちは水ぐらいは備蓄してるのかと。自分たちはやっていると行ってました。阪神淡路大震災を経験したり、熊本地震を経験したりですからね。だから、やはりそういうことも水はもうどうしても命をつなぐ飲み水として必要ですから、やはりそこらも徹底してほしい、指導というのをすべきだと思います。それと避難訓練ですね、やはり現実に災害が発生したことを想定してですね、避難所まで徒歩で行くということをやったってありますけども、テント設営から炊き出し等、実際これまでやってみたらどうなのかなと。そういう試みも必要じゃないのかなと。花見時期であればですね、どこかの高台の公園まで行ってそこで炊き出しをして、皆で花見がてらこういう訓練をやるということもいいんじゃないかなと。ただの訓練じゃ出してくれないんですよ。だ

からそこらについてもいろいろ考えながらやってみたらいいんじゃないかと思います。そこらについての答弁を時間が2分ほどありますので、お願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 先日、熊本の益城町役場の周辺を歩いてまいりました。行政としてはどうしても手が届かない、目に付かない場所が大変な被害を受けておりました。その時に私が感じたのは、やはり隣近所でもし地震がきたら、こういう方向でどこに行こうという、いわば私たちがホテルに泊まった時に緊急避難経路をこうして部屋ごとに作ってあります。そのようなところを皆で近くの方々に、いわゆる自分たちが避難でき、安全に身が守れるというようなそういう取組をしなければならぬだろうということを強く感じました。同じブロック塀でも、これだったら壊れるだろうなあ、危機管理課長とか建築課長と一緒に行きましたけれども、そのブロックによっても鉄筋の大きさとか、コンクリートを流しこんでない塀があったりとか、そういうのをかねてから近くで点検をし、もしあったらこうしようという、いわゆる皆で考えてまさかの時に備える必要があるなあというのを感じました。今後公民館長さん方、地域の方々とともに皆で助け合うそういう組織を作らなければならないと感じたのが一つであります。それと消防署を全て回りました。やはりここにも議員がご指摘のように、緊急の想定外の災害に備えられるような備蓄されたものとか、そういうものがあるかを含めても点検をいたしました。多くの教訓を今回の熊本地震で得ましたので、やはり市民の命、安全を守るために努力をしてまいりたいと思います。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 私は日本共産党の議員の一人として平和を守り、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて質問いたします。

安倍政権は通常国会でTPP協定の批准を先送りいたしました。参議院議員選挙後の臨時国会で強行を狙っております。そのために二つの嘘で国民に欺こうとしております。一つは聖域を守るとした国会決議を完全に踏みにじったことです。国会決議では農産物の重要5項目米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖は完全撤廃を認めないとしていました。ところが、TPP協定では重要5項目のうちの3割の品目で関税が撤廃され、残る7割でも関税引下げなどが行われ、無傷な品目は一つもないことが明らかになりました。しかも、7年後には日本だけが残った関税の撤廃に向けた約束をいたしました。もう一つは、TPPによる農業や関連産業、地域経済への深刻な打撃はないとして正反対に描き出すまやかしの経済効果試算です。TPPが発効しても農産物の国内生産量は減少せず、自給率も低下しないというあり得ない前提に立っております。TPPはアメリカを中心とする巨大多国籍企業の利潤追求のため

め、関税を撤廃し、食の安全、医療、雇用、保険、共済、国、自治体の調達など、あらゆる分野の非関税障壁を撤廃するというものです。しかも、I S D条項、投資家国家間の紛争解決条項によって多国籍企業が政府や自治体の施策に介入、干渉できる権利を保障しております。米国を中心とする巨大多国籍企業に日本を売り渡すのではなく、経済主権、食料主権を尊重したルールを作ることこそ必要であり、農産物の価格保障、所得保障を抜本的に強化し、安心して再生産ができる農業をつくり、先進国最低レベルの39%に落ち込んだ食料自給率を引き上げる努力が必要です。指宿市においても、今年1月24日から25日にかけて西日本を中心に襲った記録的な寒波に伴う冷害により半年前から畑を準備し、経費を投じ、丹精込めて作り上げた農産物が収穫する前に一夜のうちに全滅になってしまい、農家にとっては目も当てられない状況です。そこで質問いたします。冷害対策について。これまで多数の議員が議会で取り上げて、大雪と低温による農業被害に対する財政支援等を求める意見書も採択されました。大雪と低温による農業被害額は20億円を超えております。昨年7月頃から作付けの準備をし、資材などの経費を投じ、丹精込めて手入れをし、これからの収穫の最盛期に入る時に1月24日から25日にかけて西日本を中心に襲った記録的な寒波に伴う冷害により、ソラマメやスナップえんどうなど豆類や農産物が甚大な被害を受けました。農家にとっては収入がなく、経費の支払いができない上に生活費も出ないのが現実です。国・県の支援内容がどのような内容か質問いたします。また、農家にとって収入がないわけですので、国や県、市の支援を受けたいのは誰でも同じではないでしょうか。被害対象農家は幾らで、現時点で申請は幾ら、金額にして幾らか質問いたします。

これで1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 国は被害を受けた農業者に対する支援策として、次期作物の再生産に向けた経費を補助する大雪等被害産地営農再開支援対策事業を適用し、全国で12億円の予算を確保して対策を取るようになったところであります。事業の内容につきましては、被害に遭った作物の残渣等の撤去費用として、面積を対象とする補助といたしまして、野菜で10 a 当たり1万1千円、果樹、バレイショで10 a 当たり1万円、次期作物の植付けまでの経費として肥料、農薬、土壌改良資材や種子、種苗、これは果実の苗木を含みますけれども、この植付けに必要な資材の購入費に対し2分の1以内を補助するようになっております。さらに作物や農業用施設に被害を受けた産地に対し、産地再生に向けた栽培環境整備生産資材導入等の営農活動や、収益力強化に必要なパイプハウス導入等の支援を行う内容となっております。県の支援であります園芸産地再生産支援事業につきましては、農作物再生産支援として、植付けまでの経費として土壌改良資材や種子、種苗、肥料、農薬等の購入費の2分の1以内を補助することとなっております。県全体では4億9,000万円の予算を確保していただいているところでございますが、国の事業を優先し、国の事業に対応できないものを県の事業で支援するとの説明をいただいているところであります。

以下、いただきました質問は、関係部長が答弁いたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 冷害被害対策の農家の申請状況についてのご質問でございます。大雪等被害産地営農再開支援対策事業について県の説明会が2月29日に開催され、3月2日にはいぶすき農業協同組合など、関係者に対し事業説明会を開催した後、被害を受けられた農家の方々に対しまして3月22日から3月25日にかけて、各公民館等12か所で16回の説明会を開催し、合計629人の参加をいただいたところでございます。3月11日公募の締切りの段階で市全体として約8億円の補助金要望額を国に申請し、約7億3,000万の内示をいただいたところでございます。内示を受けまして4月21日から5月10日にかけて、事業の申請手続きを行うために各公民館等12か所において受付を行いました。その結果、6月6日時点で栽培農家1,390戸のうち748戸、約53%の農家の方々から申請がなされております。面積換算をいたしますと、545haのうち350haと約64%の申請があったところです。申請額につきましては、約1億7,000万円の申請内容であり、現在でも申請に来られる農業の方々もあることから、額の確定はまだできていない状況にあるところです。

**○5番議員（吉村重則）** 国の補助の中で、この作物の片付けに対して10a当たり1万1千円と。次期作に対して2分の1を補助するという2段階と言ったらいいんでしょうか、方向になっていると思うんですが、その片付けに対する申請が農家として何戸数ですか。それと次期作に対して2分の1補助の申請をされた農家が何戸数か。

**○農政部長（宮崎英世）** 補助事業を申請された農家の方々の戸数とあと申請額の件でございます。残渣の撤去、これに関しましては約3,800万円、資材の購入2分の1の補助の方ですが、事前購入に関します部分が約4,000万円、後作の資材の購入に対しましてが9,600万円ほどでございます。合計で申請者の数といたしまして748人、金額の合計で先ほどお答えいたしました1億7,000万ほどということになっております。

**○5番議員（吉村重則）** この片付けと次期作の資材の2分の1ですよ。これ農家戸数では申請する農家は違うと思うんですが、片付けだけ申請する農家と片付けと次期作両方申請してる農家戸数の違いは分からないですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 議員がおっしゃいますように、片付けだけの農家の方も当然いらっしゃいます。両方を申請された方もいらっしゃいます。現段階で748名の方が申請をされておりますが、現段階でもまだ申請をされる方がおりますので、数の確定はまだしていないところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 現時点ではその片付けと2分の1資材の両方申請してる方の区分けはしてないという捉え方でよろしいんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** はい、そのとおりでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 国の方に申請を出して、7億3,000万ですか、の内示をいただいたという。いただいながら、実際として現時点で申請が行われてるのが1億7,000万とかなりの

差があるわけですね。これはどこに原因があるのか。農家戸数にしても1,390戸数でしたか、に対して748戸数64%、かなりの農家は申請をしてないわけですけど、これはどういう問題があって、その辺の調査なんかはされてないんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 先ほどお答えしました国の補助金の内示額7億3,000万に対しまして、今現在申請された方々の合計が1億7,000万という集計になっておるところでございます。私どもも説明会を開きまして、農家の方々からお話を聞いて申請額をまとめて国の方に要望して内示をいただいたところでございますが、実際の申請に至ったのは大分今の段階では少ない部分でございます。その申請を見送った方の意見といたしまして幾つか聞いているところがございます。まず、この資金に対してもう蓄えがあるからそちらを使うとか、あと申請が面倒であるということ。あとそれから農協の方で災害振興資金、災害関連の貸付ですね、それが行われた関係からそちらの方を使うというようなことのお話を聞いております。

**○5番議員（吉村重則）** 資金があるとか、申請が面倒くさいとか。災害資金が農協の災害資金の借入れがあるということなんですけど、国の方に8億円申請をして7億3,000万が内示として来てるわけですね。そういう中で本当に農家は昨年7月から準備をし、畑の準備からずっとやって、この1月、2月、3月、4月前半で大体1年分の資材から生活費も賄っていくものを収穫するわけですよ。実際7月から1月まで手入れをしてきたことが無駄なんですよ。例えばサラリーマンだったら、投資は何もせんでもいいわけですよ。仕事を失った時点から収入はないわけです。だけど、農家の場合は資材を入れて一生懸命4か月、5か月一生懸命働いて収入は全然ないわけですよ。資材費を払っていかなければならない。生活もしていかなきゃならない。そういう中で1年分の収入そのものが全然ないんですよ。本当にこの辺が分かってるんだろうかと思うんです。行政の方は農家に説明しました。申請がありません。それで済むかもしれないんだけど、農家はそんなもんじゃないんですよ。その辺でもうちょっと本当に農家、指宿市において1,300戸数の農家ができなくなった場合はどうなるんですか。今の農政でいいんですか。もうちょっとその辺を真剣に農家の中に入っているいろんなことをしていかなければ、国から7億3,000万の内示をもらいました。それで農家に説明をし、実際は1億7,000万しか申請がありませんでしたと。本当にこのような状態でいいんですか。その辺はどう考えますか。

**○農政部長（宮崎英世）** 議員のおっしゃるとおり、今年1月の24日、25日の大雪の被害、それと昨年度の長雨による生産の減少の問題、この1年間の農家の方々が被られたマイナス要因というのは、非常に厳しいものと当然受け取っているところでございます。そういう農家の方々の状況を受けまして、今回この国の補助事業、県の補助事業、それと市も2月の議会でもお願いをいたしました農業振興資金の増額の対応、それとあと緊急に農家の方々へ配布をさせていただきましたメリット、あれに関しましてできることをなるべく早くやってきたつもりでございます。その上でこの申請額がちょっと低いということで、先ほど答弁をさせてい

ただきました理由、意見というのもあると思いますけど、これに関しましても、やはり農家の方々がしっかり自分の経営の状況等を考慮されて判断をされた結果だろうと思います。農業振興資金に関しましても、3,000万円の上積みを行いまして、あと対象の方々も要件を緩和させていただいたり、使える目的の部分も、この冷害被害対策に使えるような形で条件を緩和をさせていただいたりして対応させていただいたところがございます。いろんな対応をさせていただきましたけど、この申請の状況ということに関しましては、農家の方々がそれぞれご判断されて申請をする、しないというのを考えられたものと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 農協から災害資金の借入れがあるからという説明もあったわけですが、実際農協の方に申請してる農家戸数というのは何戸数、その災害資金を農協の方から借入れをされてるのは何戸数なんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 農協の方の災害関連の融資の部分ですけど、これも現在まだ受付の最中というところで、数の部分に関しては報告は概要の部分しかいただいているところですが、5月末現在でですね、相談件数が80件あったそうでございます。融資が実行された件数が49件、1億8,000万ほどの融資をしたというところがございます。

**○5番議員（吉村重則）** 相談に来た方が80件で、49件が融資を受けたと。これ漏れた理由ですよ、31件ですか、31件について理由何か分かっていますか。

**○農政部長（宮崎英世）** 申請をされなかった理由に関しましては、確認しておりません。

**○5番議員（吉村重則）** 農協から借入れをしている方も49件という全体の1,300件からすればごくわずかなんですよ。市のその振興資金ですか、これについても実際約50件の方が相談に来て、実行されてる方は4件ですよ。農家はそんなもんじゃないと思うんですよ。実態としては本当に火の車の中でどうにかやりくりをしながらしているのが実態なんですよ。これではどう農家が、行政の方はこれを提示しました、説明もしました、後は農家が責任を持ってしてるからもう行政の方は関係ないという捉え方なんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 市の農業振興促進基金に関しましても、現在4名の方の申請ということで、2月の議会の段階でできるだけたくさんの上積みをさしていただきたいということで3,000万ほど増額をさせていただいて、農家の方々の支援につながるような形で態勢は整えていたところがございます。しかしながら、この4件という数字は、私どももちょっと、なぜ少ないのかという部分が思っているところがございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、なるだけ借りやすくして取り組んできたつもりでございます。先ほど資金を借入れなかった方々の理由として、ご自分で準備されていた資金を使ったという意見もございましたので、市のこの振興資金に関しましては、利息もなしと、無利子ということで、なるだけたくさんの方々に活用をして、この災害を乗り越える農業経営に取り組んでいただきたいという気持ちなんですけど、現段階ではもう結果的に4名の方の申請というところにとどまっているということがございます。

**○5番議員（吉村重則）** それとあと冷害に遭った作物の資材関係ですよ。7月までに支払いをしなきゃならないんですよ。100万から200万、それ以上の方もいると思います。しかも、この次期作、片付けについての3,800万については、もう別に自己負担とかそういうのはないわけですから、農家負担はないわけですよ。ですけど、あとの1億3,600万ですか、これについては説明会の中では、9月の下旬から10月の上旬に2分の1を農家負担は準備をしなきゃならないと言われていたわけですよ。例えば100万の方だったら、去年のやつを100万、7月までに支払いをせんといかん。9月の下旬から10月の上旬には50万、また作らなきゃならないんですよ。そのお金は本当に農家自身は支払いになった場合には、説明会の中でも、もし、農家が準備をできないんだったら辞退をしてくださいという説明がなされてるわけですよ。この辺はどうなんですか。何かの対策は取れないもんなんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 国・県のこの被害対策の補助事業ということは、補助率が2分の1ということで、残りの2分の1は申請者の方々が当然負担をするというような制度となっております。要は補助事業として実施をするときには、この残りの負担の部分、ここもしっかり確保した上で当然申請がなされないといけないという制度になっておりますので、その2分の1は申請者の方で準備をしていただくと。当然先ほどJAの方の災害の緊急資金、それとあと市の農業振興促進基金の貸出し、基本的にはこれらを充てていただけるような形にもなっておりますので、その貸付けの方を活用をしていただきたいというふうに考えております。

**○5番議員（吉村重則）** 市長にお尋ねしますけど、振興資金にしても50名からの相談があって4件しか利用がされてないと。しかも、去年の作物の資材費について、農家は7月までに支払いをしなきゃならないと。そして、この2分の1補助の申請をされた場合には、9月の下旬から10月の上旬にはこの半分を準備をしなきゃならないわけですよ。これについて何らかの対応とか、例えば振興資金にしても50名の方が相談には来たけど、借入れをしなかったというところに何らかの問題があるわけですよ。これをこういう大きな災害に遭ったわけですので、行政としては何らかの対策を取るべきだと思うんですが、市長はどのように考えますか。

**○市長（豊留悦男）** 指宿の農家の方々、やはりそのような災害、危機に備えての足腰の強い農業経営をしてる方が多いというのも事実でございます。市としても、今回の冷害、雪害等の自然災害による農作物への甚大な被害、大変多額でありました。農家の生産意欲を低下させないように、農家の農業の衰退や産地としての存続、これを第一に考えて様々な施策を打ってまいりました。その施策の一つとして、やはり公民館等12か所等で説明会をし、この甚大な被害に対する行政としての対応は図ってまいりました。実態として議員が危惧するようなそのような数値、割合になりましたけれども、これはなぜだったのか。もし、こういう救済、被害等に対する支援を必要とする人たちが、この支援を受けなかった理由は何なのか、それ等については事細かく調査をしなければならないと思います。しかし、数値で見えるも

のはあります。即ち、農協等の貯金、貯蓄、そのものが今回、災害により数億円引き出され、自分の力で経営をやり直すという災害に対応するという事実もあるようでございます。そういう意味で指宿の農業経営者というのは、そういうものに備える一方、やはり足腰の強いと言ったのはそういう意味でございますけれども、そのような経営をしている事実もございます。しかし、吉村議員がおっしゃいますように、今後やはり経営として非常に行き詰まり厳しいというそういう事実をしっかりと把握をして、今後農政を中心にしたこの基金、支援の在り方については考えてまいりたいと思います。議員も農業委員として本市の農業の推進、それに大きな力を発揮されておりますので、例えば議員がこのようにして農業にPRをすべきだと、こういう方々がいるから訪問して、こういう手立てを取るべきではないかというそのような具体的な施策の有効活用ができるような案もいただければ、私どもも謙虚にそれを承って、行政としてやるべきことをやりたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 2分の1補助についてあとの個人負担の2分の1について、市と県と2分の1の半分を支援するとか、そういう施策的なものは考えられないのかどうか、その辺も含めて市長の方にはお尋ねしたのですが。2分の1を県と市の方で。だから4分の1が農家負担で4分の1が県と市が負担するとか、そういうことは考えられないのかどうか。

**○農政部長（宮崎英世）** この国・県の補助事業に対する市の補助金の上乗せということについてでございますが、これまでも平成21年2月のひょうによるハウスや畜舎の被害、平成22年12月の雪害によるハウスの倒壊の被害、このように様々な台風とかひょう、大雪等の被害を今までも受けてきております。その中で対策としましては、園芸施設共済の活用をなされたり、災害に対する資金の貸付けとJAの災害資金とかという制度を活用されている状況でございます。市としては、このハウス等の施設や農作物に対しての補助を行ったという実績は今までないところでございます。市としての対策といたしましては、このいぶすき農業協同組合のこの災害に対する緊急資金の貸付けについての利子補給を助成をするということを実施をしてきているところでございます。過去のこの例から判断いたしましても、今回だけ上乗せをするということは適切でないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** これまでのひょう被害とか、そういうところでもかなりの作物には被害はあったわけですけど、ひょうに遭った部分だけなんですよね、あの時点では。今回の場合はもう花から全部やられてて、その後の実の付き方を見れば、花だったものも全部落下してるのが現実なんですよ。壊滅的な被害なんですよ。これまでの路線の上で物事を考えるんじゃないかして、やっぱりこういう甚大な被害を被ったときには、やっぱりそれなりの対応が必要になるんじゃないかということなんですよ。今後温暖化がどんどん進んでいけば、寒暖の差がひどくなっていくと言われてますよ。ですから、今年初めてだったんだけど、これまでの大雨がそうですよね。100mm降った8・6水害ですか、鹿児島。あのときには100年に

1回の雨だということが言われたものが、今では全国で年に何十回も100mm以上の雨が降るわけですよ。ですから、温暖化が進んで寒暖の差が進んでいけば、本当にこれが2年、3年続いてしまえば農家は続けられないですよ。だからこそ必要だということで、これまで支援をしてないからできないんじゃないんですかと。どうなんですか。

**○農政部長（宮崎英世）** 今回この1月の被害というのは非常に重く当然受け止めております。市議会の方々も当然重く受け止めて意見書を出されたり、あと県議会の方でも重く受け止めて、県の方の補助事業を組み立てたりと。あと国の方に関しましてはいろいろな方々が視察に来ていただきまして、現状をはっきり確認していただいて、これはやっぱり対応を何とかすべきだということでこの国の補助事業というのも立ち上げていただいた経緯がございます。市の方としても、今までと違う部分に関しましてはメリット、この活性剤を農家の方々に配布さしていただきまして、再生産に向けてしっかり取り組んでいただきたいという気持ちで当然やってきているところでございます。確かに議員のおっしゃるように災害、この異常気象の部分が今後も続いていけば立ち行かなくなるというのも当然認識をしておる部分でございます。市といたしましても、今回の雪害の経験を今後のこの農業経営の中でどのように生かしていけばいいのかということがまず大切なことだろうと考えております。市といたしましても、県の農業開発総合センター等のこの関係機関等と連携をして、この気象条件に合った作り方、また品種、作物のこの検討を行って、農家の方々が今後も安心して農業経営を続けていけるような対策を取ってまいりたいとは考えております。

**○5番議員（吉村重則）** あと1点。1億3,600万がこの資材の申請、現時点で申請されてる金額ですよ。この半額が農家負担ということになるわけですよ。6,700万ぐらいが農家負担になるということを考えれば、昨年の資材費を7月まで支払いをしなきゃならないと。申請された方が全部補助を受けられるということを考えれば、例えば来年の3月、4月までに市の方が立て替えると。そして、4月の時点で農家からそれを支払い、回収するという方向なんかは考えられないものなのか。

**○農政部長（宮崎英世）** 2分の1の負担分ということの取扱いの部分かと思いますが、本来先ほど申し上げましたように、補助事業というのは、その申請をされた事業主の負担と補助金を組み合わせてやる制度というふうになっております。私どもはこの2分の1の農家の負担に関しましては、それにも使えるようにこの基金の増額の方で対応をさせていただいたつもりでございますので、是非ともこの基金の活用という部分で考えていただければと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

**○5番議員（吉村重則）** 市長、この点についてはどう考えますか。本当言って農家は大変ですよ。1億3,600万の半額を来年の3月か4月ぐらいまで市が立て替えて、そして、農家から回収するという方策そのものは、本当言って壊滅的な被害を受けてるわけですよ。これに申請された方が全員補助を受けられるという方向に切り替えるためにも、市長、できないですか。

**○市長（豊留悦男）** いろいろな問題がございます。収入源を失った生産農家、その方々は農業経営に不安を抱きながら今後の営農を苦慮している状態でございます。先ほど議員が話されましたように、想定外の災害、つまり、鹿児島県は台風の常襲地でもある。また、最近では長雨や暖冬、一方雪害というようなそういう害を想定外と私申し上げましたけれども、それに対応できるような制度設計をしなければならないと思っております。つまり、農業全体のこのような自然災害に対する保険制度等の導入であります。私は今年の第1回鹿児島県の市長会で指宿の現状を述べ、この農業収入保険制度の早期制度化について新規提案事項として要望いたしました。九州の市長会でも今回の指宿の現状というのはよく存じ上げておられて、これは国にこの制度導入に向けて要望しようということで、最近行われました全国市長会でもこの制度は取り上げられました。つまり、今回の指宿のこの状況を踏まえて、どのようにすべきかという制度設計が図られようとしております。その制度設計に国も4億5,600万円を計上して収入保険制度の事業化調査を始めようとしております。つまり、これからの様々な自然災害に対してその災害ごとの対応ではなくて、保険制度を早期に法制化してこれらの災害に備えようというそういう取組がなされようとしております。こういう制度が法制化されますと、これからの農業経営というものについても大きく変わってくるだろうと思っております。価格の下落もそうでございます。災害もそうでございます。様々な問題、収入減収に対応した農家の方々の収入の保証制度、これを早期に法制化するというそういう取組をやってまいりたいと思っております。先日の農業共済新聞の中にもそのような記事がございました。その時々に応じて、やはりその災害に応じて、いろんな施策も講じることも大切でありますけれども、やはり農業収入という全ての品目における収入保険制度、これを制度化するというのは喫緊の課題であろうと思っております。少々長くなりますけれども、やはり今回大雪等によりソラマメ、実えんどうなどの園芸作物が甚大な被害を受けました。つまり、これはこの収入保険制度の対象外の作物であったわけでありまして。これはこれまで米とか麦とかそういう主要な作物の品目が対象でございました。それを広げて、特に指宿にとっては園芸作物、この生産量が大変多いわけでございますので、生産額が多いわけですので、この早期法制化について私どもも努力してまいりたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 私の質問に対しては答えてないんですが、農家と今回懇談する中で、農家の中でも保険制度、自己負担もしてもいいからとにかくこういう壊滅的な被害を受けた時に、ハウス施設の場合は共済制度があるわけですけど、作物についてはないと。だからこれを作ってほしいという農家も結構おられるんですよ。ですから、やっぱりこれも市長会、全国の市長会を通じて今後取り組んで、早期に取り組んでいただくと。さっき言われましたその3月、4月までの2分の1について農家が本当支払いができないと。補助申請はしたけど辞退せざるを得ないということが起こらないためにも市長、どうにか取り組んではいけませんか。

**○農政部長（宮崎英世）** 先ほども答弁をさせていただきました。この2分の1に関しましては、農業振興資金の方の貸付け、これら等も使えるような形で今、枠を確保をしてありますので、是非ともそちらの方を活用するなどしていただきたいと思います。

**○5番議員（吉村重則）** 前例がないからなかなかできないということの答弁ですけど、こういう甚大な被害を受けた時の柔軟な対応として、やっぱり今後検討すべきだということを要望しておきます。あと指宿市の場合は青年就農資金をもらってる若者が結構新規に農業に取り組み、県内でもトップクラスですよ。そういう農家も含めて園芸の農業後継者も県内でも多いと思うんですよ、指宿の場合は。こういう中で今回こういう被害を被って、本当子供を抱えてる若い青年たちはなお大変だと思います。もうある程度子供がいない世代になってくれば、簡単な食べ物でいいと思うんだけど、子供を抱えた場合にはそうはいかないですよ。そういう面で本当にこの半年以上収入がない中で貧困がどんどん進んでるということを考えれば、やっぱり若者が農業を続けていくためにも、例えば学校給食なんかを無料化するとか、半額補助をするとかいう方向での検討は必要だと思うんですが、今年栃木県の大田原市の方に行政視察を行った中で、大田原の市長が、大田原は学校給食を無料化して年間1億8,000万ぐらいだったと思うんですけど、完全無料化に取り組んでる自治体でした。で、大田原の市長が、学校給食費の無料化によって保護者の負担がなくなり、貧困を救う一助になる。また、子供たちは自治の仕組みや協働の意義を身を持って学ぶことができる。食は全ての生命活動の基本であり、食が満たされることによって豊かな心は生まれ、自他ともに愛することのできる人に成長し、ひいては日本の繁栄につながっていくと、あの大田原の市長は言っていて、それで東北の大震災が起こった前からやる予定が、あの震災によって最初は2分の1から取り組んで、半分補助から取り組んでるんですよ。ですから、本当に指宿の場合は農業就業資金をもらいながら若い青年もかなり農業に就いてきてるし、農業後継者も多いんです。そういう意味でも、今後こういう貧困の問題についてどのように市長、考えてますか。

**○教育部長（長山君代）** ただいま学校給食費を無料化にする考えはないかとお尋ねでございましたが、学校給食法では学校給食の実施に必要な施設や設備に要する費用、調理員等の人件費、消耗品費等の購入に係る経費、光熱水費などは市の負担としており、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とされているところでございます。このことから、食材費分は給食費として保護者に負担をしていただいているところでございます。お尋ねの冷害被害による貧困対策は、先ほど農政部長が答弁いたしましたように、農政面における各種支援対策を主体に行いながら、市の総合的な子育て支援対策の中で考慮すべきであるのではないかと考えますので、給食費に特化した支援対策は難しいものと考えているところでございます。なお、経済的理由により学校給食費の納入が困難な保護者に対しましては、就学援助制度により給食費の援助がなされているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 農業経営だけでなくして、指宿市で介護とかいろんな職に就いてる若者もいっぱいいるわけですよ。本当に待遇はいいのかという面では、この経済状況の中で貧困がどんどん進んでると。今度の何か知事選挙の中でも学校給食を無料にするという公約を掲げている方もいるみたいなんです。市として本当に少子高齢化の中で子供を社会が育てていくんだと。個人の責任にさせるんじゃないかと。やっぱり貧困の問題を真剣に考えていかなければならないんじゃないか。糸魚川市では0歳から18歳までの子供の教育に取り組んでいて、9歳までに脳の基本的な部分、思考する前の一番基の部分で9歳までにでき上がるんだと。それは何かと言ったら早寝早起き、朝食、ただ朝食もご飯と味噌汁だけじゃなくして、3種類以上のものをちゃんと取ることによって脳の基本ができて人間形成がされていくんだということで、糸魚川市では0歳から18歳まで徹底した、行政もだけど地域、学校、保育園も含めて取り組んでるわけですよ。ですから、そういう中でやっぱり貧困を解決させるために取り組んでるのが現実です。今回農業災害の問題でも、本当これまでの域を乗り越えようとしてないんですよ。農家自身は壊滅的な被害を受けてる中で、今までこういう制度ですからこれしかできませんというような内容であって、そこの域を越えて本当に指宿の農業を守っていく、そういう姿勢に切り替えていかなければ、あとは農家責任だと、行政は全然そういう支援も関係ありませんというやり方じゃなくして、本当に農家と一体となった中で指宿の産業を発展させる方向に考えていくべきだと思います。そういう意味で市長、もう最後に大きな枠でそういう農業も含めてこれまでの施策を乗り越えて、やっぱりこういう甚大な被害を受けたときにはそれなりの対応をしていくという方向での考え方はどのように考えているか。

**○市長（豊留悦男）** やはりただいま吉村議員が質問にありましたこれまでの制度を乗り越えた施策を今回の災害、いわゆる冷害、雪害等のこの対応をしなかった、それはまさしく吉村議員のこの質問のとおりではありません。即ち、今回の雪害等に対しては、一番早く指宿が皆さんにお願いをし、臨時議会等で補正の予算を組んでいただき、農業経営者の立場になった新しい制度を作りました。そしてそれにより、様々な県や国の動きもございました。今回の被害で指宿が何もしなかったというその言葉は適切ではないのではないかと私は思います。子供の給食費等についても、様々な支援がございます。要保護、準要保護、教育制度においては、この子供の貧困、家庭の貧困に対する取組もやってきております。本市においても給食費の補助、いわゆる就学援助をいただいている子供も、その割合も年々高くなっているのも事実であります。教育環境、子供の教育格差をなくする観点からも、様々な施策に取り組んでまいりたいと思います。しかし、このような緊急の様々な災害に対しては、各基礎自治体ではなくて、県、国を挙げた大きなうねりの中での取組、その取組の具体的な法制の制度化等も必要と感じております。御存じのように、その給食費を無料にした市もあるやに紹介がありました。やはりこれはその市長のいわゆる公約、マニフェストとしてやったものである

うと思います。そのことが市民に評価され、現在制度化なされているものだと思っております。これが即ち指宿に制度化として適用できるのかどうか、そういう方面も含めて検討すべきであろうと思います。今回いただきました様々な質問については、農業経営者の立場に立った観点で様々な施策、制度化に図る、そういう努力をしてみたいと思います。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 0時59分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 皆さん、こんにちは。2番指宿大好きの白山でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、約1か月すると夏休みに入りますが、海水浴場及びプール開放についての遊泳禁止場所はどこなのか伺います。

2点目として、学校再編についてであります。学校の在り方については、これまで2年間アンケート調査や住民説明会等を通じ一定の集約がされたようであります。また、今年度当初の施政方針において、開聞・山川地域では小・中一貫校の設置、指宿地域では今後の小・中学校の再編も含め、よりよい学校の在り方について検討するとありましたが、これからの取組はどのようになっているか、伺います。

3点目として、コミュニティ・スクールについてであります。今年度から市内全ての小・中学校17校において導入されていますが、コミュニティ・スクールとはどのようなものか伺います。

最後に、検討委員会等の在り方についてであります。先日サッカー場・多目的グラウンド建設についての1回目の検討委員会が開かれたようですが、市政において様々な検討委員会がありますが、地熱の恵み活用プロジェクトにおける地熱の恵み利活用検討委員会の目的は何か、お伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 地熱の恵み利活用の検討委員会は、地熱の潜在能力が高く、かつ日本を代表する露天風呂を有する伏目地区において、市が実施しようとしている発電事業により得られる熱水等の排熱を利用し、地域の発展に寄与できる施設整備の基本構想を策定するということが目的でございます。

以下いただきました質問については教育委員会教育長、教育部長等に答弁をいたさせます。

**○教育長（西森廣幸）** コミュニティ・スクールについてでございますが、本市では学校が抱える様々な課題を学校・家庭・地域が一体となって解決できるように、今年度から全ての小・

中学校を学校運営協議会を設置する学校、いわゆるコミュニティ・スクールとして指定したところがございます。この学校運営協議会は、保護者や地域住民等が学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校運営に的確に反映し、一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、学校運営について協議するとともに、課題解決のために一緒になって実践する制度でございます。

**○教育部長（長山君代）** 遊泳禁止場所についてのご質問ですが、市内全ての海岸、河川、そして池田湖を子供たちだけで泳いではいけない場所としているところがございます。毎年5月に開催しております学校、PTA、関係機関・団体等で組織する指宿市交通事故・水難事故防止対策協議会におきまして、児童・生徒の遊泳禁止場所の共通理解を図っているところがございます。

続きまして、学校再編につきましては、地域の代表者や保護者の代表者、学校長などで組織する学校のあり方について考える会において、平成26年度と平成27年度の2年間にわたり、地域住民と語る会などを開催いたしまして、市民のご意見等をお聴きしてきたところがございます。その結果、学校のあり方について考える会からは、指宿地域におきましては、今後も引続き、よりよい学校の在り方について検討を行う必要がある。一方、開聞・山川地域におきましては、小・中一貫校の設置について望んでいるというご報告をいただいたところがございます。本年度はこの考える会での意見を踏まえ、地域の代表者や保護者の代表者、学校長などで組織する指宿市望ましい学校づくり推進委員会を組織して、市が検討を進める具体的な学校の在り方について様々な立場からご意見を伺い、今後の学校の在り方について市の一定の方向性を定めたいと考えているところがございます。なお、この推進委員会の設置に先立ちまして、市役所内の関係部署の課長等で組織する望ましい学校づくり調査研究チームを立ち上げ、魅力ある教育課程や望ましい施設設備について、より具体的な調査研究を進めることとしているところがございます。

**○2番議員（臼山正志）** それでは、海水浴場及びプール開放についての2回目の質問に入ります。

今の遊泳禁止場所については、市内全てにおいて遊泳禁止であるということだったかと思えます。共通理解を図るために、児童・生徒の交通事故・水難事故防止対策連絡会を開いているという話でありました。私も先日、この会に参加をさせていただきました。やはり共通理解を図るということなので、必要な会ではあるということは当然感じたわけですが、市内で泳げる場所が何もないということでそれがすんなり通ってしまう。ちょっと待てよと。本当に泳げるところはないんですかというようなこともなくですね、すんなりこう分かりましたということが、すごく私自身違和感を覚えました。それでお伺いいたします。この遊泳禁止となっている理由は何なのでしょう。

**○教育部長（長山君代）** 遊泳禁止となった理由は、離岸流の発生が考えられることや海底、川

底などが急に深くなっているところや岩礁等があり危険性が高いことが考えられますので、児童・生徒の生命の安全確保のために遊泳禁止にしているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 遊泳禁止となった理由ということなので、当然今のようなお答えになるかと思いますが、私も以前は高校生の頃ですかね、本当毎日のようにあの休暇村指宿の前の方のサンビーチ指宿だったかと思いますが、過去はですね。そこで毎日のように部活が終わった後、あるいは部活の最中も、昔は本当に人が多くて、筏が出てたりとかですね、そこに若いお姉ちゃんなんかがいてですね、いろんな勉強をさせていただいたんですが、ああいうことを今思えばですね、ああいう環境をつくっていただいたとすごく感謝をしています。そういう意味で、できることならば私たち大人が今の子供たちに安全な海で親しむ、体験をする場所をつくるべきではないかと個人的には思っているところですが、今の禁止になった理由をですね、答弁していただきましたが、指宿に泳げるところはないということですが、魚見小学校、それから今和泉小学校、指宿小学校もクラブでですね、遠泳大会を毎年しております。魚見小学校に至ってはもう恐らく30年近くの歴史があると思いますが、そういう中で私も伴泳のお手伝いをここ何年かさせていただいています。本当に昔と比べると砂がなくなって、離岸流は過去もあったんでしょけれど、本当に環境としては危なくなってきたのは確かだと私も認識はしております。ただ、その中でも魚見港の入り江のところ、休暇村の別館があったところの今の野球場というか、運動公園があるところの前の方の砂浜とかは入り江になって、かなり砂浜もあってですね、環境的にはいいんじゃないかなというふうに思うんですが、先ほど答弁していただきました離岸流、それからいろんな砂がなくなることで危険性が増したというようなことだったと思いますが、最近そのようなまた再検討をしたことがあるのかどうか。お願いいたします。

**○教育部長（長山君代）** 今その水泳ができる場所の場所を再検討したことがあるかというお尋ねですが、私どもの方ではそういった検討は今のところいたしておりません。

**○2番議員（臼山正志）** 恐らく私もその高校時代、大学の頃、まだ海水浴場があった頃、いろんな話を聞いたこともあります。多分一つは監視体制が取れない。監視員が不足してるというような話も聞きました。それに伴って砂がどんどん流出して行って今に至ってるのかなと思います。多分長いこと海水浴場にできるんじゃないかというような方向での検討というのは、もう数年してないんじゃない、数年というか、十数年してないんじゃないかなと感じております。そこでですね、また三つ目の質問に入りますが、この遊泳禁止を決定するのは一体どこなのか、お伺いいたします。

**○教育部長（長山君代）** 遊泳禁止場所をどこが決定するかということのご質問でございますが、海上保安署等の関係機関や県教育委員会等に問い合わせをいたしました。明確な回答は得られませんでした。児童・生徒の遊泳禁止場所につきましては、先ほども申し上げましたが、指宿市交通事故・水難事故防止対策連絡会におきまして、各学校の教職員やPTA等

で校区内を点検し、子供だけで水遊びをするのは危険であるという場所を安全マップ等に示して持ち寄り、共通理解を図って、児童・生徒の水難事故の未然防止に努めることを確認したところでございます。よりまして、公的機関が遊泳禁止場所を決定しているのではないという認識をしているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 公的機関が決定してるわけではないということでありましたが、ということは、遊泳禁止場所で仮にいけないことでしょうか、泳いだとしても法的な拘束力とかそういうものはないということでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** そういう規制がないということですので、拘束力はないものと思っております。子供たちだけで水遊びに行っただけではいけないという生活指導がなされておりますが、家族で親子で親の責任で海遊びに行くということはあるのではないかと考えております。その場合に、事故等が起きた場合には保護者、親の責任であろうと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 子供だけで泳ぐのはいけないと。各学校に危険箇所を挙げてもらってということですが、これどうなんでしょうかね。すごく当たり前のことであって、子供だけで行くのは当然危険なことだと思います。そこをいかに食い止めるか。安全な場所を確保するかというのが我々の仕事じゃないかなと思っております。私もちょっと考えたんですけど、遊泳禁止場所イコール皆泳いではいけないというふうに思ってるんじゃないかなと思うんです。今回この質問をするに当たり、やはり児童・生徒、あるいはもう教育委員会としては保護者も含めた形に対しての遊泳禁止であるだろうと。ただ、市民に至ってはその辺はよく分かかってなくてですね、指宿はもう大人も含めて、あるいはその観光客も含めてですね、泳げる場所はないというふうに思ってるんじゃないかなと思っております。先ほど教育長が答弁されたような内容を、遊泳禁止場所について誰々に対して、子供たちに対してとか、そういう保護者と一緒だったら泳げますよとか、そういう泳げることに對しての説明というのはこれまでしたことがあるんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 児童・生徒の水難事故防止運動強調月間という実施要綱に基づいて、県下でそういうような取組がなされているところでございます。県では県の対策連絡会、又は指宿市では市の教育委員会を中心にした水難事故防止対策連絡会、また、それぞれの学校においても水難事故防止連絡会を開催して、そして保護者等には周知徹底を図っているのではないかなと思っております。そういうことで、一応市の連絡会で共通理解が図られた場所等においては、遊泳禁止の印を学校がPTAと一緒に表示をしたり、又は先ほど申し上げました市の対策連絡会が旗を立てたりということはしているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 水難事故、やはりあってはいけないことだと思いますが、ここは泳いでいけませんというような幟が市内至るところで上がっています。どちらかという、何かその危険箇所をあおってる、あおってるというか、それで未然に防止をしているという効果もあるんでしょうけれども、以前ですね、これはもう数年前ですけど、海上保安署の方と、

それも遠泳大会か何かの監視をされていたので、その時にちょっとお伺いしたことがあったんですが、それこそ先ほど言ったあの入り江のところ、旧休暇村の別館があったところの前の砂浜のところなんですけど、波も穏やかで砂も多少あるんですよ。その海上保安署の方に、ここ泳げないんですかというふうに言ったら、いや、全然泳げますよと。ただし、安全のそういう対策を講じてくれれば全然問題ありませんよというようなお話を聞いたことがありました。今の教育長を含めたその答弁の中でも、やはり子供だけで行くのは当然危ないと。ただ、子供は危ないからだめですよと言うのは簡単なことであって、当然事故も起きないと思うんですが、本当目の前に海があるのに、そこで全然体験もしたことの無い、そういう子供たちが大人になって、海というものは怖いんだというようなイメージしか持たれないんじゃないかなと。自然を大切にするというようなそういうような思いやりというか、そういう気持ちもですね、なかなか醸成しにくいんじゃないかなと思っています。そこで、これ海水浴場がいい悪いと言ってるわけじゃないですから、そこだけは誤解せずにちゃんと分かっていたらいいと思うんですが、海水浴場の次にですね、海水浴場の必要性についてどのように考えるか。今恐らく何でしたかね、ふるさと体験だか何か、あの山の方でキャンプをしたりとか、やはり自然の中で体験することの大切さということでいろいろ教育委員会の方でもされてると思いますが、こと海に関してはあまりないような気がしますので、そういった教育的な観点から海水浴場の必要性についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

**○教育部長（長山君代）** 学校における水泳の学習指導は、安全面に配慮しながら水泳学習の狙いを達成するために、各学校のプールにおいて実施をしているところでございます。また、学校によりましては、PTAや地域の方々のご協力をいただきながら安全確保を第一に、各校区の海岸で遠泳大会を実施している学校もございます。海や河川は海辺の生き物や植物を観察するなど様々な自然体験ができる学習の場になるものと考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 次に、各学校における今年の夏休みのですね、プール開放の状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 夏季休業中に小学校のプールを開放し、当該校区に居住している児童及びその保護者の使用に供しているところでございます。平成27年度の実績を申し上げますと、市内12小学校のうち指宿小学校、今和泉小学校、池田小学校、山川小学校、徳光小学校、利永小学校、開聞小学校の計7校がプール開放を実施し、延べ1,609人の利用があったところでございます。本年度は昨年の実施の7校に加えて、大成小学校も実施に向けて検討していると聞いているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** このプール開放についても、数年前、2年前でしたかね、もともと運営主体が教育委員会であったものが、PTAの方に移管したということで、なかなかプール開放をしにくい状況になったと感じてるところですが、昨年は12校中7校、今年度に至って

は大成小学校が検討しているということで、すごくPTAの方々が努力をされて頭の下がる思いですが、このやはり海でも泳ぐところがない、プールもなかなか子供たちが自由に泳げる環境がだんだんなくなってきた。そういう中で先ほどもちょっと触れましたが海や、指宿の方は川というのはないんでしょうけれども、このような自然の中で学ぶことの必要性について山も海も含めてですね、どのように考えていらっしゃるか、お伺いたします。

**○教育長（西森廣幸）** 教育委員会では、体験型の授業が青少年の育成に大きな役割を果たすと認識しているところです。小学校5年生から高校2年生までを対象とした指宿ふるさと探検隊という体験型事業を平成19年度から実施しております。この事業は、異年齢の少年、青少年が本市の優れた自然や文化財、観光資源等を巡り、故郷の良さを再発見する指宿まるごと博物館構想の一環として取り組むとともに、野外での共同生活を行うことで郷土を愛し、思いやりの心を育むことを目的として実施しております。本年度実施するこのふるさと探検隊では、指宿の海と山で生きる力を身に付けるをテーマとした体験事業を計画しており、海釣りや海水からの塩作り、魚さばきや火おこし、飯ごう炊飯といった生きていくために必要な体験メニューを新たに追加していくほか、例年実施している開聞岳登山や開聞山麓ふれあい公園親水池での水泳体験も併せて実施しているところでございます。このようなことから、郷土の海や自然の中で学ぶ体験活動は、貴重な故郷教育であると考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** この海水浴場及びプール開放について、最後に再度お尋ねいたします。この遊泳禁止に関しての決定というのは、公的機関がしているわけではないということと、それからこの遊泳禁止は児童・生徒に対してだけの泳いではいけませんよと、保護者同伴であったり、安全対策がちゃんと取れている場合は、泳いでも構わないということだったかと思えます。それから、この海水浴場に至っては、教育委員会としてもいろいろな観点から、できれば必要であると。可能であれば海水浴場はあった方がいいということだったと思いますが、間違いなかったでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 夏休みの海水浴については、先ほど申し上げましたが、それぞれの学校で保護者と学校の先生方が地域内を点検し、子供たちだけで遊びに行っただけではいけませんという生活指導を行う、そういうことでございます。海水浴場が必要ということで申し上げたものではございませんで、故郷の海や川、自然の中で学ぶ体験活動は必要であろうということを申し上げたところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** すいません、分かりました。何と言いますか、各学校の先生方、PTAも含めて、危険箇所を挙げてということですが、もう悪い方に捉えると、車に乗るな、自転車に乗るなというように言ってるようにも感じる部分がありました。また、できるできないは別にしろ、やはり子供たちに対してできることであれば前向きなですね、検討を今後、多分ここ十数年来してないと思いますので、検討をしていただきたいと思えます。

次の質問に入りたいと思います。学校再編についてですが、これからの取組はどのようになっているかということでは、先ほど答弁していただきました。今まさに指宿市では新たな地域コミュニティづくり、又は、この後また質問する内容ですが、地域とともにある学校づくりとしてコミュニティ・スクールを導入しております。この学校再編について、このコミュニティという中での学校再編ということが、なかなか議論されてないように感じるわけですが、このコミュニティの中での学校というのを再度ですね、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

**○教育部長（長山君代）** 小学校や中学校では、地域の方々の大きな支えによって健全な児童・生徒の育成が図られており、学校再編の検討は、地域にとっても重要な課題の一つであると考えているところでございます。このことから、昨年度までは学校のあり方について考える会を組織して、地域の代表者や保護者の代表者などを交えながら、数多くのご意見をいただきました。今年度は新たに設置する指宿市望ましい学校づくり推進委員会において、地域住民やPTAの代表者、青年団や老人クラブ連合会の代表者などのご意見をいただきながら、学校と地域の今後の在り方についての検討も行う予定としているところでございます。また、この推進委員会と並行いたしまして、市役所内で立ち上げる望ましい学校づくり調査研究チームにおきましては、社会教育課や市民協働課の職員などを配置して、地域コミュニティと学校との関わりを含めて調査研究をしていきたいと考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 是非ですね、この学校再編についてはいろいろなところで話題に出していただいて、皆さんの意見を引き出すようなことをやっていただきたいと思います。

先日、所管事務調査で新潟県糸魚川市の調査をさせていただきました。そこでも少し学校再編の話をお伺いできたんですが、これはいろいろなその自治体の考え方だと思いますが、糸魚川市さんの方はですね、行政の方からこの学校再編について協議会等を設置する考えはありません。実際今もやっておりませんということでした。ただ、少子化によって学校に子供たちがいなくなり、あるいは引越しをされて自然に学校がなくなっていきますということでした。指宿市の方は、ある意味行政の方が今後の少子化、学校の在り方について先んじて市民に問うて、どのような形が好ましいかということを進めているところだと思いますが、是非ですね、何でしょうか、ちょうど中間ぐらいがいいと言いますか、僕は少し行政側があおっているような感じもいたします。保護者、生徒、先生方から、子供たちが少ないから困ってますということですね、あまり聞かないんですよ。言っていないだけかもしれませんが。ただ、先を考えた時に、指宿市教育委員会が今考えてらっしゃる次のそういう状況になった時の環境整備も先にプランとして持っておくということも必要だと思いますので、ただ、それが一人歩きというか、あまり先行しないようにしていただきたいと思っています。

次に、コミュニティ・スクールについて。コミュニティ・スクールとはどのようなものかということで先ほど答弁いただきました。このコミュニティ・スクールは、この最近できた

わけではなくて、平成16年9月に制度化されているようであります。やはりこのコミュニティ・スクールの特徴としては、今までと何が違うかと言いますと、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すると。それから、学校運営について教育委員会、又は校長に意見を述べることができる。それから、教職員の任用に関して教育委員会に意見を出すことができると、かなり意見の言える学校運営協議会の制度だと思います。これまで学校運営に関しては、学校長にほぼ一任と。その中でそれを地域としてはサポートする、後押しする形だったと思いますが、一步も二歩も踏み込んだ形で学校運営に地域が関わっていくというようなすばらしい制度だと思いますが、平成16年にできていますので、かなりのところで今実施されています。ただ、その中で学校応援団、今、指宿市もありますが、学校応援団としてのこのコミュニティ・スクールになっているところが大半だと思いますが、本当にこの制度は本腰を入れていかないと、特に先生方、教育委員会としてはどっちかというところと邪魔くさい、保護者、地域の方々がどんどん意見を言えるということで、考え方によってはやりたくないなあというところもあるんでしょうが、プラス面を考えると、本当に地域の方々が地域の学校はどういうものか、また、地域にとって学校はどういうものかということを実際に考えるいい機会だと私は考えています。そこで、鹿児島県においてもですね、このコミュニティ・スクールがまだ浸透しているわけではなくて、約1割もなかったと思いますが、7%かそれぐらい、指宿市が今回導入をして7%ぐらいだったと思いますが、その中でも全市挙げて市全部の小学校、中学校を一遍に導入するということは珍しいと思うんですが、これはどういうことで全市挙げて導入しようというふうに決定したんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** ただいま学校運営協議会、コミュニティ・スクールについてのお話をさせていただきましたが、大まかにはそういう趣旨のものであろうかと思っております。今回指宿市が全小・中学校のコミュニティ・スクールを指定した経緯等については、今子供たちを取り巻く社会環境は大きく変化しているところです。その中でいじめや不登校をはじめ、学力の低下、ネット問題、犯罪の低年齢化など、学校だけでは解決できない様々な問題が起こっており、本市においても学力向上や不登校対応は喫緊の課題でございます。これらの問題を解決し、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、これまで以上に地域の教育力を生かすことが求められます。幸いに、本市においては子供たちを取り巻く諸情勢や国・県の動向を踏まえながら、本市の実情に応じた教育行政を推進するため、この度指宿市教育大綱と指宿市教育振興計画を策定いたしました。これらに則り、社会の動向や様々な課題に対応するために、今年度からコミュニティ・スクールを導入したところでございます。導入に当たっては先進地を視察したり、校長研修会に講師を招くなどして理解を深めてきたりもしました。また、様々な会合等で学校職員や保護者、地域住民等への周知も行ってきたところでございます。コミュニティ・スクールの取組を通して、子供たちの学びや体験活動が充実するとともに、自己肯定感や他人を思いやる気持ち、地域に対する愛着なども育っていくものと

思っております。教職員にとりましては、先ほどございました学校応援団等の活用等も入ってきますので、子供たちと向き合う時間が増え、一人ひとりに寄り添った教育活動が充実してくると思っております。一方では、コミュニティ・スクールを核として、保護者や地域住民の結び付きが強くなり、地域の教育力が高まるとともに、安心して暮らせる生活環境ができるものと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** この学校運営協議会ですが、この協議会ですね、メンバーは教育委員会が確か任命することになってたかと思いますが、4月1日から導入されておりますので、おそらく協議会自体はもう各学校でですね、1回は開かれてると思いますが、その協議会の委員の方々、どのような方々を任命されているのかどうか、お願いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 教育委員会では、この学校運営協議会を導入するに当たって、指宿市立学校における学校運営協議会に関する規則を定めたところでございます。その規則の中で委員としては児童の保護者、又は生徒の保護者、校区内に在住する地域の住民、当該指定学校を卒業した者、その他指定学校に関係を有する者、当該指定校の校長、当該指定校の教職員、学識経験者、関係行政の職員、その他教育委員会が認める者ということで委員をお願いしているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 文科省のですね、ホームページ等を見るとですね、様々な実践例が出ております。その中でちょっと興味があったのがですね、このコミュニティ・スクールを機にですね、小・中一貫校へ進んでいったと。あるいは、統廃合に向けての協議の場として、この学校運営協議会を活用したというような実践例もありました。そういうこの実践例を見ますとですね、まさに指宿市の今学校再編、それから山川・開聞地域におかれましては小・中一貫校ということである程度方向性が見えたということで、そういう流れにあって、今回全市挙げて全ての小学校、中学校においてコミュニティ・スクールを導入したのではないかなと思ってしまうんですが、そういうことはあるんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど申し上げましたように、学校の様々な課題を学校とこの運営協議会の委員がお互いにパートナーとなって課題解決を図っていこうという趣旨の下に指定してあるわけでございます。その学校の様々な課題の中には、不登校の問題があるかもしれません。学力向上もあろうかと思えます。地域の学校応援団として、地域の方々が生涯学習で培った様々な技能、知識を学校教育の中で生かすという課題もあろうかと思えます。議員ご指摘の学校再編に向けた課題がその学校にあるとすれば、そのことも会員の中から議題として上がってくることは予想されるところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 確かに今の学校は様々な課題をですね、抱えていると思えます。不登校の問題にしてもですね、かなりの児童・生徒さんがいるようであります。本当にこのコミュニティ・スクールはですね、制度の本当の目的をちゃんと達成して課題解決に寄与することを本当に願っております。このコミュニティ・スクールが先ほど最初に言ったみたいいで

すね、先生の任命に関しても意見が言えると。なかなかだけどそこに保護者がそのようなことを言えるかどうかという、恐らく難しい話かと思えます。ただ、地域にとっての学校はどのようなものかということ考えたときに、一校長先生が代わることで学校の雰囲気が変わると変わる。そういうことはないんでしょうけど、ただ、地域にとってはこの学校はこういうものだということはある意味地域の方々が作り上げていける、そのような意味合いもあると思いますので、この学校再編も含めて本当このコミュニティ・スクールをですね、うまく活用していただきたいと思えます。

次に、4番目でありますが、検討委員会等の在り方についての2回目の質問をしたいと思えます。様々な面でこの検討委員会が開かれていると思えますが、地熱の恵みの活用プロジェクトにおける利活用検討委員会、その委員会構成はどのようになっているか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 地熱の恵み利活用検討委員会の委員構成についてはですね、まちづくり担当副市長、当時の。そして産業振興部長、観光課長、そして地熱の恵み発電事業者から2名及び基本構想策定業務を受託した会社から1名の計6名で構成されております。

**○2番議員（臼山正志）** この委員構成については、全員協議会か懇談会の場合だと思えますが、先にお伺いしたところですが、その際、私が談合委員会じゃないんですかというような話をしたんですが、ほとんどこの委員会の委員構成を見ると、市民が入ってないんですが、そもそもこの検討委員会というのは、市民を交えた、市民の意見を反映させるような委員会ではなかったんでしょうか、どうなんですか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 地熱の恵み利活用検討委員会では、たまたま箱温泉周辺整備の基本構想を策定するために、発電内容等を考慮して専門的な意見も重要であると考えて、行政だけではなくて発電事業者にも検討委員会に入っていたところがございます。そしてまた、今議員ご指摘の住民の意見というものについて基本構想に反映させるために取った手段としましては、観光関係者として観光協会並びに温泉旅館事業協同組合、そして農業分野からは近隣の熱帯植物栽培農家、更に地域住民の代表としまして山川地域の区長さん方を含めまして意見交換を行いまして、その意見を参考にして今回の案も作ったわけですが、その意見交換の中ではですね、指宿は新しい観光素材がないので、積極的に施設を建設してほしいというような肯定する意見、また一方、現在の塩田跡は噴気等がものすごく強く、ハウスに塩分等が付着してハウスの老朽化が激しいと。噴気の量を減らすか、噴出場所を変えることはできないかというような現在の問題点というものも出され、それらの意見を踏まえて検討委員会の中で基本構想というものを策定していったということがございます。

**○2番議員（臼山正志）** 意見交換というのはどのようなタイミングで何回ぐらいしたんでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** まず、観光関係者との意見交換と農業者を含めた形で半日意見交

換を行い、その後地域を代表するという事で区長さん方との意見交換というのを半日程度行っております。

**○2番議員（臼山正志）** いくつかの話でしょうか。ある程度その案ができてからそれについての意見を伺ったのか。案を作成する中での意見交換だったのか。どうでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** この利活用検討委員会は、昨年12月に発足をしております。その中で第1回、第2回と2回ほど方向性等について協議した後、本年1月の12日の日に山川庁舎並びに文化ホール等で意見交換を行い、その後第3回、第4回、第5回、第6回ということで市民の皆様方の意見を踏まえた形で基本構想を作成をしております。

**○2番議員（臼山正志）** 先ほど発電事業者2名ということだったんですが、具体的にどこの業者さんなのでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 市でこの地熱の恵み活用プロジェクトというものを、これは市長公室の方が主体となって一番最初進めたわけですが、この発電事業のプロジェクトを進めるに当たりまして、民間事業者から昨年の3月から4月にかけて民間事業者に発電事業に取り組む事業者はないですかということで公募を行いました。その結果4事業者から提案があり、その4事業者のうち、九州電力とセイカスポーツセンターの2社から成る共同事業者、これに対して市と協定を結んで事業を進めていこうというふうな決定をしたところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 少し確認をさせていただきます。その協定を結んだ内容というのは、今質問をしておりますこの地熱の恵み、その排熱利用の部分、利活用の部分に関しても協定の内容の中に入っていたのでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** この基本協定書の中では、当事者の役割分担という項目がございます。市の役割、そして共同事業者である九州電力並びにセイカスポーツセンターの役割ということで、発電事業の検討とか、地域振興策の検討提案というもの、そして地域資源の調査開発に関する技術支援というものも含まれた形で協定を結んでおります。

**○2番議員（臼山正志）** この利活用検討委員会で検討された内容はですね、今後どのように反映されていくのか。意見交換の中で住民の方の意見も入ってるということですが、私がいろんな人に話をする中で、やはりいいふうに思う人は誰一人いないわけですし、このメンバーを見るとですね。やはり市の財源を使ってやるわけですから、住民がそこに入っておれば、何かしらまだ理解ができたのかもしれませんが、ほとんど住民以外の方、あるいはその民間の方も含めて。これがこの検討委員会で出された案がどんどん実施の方向に進んでいって、ここにいる民間事業者が当然仕事を取るんでしようというふうな話もよく聞きますので、今後ですね、この案が、この検討委員会で検討された内容がどのように反映されていくのか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 地熱発電のための調査井に関するご理解が得られた場合には、今

回検討し、策定いたしました基本構想を踏まえた上で、更にこの調査井で得られるであろう湯量とか熱量などの資源量調査結果を基に、浴槽等の規模を明確にしてまいりたいと考えております。その上で施設への入込客数や利用料金の検討などの市場調査、また、二次交通や付帯設備、これは宿泊施設とかフルーツパーラーなどを想定しておりますけれども、その検討、更には施設整備を要することによっての雇用とか経済並びに市の税収、市民への還元策などの効果測定など国の地熱開発促進事業を活用して総合的に今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

**○2番議員（臼山正志）** そもそもこの事業は、地熱発電をするための理解促進のためのソフト事業であったのではないかと思うんですが、そういう意味合いからすると、理解を得るために多くの住民の方々を巻き込んで理解を得るのが筋ではないかと思いますが、今回全くやってないということで、意見交換もしてるということですが、それも含めて、今のようですね、検討委員会がベストであったかどうか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 確かにその委員の中には指宿市民等が入っておりませんが、先ほども申しあげましたように、山川地区の区長10名ですね、それとか観光、農業関係者7名等の意見を交えながら、基本構想というもので構想を作成しておりますので、これからこの基本構想に基づいて、いろいろな今度は実施設計等もできればやっていきたいというふうに考えておりますけれども、あくまでも今回の場合は基本構想で、大まかな枠組みのやつを作っていくわけですので、今後詳しいそういうような実施設計等になった場合には、当然市民の方々の意見というものもその中に十分に反映して作っていかなければならないというふうに考えております。

**○2番議員（臼山正志）** というのであれば、今後の流れによっては、この検討された内容も若干変更があり得ると。今後進める中であっては、住民の方々も中に参画していただいて、その意見を十分に反映させていくということによかったでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 以前にも申しあげましたけれども、この基本構想で整備する事業というのは、非常に今の概算では多額の費用を要するというので、やはり民間の力を借りていかなければなかなかこの構想を実現していくというのは難しい面があるということは今までも申し上げてまいりましたけれども、そういう民間事業者の資金を入れて造る場合等でも、やはり具体的なものができたときには、市民等の意見を踏まえた形で、主体はやはり民間の資金で造る場合には、やはり民間の方々のご意見というのを主体的に考えなきゃいけないですけども、極力市の土地の中でそういう整備をするのであれば、行政として市民の声をその民間事業者の方に伝えながら、よりよい施設整備ができていくことを目指すのがベストであろうというふうに考えております。

**○2番議員（臼山正志）** 次に、各種検討委員会のあるべき姿とはどういうものかということで、私にも全て知っているわけではありませんが、利害関係者が各種委員会や協議会等に

ですね、参画してるようなことがあるかと思えます。公平性、透明性という点において問題があるのではないかと思えますが、これについてはどうお考えか、お尋ねいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 今回の質問の中で利害関係者というふうな発言があったわけですが、市の主催する委員会等においては、そのような方は利害を生むというのはなかなか参加をしていただくということはないと思っております。審議の過程において、例えば関連施設の管理者などその審議する内容に精通する方が参加することで審議内容がより精度の高いものになり、適正な審議が行われることが考えられます。従いまして、ケースによっては関係者が委員として審議に加わることも重要であると考えております。

**○2番議員（臼山正志）** 終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分  
再開 午後 2時09分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は西森三義議員。

**○6番議員（西森三義）** 皆さん、こんにちは。6番議員西森三義です。先ほどもありましたように、ちょうど眠たい時間帯です。気合を入れて質問をしたいと思います。

先ほどもですね、同僚議員がいつも言われる言葉に、指宿大好きとあります。私も指宿は大好きです。このすばらしい指宿市をもっともっと住みやすいまちにするために全員で知恵を出していきましょう。

それでは、これから通告に基づき順次質問をいたします。まず、雇用対策についてであります。私は平成25年の第3回定例会でも企業誘致の取組について質問した経緯があり、そのときの答弁は、関東や関西、中京地域にある郷土会、故郷会等で企業誘致について働き掛けたり、情報提供をお願いし、また、県の東京事務所や大阪事務所などからも照会があり、優遇制度の説明や物件情報などをお知らせし、本市への進出をPRして誘致活動に取り組んでいるとのことでしたが、その後において若い世代を地元に着させるためにも企業誘致の取組は積極的にされているか、お伺いいたします。そして、その取組の成果として過去5年間にどれだけ企業が進出してきたか、お伺いいたします。それから、私の記憶では過去においてメンズモード並びに京都精工が撤退している。何が原因で撤退したのか、お伺いいたします。

次は、28年の第1回定例会に、今後において国からの交付金が削減されることから、財源確保の必要性を考えてのことだろうと思われる地熱エネルギー掘削作業等の予算を上程していたものの、地元住民等や議会への説明不足を指摘され、更に掘削作業中に近隣で農家が使用している泉源やたまたま箱温泉等の泉源への影響を心配する声があり、現時点での予算承認はされていませんが、もし、地熱の恵み活用プロジェクト構想案が計画どおりに有効活用でき

るとしたら、どれだけの雇用を見込めるのか、お伺いいたします。

二つ目は、篤姫銅像近辺の整備について、であります。先月の27日、今和泉校区役員会の情報交換会の席上で、今でも篤姫ファンの観光客が篤姫銅像を見学に訪れているのに、今和泉海岸は見苦しい状態になっていると苦言を言われたため、早速現場調査に出向いたところ、まさに篤姫が泣いたと思うぐらい銅像近辺の砂はえぐり取られており、また、砂浜には雑草も生えている状態であるが、今和泉海岸の管理はどこがされているのか、お伺いいたします。今から45年ぐらい前の今和泉海岸は、海水浴場もあり、指宿商業高校グラウンドの砂浜には萱が生い茂っており、そこで私たちは着替えをしたものですが、温暖化の影響なのか、他に砂が減少する要因があったのか、いつの間にか砂浜がなくなりかけていたものの、大河ドラマ篤姫が放送される前に砂浜の再生をされたと記憶しているが、砂の補充について検討されたことはないか、お伺いいたします。

私を含む多くの市民は、篤姫銅像前の景勝松林が公園であるとの認識はないと思われるので、隼人松原公園として看板を設置する考えはないか、お伺いいたします。

それから、今和泉島津家の時代に構築されたと思われる石垣が、松の木の成長とともにせり出されて崩れそうであるが、危険である旨の表示はされているものの、補修する考えはないか、お伺いいたします。

6月2日の本会議終了後に、篤姫駐車場で昼食を食べながら思い描いたことがあります。一つ目に、なぜ道路を造れなかったのか。二つ目に、伸び縮みできるスロープは設置できなかったのか。三つ目に、砂浜まで吊橋を架けることはできなかったのか。道路建設に地権者の同意を得られなかったことは以前聞きましたが、今和泉海岸一帯から篤姫駐車場を含め、利活用について検討されたことはないかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 本市の企業誘致の取組についてでございますが、議員のお話のとおり、関東や関西、中京地域にある郷土会等を訪問した際、会員の方々へ企業誘致について働きかけたり、情報提供をお願いしたりするなど、企業誘致につながるよう働き掛け、継続をして誘致に努めているところであります。また、鹿児島県の産業立地課が主管となって、県企業誘致推進協議会を通じ、東京や大阪で開催されます企業立地懇談会などにも本市の優遇措置パンフレットを置くブースを設置するとともに、本県に関東、関西の製造業の責任者を招へいする工業団体ツアーなどでも、本市の産品や優遇措置を説明するなど機会を捉えて本市へ進出するPRをしております。また、昨年度においては、本県で唯一採択されました国の地域経済循環創造事業交付金を活用し、上場企業であります株式会社極洋の子会社であります指宿食品株式会社を誘致しており、19人の雇用を確保していただいているところでもございます。これまで雇用確保のための市と合同の会社説明会や販路拡大の相談など、市ができた支援は精一杯やらせていただいているところであります。個々の企業からの問い合わせや相談については、今後とも誠心誠意を持って対応し、本市への企業立地につなげてまいりたい

と考えております。

次に、今和泉海岸は以前、松林が広がる遠浅の海岸でありました。キャンプ場が開設されるなど県内でも人気のある海水浴場でありましたが、徐々に海岸の砂が流出したことなどから昭和58年にキャンプ場や海水浴場も閉鎖されたところでもあります。この海岸の管理につきましてのご質問でございますが、今和泉海岸は漁港区域内に位置し、第2種漁港である今和泉漁港の一部であることから、県の管理となっております。しかしながら、地元指宿漁協の漁業者や地元住民、指宿商業高校、今和泉篤姫会など各種ボランティア団体による自主的な海岸の清掃活動や県・市の職員による点検、清掃活動も定期的に行われております。また、指宿漁協からの報告や市職員による漁港施設内外の点検により危険箇所や破損箇所など異常があった場合は県に報告し、対応していただいているところでございます。

その他いただきました質問等につきましては、関係部長等が答弁いたします。

**○総務部参与（中村孝）** まず、過去5年間にどれだけ企業が進出してきたかについてのご質問ですが、市町合併以降本市と立地協定を結び事業活動しているケースは5件あるところでございます。平成19年7月には株式会社中園久太郎商店と、平成20年8月には財団法人メディポリス医学研究財団と、平成23年4月には株式会社シュウエイと、平成26年2月にはオジマモールド株式会社と、そして平成27年8月には指宿食品株式会社と立地協定を締結してるところであります。それぞれの当初の進出計画による雇用計画では、合計して114名を新規雇用する計画でしたが、現在の雇用者は約2倍の210名に増えており、雇用機会の創出につながっていると考えております。

次に、過去においてメンズモード並びに京都精工が撤退している。何が原因で撤退したのかについてのご質問ですが、株式会社メンズモード指宿につきましては、平成元年8月に立地協定を結び、140名もの市民を雇い上げていただいておりますが、平成12年11月に撤退をしております。撤退理由としては、経営方針の転換により人件費の安い中国での生産に切り替えるため、指宿工場を清算したとのことでございます。また、京都精工株式会社につきましては、平成3年4月に立地協定を結び操業してございましたが、従業員の確保がうまくいかなかったことや、平成20年に端を発したリーマンショックにより主要取引先からの受注が減り、平成23年10月頃から指宿工場を休止し、平成27年5月頃に撤退を表明し、空き工場になってるところでございます。

次に、地熱の恵み活用プロジェクト構想案が計画どおりに有効活用できるとしたら、どれだけの雇用が見込めるかについてのご質問ですが、市では民間企業と一体となって地熱資源が有望視されるヘルシーランド内で地熱発電を行い、併せて観光や農業などの産業振興を図る地熱の恵み活用プロジェクトを昨年度から進めております。昨年度は電磁探査等を行い地下構造を把握するとともに、観光や農業における先進地視察を行い、本市にとってどのような施設が望ましいのかを検討してまいりましたが、現段階においては地熱の資源量を調査し

てみないと詳細は分かりませんが、施設規模に応じた相当数の雇用が見込まれるところであり、今後、昨年度把握した地下構造を基に、調査井の掘削が可能となれば、掘削後の事業可能性評価を行い、併せて判明する熱量等を加味した上で、排熱を利用した施設整備の検討を更に進めてまいりたいと考えており、その中で雇用についても明らかになってくるものと思っております。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 今和泉海岸の砂の補充等についてのご質問でございますけれども、今和泉海岸の護岸整備につきましては、平成20年の大河ドラマ篤姫の放映開始に向け、県の事業として平成19年に階段式護岸と暗渠排水の整備、また、海岸の砂が減少していたことから、山川漁港の航路浚渫から生じた砂を今和泉海岸に運び込み、砂浜の再生を行っていただきました。しかしながら、その後も砂の流出があったことから、再度県に要望いたしまして、平成23年度にも同じく山川漁港で浚渫した砂を再度運び込んでいただいた実績がございます。今後市としましては、周辺漁場や藻場への影響の有無などを指宿漁協に確認の上で海岸保全や観光地としての景観も考慮しまして、平成28年度から実施される山川漁港の航路浚渫に合わせて出される砂の運び込みができないか、県と協議をしてまいりたいと考えております。

続きまして、篤姫駐車場を含めた利活用についての質問でございますけれども、篤姫駐車場や篤姫駐車場トイレ及び今和泉海岸線の養浜等は、先ほど申しましたように平成20年度のNHK大河ドラマ放映決定に合わせて、平成18年から19年にかけて鹿兒島県の魅力ある観光地づくり事業で整備したものでございます。これに合わせて、現在の岩本駐在所から海岸に向かう市道の改良を行い、県の事業を活用して海岸線に新たな道路を造る計画がございましたけれども、小学校の通学路であることなど交通量が増えるということで危険性が高まるということなどの理由から、地域の了解を得ることができず、道路建設には至らなかったところでございます。当時、市としましては、訪れる観光客の皆様に幼少時の篤姫も歩いたであろう昔ながらの町割を抜け、隼人松原公園に通じる集落内の細道を歩いていただくため道路拡張は行わず、昔の風情を残すことによって歴史を直に感じていただけるような篤姫ゆかりの地散策コースを整備したところでございます。その後、平成26年度には篤姫駐車場への車が乗入れしやすいよう、岩本交差点から海岸に通じる道路の改良も行ったところでございます。

**○建設部長（山下康彦）** 隼人松原公園に看板を設置する考えはないかのご質問でございますが、この地は旧今和泉島津家屋敷が設けられたところで、自然景観に恵まれた貴重な場所であることから、その一部を都市公園として位置付け、市民や観光客等に利用されているところでございます。公園を含むこの一帯は、天照院篤姫が幼少期を過ごした今和泉島津家屋敷跡であることや、当時から生育していた樹齢300年以上といわれる黒松の景勝松が今なお地域住民によって大切に守られていることなどを表記した看板が幾つか設置されております

が、公園の名称を表記した看板につきましては、現在設置されていないところがございます。この看板につきまして入口付近等に設置することで公園利用者の意識の向上が図られ、施設の維持や保護につながるものと考えますので、この件につきましては今後検討してまいりたいと思っております。

続きまして、石垣が崩れそうである。補修する考えはないかというご質問でございますが、この場所に今和泉家屋敷が設けられたのは、今和泉島津家初代の島津忠郷が初めて今和泉郷に赴いた宝暦4年1754年であることから、この石垣につきましては、この前後に造られたものと考えられております。石垣の一部が壊れそうになっている原因につきましては、石垣の背後に植えられている松が、その生長に伴い根が石垣の方へ張り出し、石垣へ影響が出たものと考えております。石垣の補修につきましては、この石垣が当時をしのばせる隼人松原の景観を構成する重要な施設であること、また、補修により景勝松への影響も懸念されることから、今後関係機関と協議し、その補修の方法につきまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** これから2回目以降の質問に入ります。本年度からだと思いますが、市長の施政方針の中にも掲載されている、雇用で若者流出に歯止めを掛けるため、市内の高校生を対象に指宿企業ガイダンス事業をハローワークと関係機関と連携し、取り組むとありますが、この指宿企業ガイダンス事業の内容と取組状況についてお尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 企業ガイダンス事業は、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施される地域企業応援センター事業の一環でございます。新卒就業希望者マッチング事業として行われるものでございます。地元企業の人材確保と若者流出の歯止めを図ることを目的にして、指宿商業高校、山川高校、指宿高校、指宿養護学校の就職を希望する高校2年生を対象としまして、指宿商業高校の体育館を会場として、ハローワーク指宿が声掛けを行う地元企業のブースを設置して合同説明会を開催するという計画で、つい先日も商業高校の方に出向いてその実施について協議をしているところでございますけれども、現在、実施時期につきましては、概ね11月から12月を予定して、関係者間で調整を行っているところでございます。

**○6番議員（西森三義）** 今、部長の方でこういう取組については11月から12月を地元に残ってもらいたいという関係からだろうと思っておりますが、もう11月12月となれば遅くはないんですか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 先ほども答弁いたしましたように、高校2年生を対象として実施するものですので、十分その情報は生かせると思っております。

**○6番議員（西森三義）** すいませんでした。よく聞いてませんでしたので、ごめんなさい。

昨年進出して来られ、今年から操業を開始されている指宿食品は、順調に営業実績を伸ばしているようです。先日の山川みなと祭りの直会の席上で市長も言われておりましたが、確

かに仕事も忙しいと聞いております。まだまだ事業量も伸ばしてもらい、更に今先ほどは19名と言われましたけど、更にまだ雇用を増やしていただきたいが、市として誘致をされてからの関係はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 指宿食品との関係についてですが、昨年8月28日に立地協定を交わした指宿食品株式会社とは、協定に基づき従業員確保のための会社説明会を実施したり、関係団体との協力関係構築を支援したりするなどスムーズに操業開始ができるように協力してまいりました。また、操業後も販路拡大や山川みなと祭りなどへの出店などを通じて、地元の小売業者や地域住民に認知されるよう相談や連携体制を密に取ることで業績が軌道に乗り、指宿市に進出してよかったと思われるようなアフターフォローに努めているところでございます。

**○6番議員（西森三義）** 今、参与が言われたようにですね、そういうふうな販路拡大等ですね、アフターはですね、大事だと思いますので、今後とも取り組んでいただきたいと思えます。

メンズモード跡地にはですね、平成24年2月民間の葬儀屋さんが斎場をオープンしてからですね、広く利用されていますが、京都精工の敷地にはですね、先ほど平成27年撤退と言いましたけど、空き缶が放置されて雑草も生い茂ってる状況であるんですが、利活用について所有者を含めて検討されたことはないか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 株式会社メンズモード指宿の跡地につきましては平成22年2月以降、株式会社吉元葬祭社が葬祭事業を展開して活用をいただいております。また、京都精工株式会社の跡地につきましては、昨年売却の意思を示したため、空き工場として県の産業立地課に登録し、情報を公開しております。数件関心のある企業が現地を見たいとのことで工場を案内いたしましたけど条件が合わず、売却の成立に至っていないところであります。また、京都精工株式会社の跡地に空き缶やごみなどが置いてあったり、草が茂ったりしてるとのご指摘ですけれども、管理が行き届いていないようですので、本社に連絡の上、防犯対策や環境衛生対策を図っていただくようお願いをしております。

**○6番議員（西森三義）** あの京都精工の建物はですね、外から見た限り本当に立派な建物と感じました。今、参与は空き工場としてそういう登録をしているということなんですが、これは全国へ情報を流して、そして企業誘致をされてるんですか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** この空き工場につきましては、県の産業立地課の方に登録をして、県の方でそういう空き工場があるという形での周知を図っております。

**○6番議員（西森三義）** 6月7日の新聞にですね、空き家をビジネス活用ということで記事が掲載されており、国土交通省は2017年度にも全国の空き家情報をインターネット上にですね、集約するとありましたが、指宿市も積極的に取り組む考えなのか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 本市では空き家バンク制度を設けていないところですが、市のホーム

ページの中で民間不動産業者とリンクを張り、市内の不動産物件情報提供に努めているところでございます。空き家バンクを実施している多くの自治体においては、所有者が亡くなったり、入院したりした後も家財道具が残ることなどが理由で、登録件数が伸び悩んでいるようであります。一方、地元不動産業者が蓄積している物件情報の活用及び地元企業、団体との連携や地域協力員との連携をすることにより、登録実績が伸びている空き家バンクもあるようです。これらのことから、空き家バンクを運用するに当たっては、所有者による自発的な登録を待つだけでなく、地元不動産事業者や地域住民との連携が必要であると思われまます。現在、市内6地区で住民主体のまちづくりを推進していくため、新たな地域コミュニティ組織づくりに向けた対話が重ねられてきておりますが、各地区で実施している課題抽出のためのアンケート調査でも、地域が取り組むべき課題の一つとして空き家解消、利活用の取組も挙げられてるところでございます。また、平成28年度において空き家対策等を含めた移住政策を検討するため、地域おこし協力隊の制度を活用し、Welcomeいぶすきコンシェルジュ配置の準備を進めておりますが、国土交通省の支援につきましても、併せて調査研究してまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** 前も聞いて、市では空き家バンク制度はないが、民間の方と連携してこの空き家については取り組んでるということではございましたので、今参与が言われたように、今後ともですね、そこ辺りも考えて、この空き家対策については取り組んでいただきたい。

それから、地熱の恵み活用プロジェクト事業での雇用は、掘削もしていない状況の中では明確な答弁もできないと思いますが、4月5日にですね、山川地区での説明会場において市長は、できるだろうと専門の方々の意見もあり、計画を進めてるし、お金を生む施設になると確信してるということで、観光、農業にも利用したいと言われましたが、視察に行ったアイスランドと同等の施設ができるとしたときの観光での雇用見込みはどれだけになると試算してるのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 視察研修を行ったアイスランドブルーラグーンの雇用者数は約250名でございました。今後、調査井の湯量とか熱量を基に算出して、施設規模に応じた雇用者数や経済効果など市場調査をしていきたいと考えております。今回のこの施設が仮にできたとすれば、非常に新しい施設であり、当然多くの雇用も、ブルーラグーンでは250名でしたけれども、それに匹敵するような雇用も生まれ、また、市にとっても非常に経済効果が高いものであり、これまでない魅力的な観光施設になるであろうというふうに考えているところでございます。

**○6番議員（西森三義）** 掘ってみないと分からないことですが、そういうふうな多くの雇用が見込まれるのであればですね、ぜひ前向きに検討されればよいと思っておりますが、先ほどは農業部門でもですね、いろいろ部会長辺りにも説明をされたというのもありましたが、農

業部門でもそういうふうな雇用というのは見込めるんですか、お尋ねいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 農業部門における地熱の恵み活用プロジェクトに関しましては、地熱の有効活用方法について検討することを目的に、指宿市認定農業者会やいぶすき農協専門部会等の市内農業者団体代表者や市、いぶすき農協、県農政普及課等の農業関係機関、団体を構成員とする指宿市農政推進協議会を昨年度新たに立ち上げて協議を進めてきたところがございます。昨年はこの指宿市農政推進協議会で先進地視察や農産物の市場調査を実施し、地熱活用の様々な可能性を検討してまいりました。地熱の活用事例といたしましては、例えば余剰熱を活用した一年中供給可能な完全制御型植物栽培施設、いわゆる植物工場といわれるものですが、その設置による機能性野菜等の高付加価値農産物の栽培、また、熱帯果樹や観葉植物等の泉熱を活用した農業栽培施設を拠点とする観光との連携、余剰熱を活用した加湿・冷却、乾燥等による農産物の付加価値向上を目的とする加工施設など、様々な活用方法が見込まれているところがございます。今後も地熱の有効活用につきましては、農業部門におきましては指宿市農政推進協議会において検討を行ってまいりたいと考えております。この地熱の恵み活用プロジェクトにおける農業部門での雇用者の見込みということにつきましては、今後、調査井で得られる資源量調査の結果を踏まえて、具体的な施設建設の検討をしてからになるかと思いますが、整備する施設における雇用の増加が見込まれるとともに、導入する施設によっては様々な波及効果も見込め、例えば地熱を活用した加工施設を建設した場合は、農産物の規格外品等の有効活用や既存農産品の付加価値の向上、更には新たな特産品開発にもつながり、多くの農家の所得向上に貢献できるものと期待をしているところがございます。市といたしましては、関係機関や農業者団体等からも意見を聴きながら調査研究を進め、この地熱の恵みの恩恵を最大限に活用し、農業の魅力向上と農業振興の更なる発展に努めてまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** この掘削をしてからの結果だろうと思いますが、もし、そういう計画案での需要があるとすれば、いろんな波及効果があるんだということで、農政推進協議会でもいろいろ検討されるということですから、またそれに向けては取組をやっていただきたい。それから、今回の計画を進めるに当たり、近隣の泉熱利用農家から不安や危機感を感じて陳情書が提出され、6月9日の連合調査会において陳情者からの意見聴取りを傍聴いたしましたが、その中では市の担当者も6月1日と6月6日に丁寧な説明をしてもらい、陳情書を提出された農家さんも理解してもらったように思えたが、万一の時の補償問題について不安があるようで、どのような対応をされるのか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 農家の不安に対する対応についてですけれども、まず、平成28年5月24日付で陳情者である山川フラワーランド組合から地熱の恵み活用プロジェクトに関する要望書が市長宛に提出されておりました。これを受けまして、翌日の25日に要望書の趣旨の聴取りを行い、6月1日と6月6日に同農家へプロジェクトの説明や意見交換を行ったところで

す。意見交換の中で市が行う温泉掘削に対し、農家所有の泉源に与える影響を懸念されており、万が一影響があった場合の市の対応について意見が求められたところでもあります。これに対して市では、温泉の状態を観察するモニタリングを掘削する以前から実施しており、掘削途中で影響があった際には、掘削を即座に中止し、原因を究明するとともに、原状復旧等に努めることを回答をしております。今後も周辺の泉源に影響がないようモニタリングで監視を強化し、万が一に備え事業を進めてまいりたいと考えており、農家の方々にもご理解をいただけるよう丁寧に説明していきたいと思っております。

**○6番議員（西森三義）** モニタリングをやっぱり注視しながら、万が一がないように進めていくということでしたが、また、陳情書ではですね、市民も含めた農家に対して丁寧な、そして真摯な姿勢で説明会を開催していただきたいとあり、連合審査会の席上でも、6月20日山川地区民を対象に説明会を開催すると言われましたが、近隣住民への周知はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 住民説明会の周知についてですけれども、地熱発電事業の取組について理解を深めていただくため、6月20日月曜日の午後7時からですけれども、山川文化ホールで地熱発電事業勉強会を開催することにしております。前回の4月5日に実施した住民説明会では、市から地熱の恵み活用プロジェクト全般について説明いたしましたが、今回は地熱発電に焦点を当て、九州電力から説明することにしております。この勉強会の周知については、山川地域の皆様に地区回覧等を通じてお知らせするとともに、防災行政無線でもお知らせすることとしております。また、山川地区の区長会にも周知のお願いをしてるところでございます。

**○6番議員（西森三義）** できるだけですね、各地区の、例えば浜児ヶ水とか岡児ヶ水、近隣の福元地区も当然ですが、成川含めて、そこ辺りの山川地区民がですね、皆が周知できるようにですね、取り組んでいただきたいなあと。そして多くの方が参加して説明を聴いていただきたいと、そういうふうに使っております。それから、5月23日九州電力の説明を聴いた中で、さっきも参与が言いましたが、掘削中に現在の泉源に何らかの影響が発生したらすぐ工事を中止し、原状復旧に取り組むと強い決意を感じましたが、問題なく復旧できると確信してよろしいですか、市長、どうですか、お尋ねをいたします。

**○市長（豊留悦男）** いろんな面で、特に議員の皆さんにはこの事業についてはいろいろご心配をお掛けしております。実はこの事業の本来の目的、なぜ地熱の恵み、それを市民共有の財産にしたかったかということから申し上げないと理解をしていただけないのではないかと思います。日置市においては、例えば市や地元企業、それが一緒になって日置地域エネルギー株式会社を立ち上げてこの8月稼動することになっております。つまり、売電事業を始めるわけでありまして。その利益の何%かを基金として積み立てて移住促進、定住促進、農林漁業やその発展のために活用するというそういう明確な目的があるわけでありまして。企業誘致と

いうのは自ずから限度があると。なぜかという、企業誘致合戦に各自治体になり、人件費の面で外国に勝てない、そういう意味で県外の23社が鹿児島県から撤退したと。その大きな例が出水のNECとパイオニアであります。となると、やはり自らこの企業を起こす必要があるだろうという、企業誘致は否定しませんが、日々のお金を地域、つまり、本市の宝である熱、それを外に逃がしているのではないかと。となれば、食料と同じようにエネルギーを地産地消することによって地域を元気にしたいというそういう必要性を感じたから、この事業は行ったわけであり。ただし、そういう心配があるとしたら、その心配を取り除く努力、それは当然やらなければなりません。いろんな地域では企業と一緒に、例えば日置においてはオリブ、それを鹿児島銀行と一緒にしてお金を生み出すとか、そしてこのエネルギー会社を興して日置の定住促進に役立てるとか、そういう取組をやっているのは、今の流れであります。となれば、指宿はこの恵まれた地熱を地域の振興のために利用できないかというそういう意味で共有の財産として市がこの掘削井を掘ることにしたわけであり。当然そこに影響があったら、市として当然のことながらその掘削はやめなければならないと思っております。皆さんの様々なご心配もありますけれども、やはり今後指宿がどのようなになるのか。つまり、依存型の地域経済に対する将来不安というのを持っているから、地元の熱というものを中心にした企業興し、農業、水産業、そして観光に生かしたいという、いわば地域の宝を地産地消で元気にしようというそういう思いがあってやったわけでございます。これまで様々指摘をされましたこと等については十分配慮しながら行ってまいりたいと思っております。先ほどの質問でもありましたように、その事業を推進する中で委員会等を作り、そしてその中でこの事業を成功させるための努力をしております。先ほどこの委員会については談合うんぬんということもありましたけれども、専門的な知見、そして深いこの理解をいただいている観光業者とともに、指宿をどう発展させるのか、元気にするのか、その観点でやっているわけでございますので、その談合うんぬんという言葉が一人歩きしますと、やはり市のやっていることは悪いのではないかと、そういう感情を持たれることは非常にこの事業に対してはマイナスイメージを持つこととなります。ただ、私が長々と回答いたしましたけれども、なぜこの事業をやりたいのかということだけはご理解をいただきたいと思っております。

**○6番議員（西森三義）** 今市長が強い決意で申されました。市民共有の財産にしたいと。そして、熱エネルギーを地産地消としたいと。いろんな事業に着手する時はですね、多かれ少なかれリスクは伴うものと私は理解しております。地熱の恵み活用プロジェクト事業がですね、計画どおり実行されるとしたら、今市長が申されるようにですね、指宿市民が受ける恩恵というのは、本当に多岐にわたってあるものと本当に信じてよろしいものなのか、再度市長、お尋ねをいたします。

**○市長（豊留悦男）** 計画どおり私どもが構想とするそのような事業展開ができますと、年数千

万円の還元、いわゆるエネルギーの還元があると思っております。ただ、これは掘ってみたいと分からないことでございます。観光にとってもこれからのインバウンド対策、魅力ある観光づくり事業として、あの伏目海岸一帯が大きく変わるであろうというそういう期待もしております。必ずやこの構想を実現できるようなそういう事業にするときには、地元の方々の意見、その他多くの関係者の意見を幅広く聴くようなそういう場は設けたいと思っております。ただ、今回は地熱の掘削事業、泉源の温泉井の掘削というそのことをまずやらないと分からないわけでございます。ですから今回、是非議員の皆さん、地元の皆さんにもご理解をいただけるよう努力はしてまいります。

**○6番議員（西森三義）** 今からですね、50年ぐらい前になりますが、喜入町に石油備蓄基地を建設するとき、戦争になって爆弾を落とされたら、喜入町は火の海になるとのことで大変な反対運動もあったが、基地ができたお陰でですね、町民はいろんな優遇を受けたと。また、現在も109名の雇用があるということを聞いております。私自身の考えとしては、地熱の事業についても、将来において取り組んでよかったと指宿市民に理解されることを期待して、次の質問に入ります。

先ほど市長が今和泉海岸は県の管理であるということをおっしゃいました。県の管理であればですね、随時県と協議をして、維持管理に努めるべきではないかと思っております。現状においては今和泉篤姫会のメンバーや岩本漁協の組合員等がですね、ボランティアで清掃活動に取り組んでいる状況ですが、これからの対応についてどうされるのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 確かに現在篤姫駐車場の看板については、汚れていた状況ということは確認をし、また、早々その現場を確認いたしましたので、看板等についてはきれいに清掃を行い、また、雑草についてもまちづくり公社に草払いの要請を行い、今後も定期的な除草作業を行っていただくようお願いをしたところでございます。そしてまた、パンフレットを入れるかごもあるんですけども、そこについてもパンフレットが入ってない状況でございましたので、あのかごは観光協会の方で管理をするということで当初設置しておりましたので、協会の方にその旨伝えて、今後も定期的な補充をお願いをしているところでございます。市としましても、今後も定期的な施設の見回りなどを行うなど、良好な管理に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○6番議員（西森三義）** 先ほども私言いましたけど、砂浜がですね、凸凹になってるんですね。もう凸凹を整地するには素人考えで言えばですね、タイヤショベルでダーって走れば簡単に整地できると思うんですけど、そういうことは検討する考えはないか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 確かに砂浜の整地につきましては、バックフォーとかブルドーザーで整地は可能と思えますけれども、一つの考え方としましては、近くに公共事業等があっ

た場合に、企業の方にボランティア活動ということの一環をお願いをするという手段もあるかと思えます。ただ、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、山川漁港の航路浚渫の関係で、砂を運び込むことができないか打診も県の方にしたところ可能ではないかとのことでした。その浚渫した砂をですね、台船に乗せて満潮時に極力護岸のところまで近づいて行って下ろした後に、そうした場合にはもう当然整地作業が必要になってきますので、バックフォア等で整地ができないかということ、それも県の事業として一つの砂の捨て場という、言い方は悪いですけども、そういう中で県の方にお願いできないかということは今後も協議をしていきたいというふうに思っております。

**○6 番議員（西森三義）** 是非そういう形でうまくですね、そういう県の事業等を組み合わせて、更にその海岸がきれいなれるようにしていただきたい。さっき部長も言われましたようにですね、私は6月6日にまた今和泉海岸に出向いたところ、先ほど言われたように観光課の職員がきれいに拭き掃除をしておりました。おお、感心じゃらいと、これはここでもおもてなしの心を感じて本当うれしくなったんです。ただ部長が言うたからしたんだったなあと、今思えばですね、ああ、部長が行かんかと言うたで行ったところやろうと思ったんですが、それでもすぐ取り組んだということについてはありがたいなあというふうに思っております。そのときにですね、引き潮だったもんですから、砂がもう消波ブロックのところまでいったんです。あれをユンボでこうこう引き寄せることはできないのか。消波ブロックには藻場を設置してあるということ、漁協関係者の方が言ったんです。だから砂があまりにも奥にあれば藻場が埋まってしまうということだったもんですから、そこ辺りについてはユンボで引き寄せることはできないか、お尋ねをいたします。

**○建設部長（山下康彦）** 沖合いに海岸線と並行に造られているあの離岸堤の効果につきましては、二つ通常あると言われております。一つは波を消す機能、あるいは波の勢いを弱める機能で、陸上部への波の進入を食い止める効果があること。もう一つは海岸の砂が波で沖に取られるのを防ぎ、背後に砂を溜める効果があると言われております。こういうことから、現在の今和泉海岸に見られます砂浜の形状につきましては、この離岸堤の効果が発揮された結果であろうというふうにある程度は考えられると思います。ということから、沖合いからあの岸側への砂の移動は、現段階ではしない方がよいのではないかというふうに我々は考えているところでございます。

**○6 番議員（西森三義）** 先日ですね、岩本漁協の今、指宿漁協ですね、岩本支所の職員に聞いたところ、やっぱりあそこに藻場を設置してあって、砂があれ以上流れてくれば困るんだと。だから、砂の補充についても、それはしてくれるのはありがたいけど、そうするときには砂の流出防止策に取り組んでいただきたいということと言われたんですが、そこ辺りについては考えはないのか、お尋ねをいたします。

**○建設部長（山下康彦）** 今和泉海岸へは県により海岸保全施設として、先ほど海岸護岸とか離

岸堤が整備されているところです。議員ご指摘のとおり、養浜した砂の流出を完全に迎え入れていない状況ではないかと思ってるところなんです、構造物によるこの完全な砂流出抑制となりますと、構造物前面においてその潮の流れが遮断され、場合によっては閉鎖水域となって、水質の悪化等が懸念されますので、ここについてはまた県とも協議をしながら、慎重に対応をしていかなければならないのかなと思っております。

**○6番議員（西森三義）** 今後の対応についてはですね、県も当然のことながら、そして地元の漁協の方にもやっぱり聴きながらですね、取り組んでいただきたいと。それから、砂の流出についてはですね、今和泉小学校や指宿商業高校からの雨水も原因の一つと思われます。指商からのグラウンドからどんどん流れている跡があります。雨水の排水策について調査研究する考えはないか、お尋ねをいたします。

**○教育部長（長山君代）** 学校敷地内の雨水は、ほとんどが敷地内の排水溝から海に直接排水をされておりますが、大雨のときなどは国道をはじめ学校周辺の雨水が校内に浸入し、その一部が地表を伝って海まで流出している現状がございます。このことから、小学校、指宿商業高校からの雨水も砂浜侵食の原因の一つになっているかとは思いますが、学校内の雨水の排水経路等を見直すとなった場合、多額の改修費用が発生することが予想されますので、今後は雨の状況や費用対効果なども勘案しながら、学校敷地の排水経路を見直すことができるかどうかも含めまして、調査研究してまいりたいと考えております。

**○6番議員（西森三義）** ものすごく立派なのをしなさいとは言わないんです。雨水が砂浜じゃなくて横に流れればいいんですよ。だから私はあそこに土のうを積みればいいんじゃないのということでも土木課長には言ったんですが、土のうじゃ漏るってやなあということでしたから、そこ辺りに何らかの対策はまた検討していただきたいと思います。それからですね、隼人松原の松葉、小学校の校長先生が掃き溜めているときにですね、こんなところにごみをと観光客に注意されたようでございます。この松葉は農家が再利用するということで、校長先生は掃き溜めているんだと。だからそういう趣旨をですね、書いたポスターを小学校のフェンスに掛けて、その松葉を掃き溜めたやつを入れ物があればですね、そこに入れとけば観光客も分かると思うんですが、そういう入れ物を設置することはできないか、お尋ねをいたします。

**○建設部長（山下康彦）** 隼人松原公園の管理につきましては、先ほど答弁しましたように、指宿温泉まちづくり公社が年6回程度公園内の除草等を行っており、その都度片付け等を行ってる状況ですが、その他日々の松葉の処理につきまして、議員おっしゃるとおり今和泉小学校の校長先生はじめ、地域の方など様々な形で公園の環境整備にご尽力・ご協力いただいていると伺っており、大変感謝してるところでございます。しかしながら、清掃した松葉につきましては、公園内の一部の箇所に集積し、堆肥として再利用するため、農家の方に引き取ってもらっているようでございます。議員ご指摘のとおり、公園内につきましては観光者を

含め不特定多数の方が利用する場であることから、景観に配慮しなければならないと思っております。今後集積場の変更や看板の設置による利用者への周知など、対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

**○6番議員（西森三義）** 最後になります。広い篤姫駐車場もあります。昔みたいにですね、今和泉海岸を海水浴場として活用する考えはないか、お尋ねをいたします。簡単に。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** あそこの海岸につきましては、現在冬場、特定区画漁業権を設定して、アオサを養殖しております。そして昭和58年以前は、あそこは確かに海水浴場として活用しておりましたけれども、その当時は隣接する今のいわゆる今和泉漁港が埋め立てられていない状況で、非常に海流の流れがいい状態でしたけれども、今現在は沖合いに埋め立てられて、しかも、目の前には離岸堤があつて、非常に海流がよくない状況でございます。そういう意味で、夏場も水がある程度浮遊物もたまりやすい状態ですので、なかなか海水浴場としては難しいというふうに認識しておりますが、ただ、あそこは非常に貴重な景勝松の群生地でございますので、昔の白砂青松、日本の原風景という意味合いで、海水浴場は設置できない場合でも、やはりきれいにあそこの海岸清掃等は今後も定期的に行つて、観光スポットとして維持していきたいというふうに考えております。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分  
再開 午後 3時19分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は森時徳議員。

**○10番議員（森時徳）** お待たせいたしました。朝から活発な議論がなされ、皆さんお疲れでしょうけども、私も時間のある限り頑張って質問したいと思います。

約2か月前、熊本地方で震度7を記録する大地震が2回ありまして、そのほかにもいろんな震度5とかですね、ありまして、大きな被害を熊本地方、県内、それから大分も受けました。まさか隣の熊本でこんなに大きな地震があるとは思っていませんでした、私も。多くの方が犠牲になり、建物の全・半壊も2万棟以上とありました。改めて自然災害の恐ろしさを実感したところでございます。お亡くなりになりました皆様や関係者の皆様へ深くお悔やみ申し上げますとともに、被災された熊本、大分県民の皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは初めに、防災について伺いたいと思いますが、今朝ほど同僚議員からも同じような質問もありましたが、重なる部分もあると思いますが、お許してください。今回の熊本地震の後、本市の防災は大丈夫かなあという気が本当にいたしましたので、防災について細かく伺いたいと思います。

まず1点目に、本市の避難施設は市全体で何箇所あるのか伺います。

次に、教育行政についてお伺いいたします。市民の方から不登校児童・生徒が指宿は多いのではないかと問われ、なぜこんなに多いのかと聞かれました。以前も一般質問等したことがあるのですが、なかなか減らないようでございます。まず現状をお聞きしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 市が指定しております避難場所、自主避難者を含め最初に開設する一次避難所が28か所、災害対策本部が設置され、災害対策本部から指示があった場合に開設するいわゆる二次避難所が50か所、合わせて78か所がございます。この78か所の避難所については、台風や豪雨災害等の風水害の際に対応しておりますが、地震や津波、火山噴火の際の避難場所については、それぞれの災害に対応できるように、78か所のうち地震の場合は18か所、津波については28か所、火山噴火については11か所を指定しております。避難所の情報等につきましては、市が配布しております市内全域を対象とした防災ハザードマップや開聞地域の山崎ため池ハザードマップ及び市のホームページ等を活用して、市民の皆さんに周知を図っているところでもございます。

以下いただきました質問は、教育委員会に答弁をいたさせます。

**○教育長（西森廣幸）** 不登校児童・生徒数の現状でございますが、小・中学校の不登校生徒数は平成23年度43人、24年度39人、25年度45人、26年度44人、27年度53人となっております。平成27年度は、平成26年と比較しますと、小学校で4人、中学校で5人、計9人の増加となっております。

**○10番議員（森時徳）** まず、防災について2回目の質問に入りたいと思います。防災マップとかいろいろハザードマップなどを見てもみますと、海拔の低いところが多いんですが、今回の熊本地震、その前の大津波などを含めてですね、見直しは考えていないのかどうかですね、それについてまずお伺いしたいと思います。

**○総務部長（有留茂人）** 国において南海トラフ大地震が発生した場合に、指宿における最大の津波高は4.6mと発表をされております。市が津波の際に避難所として指定している28か所の避難所については、いずれも最大の津波高の4.6mを踏まえて9m以上の避難所を指定しているところであります。今後新たな施設や地域の実情等を考慮し、避難所、避難場所等の見直しも検討をしていきたいと考えております。

**○10番議員（森時徳）** 一応最大の津波高は4.6mということですが、山川とかですね、開聞地区は外海に面していますので、これらも含めてですね、もう1回見直すべきじゃないかと思っておりますので、そこら辺は再検討をお願いしたいと思います。

それから、指宿市もですね、湿地帯が多くて、特にこの市役所の周辺、それから消防署、警察署なんかも含めてですね、非常に湿地帯が多いため、地震による液状化の地域が多いと思ってるんですが、これについてはどれぐらい把握してるかですね、お聞かせください。

**○総務部長（有留茂人）** 地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右

され、市街化が進んだ低地の沖積地盤における危険性が高いと言われております。この沖積というのは、水が流れたために土砂などが積み重なった堆積平野とかそういうものの地盤のことです。一般的に砂丘地帯や港湾地域の埋立地などが主ですが、旧河川跡、それから池や田の跡などでも発生しやすい地質であることが分かってきております。しかしながら、液状化しやすい土質が存在しても、地下水が低い場合や層が薄い場合などでは、液状化の可能性が低くなっていく場合もあり、また、液状化の可能性が低い地域でも、その背後地の状況などにより液状化した事例などもあるようであります。本市における液状化の区域については、県が公表をしております地震等災害被害予測調査というのがありますが、これによりますと、震度6弱の揺れが想定されている種子島東方沖地震においてのみ指宿地域の海岸沿いに液状化の危険があると記載をされているところであります。液状化についても、今後情報等を収集しながら対策を練っていきたいと考えております。

**○10番議員（森時徳）** 海拔の低いところや湿地帯だけでなく、いろいろ今の話では低い地域でも起こり得る場合があるということもございますけども、それぞれの自分のところに住んでる方はですね、なかなか自分のところはそういうことはないだろうとか思ってる、結構知らない方がいらっしゃると思うんですよね。昔新聞なんかで見たところはやっぱり字名で水が付くところとか平川とかですね、水迫とか、何かそういうところはやっぱり水の災害があるということを知ったことがありますので、そこら辺も十分調査してですね、今後地区住民とかですね、防災組織等の会合があるときはですね、周知して、やっぱりこう防災に生かしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、避難施設はですね、学校や公民館が朝の一般質問でもありましたけども、多いようですけども、耐震化についてはどのようなふうに進んでいるかお願ひします。

**○教育部長（長山君代）** 学校や公民館などが多いが、耐震化の進捗状況はどうかというご質問をいただきました。小・中学校の校舎や体育館につきましては、平成21年度に耐震診断を実施し、震度6から震度7程度の地震発生時に倒壊、又は崩壊する危険性があると判断された建物について年次的・計画的に耐震補強工事を実施し、平成28年3月末時点で全ての小・中学校の建物において耐震化が図られたところでございます。また、災害発生時に避難場所となる小・中学校の体育館におきましては、地震などで落下の恐れがある窓ガラスや吊り天井、電灯設備などについて、年次的・計画的に落下防止等の工事を実施しているところでございます。条例公民館は12施設ございます。そのうち7施設は現行の耐震基準に適合しており、昭和56年6月に改正された建築基準法以前に建築され、現行の耐震基準に適合しない公民館は中央公民館、指宿校区公民館、丹波校区公民館、今和泉校区公民館、池田校区公民館の5施設であり、これらの耐震化は進んでいないところでございます。現行の耐震基準に適合しない5条例公民館の今後の在り方につきましては、市の全公共施設の在り方の検討を行う中で今後検討されることになろうかと思われまます。

○10番議員（森時徳） 学校などはほとんど済んだということでございますけど、校区公民館でまだ済んでないのが結構あるということなんですけど、これについては計画と何かそのどれぐらいで終わるとかそういうのはないんですか。こうして見ますと結構ですね、人口の多いところですよ、結構多いところが済んでないみたいなんですけども、これについてはそういう建築課の方でもいいんですけど、何かそういうのを計画とか何か立ててますかね、どれぐらいか。

○教育部長（長山君代） 条例公民館の耐震化工事につきましては、市の全公共施設の在り方の検討を行う中で今後検討されていくことになろうかと思われま。

○10番議員（森時徳） まだこれからということですが、やっぱり早急にこれは進めて、また、指宿市役所なんかでもですね、やはり耐震化もしっかりやっていただかないと、もういつどこで起きるか分かりませんので、これについてはですね、早急にやっていただきたいなと思っております。

それから次に、避難のときにですね、熊本では山間部では道路確保に苦労したと。救助隊も来れなくて大変だったということを新聞なんかで書いてございましたけども、崖崩れや落石等で道路が寸断されたり、道路が1本しかないという地域も指宿にも何箇所かあるような気がするんですが、そのような場合の計画をちゃんと、避難についてはどのようにされているかどうかをお伺いいたします。

○総務部長（有留茂人） 市内のほとんどの地域は、集落外に避難の際の複数の経路は確保をされておりますが、中には安全な複数の避難経路の確保が困難になると想定される地域もございます。避難時の複数の道路確保については、今後の道路改良などハード面の整備とともに、災害時の避難方法について市の地域防災計画に当該地域の消防分団長が誘導責任者となって避難させることとなっていることから、消防団において図上訓練等を行い、災害時に万全を期していきたいというふうに考えております。なお、孤立化が心配される地域は、防災行政無線同報系がデジタル化したことから、屋外拡声子局に市と通話ができる機能、これをアンサーバック機能と言いますけれども、市と通話ができる機能を持たせた子局を設置するなど災害時の孤立化に対する対策を講じているところではあります。

○10番議員（森時徳） いろんな対策を講じているということで、指宿市においては考えられる地域というのはどこかある、今場所を言ったらどうなのかと思うんですけど、そういうところはありますか、何箇所か。分かりますかね。

○総務部長（有留茂人） 複数の避難経路の確保が困難になると想定される地域としては、池底地区、松久保地区、それから鰻区、尾下区等が考えられるところですけども、市としましては、防災ヘリとか救助用のゴムボートも準備をしております。それから先ほど言いました消防団との連携、それと通話ができるそのアンサーバック機能等を持たせた子局を利用して対策を取っていきたいというふうに考えております。

**○10番議員（森時徳）** 指宿市の消防団，結構ですね，頼りになりますので，是非ですね，消防団の方とこれからも各地で連携しながら訓練して万全を期していただきたいと思います。

それから，避難所の備蓄，今朝も出ましたけども，熊本地区ではですね，地震の時に避難したものの，食べるものがなかったりとかですね，1個のおにぎりを何人かで分けたりとか，水も何か飲み水もなかったりとかですね，本当に大変な苦勞をしたということですが，避難所の備蓄については今朝ほどはあまりしてないようなことを聞いたんですけど，何日分かはしてるのかなと思ったんですけど，これについてはどのようなふうになっているのか，ちょっともう1回お聞かせ願いたいと思います。

**○総務部長（有留茂人）** 東日本大震災や阪神淡路大震災を教訓として，近年市町村において日用品や飲料水，それから非常食の備蓄がされてきております。本市の地域防災計画においても，災害備蓄物資の備蓄，それから調達目標を人口の5%相当と定めており，平成28年5月1日現在の推計人口が4万1,744人でありますので，日用品や寝具等を2,100人分備蓄する必要があるところです。現在市の備蓄はわずかで，災害の際は県や日本赤十字社鹿児島県支部に依存している状況であり，また，食料に関しましても，地域防災計画においては市が調達を行い，県や九州農政局が支援することとなっておりますが，市自体で食料の備蓄は現在のところしていない状況であります。今回の熊本地震も含め，過去の大きな災害時には三日間ほど支援が届かないような状況ですので，今後市として災害時の備蓄を検討していくとともに，市民の皆さんや自主防災組織での備蓄もお願いしながら，大規模な災害に備えてまいりたいと考えております。

**○10番議員（森時徳）** 避難所でも最低は本当はこう食料がですね，やっぱり1日分ぐらいは備蓄した方がいいんじゃないかと思えますけども，また，それから赤ちゃん用のオムツとかミルクとかですね，やっぱりこうきめ細かな，それから女性用のいろんなですね，きめ細かい備蓄もですね，必要だと思いますので，やっぱりこう備蓄すべきじゃないかと。今までその備蓄が少なかったということで，これでいいのかなという気もしたんですけども，やはり備蓄がなくても災害に対応できたのかな，できたからしなかったのかと思うんですが，それについてはいろんなそういうどこかと連携とか何かあったのかなという気もするんですが，それについてはどうなんでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 大規模災害時の食料や日用品の備蓄につきましては，今後備蓄場所の確保や備蓄数量も含めて調査をし，検討し，進めてまいりたいと考えております。また，指宿市の特徴としまして，市内には多くのホテル等宿泊施設があり，リネンや米などの食料品を大量に備蓄していることから，災害時の応援協定について締結できないか関係者と協議を今後進めていきたいというふうに考えております。

**○10番議員（森時徳）** ホテルがあるということで，ホテルもいろんな備蓄してるようですが，どうしても海岸のそばにありますので，これもですね，100%何かあったときにはどう

かなという気もしますけども、市としてもやっぱりですね、ちゃんと備蓄をして、それでその備蓄を使うときがないのがもう一番望みなんですけども、やはり熊本みたいなああいう災害がほかであったときにですね、その備蓄の品物を応援物資として持って行けるわけですので、やっぱり最低限のですね、備蓄はした方がいいんじゃないかと思しますので、今後は非ですね、予算を獲得してやっていただきたいなど、これは市民の願いでもあると思しますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、停電時の自家発電装置についてなどは準備してるかどうかですね。市役所を含め水道、下水道、停電した場合にはどうなのか。特に市役所の場合はですね、そういう情報伝達、朝もありましたけど、そういう本元ですので、それについてはしっかりしてるかどうかについてお伺ひいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 災害時に停電が発生した場合は、指宿庁舎は、本年度に設置する太陽光発電、それから備付けの自家発電装置、それから開聞庁舎については、備付けの自家発電装置により対応し、山川庁舎においては、発電機によりある程度の事務処理はできるようになっております。ライフラインである上水道及び下水道施設については、水道管等の損傷がなければ、自家発電装置により通常どおりの業務が継続できます。学校や公設の公民館施設等にあつては、一部太陽光発電等の非常時の整備に当たっておりますが、そのほとんどが停電時の電源確保がなされていないため、避難所に指定してある施設については今後その施設管理者も含めて対策を検討していかねばならないと考えているところです。

**○10番議員（森時徳）** 非常時に本当こう山川庁舎、開聞庁舎にもそういう備付けで対応してるということで、建物自体が開聞、山川もですね、建物も古いですので、やっぱりそこもですね、ちゃんと考えていって、あるいはもしだめな場合のそういう仮の庁舎と言ったらおかしいんですけど、そういうところもちゃんとやっぱり確保していかなくちゃいけないのかなと思ひますので、そこら辺もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、災害時の炊き出しとか燃料、夏場でしたらストーブも要らないかもしれませんが、そういうのを含めプロパンガスさんなどのですね、燃料については大丈夫かなという気もするんですけども、それについては何かプロパンガス協会と何とかと聞いているんですが、それについては協定みたいなのはあるんですかね。

**○総務部長（有留茂人）** プロパンガスの供給につきましては、平成21年2月18日に災害時における供給に関する協定を社団法人鹿児島県LPガス協会指宿支部と締結をし、避難所や仮設住宅における安定供給を確保をしているところであります。

**○10番議員（森時徳）** 米はあつても飯を炊けないとかですね、そういうのもやっぱり出てくる。本当にこう考えられない災害があつたときは、本当にじたばたしてなかなかこうできないことがあると思ひますけど、そういうのも細かくですね、いろんな業界ともいろんな締結をしてやっていただきたいと思ひます。

それから、福祉施設や病院でのですね、避難訓練や対策についてはどうなってるか。福祉施設の耐震化とか訓練についてはですね、それぞれ施設の方でやってるかもしれませんが、市としてもそういう対策について関わってるとかありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

**○建設部長（山下康彦）** 福祉施設の耐震化についてですが、平成25年の耐震改修促進法の一部改正により、不特定多数の者が利用する建築物等のうち、大規模建築物の所有者等に対して耐震診断等の義務付けがなされております。市内の病院等につきましては1施設が該当し、現在改築に着手していると伺っております。なお、大規模建築物に該当しない他の施設につきましては、現時点では耐震診断及び報告等の義務がないため、耐震性能の確認ができていない状況でございます。

**○10番議員（森時徳）** 耐震、国立医療センターなんかはどうなんですかね。

**○建設部長（山下康彦）** 先ほど申しました市内の病院等に1か所該当すると答弁しましたが、国立医療センターのことでございます。

**○10番議員（森時徳）** それから、福祉施設のその耐震化で今ちょっとお聞きしたんですが、なかなか民間の場合は難しいのかなという気もしていますが、この避難訓練とか何かについてはどのような、消防団とかあるいは地域の方とですね、どのような訓練をしているかですね、対策についてお伺いしたいと思います。

**○総務部長（有留茂人）** 福祉施設の訓練等の実施状況につきましては、指宿南九州消防組合によりますと、市内の福祉施設の立入検査対象施設数は56施設あるんですけども、訓練の延べ回数は平成26年度が56回、平成27年度が61回ということで、福祉施設において訓練がなされているというふうに聞いているところです。

**○10番議員（森時徳）** 老人ホームとかですね、指宿もいろんなそのグループホームを含めてですね、いっぱい出来てるようでございますけども、災害時はニュースとかやっぱりテレビなんかで見ますと、本当にこう施設の職員だけでは避難が大変だということをですね、テレビとか何かの報道もございましたが、行政としてどのような対策ができるか、そういう協力ができないのかどうかですね、それについてお伺いしたいと思うんですけど、お願いします。

**○総務部長（有留茂人）** 災害時の避難につきましては、それぞれの施設ごとに災害対策マニュアルがあり、これによりまずは施設管理者の下で避難行動をすることとなり、市の地域防災計画においても、社会福祉施設等に入居の避難行動要支援者の避難対策は、施設管理者が行うこととしているところであります。しかしながら、現実としては避難行動要支援者の皆さんの避難にはかなりの人手を要することが想定されることから、福祉施設の入居者等の避難の際には、当該地域の消防団や市民の皆さんの協力が欠かせないと考えております。今後、自主防災組織の再活性化も含めた中で、避難行動要支援者の皆さんの避難については、施設

管理者等の関係者とも対策を検討していきたいというふうに考えております。

**○10番議員（森時徳）** 大事なことですので、是非ですね、地区の消防団や地区民の方、自主防災組織の方とですね、施設管理者が協力し合ってそのような訓練をですね、日頃の訓練がやっぱり大事だと思いますので、是非行政の方もそのように進めてほしいと思います。

それから、避難所の運営マニュアルについても新聞等に載ってましたけども、熊本地震においては職員が手が回らなかつたりとかですね、いろいろ報道されて、マニュアルがどうなったのかなとちょっと気になったもんですから、それについてはどうなってるか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 市の地域防災計画に避難所の設置、開設、管理運営について定めており、この地域防災計画に基づき避難所運営管理マニュアルを作成をしております。内容については、避難者、施設管理者、市職員が合議制により運営すること、避難所運営については、それぞれが避難所運営の役割を担うことや、避難所での生活のルールを定めております。このように、災害が発生し避難所を開設する場合は、市が策定した避難所運営管理マニュアルを柔軟に活用していただきたいというふうに考えております。

**○10番議員（森時徳）** ただいまマニュアルをいろいろお話いただいたんですけども、学校とか公民館によって市の職員が到着できなかつたりとかですね、そういう場合においては仕切ってますね、誰がですね、責任を取っている指示とかいろんなことについてはできるのかですね、それについてはどうなんでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 避難所は、避難所運営管理マニュアルにより避難者、それから施設管理者、市職員が合議制により運営することとなっておりますが、避難所の運営は、避難者自身による自主運営を基本としておりますので、自治会や自主防災組織の会長等が避難所運営本部長となり運営することになります。なお、避難所は、市職員が施設管理者の協力を得て開設をしますが、避難所運営本部が組織されましたら、市職員は本部長の下、運営の一員として避難所運営に携わることとなります。

**○10番議員（森時徳）** 分かりました。

次にですね、長期的にどうしてもこう避難するわけですけども、住宅がやられた場合にですね、仮設住宅の建設、長期的な簡易宿泊施設といいますかね、プレハブ住宅なんですけども、これの建設については候補地、熊本地震においては候補地を選定してない市町村があったりですね、これは大分こう建設が遅れて、まだまだですね、着工が遅れて大変なことに、一番この阪神淡路、それから東北の震災よりもまだ遅いということが言われていますけども、本市においてはですね、どのような対策を立てているか、お伺いしたいと思います。

**○建設部長（山下康彦）** 甚大な災害が発生した場合の対応といたしまして、災害救助法に基づき、被災者の方は一時的に避難所に避難することとなりますが、全壊等により居住する住家がない方や自ら住宅の確保ができない方の一時的な生活の安定を図るため、応急的に簡易な

住宅を建設し対応することも想定されます。本市におきましても、予測のつかない災害に対し応急仮設住宅を迅速に建設するため、各小学校区単位で建設候補地を選定し、県とも情報を共有化しております。建設工事につきましては、一定規模の仮設住宅を建設することや、敷地までの道路アクセス、安全性、既設ライフラインの状況等を勘案し、市が所有する公園、運動場、学校校庭等を選定しております。また、民間所有地を活用する場合においては、借受承諾が必要となるため、建設に選定する際は事前協議を行う必要があると思っております。

**○10番議員（森時徳）** 公園とか学校とかありますが、学校なんかはですね、授業があつたりして、長期的になった場合にですね、非常にいろいろ弊害が出てるようでございます。あの東日本大震災などは7年に延びたような話も聞いておりますけども、指宿市としては予想されると言ったらおかしいんですけども、何か被害があつたらどれぐらいの土地が要るようになって、敷地がどの辺に要るよなど、そういうのはもう計画もやっぱり立てているんですかね、それについては。

**○建設部長（山下康彦）** 想定ではございますが、南海トラフの地震を推定した場合、本市の仮設住宅必要戸数につきましては、約230戸というふうな数値が出ております。仮設住宅の規模につきましては、標準が1戸当たり30平米、約2DKの建物になると思っておりますが、それを考慮した場合、建設可能な面積につきましては、1戸につき60平米等となっております。これらを勘案しますと、市の今現在候補予定地としている施設につきましては、優先判定を付けておりますが、まず一番のA判定のところは8か所指定されております。例えば池田のレイクグリーンパーク、小牧地区の運動公園、市役所の敷地、弥次ヶ湯住宅の跡地、指宿の西公園、あと山川の大成運動場、開聞の開聞運動場、川尻運動場等がAの判定、一番先にそこに建てられるということで判定しておりますが、そこでいきますと、建設可能面積が3万8,000平米程度、建設可能戸数が400戸というふうに推定しております。

**○10番議員（森時徳）** このほかに市営住宅の空きとか何かあつたらそこに入れると思うんですけども、ちょっと時間の都合上それについてもですね、しっかり今後対策を立ててほしいと思います。

それから、災害時のですね、応援協定はどうなっているかですね。他の自治体での応援協定、運輸、あるいはホテル、消防、各消防隊ですかね、組合についての連携はどうなっているか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 本市における災害時の応援協定の締結については、自治体間においては鹿児島県及び県内市町村間の災害時応援協定のほか、姉妹都市の人吉市、千歳市、友好都市の十日町市と応援協定を締結をしております。また、鹿児島県建設業協会指宿支部など民間の8団体とも協定を締結し、災害時の支援を受けることとしております。なお、今般の熊本地震において指宿南九州消防組合の緊急消防援助隊が派遣されましたが、この緊急消防援

助隊については、県外で発生した大規模災害の応援計画とともに、県外の緊急消防援助隊の応援を受ける受援計画も策定されており、本市において甚大な災害が発生した場合には、全国各地の緊急消防援助隊が消防、救助活動に駆けつけることとなっております。なお、鹿児島県内の常備消防機関は、県内全ての消防本部で応援協定を締結しているほか、近隣の消防本部とは大規模災害以外の災害についても応援協定を締結し、災害に備えているところであります。それから、ホテル等という話がございましたけれども、現在本市においては応急仮設住宅の代替の住宅等に係る協定は締結をしておりますが、市内の旅館・ホテル関係者からは、災害時の物資や食料等についての応援協定に係る協力の話をいただいているところであります。大変ありがたいことでもあります。現在前向きに検討しておりますが、今後この協議において災害時の部屋の提供等も協議ができればということで、ホテル等との協定について今後協議をしていきたいというふうなふうに考えております。

**○10番議員（森時徳）** 本市は本当お陰様でホテルがある関係で、簡易宿泊所ができる間は、そのホテルが無事だったらホテルを利用できるということで、本当ありがたいことでございます。是非ホテルの方々もですね、一緒になって、こういう協議ができればと思っております。それから、先ほどもちょっと答弁の中で出ましたけど、消防隊員の方がすぐですね、今度は緊急消防援助隊を県でつくっていただきまして、そして指宿南九州消防組合の緊急消防援助隊もですね、本当逸早く駆けつけて救助活動していただきまして、本当にですね、感謝しているところでございます。また、職員の方も交代で危険家屋の何か調査とかですね、事務的な補助にも行って、交代で行ってもらってるということでございましたけど、本当に是非ですね、熊本の早い復興のために今後も協力いただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、緊急物資のですね、運送に係る運輸業者との応援協定というのはないのかなと思ってるんですが、それについてはどうでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 物資輸送に係る応援協定は、現在のところ協定の締結はしていません。今後災害時に応援協定が必要かどうかを含めまして、近隣自治体を調査・研究し、必要があれば協定締結を進めていきたいというふうに考えております。

**○10番議員（森時徳）** よろしく申し上げます。この運輸業者とのやつは指宿市だけじゃなくて、やっぱり県、それから恐らく近隣自治体のですね、協力がないと、昔、何年前だったですかね、台風で前之浜がやられまして、その時は本当ですね、皆さんいろいろ苦労したようでございますので、是非ですね、近隣自治体ともお互いに協力し合って解決していただきたいと思っております。

それから、災害があった場合、支援物資の集積場についても熊本でもいろいろ問題があったようですが、指宿の場合、そういう支援物資の集積場みたいなのを決めてるんですかね。

**○総務部長（有留茂人）** 指宿市において大規模な災害等が発生した場合の義援物資等の保管予

定場所は、市の地域防災計画においては、指宿地域が中央公民館及び老人福祉センター、山川地域が山川文化ホール、開聞地域が開聞老人福祉センターと定めているところであります。しかしながら、これまでの市の防災訓練実施の協議においては、自衛隊は支援物資を開聞総合グラウンドへ陸上及びヘリコプターによる輸送を予定しておりますので、現在見直し中の市の地域防災計画においては、再度災害時の物資輸送については、その関係機関と協議をし、実効性の高い計画に今後していきたいと思っております。

**○10番議員（森時徳）** 災害というのはいつどこで起こるか分かりませんので、やっぱり複数の場所をですね、確保しとった方がいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、今朝ほども出ましたけども、各地域に自主防災組織ができて、もうほとんどの90%以上できてるようございしますが、なかなかですね、訓練とか何か最近ちょっとこう忘れてるんじゃないかという気もしまして、それについてはやっぱりこれからちゃんとしっかりしていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、それについては今後どのような対策を立てるのか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 自主防災組織については、自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の精神の下、大規模災害時の被害の軽減と災害後の避難所の自主的な運営に欠かせないものであり、本市におきましても、平成10年から平成15年にかけて結成が推進され、本市における自主防災組織の状況は、平成28年4月1日現在で88組織で、世帯における組織率は92.9%となっております。しかしながら、大規模な災害は数年を経て発生することから、全国的に自主防災組織の活動が形骸化しており、南海トラフ地震の想定や、先般の熊本地震における被害状況からすると、自主防災組織の活性化は喫緊の課題であるというふうに捉えております。現在本市におきましては、平成28年度から平成29年度の2か年間を対象とし、計画の基本理念を災害発生時に実際に動ける組織づくりと定めた自主防災組織の活性化計画を策定をいたしまして、現在校区公民館や区を対象として活性化の説明と協力をお願いしているところであります。本年度においては、各地域でモデル地区を定め、自主防災組織の活性化を図り、次年度は全地域で組織化や活性化を図っていこうというふうに考えております。

**○10番議員（森時徳）** 是非ですね、やっぱりこう災害はいつ起こるか分かりませんので、忘れないように、やっぱり日頃の訓練が大事じゃないかと思っておりますので、自主防災組織の方もですね、訓練をしていただくようにしていただければありがたいと思っております。

それから、熊本地震のような大きな災害が起きた場合は、大きな訓練、それも必要だと思うんですけども、総合的な訓練もですね、いろんな訓練があると思うんですけど、指宿も今朝ほども大きな訓練もやってるということでございましたけども、それについてはどのように、今後変えていくべきじゃないかと思ったりするんで、それについてはどうでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 市では毎年防災週間、これは8月30日から9月5日ですが、この防災週

間や救急週間に合わせて、この救急週間というのは9月9日、この日を含む1週間というふうに定めておりますが、この救急週間に合わせて、消防関係や医療機関、警察や市民の皆さんも含めた訓練を実施しております。昨年度は開聞岳噴火を想定した訓練を予定しておりましたが、大雨災害発生のため中止となりました。平成26年度は高速船事故による集団災害、平成25年度は竜巻による自然災害を想定した訓練を実施しております。本年度につきましては9月4日曜日に南海トラフ大地震を想定した訓練を実施する予定としており、現在消防や自衛隊、警察署、海上保安署等関係機関と訓練概要について協議をさせていただいているところです。隣の県の熊本での大きな災害を踏まえ、本市においても断層が確認されていることから、多くの市民の皆さんの協力をいただき、緊張感のある訓練ができればというふうに考えております。

**○10番議員（森時徳）** 大きな訓練というと、どうしてもこう中心地でやりがちですけども、それぞれの地域でですね、それぞれの地域の特性がありますので、やはりそのような地域の特性、今和泉なら今和泉の近くですとかですね、あるいは開聞の海岸の近くで津波を想定したりとか、いろんなですね、きめ細かいやっぱり訓練もこれから必要じゃないかなと思っていますので、どうかそれらも含めてですね、これから訓練については考えていただきたいと思います。

それから、地域での炊き出し等の訓練、各集落なんかでは六月灯とかいろんな催しの時ですね、お母さん方に出て来ていただいて、おにぎりとか味噌汁とか作ってですね、やるということで、やっぱりあれ見て、ああ、いいなあ。何かあった時はパッとできるよねと、こういうのはやっぱりいいことだよと私もいつも思うんですけども、何年前、新西でも火事があったとき、館長さんがすぐですね、あちこちこう連絡して、婦人の方を集めてですね、炊き出しをしましたけども、本当ですね、そういうのも日頃からやってるからそういうのできるんであって、これからですね、やっぱりこうそれらについてもですね、市としてもやっぱりこう助成まで言いませんけど、是非ですね、それらについても訓練の一つとしてやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 地域での炊き出しの訓練等につきましては、自主防災組織の意義である自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の精神に基づく有意義な訓練であると思っております。今後自主防災組織の活性化対策計画と併せて地域の防災力の向上のため、消防署とも連携を図りながら、地域における訓練を推進していきたいというふうに思います。

**○10番議員（森時徳）** 地域の消防団とかですね、地域の防災組織と本当にですね、連携を取って、もうとにかく毎年やるようにできたらいいなと思っております。

それから、医療機関との連携というのは、私としては地元の医師会とか、あるいは大きな病院といたら大学病院とか鹿児島市立病院とかですね、そういうところの連携としては大

丈夫かなと、ちゃんと取れてるのかなと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 指宿医師会との協力連携につきましては、市や指宿医師会、指宿保健所及び指宿南九州消防組合等の関係機関が一同に会しまして、年2回指宿地域救急医療連絡協議会を開催し、救急医療の意識高揚や防災などに関する情報の共有化を図っているところでございます。また、救急医療及び防災に関する正しい知識の普及啓発のための共済事業といたしまして、救急医療市民講座や大規模災害を想定した総合防災訓練を年に1回実施をしてるところでございます。今後も指宿医師会をはじめ関係機関と連携を密にしながら、災害時の救急医療体制の在り方について、引続き協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○10番議員（森時徳）** 時間の関係上、ちょっともう最後に市長の方に一つお伺いしたいんですけども、今いろいろ質疑しまして、なかなかこう備えが足りないなという感じを受けたんですけども、やっぱりこれじゃいかんなど。熊本地震を見てですね、指宿市ももうちょっとこう備蓄をはじめですね、いろんな訓練をですね、しっかりやらんないかんと。予算を伴うことですけど、やっぱりこれはしっかりやるべきだと思うんですけど、市長の考えはどうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 今回実際に熊本、特に益城町を視察し、全く議員と同じような思いを持っております。今指宿に熊本程度の地震がきたときに、明日どうするのかというのを考えたときに、益城町みたいな対応はできないなあと思いました。それは施設の問題であり、そして何よりも食料の備蓄等もお話になりましたけれども、そういうのに対応できるような取組をしているのかという観点では、多くのことを反省をさせられました。避難場所についても、益城の中央小学校、そこの体育館を見ましたけれども、恐らく子供の教育、体育館の利用はここ数か月できないであろうと。介護を含め、そして様々な震災避難者に対する対応、災害における廃棄物、ごみ、そして仮設住宅の場所、様々な勉強をさせていただきました。庁舎もそうであります。人吉の市役所に参りました。人吉は誰もいません、庁舎に。議会棟も使えません。果たして6月議会どうするのであるかということで、その議場も訪れました。それなりの対応ができるような公共施設が建設されていると。指宿はどうすべきか、そこをいろいろと考えさせられました。総合的な地震等に対する対策については、今後このマニュアルを見直しながら具体的にどのように動くのかという、まさしく動けるようなマニュアルを作成してまいりたいと思います。

**○10番議員（森時徳）** 是非ですね、しっかり予算を組んでやっていただきたいと思います。

時間の都合上、次は教育についてお伺いしたいと思います。不登校の現状はですね、非常にこう27年度は多くなってびっくりというか、これでいいのかなという気もするんですけども、主な原因として何が考えられるのかですね、教育委員会としてはどうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 学校からの報告によりますと、不登校のきっかけとしましては、無気

力、不安などの情緒的混乱、いじめを除く友人関係、又は親子関係などが原因となっているようでございます。しかし、多くの場合、これらの要因が複雑に混合して不登校に陥っている現状も見られるところでございます。

**○10番議員（森時徳）** なかなか一人ひとりですね、原因は多分違うんじゃないかと思えますけども、やはり小学校ちっちゃい時からの教育、あるいはそのちっちゃい時からその家庭での教育ですね、含めて先生方やですね、あるいはその小学校、中学校の父兄の方なんかとそういう対策、研修を含めてですよ、対策なんかはなさっていないのかどうかですね、お伺いしたいと思います。

**○教育長（西森廣幸）** 現在市内の各学校では、小学校からの一貫した生徒指導の重要性を認識しているところでございます。中学校区ごとに連絡会等を開催し、その中で児童・生徒についての情報交換や連携した指導の在り方について研修を行っています。また、学校ごとに不登校対策委員会や職員研修を実施し、個別の支援計画を立てて、全校体制で支援に取り組んでいるところでございます。家庭、地域では、学級PTAや家庭教育学級などで子供との接し方についての研修や、また、地域ごとに開催される青少年育成会議等で情報交換も行っているところでございます。教育委員会としましては、管理職研修会をはじめ、生徒指導主任研修会や各学校の生徒指導担当者と主任児童委員や地域福祉課の家庭相談員等を交えた適応指導教室運営委員会、また、昨年度からは不登校児童・生徒を持つ保護者を対象にした研修会も行って、不登校の解決に努めているところでございます。

**○10番議員（森時徳）** 当然、不登校は学校だけの問題じゃなくて、家庭にも問題があると思うんですけど、保護者の方の研修、保護者の方も来るということですけど、その不登校の生徒の保護者というような方は、積極的にこういうような会に参加されてるんですか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

**○教育長（西森廣幸）** 昨年度から不登校児童・生徒の保護者を対象にした研修を始めたところでございますけれども、一番困っているのが保護者の方であろうかということも考えているところです。そういう保護者の方を支援するための研修会ではございましたが、相談員からの専門的なお話や、又は、共通する問題点を語り合う中で、心のケアもなされているところです。しかし、残念ながら、全ての不登校児童・生徒の保護者がすすんでこの研修会に参加するという状況ではございません。昨年度から始まったばかりでございますので、できるだけ多くの関係者が集まって悩みを語り合う研修の機会にしていきたいと思っているところでございます。

**○10番議員（森時徳）** 当然各学校ごとじゃないのかな、カウンセリングか何かしてると思うんですけども、生徒の父兄とか児童に対してのそのカウンセリングについてはどうなんですかね、積極的に行ってるかどうかですね。

**○教育長（西森廣幸）** 学校においては、それぞれ担任の先生が教育相談を行っております。ま

た、学校においては教育委員会から派遣した心の教室相談員、スクールカウンセラー、ケースワーカー、もろもろのそういう専門の方々と連携を取りながら、できるだけ子供に寄り添った相談活動が行われるようにしているところでございます。

**○10番議員（森時徳）** なかなか学校も教育委員会も大変みたいですけど、是非ですね、これは息の長い本当に毎年進学もあり卒業もあり、次から次に違う子供たちが入ってきて大変かもしれませんが、是非ですね、不登校を少なくするようにしていただきたいと思いますが、聞いたところによりますと、教育の場でも経済的なことで格差が生まれているということも話を聞くんですが、これらもですね、経済的な格差というのも最近はあるのかなど。親が夫婦で一生懸命夜遅くまで働いて、子供は放たらかしというわけじゃないけど、なかなか子供の宿題を見られないとか、そういうのもやっぱりあるんですかね。

**○教育長（西森廣幸）** マスコミ等で保護者の所得と学力の相関関係が報道されたりしているところでございますけれども、保護者の所得と不登校の関係については、因果関係がはっきりしておりません。学校からの報告でも不登校のきっかけとして、経済的な問題を理由としている児童・生徒の報告はないところでございます。

**○10番議員（森時徳）** 先日の新聞に、鹿児島県は生活保護以下で暮らす子育て世帯がですね、全国で3番目に高いということが載ってましたけども、本当にですね、子供たちが元気で学校に来れるようにですね、是非ですね、教育委員会、先生方、保護者、PTA一体となってですね、子供たちを元気付けて素晴らしい子供たちに育ててほしいと思います。それから、解決策の一つとしてですね、私としては小・中一貫校もいいんじゃないかなという気がして質問するわけですけども、9年間という間にですね、ゆっくりその個人個人に合った勉強のカリキュラムといいますか、そういうのをですね、できるんじゃないかと思えます。それについては小・中一貫校がもう解決策の一つじゃないかと思えますが、それについてはどうでしょうか。

**○議長（松下喜久雄）** 教育長、簡潔にお願いします。

**○教育長（西森廣幸）** 昨年度研修視察で鹿屋市の花岡学園を視察いたしました。そこでの説明によりますと、小・中学校の教員がお互いの校種の持つ良さを生かした指導を行うことで、生徒指導の学習意欲や学力向上が図られるなど、9年間を通じた継続した指導の下で、学校生活への不安等も軽減されているというお話を聞いたところでございます。そういう面では効果的ではあるかと考えているところでございます。

## △ 延 会

**○議長（松下喜久雄）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は6月20日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 森 時 徳

議 員 高 橋 三 樹

# 第 2 回 定 例 会

平成 28 年 6 月 20 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

平成28年6月20日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	前之園 正 和
15 番議員	木 原 繁 昭	16 番議員	中 村 洋 幸
17 番議員	新川床 金 春	18 番議員	下川床 泉
19 番議員	新宮領 進	21 番議員	松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世

建設部長	山下康彦	教育部長	長山君代
山川支所長	馬場久生	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	中村孝	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路潔	危機管理課長	園田猛志
市民協働課長	田畑喜史	環境政策課長	下吉一宏
商工水産課長	山元成之	観光課長	今柳田浩一
長寿介護課長	西浩孝	地域福祉課長	山口保
農政課長	松澤敏秀	建設監理課長	田之上辰浩
建築課長	大久保覚		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において福永徳郎議員及び前原六則議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。6月17日に引き続き一般質問を行いたします。

まず、下川床泉議員。

○18番議員（下川床泉） おはようございます。熊本・大分地震でお亡くなりになった方々に心からご冥福をお祈りいたします。また、被害に遭われていまだに不自由な生活を強いられている皆様にお見舞い申し上げます。少しでも早い復興を期待をしております。5年前の東北で発生した東日本大震災や今回の熊本・大分の震災で避難所で不自由な生活の中、中学生、高校生が物資を運んだり配ったり、また高齢者の話し相手をしてくれたりと大活躍だったと報道で聞いて、とっとうれしくほほえましく感じました。そして、避難所での生活が長引くにつれてお互いに助け合うシステムづくりができて、すばらしいと感銘を受けました。

それでは、通告してあります市民協働の取組についてと少子化対策についての二つの項目について質問をいたします。まず、市民協働の取組についてお尋ねをいたします。自治会では、公民館長を中心に公民館の役員の方々、高齢者クラブ、婦人部、子供会、防犯組合などの役員の方々が自治会を盛り上げようと行事を企画したり、美化活動をしたり、懇親の場を設けたり、大活躍をしてくれており、ありがたいことだと思います。一方、自治会に加入しない世帯も増えている状況があり、自治会の活動に支障を来している現状もあります。そこで自治会への加入率について指宿、山川、開聞、地域ごとにどのような状況か、お尋ねをいたします。

また、地区未加入者の対応として加入してもらおうシステムづくりとして、どのような対応をしているのか、お尋ねをいたします。そして、校区公民館などで開催をされました市長と語る会の中で、地区未加入者への声掛けをされていると聞きましたけれども、市長のその作戦を教えていただければありがたいと思いますので、よろしくお尋ねをいたします。

次に、少子化対策についてのうち、学校の運営について、お尋ねをいたします。広報いぶすきのうぶごえ、おくやみの欄を見ますと、赤ちゃんの誕生よりおくやみの方が多いのが現状です。少子化になると様々な弊害が発生すると思われます。その対策については、国・県・市が連携して事業を展開するものと、市独自の対策を講じる事業があると思ひます。そのことによつて少子化対策、人口増加対策にもなると思ひます。そこで20数年後の学校の児童・生徒の数は、どのように予想されるのか。そのことによつて学校の在り方については、どのような状況になると予想するのか、お尋ねをいたします。以上、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 大変な雨でございました。私の家の前の川も今朝は水が溢れておりました。その中で子供たちが登校しております。もちろん、そこには保護者も顔を出しておられます。ごみ出しも行っております。今朝、私が声掛けしたのは、子供たちに声掛けをすると同時に、その保護者にも一緒になつてごみ出しのルールを守りましようとか、危ないところは子供たちにも教えてやりましようという、かねてからそのような声掛けをしております。私が、語る会で自治会に入つてくださいというその一言だけでは入らないだろうと。だから何か工夫をしないと任意団体である自治会とはいへ、やはり自分たちのまち、地域を守るため、また、防犯パトロールや防災訓練、地域清掃など日常生活を行いながら人のつながりでもつて自治会を支えていく、それは極めて大切であるというような語る会でも話をいたしました。

私が住んでいる集合住宅では、最初、私が1人だけが自治会に入つておりました。何とかして自治会組織に入つて一緒に地域を盛り上げようということで、まず行つたことは、学校の先生方も数名いらつしやいましたので、その校長先生方にもお願いをいたしました。全員学校の職員、教員は入つていただきました。銀行の職員もおりました。その時には、機会あるごとに木曜会等でその支店長さん方がお見えですので、その場合にもお願いをいたしました。そして、入つていただいた時には、ありがとうございました、おかげさまで校長先生、支店長さんのおかげで誰々さんに入つていただきました。本当にありがとうございました。それが、私が市長と語る会で自治会に入会していただくための取組の一つの事例としてお話を申し上げたところでございます。

転入者の方が心を閉ざさないように垣根を低くして地域に受け入れる。そのための対応は、それぞれ取つていただいておりますけれども、自治会長さん、班長さん、役員の方々では、なかなか難しいだろう。そういうときに様々な職場の方々のお借りするという、その一つの方法が、私が行つた方法でもあるのではないかなと思つております。子供と話をし、ごみ出しのときに話をし、登下校のときに子供に声掛けをすることで地域の一員として転入された方々も認められ、そして、一緒になつて地域活動に参加しようというそのような気持ちが表れてくるだろう、そう思つてやつたところでございます。

さて、本市の自治会加入率につきましては、平成28年6月現在の推定であります。指宿地域では80%、山川地域では95%、開聞地域では約92%となっており、全体的に見ましても平成27年4月時点と比較し、若干ではございますけれども増えているところであります。

自治会加入率の低下、それは全国的な傾向ではございますが、特に災害発生時には、普段からいわゆる顔の見えるお付き合いが大切であると言われてるように、地域のコミュニティー活動を支える自治会の役割というのは、極めて重要であります。

現在、地区未加入者対策といたしましては、自治公民館連絡協議会、環境衛生協力会及び市政事務嘱託委員会の3団体と協働で取組を進めており、のぼり旗の作製、転入窓口における加入用パンフレットの配布、説明や自治公民館加入申込みの説明をしております。

毎年3月から4月初めにかけて市役所内に加入促進ブースを設置し、自治会加入の呼び掛けを行っております。また、新たに地域コミュニティ組織モデル事業を実施している福元区などでは、新しく転入される方の歓迎会をする取組も行われており、地区の地図や歴史、年間行事表をセットにしたファイルも作成し、地区加入への理解を図っていただいているところであります。

地区加入、これは本市にとっても大きな課題でありますので行政、市民そして地域を支える自治公民館、自治会とが知恵を出し合いながら加入の促進を図っていかねばならないと思っております。

以下、いただきました質問は、教育長が答弁いたします。

**○教育長（西森廣幸）** 20数年後の児童・生徒と学校運営について、でございますが、少子化の進展に伴い、市内小・中学校の児童・生徒数は、年々減少していることは、ご承知のことです。平成28年5月現在では、小学校2,049人。中学校1,063人。合計で3,112人の児童・生徒がおりますが、18年後の平成46年の推計では、小学校1,555人。中学校838人。合計で2,393人となる見込みであり、これは平成28年度の児童・生徒数の約77%となるようでございます。

こうした中、本市では、平成21年5月に実施した教職員のアンケート調査等も参考にして策定された指宿市望ましい学校環境整備計画の中で、市の目指す適正な学校規模について小学校においては、1学年の学級数はクラス替えが可能な2学級以上。中学校においては、教科担任制の専門教員配置が可能な3学級以上が望ましいとしており、適正な学校規模を確保することは、ますます困難になることから、現在、地域や関係者の意見等をお聴きしながら児童・生徒への教育効果を第一に考え、将来を見据えた望ましい学校の在り方について検討を進めているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 地区の未加入者の対応として、いろんな団体、そしてまたいろんな会社の方々、校長先生等々お願いをし、そういう機会を捉えて入ってもらおうということの説明もいただきましたし、自治会の加入率については、それぞれの地域ごとの%をいただきま

した。

山川地域、開聞地域の公民館長さん方ともお話をしてみますと、これだけ入っているからいいですねという話をしましても、やっぱり、それでも追加して入ってもらいたいと、入ってもらう作戦をいろいろと考えてもらいたいというお話でもございました。

それでは次に、未加入者の燃えるごみ、燃えないごみの対応については、どのようにやっているのか、取り組んでいるのかをお尋ねをいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 地区未加入者のごみについてのご質問でございました。地区未加入者が各地区のごみステーションに搬出したごみについては、通常のごみと同様に収集を行っております。しかしながら各地区のごみステーションは、各地区において管理をしておりますので、未加入者がそこにごみを持って来ることが地区民とのトラブルになってしまうこともあるようです。こういったトラブルを少しでも減らせるように、市では、転入届出の際に地区加入の促進を行ったり、ごみ出しの説明の際には、ごみステーションが地区の方々の管理によって清潔に保持されていることなどを説明して、地区加入を促進しているところでございます。

地区加入者に対しましては、市民協働課や建築課などの関係部署と共同しまして粘り強く地区加入の必要性を説明してきており、今後も引き続き地区加入促進を進めてまいりたいと考えております。

**○18番議員（下川床泉）** 地区未加入者というくくりで、例えば市の職員、指宿市の職員が指宿市内に在住しているという方もいらっしゃいますし、また、市外から通ってくださっている方々もいらっしゃいますが、そういう市の職員については未加入者はいないのか。また、教職員、指宿に住んでいらっしゃる警察官、県の職員、そういう方々について地区未加入者はいないのか。そういうことは把握はしていないのか、お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 市職員につきましては、ほとんどの職員が地区に加入していると私どもは思っております。もし未加入者がいた場合は、すぐにでも加入のお願いをしてまいりたいと考えております。また、新規採用職員の研修会等においては、職員の率先した地域活動への参加、そして地区加入についてもお願いをしているところでございます。

一方で教職員、警察官や県職員については、転入手続きの際、窓口において転入者の職業を伺っておりませんので、加入状況は把握ができていないところでございます。これらの方々を含めまして、転入をされた皆様方には、転入窓口や加入促進ブースにおいて地区加入についての説明を行い、加入のお願いをしているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** ありがとうございます。新入職員の説明会等で是非入るようという説明をしているということでもございました。警察の方々は、ほとんどの方々、もう100%だと思いますけれども入っているというふうにも聞いております。あと先生方というくくりの中では、そういう調査はできていないということでもございましたけれども、先ほど市長の

答弁でもありましたとおり校長会、教頭会などを通じてですね、是非入ってもらえるようお願いをさせていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、指宿市営住宅、鹿児島県営住宅が指宿市内にもたくさんございまして、その方々が地区に入っていないという現状もたくさんあります。そういう方々への対応として、何か方策がないのかをお尋ねをいたします。

**○建設部長（山下康彦）** 市営住宅入居者の地区への加入につきましては、団地内のコミュニティの維持、活性化のためにも地区に加入していただくことは非常に重要であるというふうに思っているところでございます。そのため、市営住宅への新規入居時には、入居される方に案内チラシを配布するとともに、地区に加入することの意義を説明し、加入を勧めているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 今、集合住宅がどんどんできているところですけども、民間集合住宅では、家賃に地区会費をプラスして収めてもらうと、そういうシステムづくりができていくところもあるというふうにも聞いております。そういう制度がありますので、そんな形で地区に入ってもらえるようなことはできないのか。そしてまた、一方、その地区会費をプラスしていない民間集合住宅もたくさんあるというふうに思いますけれども、そういう方々への地区加入へのお願いの仕方等々、そういう制度的なものは作れないものなのか、お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 議員がおっしゃいますように自治会の加入率が低い要因の一つとして、やはり集合住宅の入居者の加入率が低いからではないかということが推測されます。議員がおっしゃいますようなシステムづくりは、本市では、まだ行われておりません。市民協働課では、平成26年度に自治公民館連絡協議会と一緒に、自治会加入促進の協力を市内不動産関係者をお願いした経緯がございます。先ほど答弁いたしましたように、その市の3団体で3月末から4月上旬にかけて市の庁舎に加入促進ブースを設置しまして加入促進活動を実施しておりますが、これと併せて、住宅の管理者や不動産会社等へも加入促進を図る必要があると考えておりますので、今後も協力をお願いを引き続き行ってまいりたいと考えております。

**○18番議員（下川床泉）** それでは次に、独居老人世帯が増えているというふうに思います。一人で買い物に行けなかったり、いろんな事件や事故が起こったとき、地震とか津波とかあったときの避難の仕方等で困っている状況もあるかというふうに思います。そういう独居老人世帯への声掛けや困っていることに対する対応、最終的には孤独死とかがないようにする、そういう対策については、どのようにしているのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 独居老人世帯の困り事等に対する支援でございますが、援護を必要とする高齢者などは安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、地域見守りネットワーク

事業を実施をしております。この地域見守りネットワーク事業の見守りグループは、184地区全てに設置をされており、見守りの対象世帯は、独居老人世帯だけではなく、母子家庭や父子家庭、障害者世帯なども含まれております。

平成27年度の実績といたしましては、見守りグループ構成員数649人、総訪問回数7万5,961回であります。主な活動内容は、訪問しての声掛け、安否確認でございますが、構成員の中には、自主的にごみ出しなどのお手伝いをされている方もおられます。

また、孤独死防止対策といたしましては、地域見守りネットワーク事業のほか、食の自立支援事業におきまして給食の配達時に安否確認を、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応が取れるよう緊急通報体制等整備事業を実施しているところでございます。

さらには、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業におきまして、買い物支援や高齢者の見守り、支え合い活動を行っている登録グループもございます。高齢者の支援につきましては、今後も様々な事業を継続的かつ包括的に実施し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で不安なく自立した生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 様々な取組をしているということでございます。独居老人世帯もますます増えてくるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

集落、地区のいろんな行事をする際に、職員のお手伝いがあればありがたいなということをよく思います。その地域に住んでいる職員の方がいらっしゃれば、そういう方々もきっと地区の役員として、また役員でなくてもいろんな行事に参加をしているというふうにも思いますし、また、その地区で今、課題になっているその課題解決のために、それを担当する職員が、その地区に入って対応を取るといようなシステムも先日、所管事務調査で行った時には、一人で2か所の担当しているというような職員の方々がいらっしゃいましたけれども、そういうような地区担当をする職員の体制づくりとしては、どのように考えているのか。お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 地区のお手伝いを住んでいるところともう1か所という趣旨のご質問だったと思いますが、本市におきましては、平成22年度に協働のまちづくり指針を策定しておりますが、この指針の中でもこれからの地域づくりには、まずは市民一人ひとりの自助活動があり、そして共助、公助というような取組が重要であるとしております。全市的にこれらの取組を進めていくためにも、まずは職員自らが市民に役立つ所としていくための自助活動、すなわち、その自主的・自発的な活動を実践して、そしてそれらの自助活動で得た地域課題を、職員全体で共通認識するというような共助の活動を進めながら、最終的に課題解決策を具体的施策として構築していく公助へとつなげていく必要があると考えております。

現在でも職員は、自分が住んでいる地区において自主的・自発的に地域活動に参加又は参

画し、役員等を行っているところと理解しているところがございます。しかしながら、その住んでいるところ以外の地区の地域活動のお手伝いをするとするならば、それぞれ地域の課題が違うことから、なかなか難しいのではないかと考えております。これまで四つの地区で新たな地域コミュニティ組織モデル事業を実施しておりますが、これらの地区には、支援員を配置し、その地域の課題を解決するためのお手伝いをしてきております。

今後は、他の地域の課題解決へ向けて、できる限りこの支援を波及させていきたいと思っております。

**○18番議員（下川床泉）** 是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。地域の行事である運動会とか夏祭りなど、参加者が少なくて困っているというような状況もあるかと思ひます。参加者を増やす対策で成果が上がっているものはないのか。こういうことをすると参加者が増えるよというような例をお示しをいただければありがたいと思ひます。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 地域におきましては、少子高齢化が進み、また以前と異なつて子供たちの生活形態も変化してきている中、行事を計画し、それを遂行していくことは、大変困難になってきております。その中で今和泉校区ですが、成果が上がった事例を紹介いたしますと、平成26年度から新たなコミュニティ組織モデル事業に取り組み、多くの住民が関わつて成功している文化祭がございます。

今和泉校区では、公民館役員をはじめ地域内の学校や学校関係者、郵便局や漁協、JAなどの民間事業者、芸術・文化活動を行っている住民等、そして地域内の多くの住民を巻き込んだ文化祭を実施いたしました。

文化祭は、つぶやきから、考え、想像するということを基本に、ワークショップ形式の実行委員会を重ね、結果的に、これらの場づくりの中で、多くの住民が関わつて、文化祭の出演者は、4歳から94歳までの約1世紀にわたる世代間交流が実現して、達成感が享受したことが、文化祭の大成功を導いたものと思われまふ。

平成27年度では、更にその実施から地域のコミュニティを考えていこうという取組が始まっております。このように地域内全体でそれぞれ抱えている課題を明確にして、具体的な取組をしていくことが、参加者を増やしていけることではないかというふうを考えております。

**○18番議員（下川床泉）** ありがとうございます。新たな文化祭という行事の中でいろいろな取組がなされているということでもございました。もう一つ私は、子供、親、高齢者が集つて、一緒に交流できる三世代の交流行事も大切ではないのかなというふうに思ひます。

現在、どのような取組を行っているのか。とっても大切な行事だというふうに思ひるので、いつまでも継続をしてもらいたというふうに思ひますけれども、その対策については、どのように考えるのか、お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 三世代の交流事業の重要性のお話だったと思ひます。昔の家族の

形態は、祖父母、そして親、その子供たちと一緒に三世代で家族の人数も多く、豊かな人間関係を持つことができていたように思います。一方、現代では、少子高齢化が進んだことなどによって、これらの影響が今の子供たちは、身近に世代間での関わりを持つことが難しくなっているというふうに感じております。このような時代の中、市内では、それぞれの地域で三世代交流グラウンドゴルフ大会、地区での餅つき大会、生活研究グループや保育所などで三世代交流が行われるなど様々な行事が実施されているところでございます。

子供たちが育っていくのは、周りのたくさんの子供たちや異世代の大人たちに囲まれた環境であることが望ましいと思われまますし、また大人と関わることで伝統や行事などを受け継いでいくことは間違いなく子供にとってプラスになると思っております。人と人とのつながり、世代と世代のつながりをつくり育てていくためにも三世代の交流行事というのは非常に大切であると感じておりますので、今後も続けていただくよう支援してまいりたいと思っております。

**○18番議員（下川床泉）** その事業についても、よろしくご支援をいただきたいというふうに思います。

限界集落という言葉が話題になってから数年経過をいたしました、その対策については、どのようにしているのか、お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 限界集落の対策ということのご質問ですけれども、限界集落という言葉、小規模集落という言葉に代えて答弁させていただきます。以前、小規模集落から集落合併についての相談が数件寄せられたことがあり、これらの地域からの相談に応じる形で職員を派遣して集落合併の有効性等について説明を行って、地域での話合いに参加するなどの取組を行ってまいりましたが、所有する財産や古くからの集落のつながりなど、それぞれの地域が抱える様々な理由から平成23年4月以降、集落合併が実現した事例はございません。

市といたしましては、集落合併で乗り越えるという手法ではなくて、新たなコミュニティを構築すべきと考えまして、新たな仕組みづくりについて県と検証を行うことを目的として平成26年度から新たな地域コミュニティ組織モデル事業が福元区、柳田校区、今和泉校区で、平成27年度からは指宿校区が追加されて事業を展開しております。

今後は、このモデル事業で得られた検証結果を、その小規模集落への対策へ展開してまいりたいと考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 今、答弁でありました地域コミュニティ組織モデル事業、現在4地区で行っているということでもございましたけれども、その進捗状況はどのような状況か、お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 地域コミュニティ組織モデル事業を実施している4団体の進捗状況でございますが、福元区におきましては、徒歩で暮らせる住み良いまち、伝統と人のつながりが活きる様々な人に開かれた福元、という共通目標を掲げまして、本年2月頃に地域課

題解決に向けて八つの自主グループが立ち上がっております。各グループでの話し合い活動には、集落支援員が出席し、話し合いを前向きにするための支援を行っております。

課題の一つである子育て支援を考えるグループについては、放課後の子供の居場所を考えた子供クラブを立ち上げ、高齢者のボランティアの見守りをいただきながら運営が始まっております。これは先日の南日本新聞にも掲載されたと思います。

柳田校区においては、校区内の郷土芸能の継承が課題となり、平成26年度・27年度に校区芸能祭を実施いたしております。今年度については、校区芸能祭以外の取組について、現在検討しているところでございます。

今和泉校区におきましては、先ほど答弁いたしましたように、地域内の多くの住民を巻き込み平成26年度・27年度に文化祭を実施しております。また新たな取組として、校区公民館を誰もが気軽に集える場所にする事で、みんなの思いや意見を出し合える場にして地域課題の抽出につなげていけないかと考えているようでございます。

指宿校区においては、平成27年度から事業を始めており、地域づくりのアンケート調査、ワークショップ、講演会、先進地研修を現在行っております。本年度は、校区を4グループに分けて地域の課題の抽出、解決に向けた話し合い活動を行っていく予定でございます。

また、この四つのモデル実施団体以外でも魚見校区、そして岡見ヶ水区におきまして、地域づくりのアンケート実施などマンパワーでできる支援を行っております。今後も、地域が抱えている課題解決につきましては、地域と行政をつなぐ集落支援員を活用した話し合い活動を丁寧に行って、支援を行っていきたくと考えております。

**○18番議員（下川床泉）** 市民協働の取組について、るる質問をしてきました。未加入者への対応について、そしてまた独居老人世帯の対応、それから今現在進んでいる地域コミュニティ組織モデル事業の展開。いろんなことをお話を聞いて、いろいろなそれぞれの地域の課題解決に向けた対策がいろんなことがあるなというふうに思いましたので、これからは是非その課題解決に向けての方策をいろいろと頑張ってくださいますようお願いをしたいというふうに思います。

次に少子化対策について、学校の運営について答弁をいただきました。児童・生徒の数が、およそ20年後に大分減ってくるということでありました。学校のあり方を考える会の望ましい学校環境整備計画では、小学校でクラス替えが可能な2学級以上が望ましいと。中学校においては1学年の学級数は、3学級以上が望ましいということでもございました。その少子化の、少しでも子供の数が増えて学校の運営がうまくいけばいいなという思いで、次の質問に入りたいと思います。

少子化対策については、様々な対策、事業があります。執行部としましても一生懸命取り組んでいただいております、感謝を申し上げます。少子化対策、人口増加対策は、指宿市の発展、指宿市の盛り上がりのためにも取り組んでいかなければならない課題だと考えていま

す。先ほどは学校の運営についても答弁をいただきましたが、少なれば少ないの対応もできますが、また多ければ学校運営についても心配なくスムーズな運営ができていくものと考えています。

そこで市の対策として、まず結婚しない若い人たちが増えている。今いろんなところで婚活といういろいろな事業も展開をされております。その結婚・婚活について、どのような対策をしているのか、どのような現状なのか、まずお尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 市が直接行っている結婚・婚活に対する支援があるのかでございますけれども、市では、昨年度までの間に独身男女の出会いの場を創出する取組などを実施している団体等に対して、提案型公募型補助事業の活用を通して支援を行ってまいりました。本年度からは、出会いから結婚までの支援として、結婚願望がありながらも男女の出会いの機会が少ない方々に対して、出会いの場の創出や出会いをサポートする団体のネットワーク化を図り、情報共有を行いながら活動を支援するとともに、若い世代が結婚しやすい環境を整えるため出愛キューピッド支援事業を計画しているところです。

事業内容としましては、指宿商工会議所青年部などの独身男女の出会いの場を創出するイベント実施団体のネットワーク化を図り、相互の情報交換や支援協力を行うことで各イベントのさらなる充実化を図り、より多くのカップル成立につなげようとするものであります。

**○18番議員（下川床泉）** そして結婚した後は、妊娠、出産とうまくいけばいいがなというふうに思いますけれども、妊娠時の健診、そして出産費用の補助については、現状ではどのようなになっているのか。そのことについてまた増やす考えはないのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 妊婦健診費や出産費につきましては、疾病で病院にかかる場合と異なり健康保険が適用されないところでございます。妊婦健診につきましては、母子健康手帳交付時に公費負担の妊婦健康審査受診票14枚も一緒に交付し、妊婦健診を定期的に受診されるよう勧めているところでございます。この妊婦健康審査の検査項目は、県及び医師会等が協議し、県内で統一された内容となっており、14回までの検査費用を市が負担しているところでございます。

検査費用は、1回当たり5,020円から1万9,180円となっており、14回の合計額10万2,710円を全額負担しているところでございます。また県外での妊婦健診は、一旦自己負担にて受診していただき、償還払いでお返しするなど、県外の里帰り先での受診についても市が負担しているところでございます。

出産費用につきましては、健康保険法に基づく給付といたしまして、出産育児一時金が支給されます。国民健康保険等の保険に加入し、また被保険者で妊娠4か月以上で出産された方に対し、出生児一人につき42万円、産科医療補償制度1万6,000円を含むが給付されているところでございますので、今後の対策といたしましても、今答弁させていただいた内容を継続してまいりたいという具合に考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** ありがとうございます。出産で赤ちゃんが誕生した後、その後考えられる少子化対策として、お母さんたちからお父さんたちからよく聞かれる言葉としては、子ども手当みたいな制度、市独自の制度があればありがたいなと。そして幼稚園、保育園に行くようになると保育料の補助、市独自の補助ができないのかと。そして小学校、中学校に行くようになってくると給食費の補助はできないのか。市独自のプラスした補助はできないのか。という言葉をよく聞きます。

文教厚生委員会での研修でもそういうことをやっているという市もありましたけれども、そのような対策は考えられないのか。現状はどうか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** まず、子ども手当の創設や幼稚園、保育料の補助につきまして、答弁をさせていただきたいと思えます。少子化対策は、本市にとりましても非常に重要な課題であると認識をしており、これまでも家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流を促進する地域子育て支援拠点の設置や、病気の回復期で集団保育が困難な期間に病院の専用スペースで一時的に保育する病後児保育事業、生後2か月から3か月の乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う乳児家庭全戸訪問事業、また平成27年10月から子ども医療費助成制度の中学校3年生までの拡充を行うなど、様々な形での子育て支援に取り組んできたところでございます。

また国においては、幼児教育の段階的無償化に向けた取組が進められており、本年4月から保育料について、低所得者層に係る多子及びひとり親世帯の負担軽減が図られているところでございます。

少子化対策の重要性は十分認識をしており、市独自で保護者への負担軽減を図ることも魅力ある施策であると考えますが、市といたしましては、平成27年3月に策定をいたしました指宿市子ども・子育て支援事業計画に基づいた子育て支援策を継続するとともに制度の充実を図り、将来にわたって子ども・子育てを支援する基盤づくりに努めることが重要であると考えているところでございます。

**○教育部長（長山君代）** 幼稚園の保育料補助について、でございますが、本市では、指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づき、私立幼稚園の設置者が保育料等を減額し、又は免除する場合におきまして、市は設置者に対し、当該減免額の範囲内で補助金を交付しているところでございます。また、満18歳未満の児童を3人以上扶養し、かつ私立幼稚園に就園し就園補助金の受給対象者となっている多子世帯につきましては、多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱に基づきまして、この事業を実施する私立幼稚園の設置者に対し補助金を交付しているところでございます。

以上のようなことから保育料等の補助事業に取り組んでいることから、現在のところ新た

な市独自の支援策につきましては、考えていないところでございます。また、小学生、中学生の給食費の補助についてでございますが、学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設や設備に要する費用、調理員等の人件費、消耗品等の購入に係る経費、光熱水費などは市の負担とされており、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とされているところでございます。このことから本市では、学校給食に係る費用のうち給食食材に必要な費用を、学校給食費として保護者に負担をしていただいているところでございます。

議員ご提案の給食費の補助は、子育て支援や人口減少対策の施策の一つとして捉えられる部分もでございますが、現在のところ給食費の補助につきましては、考えていないところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 今、それぞれの施策の現状をお話をいただきました。そのほかにも対策としては空き家対策、企業誘致、鹿児島市内までの通勤時間の短縮をする施策など、様々な対策があると、そういう対策が必要だというふうにも思います。ほかの市町村もその少子化対策のために行政独自の政策を実施して、一人でも多くの子供たちが増えるように頑張っているのが現状だと思います。指宿市でも市の予算を重点的に配分して市独自の施策に新たに加える、そういうものを考えていくべきだというふうに考えます。市長はじめ執行部の皆さんで、そして私たちも含めてよく検討をさせていただきながら、少しでも少子化対策について実のある施策ができるようお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

**○3番議員（恒吉太吾）** 皆さん、おはようございます。議員番号3番の恒吉でございます。はじめに4月に熊本・大分両県で発生しました熊本地震では、多くの尊い命が奪われ、大きな被害がでました。亡くなられた方々へお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。今後、一日でも早く復旧、復興することを心から願って止みません。それでは通告に基づき、一般質問に入りたいと思います。

今回は、災害発生時の備えについて質問したいと思います。冒頭でも述べさせていただきましたが、今回の熊本地震により多くの家屋の倒壊や大規模な土砂崩れなどが発生しました。地震を含め大規模災害が起こった場合に市役所は、救助、救援、そして市民の生命と財産を守る防災拠点になると思われれます。今回の熊本地震の中で宇土市役所庁舎においては、市役所自体が倒壊の恐れによって、その司令塔機能が失われるケースが発生しました。また、宇土市だけではなく八代市、人吉市、大津町、益城町においても庁舎損壊などがあり、

庁舎外にその機能を移転する事態となりました。この庁舎倒壊は、本市においても起こる可能性があるのではないかと大変危惧しております。

耐震性の確保というものは、災害時における拠点機能確保の基本です。加えて災害時には、多様化された情報伝達手段の確保が必要になってきます。情報伝達手段や機能を備えるといった観点からも防災拠点へのWi-Fi等のネットワーク環境の整備は喫緊の課題ではないでしょうか。そこで本市における指宿庁舎及び山川・開聞両支所の耐震性の確保について、現在の状況、今後の課題や計画等についてもお聞かせ願いたいと思います。併せて庁舎を含めた公共施設の通信インフラ整備、Wi-Fi環境整備の状況についてお聞きし、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 指宿庁舎につきましては、平成26年度に耐震診断を実施したところであります。その結果、建築基準法の耐震基準に適合しないということが判明をいたしました。そのことを踏まえ、平成27年度に耐震補強設計計画を作成し、今年度に耐震補強工事を施工する計画であります。

山川庁舎及び開聞庁舎につきましては、平成27年度に耐震診断を実施したところ、両庁舎につきましても耐震基準に適合しないことが判明したところであります。この両庁舎については、耐震補強、建て替え、近隣施設の有効活用など、その対処方法について幅広く、かつ、迅速に検討している状況であります。

また、Wi-Fi整備をするための補助事業等については、これまで防災の面においてWi-Fi整備の計画がなかったことから、補助事業の申請は行っていないところでございますが、観光面においては、現在、市内の主要観光地の10か所に整備を進めてまいりました。なお、Wi-Fiの整備については、初期投資費用の負担及び維持管理費の増大を考えると財政的に積極的な展開が難しい状況にあることから、県市長会を通じて全国統一的な環境の整備を国が推進していくよう地方公共団体の補助等を強く要望しているところでもあります。さらに今後は、国に協力を求め、防災という観点からも必要と思われる避難場所においては、順次設置できるよう検討をしてみたいと思っております。

**○3番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。今、観光のところのWi-Fi整備、また防災面のところでも前向きな答弁をいただいたというふうに思っています。併せて指宿庁舎耐震化、山川・開聞の現状、今後の計画についてもお聞きしましたので、指宿に関しましては、耐震化を進めていくということですが、山川・開聞ですね、地域を守る大切な拠点となりますので早急に、今、市長もおっしゃられましたが迅速にですね、対応、今後の検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは2問目に入りたいと思います。今、市長の方からも答弁ありましたWi-Fi環境整備についてであります。幾度となくこれまでも、この整備につきましては、観光、防災両面から質問させていただいています。また、重ねてになりますけれどもあえて質問させてい

ただきたいというふうに思います。市長の答弁の中でも今後、国に対していろいろと要望をしていくという発言もありましたが、今回、大きな地震、熊本でも起こっております。東北でも大きな地震が起こっております。そういった時に庁舎や公共施設にですね、しっかりとWi-Fi整備を行っておけば防災拠点、避難所となった場合にもSNSなどを通じてですね、様々な情報伝達機能ができるというふうに思っております。

実際、東日本大震災、熊本地震においても通話の輻輳において、電話とか通信の状況が悪かった、つながりにくかったという事例が起こっております。対しましてWi-Fiなどを使ったアクセスは比較的つながりやすかったというふうにも言われております。そのような点を踏まえて質問いたします。

国の事業ということで申しますと、総務省よりWi-Fi環境の整備促進として観光、防災、Wi-Fiステーション整備事業、公衆無線LAN環境整備事業というのがありますが、まず、この事業について把握をされているかどうか、お答えください。

**○総務部長（有留茂人）** 今、ありました観光防災Wi-Fiステーション整備事業というものと公衆無線LAN環境整備支援事業というものがあるということで確認をいたしております。観光防災Wi-Fiステーション整備事業につきましては、国の方で2分の1の補助をすると。事業費については、総事業費200万円以上が対象であるというふうなことで確認をいたしております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今ありましたように国の方も積極的に支援をしていくということで、自治体に対しては2分の1の補助を出すというふうにならわれておまして、これはもう実際、平成26年度、27年度も同様の事業があつて、今年度28年度の当初予算にも盛り込まれております。今のところ市としてこういったものには申請していないというところなんですけど、昨年だけを見てもですね、大きな災害、この鹿児島においてもたくさん起こっております。もうちょっと記憶の片隅になってしまったのかどうか分かりませんが、5月には、まず口永良部の噴火ですね、8月には桜島の噴火警戒レベルの引上げ、11月には枕崎西南西沖を震源とするマグニチュード7の地震も起こっております。この指宿付近と言いますか、近辺でもですね、大きな災害というのは起こっております。そして記憶に新しいところでは4月に起こりました熊本・大分の地震。もうですね、自分のまちだけ大丈夫だろうというようなですね、そういった甘いというか根拠のない認識というのは、もうこれでは市民の安全・安心は守れないんじゃないかというふうに思っております。まずこういったところをしっかりと私たちも認識しながら、自分のまちでも起こり得るということを認識していきたいというふうに私自身も思っております。

いざですね、大災害が起こった場合ですが、市民の安全を守れない、又は混乱させるような事態がですね、決して起こってはいけないというふうに思っております。繰り返しになるんですが、日々の備えこそが防災、減災につながっていくというふうに思っております。

災害の際に困ることに、必要な情報が入ってこない。連絡が取れないなど、通信手段の確保に関する問題があります。実際に今回の熊本においても情報の遮断は、大変大きな問題になっております。地域がどうなっているのか、救援がどこまで来ているのかといったようなことがですね、避難所においても、情報が入らずに孤立した事態というのが起こり得ました。その点からもW i - F i を通じたインターネットへのアクセスは比較的つながりやすく、安否情報や被災地の状況把握にも大変有効であるというふうに思っております。

後ほどですね、4番のところでも市の業務継続計画のところとも関連してくるんですが、そういった中でも多様な通信手段の確保というものが、しっかりとうたわれております。市民の生命を守るためですので、先ほど申しました国の有利な事業があるうちに情報伝達手段の確保、孤立を防ぐためにも防災拠点となる庁舎をはじめ、避難所へのW i - F i 環境の整備、導入が早急にできないか、今一度、市長、答弁をお願いしたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** いつ、どこでも備える前提、いわゆる、いつ、どこでもの構えで普段から備えを万全にしておく、これは今回の熊本地震から学んだことでもあります。地域であれ、個人的な家であれ、職場であれ、そして何より行政がどのような対策を打つか、それが前提になるようであります。W i - F i、いわゆる情報伝達手段としてのその意義というのは、私どもも大きく認めているところでございます。減災、防災、そのためにはかねてから備えをする前提の下でこのW i - F i を含めた情報伝達手段というのは、今回の耐震構造、その改修等を踏まえながら山川・開聞・指宿庁舎、今後検討をしなければならないと思っております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、庁舎をはじめ公共施設のW i - F i 整備、早急に検討どうか導入していただくようお願いしたいと思います。

次に2番ですね、SNSを活用した情報の提供について、お伺いしたいと思います。その前にまず、現在ですね、行政の方から市民に対しての情報発信、これはですね、どのような方法で行われているか、現状を教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 災害時の情報発信につきましては、エリアメール、それから各地域の消防分団による広報、それから市の職員による広報、それからホームページによる広報等をやっております。また、防災行政無線により各地域への今の現状というふうなものを広報するように準備をいたしております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今、伺いましたエリアメール、消防分団による広報、ホームページ、防災行政無線、いろんな形で情報発信していただいているのは大変ありがたいと思います。市内には、今、申されたように防災行政無線が整備されておまして、これは先日の同僚議員の一般質問の中でもあったというふうに思っております。そのことを踏まえてお聞きしたいと思います。この市役所にある防災行政無線の同報系、屋外拡声子局であったり基地局にですね、電源が届かなくなった場合どのような方法で情報発信、運用ができるかについて、

教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 災害や行政情報を市民等にお知らせする防災行政無線同報系についての停電対策につきましては、指宿庁舎に設置している基地局やそれからメディポリス指宿敷地に設置している中継局につきましては、非常用の自家発電装置で対応するようになっております。また屋外拡声子局につきましては、今回のデジタル化において設置しました143基につきましては、全ての子局に市町村デジタル防災行政無線の基準に合わせて24時間対応の非常用蓄電池を備えているところであります。

**○3番議員（恒吉太吾）** 自家発電若しくは非常用蓄電池に切り替わって24時間は運用できるというところですので、まずは安心いたしました。非常用に切り替わって24時間に関しては、しっかりと情報発信ができるということは重要なんですが、それではですね、先ほどから耐震化のことも申し述べておりますが、庁舎自体が倒壊の危険性によってまずその基地局がある場所に立入りが禁止される、制限される、若しくはですね、庁舎の倒壊などによって本体自体が崩壊といった場合に、システム運用であったり情報発信はどうやって行うのか、教えていただきたい。また対策は何か考えていらっしゃるのか、併せてお願いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 大規模な地震が発生し、基地局を設置している指宿庁舎が倒壊した場合、又は倒壊の危険があり立入りが制限された場合の対策は、現在のところは取られていないところです。このような災害に対応するため、非常用基地局を備えることも考えられるのではないかと考えております。今回の熊本地震において、そういう非常用基地を備えていたところ、備えていなかったところというふうなことでの報道も聞いたところです。

本市においても今後は、この非常用基地局を備えることも検討していかなければならないと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今、非常用基地局というところでお伺いしたんですが、実際に検討ということになれば、山川庁舎、開聞庁舎であれば同じように耐震性の問題から非常用基地局の代替とはなり得ないと思うんですが、実際どこか考えているところというのがあるんでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** この非常用基地局というのは、持ち運びができる、車に載せて移動もできるというふうなことであります。また、その備えとしましては、山川・開聞分遣所又は指宿の消防署等に設置をするというふうな方法も考えているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** そこまで検討していただいているというのは大変ありがたいと思います。指宿、山川、開聞をですね、しっかりと網羅するために、そうやって可搬型というんですか、持ち運びができるというタイプですので、是非これもですね、早急に整備導入について取り組んでいただきたいというふうに思います。先ほど出ています防災行政無線ですが、情報を発信できるのにとっても重要になっています。ただ今もあったんですが、基地局に立ち入れない、若しくは崩壊してしまうとシステム運用ができないという恐れ、今の現状ではあ

ります。まだ代替基地局が検討されている状態であればですね。それと関連しまして、今、非常用電源についても防災行政無線のところでも出ましたので、ちょっと関連してお伺いしたいというふうに思います。

防災行政無線ではなく庁舎の非常用電源が、例えば地震であったり、津波など浸水などで動かなくなった場合、全電源が喪失という事態になった時にですね、防災拠点である庁舎は司令塔としての機能、ライフライン、通信機能を失い、こちらに避難してきている住民、職員も含めて孤立する恐れというのがあると思うんですが、本市の庁舎の非常電源の設置の有無、また場所はどちらに、そういった設置されているのか。現状を教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 指宿庁舎には、電力会社からの受電が途絶えたときに一時的に電力を供給できるように、地下室に非常用発電機を設置をしております。これは庁舎の受電設備が地下室に設置してあることから非常用発電機も同じ場所に設置をしているところです。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今、お伺いすると、地下室ということなんですが、どうなんですかね。地震があつて倒壊する。例えば浸水するというときに対応が。その地下室でできるものなのか、教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 津波に襲われ、電力会社から送電が停止した場合は、少量の浸水に対しては排水ポンプを設置しているため、その排水ポンプで排水することにより非常用発電機の使用は可能であると考えております。地下室全体が水没するような状況にあつては、この受電設備及び非常用発電機も水没するため使用不能となりますが、今年度設置予定である太陽光発電設備により、一定の災害対策本部及び避難所の運営は可能であると考えているところです。

**○3番議員（恒吉太吾）** そうして太陽光であったりとか、また違うですね、電源の取り方というのを対応していただいているのはありがたいと思います。最近いろいろ災害などで想定外という言葉が聞きますが、想定外ってことは結局というか、それだけ僕らが考えもしないような大きな災害が起こるといふから想定外という言葉が使われているのかなというふうに思っておりますので、今お話されました太陽光と併せて、是非この庁舎の耐震化に併せてですね、非常用電源の地下室からもっとよりよい安全な場所への移動ができないのか、そういったところもですね、含めて是非検討していただきたいというふうに思います。先ほどからちょっと繰り返しになるんですが、防災行政無線だけに限らず、本当に必要とする情報が市民に届かなければ、全く意味がないというふうに思っております。そういった意味ではですね、一つのシステムだけに頼り切るのでは、仮にそういったものが停止したときのリスクっていうのはとても大き過ぎるように感じます。そのリスクを分散するためにも通信手段の多重化、情報伝達の信頼性を向上させなければいけないのではないかとこのように思っております。行政に求められているのは、いかに正確で、迅速な情報を伝えられるかにあるというふうに思っております。

そこで質問になります。現在、市としてSNSを活用した情報の提供はどのように行っているのか、教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** SNSということでございますが、指宿アプリというものがございます。指宿アプリには、災害時にプッシュ通知機能としてアプリをインストールしているスマートフォンに災害情報等のお知らせを管理画面の登録ホームに通知する仕組みでございます。こういうものを利用したり、又は市のホームページ等で災害情報を掲載して、その指宿アプリからそこに入っていくというふうな閲覧もできるところです。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今、指宿アプリのお話が出たんですが、指宿アプリがSNSかと言われるれば、どうなのかなというちょっと気がするんですが、せっかくアプリの話が出ましたので、質問させていただきたいと思います。今、お話聞くと、災害時には、プッシュでお知らせ画面みたいところにそういったリンクが貼ってあって、いろんなところに飛んでみてくださいということができるとのことだったんですが、以前も質問させていただきましたが、この指宿アプリ、700万円もの多額のお金を掛けて作製されましたが、まだまだこのアプリ自体をインストールしている人の数が少ないというふうに思うんですが、今実際、インストールしている人の人数が分かれば、日本語、それ以外の言語で分けて教えてください。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 指宿アプリのダウンロード数につきましては、5月末でAndroid版が744件、iPhone版が1,037件、合計の1,781件となっております。主な国別のダウンロード数といたしましては、日本1,646件、台湾33件、中国31件、香港22件、アメリカ19件、韓国7件となっております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今、災害情報の提供というところですが、今聞くと、1,781件、日本人1,646件ですね、これもし、ほとんどの指宿市民が登録しているとしても全然数として足りないような気がするんですが、これをこういったところから情報発信をするってあんまりまだ意味がないような気がするので、また重ねてちょっと質問させていただきたいと思います。今の1,781件、日本人でも1,646件。とてもですね、広く周知されているというふうには思っていないしですね、この指宿アプリ自体が防災に使えるって誰も知らないんじゃないかなというふうに思うんですよね。どちらかという観光用、私も以前質問させていただきましたが、観光用として認識されているところが多々にあるのではないかとこのように思っています。

今後、防災としても使えますよという形で周知、インストールの数を増やしていくような方策が何かあれば教えてください。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 指宿アプリの利用件数というんですかね、ダウンロード数が少ないということでしたけれども、現在この本年4月にリニューアルを行いました市の公式ホームページから指宿アプリのダウンロードへ誘導できるようなシステムを導入してございますし、またSEO対策につきましても、既に実施をしているところでございます。

で、こういうものも市民の皆様幅広くアピールをするとともに、指宿アプリの利用の方法につきましても、広報誌あるいはチラシを通じまして広く市民の方へ広報してまいりたいという具合に考えているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 是非今後もですね、丁寧に、丁寧にと言うか、前向きにですね、この周知数を増やしていくことに関してはお願いしたいと思います。すみません。指宿アプリの質問をするつもりはなかったのに今出てきたので関連してしまいましたけれども、実際このSNSの方で質問させていただきたいと思います。

これからはですね、市の方からもこのSNSを通してしっかりと積極的に市民に情報発信してかなければならないというふうに思っております。その点から防災行政無線であったり、今話されました指宿アプリそういったものだけにこだわらず、いろいろなですね、ツールで情報発信を行っていけば市民の防災意識、こういったものも更に高まってくのではないかというふうに思っております。このSNS、例えばですね、フェイスブック、ツイッターを使えば先ほどのアプリとも違い財政負担なしに行えます。

災害時、住民は現地・現場の情報が手に入りにくい中で、こういった個別のですね、情報が手に入りやすいというような利点もこのSNSにはあるというふうに思っております。今後ですね、こういった手段によって情報発信をしていく考えはないか。多額の費用を要するわけでもないことですので、例えば職員の方が一人いれば、こういったページを開設して、すぐアップして情報発信することができますので、大げさかもしれませんが市民の生命や財産を守るため、市としてこういった取組を今後する気があるのかなのか、早急にする気があるのかなのか、お答えください。

**○総務部長（有留茂人）** 従来からの広報手段に加え、スマートフォンと呼ばれる多機能の携帯電話の急速な普及によりましてフェイスブックやツイッター等のSNSなどを利用して災害時に防災、災害情報等をリアルタイムに発信することは、市民に早く確実に伝えることのできる重要な広報手段と認識をしております。今回の熊本での震災の経験を活かしまして、市民への防災、災害情報等に関する伝達方法を、このSNS等を更に検討して導入をできないか検討をしてみたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。日々ですね、いろいろな情報を載せていけばそれを目にする機会も市民の皆様も増えるというふうに思っています。例えば避難所のどこにあるっていう情報であったり、日々防災に役立つ情報、こういったものをですね、いろいろな形で発信していただいて、防災意識を高めてもらうような方策を取っていただきたいというふうに思います。先ほどの防災行政無線があるから、アプリがあるからといったことだけではなくてですね、あらゆるツールを使って総合的に今後はしていくべきだと思いますので、是非このSNSの活用についても検討していただきたいと思い、次の質問に移らせていただきます。

次は、災害時の外国人支援について、質問いたします。先ほどのちょっと指宿アプリともかぶるかもしれませんが、まずはですね、観光庁の調査によりますと、災害時に外国人旅行者が求める情報として、安全確保の方法、災害の実際の状況、今後の見通しと正確な災害の実情に関する情報を求めています。これは外国人の方だけに限らず市民も同じだとは思いますが、やっぱりここは言語的な問題がありまして、実際熊本地震においても多くの外国人の方々は日本語での災害情報や避難情報を理解できずに、混乱が更に広がったというふうに聞いています。

本市においてもですね、たくさんの外国人の方が観光で来られる、若しくはこの地区に、地域に住まれている方もいらっしゃると思います。このような外国の方々に、災害時の情報提供などが緊急時でも多言語で発信する体制ができているのか、お答えください。

**○総務部長（有留茂人）** 現在の多言語での発信ですけれども、エリアメールにおいては市が入力の際に、それぞれの国の言語にて入力すれば対応はできますが、これまで日本語でしか使用したことがないところであります。しかし最近では、外国人観光客も増加していることから、外国人支援の一つとして災害に関する情報を多言語により提供できないか、今後検討させていただきたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今のところ日本語でのところではかしていないということですが、実際こういったものを使ってですね、実際に災害を想定して外国人の方々も一緒になった多言語での実証実験、テストというのをですね、まず行われたことがあるか。そして今後行う予定があるかどうかについて、お聞きします。

**○危機管理課長（園田猛志）** ただいま部長の方で答弁いたしましたエリアメールについてはですね、本当に地域における災害、危機迫った部分で利用ということに制限が現在のところあります。つきましては、訓練するにも簡単に許可が出ないような状況になっておりますので、NTTドコモ、au、ソフトバンク3社がこれに対応したしておりますので早急に会社等に問合せをいたしまして、そういう訓練の可能性について問合せをさせていただき、できましたら通常の年に1回ぐらいの訓練をできたらなというふうに思っております。

**○3番議員（恒吉太吾）** そのエリアメール、ほかにも指宿アプリもありますので、そういったところでも今後ですね、いろんなモニターというか、実証実験できると思いますので重ねて行っていただくように。それが観光客の方にとってもやさしいまち、安心なまちというのが世界に対してアピール、PRできますので、是非今後検討していただきたいというふうに思っております。

この災害のときというのは、私たちでもというか難しい言葉が飛び交いまして、なかなか理解しにくい現状というのがあります。特にこの外国から来られた方はですね、そういった多言語の切替えができないのであれば、更に困難な状態に陥ると思いますので、今後ですね、目で見て分かりやすい、言葉だけではなくて分かりやすい案内板、避難所の案内とかで

すね、そういったものの整備、情報提供手段の強化については、どのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。

**○総務部長（有留茂人）** その外国人又は観光客に対する避難所の案内板というふうなものについても、今後それぞれの規格に合ったものを検討しまして、設置に向けて検討をさせていただきたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** これは外国人支援としてだけでなく、小さな子供たちにもですね、分かりやすいと思いますので、また効果もあると思いますので、是非ですね、導入に向けて様々な検討をしていただきたいというふうに思っております。

4番目の市の業務継続計画・BCPについて、お聞きしたいというふうに思います。自治体は、地震などによる大規模な災害が発生したときに、災害応急対策活動や災害からの復旧・復興活動で重要な役割を担うと思います。災害時にあっても停止することができない業務、直ちに再開することが求められるような住民生活に欠くことのできない業務への対応が求められております。そのためにも、行政自らが被災し、建物、職員、情報システムなどに様々な制限がある状況においても災害対策と同時に優先的に実施すべき業務を特定し、適切な業務が継続できるように業務継続計画いわゆるBCPが必要となってきます。

BCPの内容としては、内閣府よりの引用になりますが、重要な6要素としまして、先ほど申しました災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保のほかに、首長不在時の代行順位や職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理といったものが掲げられております。

本市においてはですね、既に地域防災計画というものは策定されているというふうに思っておりますが、この地域防災計画自体は、人命や財産を守ることを主の目的としているというふうに思っております。しかし、この中には行政が被災するということを想定した記述というのは、ほとんどないように受け取れます。大規模な災害が起こったときに行政だけが全く被災しないというのは、なかなか考えにくいことではないかというふうに思っておりますので、そういったところから質問させていただきたいと思います。

先ほど申しました地域防災計画では足りない部分を補完し、総合的な計画として進めることが大変重要だというふうに思っております。まず本市における業務継続計画・BCP策定の有無と地域防災計画の最新の改定日時について、まずお聞かせください。

**○総務部長（有留茂人）** 本市においては、防災対策を定めた計画として地域防災計画があります。これにつきましては、今年度見直しを進めておりまして、今年度中に見直しを策定したいと思っております。また、これを補完して具体的な体制や手続き等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがありますが、現時点では、この業務継続計画は策定をしていないところ です。

○3番議員（恒吉太吾） 地域防災計画、今年度見直しということなのですが、私が聞いたのは、最後改定したのはいつかというところなので、そこをお聞かせ願ってもらっていいでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 指宿市の地域防災計画の見直しは、平成22年3月に改定版を策定しております。

○3番議員（恒吉太吾） 今、平成何年でしょうかね、平成28年ですかね。もう6年3か月前に改定されて、その間にも大規模なですね、災害は起こっているというふうに思っています、東北の方でも。そういったところがありながら、なかなかこの見直しが進んでいないというのは何か原因、あれば教えてください。

○危機管理課長（園田猛志） 地域防災計画の見直しにつきましては、東日本大震災を受けて、これに伴いまして国並びに県からその地域における災害想定が出されております。こちらの方が出されて以降、市の方で、私どもの方でいろいろと想定をまた見直しを進めている最中なのですが、その最中にまた市の土砂災害警戒区域の再指定等の部分も入りましたことから、今年度までに延びているというところがございます。

○3番議員（恒吉太吾） 平成22年から変えていないということですので、是非ですね、今年度見直しということですので一刻でも早くですね、早急に進めていただきたいというふうに思っています。併せてBCPの方もまだちょっと策定、これからなのか、まだということですのでお聞きしたいと思います。このBCPの方に関しては、こちらですね、早急にこれから対応していかなければいけないというふうに思うんですが、この目標年度というのがまずあるのか。もう実際作成の途中なのかどうなのか。お聞かせください。

○総務部長（有留茂人） 今回の熊本地震においても災害対応の司令塔となる自治体庁舎そのものが被害を受けた例もあります。今回の熊本地震で学んだことを今後の防災に生かしていかなければならないと思っているところです。地域防災計画において現在見直しを行っております。これに伴いまして整合性の取れた業務継続計画も今後作成をしていかなければならないと思っているところでありまして、この地域防災計画をまず策定した後、一緒に策定の状況等も踏まえながら、この整合性の取れたものを今後作成していきたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 先ほどから述べているように地域防災計画等BCPというのは補完しながら少しリンクというか被るところもあると思いますので、総合的にやっぱり今後策定について前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。ただですね、このBCP作るときにどちらかというと、この例えば危機管理課だけが全部作ってしまうのかなというふうなちょっと危惧というか、任せきりにするのではないかというふうな思いもありますので、自治体がですね、自治体として全てが全庁的に機能するための環境整備の一つだと思いますので、まずは市長、その重要性をまず市長に認識していただきたい。そしてそれがですね、庁内全体で取り組むべきこととなればですね、職員にもそれぞれの意識改革ができ

る。当事者意識を持つことができると思いますので、進めていただきたいと思います。

どちらかという災害時、まず危機管理課が全て対応を迫られて、それから各部局への連絡がいくという形です。各部局への連絡が遅くなれば、それだけ対応も遅くなる現状というのが起こり得ると思いますので、担当部署に任せきりじゃない、特定の部署だけにですね、任せきりにするのではなく庁内で横断的なチームで作ったBCP策定を目指すことはできないのか。先日ですね、市長も答弁の中でありましたが、益城町に行かれたというふうに伺いました。現状ですね、見られた庁舎の機能についても認識されているというふうに思っております。またですね、ご覧になられて感じたことってというのは、この本市にとってどうなのかということも多かったというふうに思いますので、今後ですね、こういったBCP策定、縦割りではなくてオール市役所、庁舎内でしっかりと議論しながら作成できないものなのか。市長、お答え願えないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 今回、被災地に学ぶことがたくさんございました。姉妹都市であります人吉市に参りましたときに、果たして指宿市は人吉市と同じような対応ができるのだろうか。業務を継続できるようなそういうハード、ソフト面、備わっているかどうか。深く反省をいたしました。結論から申せば、とてもできないだろうと、今の体制ではです。やはり、物、人そして総合的に防災、減災を進めるための施策というのを具体的に立てなければならぬ、そう思ったところでございます。

今回、いろいろな角度から今回の熊本地震を通しての市の災害発生時の計画等を実態に即した形で計画の中に盛り込む必要があるとそう実感したところでございます。今回いただきましたご質問等参考にさせていただき、可能な限り早くこの業務継続計画等を含めた全ての防災マニュアルの見直しを図っていきたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、地域防災計画などの見直し、このBCPの策定については早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。またBCPを策定すること自体でもですね、一つの研修となりますし防災教育にも成り得ますので、それが自ら考えるきっかけにもなります。震災について災害について。職員の防災力向上にもつながっていきますので併せてお願いしたいと思います。

あとBCPを作るに当たってもう一個お願いがあります。作ることがいちばん大事なんです、その後のですね、それだけで終わってはいけないというふうに思います。作ることが最終ゴールではなく庁内、庁舎全体に周知させ、きちんと業務が実施できる体制づくりこそが大切になってくると思いますので、定期的な検証と見直しが重要になってきます。それが庁内の防災意識を高めることにもつながっていくと思いますので早急な整備、その後のいろんな運用、見直し、併せてお願いしたいというふうに思います。

このBCPの中で関連してご質問させていただきます。先ほども述べましたが、重要な6要素というのがありまして、その中で事業が継続されるためには行政データの保護、管理も

重要な問題というふうに捉えております。住民情報のデータが消滅してしまえば通常業務を再開するまでに時間を要するだけではなく安否確認、災害時の対応にも支障を来す恐れがあります。そのような観点からBCPの中でもICT環境の部分についてお聞きしたいと思います。

現在ですね、市の住民基本台帳データなどのデータ、こういったもののバックアップはどのような方法で行われているのか、教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 昨年8月に本稼働した本市の新電算システムによるデータ管理は、本庁舎にサーバーを置いて管理するのではなく、耐震基準を満たしたデータセンターにおいて情報管理を行うクラウド方式を導入しております。データは、その設置されたサーバーに保管しておりますので本市役所が被災してもデータの安全は確保されているところであります。仮に指宿庁舎周辺部が浸水の影響を受けたとしてもデータセンターと接続している機器類は、指宿庁舎3階に設置されているため浸水の影響はないところであります。地下室にある自家発電が稼働しない場合は使用できない状況にあります。

**○3番議員（恒吉太吾）** まさか3階にあるから、それで大丈夫ということだけではないというふうに思いたいんですが、それはそれとしてクラウド方式で外に飛ばしているということですので最低限ほかの自治体に比べてよりは進んでいるのかなというふうに思います。それでは今、大事なそのデータに関しては、自治体のクラウドというか、そういった形でちゃんとデータのバックアップができていると思うんですが、個別のデータ、例えば地域包括が持っているデータ、水道課が持っているデータに関しては、どのようなバックアップ機能になっているか教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** クラウド方式によるデータ管理は、昨年8月に本稼働した株式会社RKKコンピューターサービスの新電算システムに絡むものであります。新電算システムの導入に当たっては、このRKKに該当するシステムは存在しているのか、もう一つは各システムの更新時期は合致するのか。また担当各課は、RKKの統合意思はあるかなど担当課と調査、検討を行い結果的に包括支援システムや健康管理システム、土木積算システム等のサーバーが市庁舎に残っているところです。これは3階のサーバー室にあります。この全てのシステムにおいて市庁舎のサーバーは、データのバックアップは毎日行っているところではあります。

**○3番議員（恒吉太吾）** ということは、庁舎にしかデータのバックアップができないということは、今後ですね、いろんな倒壊の問題、そういったものが使えなくなった時は、庁舎にデータがバックアップされている部分については、復旧に時間がかかるという認識でよろしいでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 時間がかかるといいますか、本庁舎に残っているサーバーについてですけれども、各システムの更新時期に合わせ、個々のシステムがクラウド方式に対応できる

か、システムの開発元と今後協議をしていかないとならないというふうに考えております。そのような検討をすることを今後考えていきたいと思っております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、その個々のものに関してもですね、クラウドの方で保管、データバックできるような形に、二重三重のですね、データのバックアップができるような方策を今後検討していただきたいというふうに思います。

最後になります。学校における危機管理についてお聞きしたいと思います。今回の地震によって本市にも8名の小・中学生の児童・生徒が避難して来ておりました。私の息子も小学生なんですが、同じクラスにも一人熊本から親元を離れてたった一人です、祖父母を頼って避難してきた生徒がおりました。つい先日、先週の金曜日ですかね、2か月ぶりに親元の方に帰ることができて、また少しでも笑顔が取り戻せたら家族一緒に普通の生活に戻れたらなというふうに心から本当に願って止みません。そういった点もありまして、お聞きしたいんですが、まずですね、各小学校、防災計画等の策定についてお聞きしたいと思います。

震災などの災害発生時のために対応するマニュアルであったり、そういったものは、ちゃんと策定されているのかどうか、お聞かせください。

**○教育長（西森廣幸）** 市立の小・中学校には、学校における事故、事件又は災害発生時にどのような対応をするか具体的な行動を明記した学校危機管理マニュアルを策定し、また安全指導等に関わる指導計画等も作成しているところでございます。その中で火災や地震等を想定した避難訓練等も実施しております。

**○3番議員（恒吉太吾）** マニュアルについては、作られているということなんですが、地震、津波、火事いろいろありますが、例えば海岸線に近い小学校と海拔の高い小学校では、その訓練内容にも差があったりするものなのか。例えば回数も含めてなんですが、想定とか実施時期、訓練の回数も違うのか。もし分かれば教えてください。

**○教育長（西森廣幸）** 今、議員のお話がありましたように、それぞれ学校の位置によって、環境によって訓練の内容は変わってきているところでございます。海岸の近くにある学校においては、津波等を想定した訓練。また西指宿中とか、そういうところでは、火災とか、そういう地震に対応した訓練とか、そういうものをそれぞれ年間計画を立てて、梅雨時には豪雨に対する避難訓練。又は冬場に近くなつた時には、火災に対する避難訓練。それぞれ学校の計画に基づいて実施しているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。やっぱりですね、いろいろ想定していただいて、そういったものをしていく方がより訓練に対する現実感というか出てくると思っていますので、そういった地域、地域ごとでされているというのは、とてもありがたいことだというふうに思っております。また、すいません。熊本の地震に関してちょっとお伺いしたいんですが、先ほどの答弁の中でも庁舎が、まだなかなか遅々として耐震化が進んでないということであれば、避難所として考えられるのは耐震化が逸早く進んでおります小学校・中学校にな

るのではないかというふうに思っております。そのためにですね、今の防災訓練などに絡めてなんですが、学校だけ、児童だけをするのではなくて地域とともに訓練をする、実施することも必要になってくるというふうに思うんですが、児童や保護者またその周りの地域の方々、参加する訓練が行えればですね、防災に対する意識も高まるし、みんなの顔もよく見えて助け合うことができる、実際もし何かあった場合にですね、そういうことができるのではないかというふうに思っているんですが、今までにそういった大規模な地域での訓練、若しくは検討をしたことがあるのかどうか、教えてください。

**○教育長（西森廣幸）** 近年、非常時の避難等の在り方については、大変関心が高くなっているところでございます。また学校にいるときだけ災害が起こるのでなく、夏休みとか週休日のときに地域で子供たちが生活しているときに災害等も起こるわけでございます。そういう意味からは、今年、山川小学校においては、学校と地域が一緒になった避難訓練を計画しているという話も聞いているところでございますが、そういう事例等も紹介しながら、あらゆる環境の中で災害等が発生したときにも、それぞれ自分の命を守るような指導をしていきたいと思っているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 本年度、山川小においては、そうやって学校と地域が一緒になった訓練をするということですので、こういったことがですね、各地域、地域に広がっていくようにですね、是非教育委員会、市としてもですね、今後いろんな方策を考えていていただきたいというふうに思っております。

最後の質問になります。学校をですね、避難所にしたままの状態が続くと、授業とかいろんな運動会、各種行事ということにも支障が出てくるというふうに思っております。熊本でも各小・中学校では、学習指導要領で定められているコマ数の遅れを取り戻すために、これから夏休みを短縮する、若しくは土曜日も授業を行うといったようなですね、そのコマ数の確保というものに大変苦慮している現状があります。まず、そのようなところで学校が避難所となった場合にですね、学校内において解放区域というのは、どのように定められているのかといったようなですね、避難所開設や運営マニュアルは作成されているのか。

学校の早期再開、授業再開に向けた、また先ほどのBCPではありませんが、そういった計画ですね、そういったもの何か今現状として小・中学校で作られているのか。例えば教育委員会が一括して作っているのか。もし、作っている例があれば、教えていただきたいというふうに思います。

**○教育長（西森廣幸）** まず、学校に避難所が開設された場合の取組でございますが、この学校の避難所につきましては、市の避難所の範囲の中で対応をしてくださることになろうかと思っております。学校として特に避難所が開設された場合の対応の在り方についてのマニュアル等が作成されておりませんでした。県の教育委員会の手引きの中には、そういった内容のものも盛り込まれておりますので、今回の熊本地震の災害を教訓にして、それぞれの学校のマニュアル

等を見直して必要があれば改善するように、先日6月10日に開催しました校長研修会で指導したところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 子供たちの安全・安心を守るため地域のやっばり核となって学校も必要となってきますので、是非早急にですね、対策していただくようお願いしたいと思いません。市民とですね、市民の生命と財産を守るためにもこういったもの、子供たちのためにも早急に整備していただきたいと思ひ、一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員

**○13番議員（前原六則）** 13番前原六則です。まずはじめに、4月14日から続いている熊本地震でお亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈りするとともに、多くの財産を失った方々、また余儀なく避難生活を送られている皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、5月の中旬に鹿児島市内のあるレストランにランチを食べに行きました。その際、そのレストランをはじめ、結婚式場や小売業を営むグループの総務部長さんと一緒にいた方に紹介していただいたとき、その企業に入社した指宿商業高校の生徒は、仕事に慣れることが他の新生生とするとすごく早く、信頼している。これからも一生懸命鍛え上げて立派な社員として育てたいということをお聞きいたしました。本当に指宿市立の高校が高く評価されていることに誇りを感じてうれしい限りでした。また、その総務部長さんは、金融機関から出向している方で、本店で話題にしたそうでございます。後輩のためにもいい社会人に育て、いい仕事をしているなという思いでございます。

では、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。震災につきましては、地域防災計画が次から次に発生している災害を考慮したものに合わせた改定が、なかなか進んでいないというような答弁でございましたけれども、今、対策を考えなければならないことについて、私の方はお聞きしてまいります。まず、行政として熊本地震から得られた対策としての事前に調査することについて、先日来同僚議員の皆様が質問していますので、重複をできるだけしないようにいたしますので、答弁も簡潔にお願いいたします。

今回の熊本地震の本震は、布田川断層帯の活断層が動いたことにより発生したとのことですが。本市は、阿多カルデラの中にある活断層との影響についての調査はなされているか、お聞きいたします。

次に、昨年度から地方創生事業を活用した南薩地域及び南大隅町との広域連携で実施している香港への輸出促進事業について。今年度の実施体制や事業内容などの現在の取組状況に

ついてお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 今回の熊本地震から得られた対策、そして本市に当てはめたときの様々な所感を求められたところでございます。地震の発生のメカニズムといたしましては、東日本大震災等の海溝型地震、阪神・淡路大震災や今回の熊本地震のような活断層型地震、そのほかにも火山性地震などが挙げられます。海溝型地震につきましては、南海トラフにおける地震が想定されており、また活断層とは、過去200万年の間に繰り返し動いた断層で、将来も動くことが推察される断層のことをいうようであります。鹿児島地方気象台の資料によりますと、鹿児島県、これは離島を含めますけれども、このような活断層が28か所確認されており、本市には、鬼門平断層があると記されております。

また本市は、阿多カルデラの中に位置し、活火山として開聞岳や池田・山川火山があることから、これらの動きにも留意していかなければならないと思っております。今後も防災訓練の実施や防災マップ・広報誌等による周知を図るとともに、国や気象台等関係機関との連携を図りながら、今後これらの活動に注視、そして警戒していかなければならないと考えております。

大隅半島との連携についてでございます。地方創生事業を活用した広域連携事業の状況につきましては、地方創生事業、広域的な商工業振興といたしまして、平成27年度は、本市及び南九州市、南さつま市、南大隅町の観光部門、商工部門が合同して実施した香港における観光キャンペーン及び物流構築事業の中で、香港の市場状況や物流事情、現地で開催される大規模な商談会などについて調査を実施してまいりました。

今年度は、円滑な事業推進を図るため構成する市町で、鹿児島県南部広域観光物流実行委員会を発足させたことに加え、枕崎市の新規加入や農政部門の追加により南薩地域及び各産業が一体となった推進体制が構築されたところであります。また、地域内の産業団体やジェトロ及び県貿易協会などの貿易機関とも連携を深め、実効性の高い環境も整えてまいったところでございます。

今年度の主な取組といたしましては、香港で行われます大規模な商談会や県内で実施される輸出商談会に共同で出展し商談機会の増進を図るとともに、観光部門と合同で実施する香港マスコミを活用した宣伝事業で、本地域特産品の知名度向上及び消費拡大の機運を高めるなど事業者の輸出につながる事業を計画をしております。併せて輸出に取り組む事業者を支援するため、輸出セミナーや貿易商社とのマッチングを推進し、地域全体の輸出に向けた意識向上及び環境整備を図ってまいりたいと思っております。

**○13番議員（前原六則）** 震災の方から順次入っていきます。先ほど鬼門平断層があるっていうことでもございましたけれども、このほかにはもう指宿の方には今分かっている段階での断層というのは、あり得ないのでしょうか。お伺いいたします。

**○危機管理課長（園田猛志）** 鬼門平断層を含めた池田西断層帯というものが存在いたしており

ます。表に出ている断層につきましては、これが断層帯ということではありますが、ほかにもまだ調査されていないものはあるということは想定できる場所です。

**○13番議員（前原六則）** これらは防災マップなどには反映されているのでしょうか。

**○危機管理課長（園田猛志）** 活断層等を含めた断層帯につきましては防災マップへの記載は、現在のところないところがございます。

**○13番議員（前原六則）** 今後それらなども考慮しながらですね、やはり総合的な防災計画などに盛り込んでいく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

災害にですね、対して予測される準備として一次・二次避難所については、先日の答弁でお聞きいたしましたが、これらの耐震調査ですね、地区防災組織づくりの中で身近な自治公民館にまず避難。次に、一次避難所ということで公民館施設を想定しているが、公民館施設の耐震調査については、どのようになっているか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 現在、市で指定している避難所につきましては、台風や集中豪雨等による水害、土砂災害や地震、津波などの自然災害による被害を想定し、災害ごとに対応できる避難所を考慮し、開設することとしております。

避難所は、自主避難される方を含め校区公民館等を最初に開設する一次避難所として28か所。災害対策本部が設置され、災害対策本部から指示された時に開設する二次避難所として50か所を指定している場所です。

避難所の耐震性につきましては、昭和56年以降の新しい耐震基準により建設されたものや耐震工事を実施したもの、また、地震や津波等により予想される災害の規模やある程度の標高、階層等を考慮し、現時点では、地震に対応した避難所として18か所の学校施設を指定している場所です。

なお、各地区の自治公民館の耐震調査は、現在のところ実施をしていない場所です。ただ昭和56年以降の新しい耐震基準により建設された公民館については、基準を満たしているものと考えております。

**○13番議員（前原六則）** やはりまずは、この地域ですね、自主防災組織づくり、本年度から具体的に取り組んでいくという中であってですね、やはり地域の方々の共助、これがすごく必要になってくるんじゃないかと思っております。その中においてですね、やはり避難場所としては、当然、地区の自治公民館がですね、避難場所になるかと思っております。その辺りを早急に調査していただきたいと思っておりますので、その辺りもよろしくお願い申し上げます。

次に、この避難所になった場合、避難所においてですね、まず最初に困るのが、先日来、出ております水ですね。これの確保が非常に大事じゃなからうかと思っております。幸いなことに、幸いなことと言いますか、熊本の場合は、湧水が豊富なところであるように聞いております。それで熊本市内においては、なかなかこの給水を待ちわびていたようですが、南阿蘇とかいうところは、それほど大きな話題にはなりませんでしたが、指宿におい

てはですよ、今後こういう水源の確保というのは、どのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 大規模な災害時において何よりも急がれるのはライフラインの確保、復旧であります。特に飲料水はもとよりトイレ等の生活用水など、私たちの生活に欠かせない水の不足が想定をされます。このような非常時における生活用水や飲料水用の水源として給水拠点の確保や以前使用していた簡易水道、井戸水、河川等で使用できる水源の調査、雨水等の有効利用対策など事前に準備しておくことも必要であると考えますので、今後これらの調査をし、研究をしてまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** いろいろな使える水源というのを考えていらっしゃるようでございますけれども、そういう水はですね、臨時的に、臨時的と言いますか、非常時に使う場合、やはり浄化する必要があると思うんですけれども、簡易的なその浄化方法とか、そういうものに対する調査・研究は進んでいるのでしょうか。

**○危機管理課長（園田猛志）** ただいま答弁いたしました上水道以外の水源につきましては、現在、都市で災害の際に問題になっております下水道、いわゆる水洗トイレ等の流す水等を想定いたしておりまして、飲料水につきましては、この水を利用するという考えはないところでありまして、上水については、現在のところ管工事を進めている中で電源喪失がない限りは大丈夫だということを知っているところであります。

**○13番議員（前原六則）** そのようなトイレとかそういうのに使う分については、支障がないようではございますけれども、やはり今後、バックアップ体制ですね、自衛隊とか市外、県外というんですか、そういうところの消防のですね、支援体制が整って、また水が供給、ペットボトルとか供給体制が整うのに指宿だとどのくらいかかるっていうのは想定の上で研究などしたことはありますでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** それぞれの災害でその状況、状況で異なるところでありますので、何日というふうなことについては、なかなか一概に言えないところであります。早急に対策を取るというふうなことで、県を通じたり、またその県を通じて自衛隊に要請をしたりというふうなことでの通信の情報の在り方というのについては計画をしておりますが、何日というふうなところまでは至っていないところです。

**○13番議員（前原六則）** 大きな災害において自衛隊出動要請とか、こういうものについてはどのような手順で、すぐできるものなのでしょうか。ちょっとその辺りもこの際お聞きしておきたいと思っております。

**○危機管理課長（園田猛志）** 本市におきまして大規模な災害等が発生した場合は、市長が県知事に要請をし、県知事において自衛隊派遣の要請をするということになっております。しかしながら、この県知事の要請にいとまがない場合は、市長が直接要請いたすという形を取っているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 次に、よく東北の東日本大震災でもそうでしたけれども、3月に起こって7月に向こうの方にちょっと見舞いに行ったときですね、東松山の方においてはですね、かなりの瓦礫が山のように積み上がって、これいつ処理ができるのかなというような思いをしたわけなんですけども、今回の熊本については、ちょっと見には行っていませんが、家屋の倒壊や家具の被害によるですね、発生する大量のごみ置き場やその処理対策については、どのように考えていらっしゃるか。お聞きいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 災害の状況によってごみ処理の対応策というのは様々あると思います。ごみ処理へのアクセスが比較的確保されて、ごみ処理施設が稼働している場合には、その災害廃棄物の置き場としては指宿清掃センター内の安定型処分場が想定されるところでございます。

また、その処理については、清掃センターや颯娃ごみ処理施設へのそのアクセスが寸断されていなければ、それぞれの焼却場で処分することになります。平成29年度からは、広域が今建設中の新ごみ処理施設になろうかとは思いますが、ただ、これができない場合、そういうこととか処分量が大量に発生した場合には、県や県内の自治体に協力要請を行って対応することになろうかと思えます。

しかしながら、熊本震災など、その大規模広域震災においては、大量の廃棄物が発生するとともに、そのごみ処理施設そのものが稼働不能になる危険性も考えられるところでございます。このようなことから国においては、大規模災害時における大量廃棄物の処理を迅速に行うため、災害廃棄物対策行動指針を平成27年11月に策定しております。その指針の中では、地方自治体において通常規模の災害に備えて災害廃棄物処理計画等を策定しておくとともに、大規模災害の発生に備えて地域ブロック協議会等で策定された行動計画に基づいて相互に連携、協力するというふうに定めておるようです。

したがって、本市におきましても、その国の災害廃棄物対策指針、大規模災害発生時におけるそういった指針の整合性を図りながら、市の災害廃棄物処理計画の策定が必要であると考えますので、今後その検討、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 大きな災害がなければいいんですけども、やはり阿多カルデラのまっただ中にですね、私たち指宿市民は生活しているわけでございます。また、その恵みを享受しているわけですので、熊本地震でお分かりのように、いつ何時、予期しないときにこの地震、災害というが起るのが常でございます。新幹線もあのような形でですね、やはり脱線というような状況が発生するわけでございます。それが不意に来るわけですので、その辺りは行政としてですね、しっかりと心しておくべきことじゃないかなと思っておりますので、そういうたかがごみ処理という思いじゃなくて、担当課はしっかりと研究しとっていただきたいというふうに考えております。

続きまして、本市の自主防災組織率は92.5%ということでしたが、実態は、計画書を作成

ただで終わっているようでございます。私どもの集落もそうでございます。平成12年4月単なるペーパーが置いてあるというようなことですね、日頃やっているのは、消火訓練のみといった状況でございます。いざというとき共助活動が、やはり大事じゃないかと思えます。そういうことができるような組織にするためには、要となるリーダーが必要となると思うんですが、この養成はどのようにするつもりなのか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの大規模な災害を見ましても災害発生直後においては、行政による支援には限界があり、自主防災組織の自助・共助による活動が重要であることは明らかであります。このことから本市においては、防災に関する専門職員として、平成27年度から鹿児島県防災アドバイザー及び防災士の資格を有する指宿市防災安全対策推進嘱託員という方を採用し、自主防災組織の活性化、基本計画を策定し、本年28年度から29年度の2か年をかけて自主防災組織の組織化と活性化を図っているところであります。

本年度においては、各地域への説明会、未結成地区への結成の指導、市の実施する防災訓練への参加及び観覧依頼、連絡協議会の結成準備を実施し、来年度においては、組織編成表、活動計画の提出指導、各組織のリーダー研修会の実施等を予定をしているところであります。

また、県におきましては、平成17年度から毎年度、地域防災リーダー養成講座を開催をいたしております。この講座を本市からもこれまで7名の方が受講され、修了をされております。この講座に本年度も推薦をする準備をしております。6月28日が推薦締切りですけれども現在のところ7名の方が本年度受講予定であります。この県の講座を修了しますと、県の地域防災推進員の認定証がもらえるとか渡されるというふうなことであります。今後もこれらのリーダー養成講座等を利用して、リーダーの育成に努めていきたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 今、出ました防災リーダー養成講座ですね、これやはり遠隔地にですね、あるということと、それからどっちかといえば自前といいますか、交通費は出ますけれども、ほか昼食から全部自分持ちというような状況の中でですね、どこが負担するのかというような現実的な話になってくれば、なかなか推薦といいますか指名がしにくいという面もございまして。その辺りもやはり考慮すべき点があるのかなというふうに考えております。

それから今、防災担当が1人しかいないと思うんですが、やはり1人じゃですね、この指宿市内全体を組織づくりのお手伝いをして回るのはですね、限界があると思うんですよ。やはりそこら辺りの増員というのは、考えられないものではないでしょうか。2年かけてやるということですが、もう皆さん方ご承知のように今日・明日、今あるかも分からないわけですよ。そういうような環境の中に指宿市はあるということを考えてですね、やはり早急な行動を取るべきじゃないかと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○**総務部長（有留茂人）** 今現在、嘱託員は1名ですけれども、危機管理課職員一丸となってこの自主防災組織の再構築に向けて説明会を鋭意やっております。今年度の状況等を踏まえて組織の在り方、人員の在り方等については、今後の課題として考えていきたいと考えております。

○**13番議員（前原六則）** この自主防災組織というのはですね、非常に地域におけるコミュニティづくりには、非常にいい組織じゃないかと思えます。この行政のやはり力になる共生・協働、これも含んだところのやはり組織にですね、育て上げていけたらなというふうに外から見てですね、思っているような状況でございますので、この自主防災組織ですね、これの早急な、具体的に動けるようなですね、体制、指導をよろしくお願い申し上げます。

また、初動の段階、消防団員はですね、各集落にいるわけです。これが消防団の活動というのとですね、切り離しては、切り離してはと言いますか、初動の段階におけるこの消防団員の地区での活動はどのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○**総務部長（有留茂人）** 消防団の初動段階での活動については、まず管轄区域内において消防車による広報活動を実施をし、それと同時に地区住民の避難誘導、特に避難行動要支援者を避難所等へ、安全な場所へ移動させることが大事だろうと思っております。

○**13番議員（前原六則）** 今のところで私がちょっと理解できないというか、もうすぐ避難の行動を取らせるということがですね、ちょっと理解ができないというか。というのが、各集落で農業をしている人は畑にいるわけですよ。消防車とかいるところは離れているわけですよ。そういう中において、すぐそっちの方に行くっていうわけですか。それとも初動段階、地震が今あったとした場合ですよ、その段階からすぐ分団組織の中での組織員として動くという形を取らせるわけですか。

○**総務部長（有留茂人）** 初動段階ということで消防団員としての活動というふうなことで答弁をさせていただいたところです。まずはその現状の広報等を通じまして、避難が必要かどうかというふうなことも判断をし、市の方からも指示をするわけですがけれども、それらを判断をして地区住民のまずは安全確保というふうなものが初動活動に入ろうと思っております。

○**13番議員（前原六則）** ということは、自主防災組織から消防団員は、どちらかといえば外した自主防災組織ですね、その作り方をした方がいいということですね。

○**危機管理課長（園田猛志）** 消防団員につきましては、地域を守るために市の消防団長の命によりまして災害の場合に、大規模災害につきましても出動し、災害現場に出向くこととなります。それに対しまして自主防災組織は、地域の、自分たちは自分たちで守るという自助・共助のところでございますので、消防団員が自主防災組織の中核にいるというのは本来の姿にはそぐわないと考えております。

○**13番議員（前原六則）** 了解でございます。先日の答弁の中で自主防災組織のモデル地区を設定したいとのことでありましたがけれども、財政的な支援も考えていらっしゃるのでしょうか

か。

**○総務部長（有留茂人）** 本年度から自主防災組織の組織見直しと活性化を図っていくこととしております。その中で自主防災組織のモデル地区を設定し、進めていくこととしております。また、熊本地震を受けて防災に対する対策は、喫緊の課題でありますので、その必要な支援については、検討をしてみたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 次に、津波対策について、お聞きします。一次・二次の避難施設ですら、被害を受けるような施設はないか。お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 現在、市で指定している避難所につきましては、一次避難所が28か所、それから二次避難所が50か所を避難所として指定をしているところです。津波に対応した避難所につきましては、28か所を指定しておりますが、これはいずれも南海トラフ地震の最大津波高、これは4.6mと予測をされておりますが、これらを踏まえて津波に対応した避難所は、標高9m以上の避難所を現在のところ指定をしているところであります。

**○13番議員（前原六則）** 東串良町においてはですね、4月に下井倉津波避難タワーを設置したわけですが、本市には、それに匹敵するホテルなどの建物が多くあるようでございます。避難ビルとしての指定をする気はないか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 東串良町においては、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定をされていることから国の事業制度を活用し、県内の自治体で初めて避難タワーを建設したということでもあります。本県におけるこのような特別強化地域は、西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町となっているようです。

本市は、これに指定をされていないことから、この東串良町が実施した事業は、現在のところ活用できないところであります。また、津波避難ビルは、耐震性及び津波に対する構造安全性を満たす建物で、その指定については、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、指定を検討していくものであります。

今後、本市の沿岸部において、そのような指定可能な建物について調査をしてみたいと思っております。

**○13番議員（前原六則）** 先日の新聞に外国人と会話をスムーズにということですね、鹿児島県警に指差しボードと、これは各施設に明治安田のですね、こころの財団がですね、配布したというようなのが新聞記事で載っていました。先ほども同僚議員が、この外国人誘導ですね、これについていろいろとご質問なされたわけですがけれども、こういう指差しボードというのは非常に便利じゃないかと思えます。これらなどもまた検討してですね、各宿泊施設とか観光施設にはですね、置くべきじゃないかなとも考えたりしますので、またご検討方一つよろしくお願ひ申し上げます。

先ほど地方創生の南薩地区及び南大隅町との広域連携のことについてお聞きいたしました

けれども、27年度において鹿児島県内の食品加工取扱会社が、輸出部門の物流拠点として福岡を拡張していますが、今後物流についての考え方は、どのように考えていますか。これは鹿児島空港を拠点とするのか、福岡を拠点とするのか、そこ辺りまで考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 香港への食料品の輸出を支える物流につきましては、海運と空輸という2本になっておりますけれども、一般的には大型コンテナ船による海上輸送が中心になっておりますので、西日本における主な貿易拠点ということについては、福岡港とか神戸港などが中心になっているところでございます。鹿児島県内からは、これらの貿易港へトラック便などで商品を輸送し、貿易商社などを通じて全国各地の商品と合わせて輸出しているところでございます。

この中で福岡港については、本県に最も近く、輸送経費の軽減が図れることや、県内の食品卸業者が貿易部を設置し、輸出体制を構築するなど、県内の事業者が輸出しやすい貿易拠点となりつつあることから、今後輸出増加が期待されているところでございます。

また、どちらが主体になるのかという最後ご質問でありましたけれども、輸出形態につきましては、生鮮品とか冷凍、冷蔵、加工品、商品によって物流方法も異なってまいりますので、その商品に合った輸出ができる方法を今後も検討していかなければならないと思っておりますけれども、一般的にはやはり大型コンテナ船による海上輸送が中心になってくるものと想定しております。

**○13番議員（前原六則）** 今月からですね、鹿児島・香港便が増便。またLCCが就航という形で鹿児島空港がですね、非常に香港との交通の利便性が高まったというようなことであります。やはり、ここをですね、鹿児島空港に設置とした要因といたしましては、もちろん熊本が、ああいう震災でやられたということと、それから鹿児島の方が向こうの香港の旅行LCCとですね、非常にこう緊密であるということが主な要因みたいでございまして。これをやはり捉えて、観光の方もしっかりと香港のお客様を取り込むというふうにしてもらいたい。それと同時に、やはり物流が鹿児島空港を使うことがですね、利用することが県の方も鹿児島空港に冷蔵庫、冷凍庫これをコンテナをですね、設置した何と言うんですか、価値がですね、出てくるんじゃないかと思っております。その辺りもまたご検討方よろしくお伺いいたします。

この地方創生、27年度から5か年計画での事業と聞いていますけれども、来年度以降はどのような事業を取り組んでいくのかを、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 来年度以降の取組に関しましては、地域内の事業者による輸出につながりやすい事業を重点的に実施してまいりたいと考えております。現在計画している内容といたしましては、香港の現地バイヤーや国内の有力貿易商社を招いた商談機会の創設や新たに輸出に取り組む事業者のスキルアップ事業、観光部門と連携した香港でのプロモーション

ョン事業などを検討しているところでございます。

なお、ジェトロや県貿易協会などの貿易機関と連携を図り、その時々々の輸出環境や予算状況を勘案し、より効果の高い事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 次にですね、農政部門について、お聞きいたしますが、国は、TPPの絡みもあり2020年までに農産品の1兆円輸出を掲げておりましたが、前倒しで達成が可能な状況でございます。そこでお聞きしますが、地方創生事業における農協の取組状況をお聞きいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** いぶすき農協につきましては、市や県と連携を図り、各種事業を活用いただきながら輸出に向けた調査・研究や商談等に取り組んでいるところでございます。現在では、香港向けへのサツマイモ輸出をスタートさせ、またサツマイモ以外でもソラマメ、徳光スイカ、マンゴー等のサンプル輸出による検討を進めているところでございます。

今年度のいぶすき農協の取組につきましては、地方創生事業による鹿児島県南部広域観光物流加速化事業を活用し、香港フードエキスポの商談会に参加する予定であり、輸出への取組を更に推進する計画としており、市といたしましても今後輸出に向け、農協と連携した取組を進めてまいりたいと考えているところです。

**○13番議員（前原六則）** 輸出に向けた個人農家の育成は、どのような取組をしているのか、お聞きいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 市では、6次産業化や販売戦略の構築、海外輸出等の新たな販路開拓を検討することを目的に昨年度、農協、県農政普及課等の関係機関とともに指宿市販売戦略研究会を設置をしたところでございます。この研究会の中で農家等を対象にジェトロと鹿児島経済研究所から講師を招き、輸出に関する講演会と県内における輸出事例の研修会を開催したところであります。また、農産加工への取組や輸出等の取組に興味のある農家等を把握するために、認定農業者や認定新規就農者に対しアンケート調査を実施をし、希望する方に対して国や県、ジェトロ等の輸出事業等に関する情報の提供やセミナー参加への案内を随時行っているところでございます。

今後におきましても農家の意向を踏まえながら、ジェトロや県などからの情報の発信に努めるとともに、今年度は地方創生事業で行う鹿児島県南部広域観光物流加速化事業において、香港輸出セミナーや個別相談会も開催する予定としているところです。輸出に意欲的な農家等に参加をいただき、輸出に向けた取組をサポートしてまいりたいと考えているところです。

**○13番議員（前原六則）** 今後ですね、大隅半島との連携は、指宿の観光人口を増やす上で大事なことだと思います。ついては大隅半島と観光施策の整備についての取組をちょっとお伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 大隅半島では、大隅地域内の4市5町で構成される大隅広域観光開

発推進会議が中心となって、ハード・ソフト面の整備を進めており、新しい拠点づくりのため様々な取組を行っているようでございます。

まずハード面の方から申し上げますと、串良町内に点在する戦争遺跡が戦後70周年でもあったことから、掩体壕などの整備を行っております。また、錦江町の神川大滝周辺には、7滝・7地蔵を整備する予定となっております。さらに南大隅町の佐多岬や昨年商業で脚光を浴びました雄川の滝では、遊歩道や駐車場等の周辺整備も含めて計画されているところでございます。

一方、ソフト面としましては、かのやばら園とフラワーパークかごしま合同の共通チケット販売や山川・根占フェリーを利用して薩摩半島、大隅地域をともに訪れられる商品造成事業等が計画されているようでございます。

**○13番議員（前原六則）** 今度、大阪新港と志布志港を結ぶさんふらわあ2隻を建造し、平成30年に就航するというような発表がありました。今回の震災での代替交通手段としての評価も高まり、今後、志布志市が大隅観光の要所となると思うところでございます。南大隅町との連携を強化しなければ志布志から鹿屋、鹿屋から霧島、鹿児島島の観光ルートができるという南大隅町経由で来指する客は減るのではないかと懸念するところであります。

そこで大隅半島の交通状況を把握しているか、また志布志港から南大隅町間の詳細も併せてお聞きいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 大隅半島の主な道路事情でございますけれども、志布志から鹿屋、垂水を経由し国分へ至る国道220号。鹿屋と牧之原を結ぶ国道504号。都城から鹿屋を経由し南大隅に至る国道269号。志布志から内之浦を経由して錦江に至る海沿いの国道448号などがございます。

また、東九州自動車道は、現在国分から鹿屋串良ジャンクションまで供用開始されておりますけれども、曾於弥五郎インターチェンジから志布志までの所要時間は約35分となっております。志布志と南大隅町の所要時間は鹿屋経由で1時間30分。内之浦経由で約2時間かかるようございます。

バスの定期路線で申し上げますと、志布志から鹿屋方面は、平日17便、所要時間は約1時間5分。鹿屋から南大隅へは平日12便、所要時間は約55分となっております。なお、志布志港から鹿児島中央駅までを結ぶ高速シャトルバス・さんふらわあライナーも運行されておりますが、これはさんふらわあの乗客は無料となっているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 時間も押してきたみたいですので、次の地熱の恵み活用プロジェクトについて、伺いたいと思います。昭和40年前後に指宿観光ホテルにジャングル浴場がありました。東京に出た私どもは、よく先輩方から指宿の観光ホテルのジャングル浴場は楽しかったと。非常にその指宿を知らなくても観光ホテルのジャングル浴場は知っている。それぐらい有名な浴場でございます。また、レストランも2,000席ある豪華な、豪華なといえます

か、広い立派なレストランでございました。そういうような指宿を代表するホテルがですね、ジャングル浴場を廃止したわけなんですけども、今回の地熱の恵み活用プロジェクトにおいてはですね、基本計画を策定したわけでございますが、指宿市としてどのくらいの観光客誘致が期待できるか。また雇用もかなり多いと思います。指宿市における産業振興そのものですね、かなりの影響を地元に残るといえるようなですね、波及効果があると思いますが、観光資源としてはどのような価値があり、人を引き付ける新たな磁石になると思うのか、お伺いいたします。これは市長の方にお伺いしたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 基本計画を策定しております地熱の恵み活用プロジェクトでございますけれども、昨年度、たまたま箱温泉周辺において着衣のまま入浴できるような温泉施設の整備に向けて基本構想を策定したところでございます。観光協会を含めて特に台湾の北投温泉、これも私、視察にまいりましたけれども、それはそれは大変な、着衣のまま入浴できるという客で賑わっておりました。国内外の観光客はもとより宗教上の理由や手術痕、手術をした痕等が体にあたり、人に肌を見せることに抵抗がある、宗教的な意味合いからでもございますけれども、そういう方々も安心して温泉を楽しむことができるような、そういう施設があったらきっとインバウンドを含め多くの観光客が訪れるであろうというそういう思いを強くいたしました。ご案内のように本市の宿泊観光客数は、年々減少しております。観光施設等での滞在時間を延ばすことと、急激に伸びております訪日外国人観光客を本市へ誘客することが、宿泊客数を伸ばすことにつながると考えております。

このヘルシーランド露天風呂・たまたま箱温泉の絶景の地に趣向を変えた温泉施設を建設した場合、本市の魅力は更に高まるものと期待をしているところでございます。具体的にこの施設にどのくらいの誘客数が見込まれるのか。そしてたまたま箱温泉周辺が、どのような観光地として生まれ変わるのか。その計画次第でもありますけれども大隅半島、南薩そして観光の目玉とこの地域になるだろう。そういう意味で確実に宿泊客の増加につながるものと考えております。地熱の恵みを活用した温泉施設は、県内の重要な観光ルートにもなるだろう。そういう意味から国内外の観光客誘致が期待をされるものと思っております。

**○13番議員（前原六則）** 非常にやはり強烈なですね、磁石がないと観光地として生き残るのは大変じゃないかと思えます。県内におきましてもですね、種子島いわさきホテル、これ閉鎖しておりましたけれども外国の富裕層等をターゲットにかなりのお金を投資して改築が進んでおります。また、鹿屋におきましては、お菓子メーカーのフェスティバルがですね、大隅半島農林文化村を開設してですね、鹿屋で止めたいと、鹿屋に観光客を呼びたいというのを図っておりますし、また南大隅町は、森田町長が先頭になって海上タクシーで種子島間を結ぼうということで、これまた実証を先月5月24日行って25日帰って来ておりますが、1泊2日で南種子町の町長とですね、交流を深めてきていると、これには県の鶴田志郎副議長とかですね、それから酒匂大隅地域振興局長ら12名がですね、一緒に行っております。このよう

に県を巻き込んでですね、大隅半島そして島々一生懸命でございます。奄美大島もそうでございます。奄美大島が、奄審法の補助金を活用してのですね、観光客誘客、すごく今、奄美大島に大阪の方々、目が向いているようでございます。指宿も何とかしないことにはですね、若者の地域雇用、これはなかなか図れないんじゃないかと思えます。しっかりとこの辺りの活用プロジェクトをですね、成功させるような手立てをしていただきたいという思いでございます。

次に、大隅半島の観光客誘致には、さんふらわあはなくてはならない存在だと思います。大隅と本市の相互の観光資源を結ぶアクセスとしての山川・根占フェリーがあるわけですが、この利用促進事業の内容について、お聞きいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 昨年11月、株式会社フェリーさんふらわあから新造船の大型2隻の建造と大阪南港と志布志港を結ぶ航路に平成30年3月からの投入が発表されたところでございます。本市としましてもさんふらわあからの誘客を図るため、山川・根占フェリーの安定的運行と更なる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

利用促進事業につきましては、これまで行っております地域交流助成事業やタクシー運行助成事業、平日ポイント5倍などに加えまして、本年度は春と秋に鶴亀交流グラウンドゴルフ大会や南大隅町民限定の指宿周遊優待プラン、それと管内宿泊者向け割引チケット発行事業、レンタカー利用者向けの割引チケット発行事業、そして二次アクセス強化用広報チラシ作成など様々な事業を積極的に展開することで、更なる山川・根占間の利用促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 南九船舶が平成29年、来年ですね、4月から指宿港と根占港間を20分で結ぶ高速船の定期航路を開設の予定で準備を進めているようですが、指宿港とJR指宿駅との間でイッシーバスの路線延長はできないか、お聞きいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 高速船が就航するということで観光の面から申し上げますと、定期航路が新たに増えることは、指宿と大隅を結ぶ新たな移動手段、ツールが増えることになると理解しておりますので、イッシーバスの路線延長につきましては、費用や安全な運行確保を含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員

**○14番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

政治姿勢についてであります。まず議会での答弁に対する責任についてであります。なの

はな館の閉館に伴う後処理に関して当初、県が市に建物の無償譲渡を持ち掛けたときは、直ちにこれを受けることはせず、一定の検討を加えました。検討の結果は、市として直接利活用することは難しいということと、利活用をしようという民間業者が現れるならば、それを見た上で無償譲渡を受けるといったことだったと思います。なぜそうなったのか。それは、無償譲渡を受けても後年度に財政的負担を残す懸念があることから、よく見極める必要があったからであります。その後、利活用しようかという業者を公募するも応募はなく、それならどのような条件にすれば応募があるのかを探りながら、2回目の公募を予定するも公募するまでに至っていません。そもそも建物は県の所有ですから、建物の利活用について主体的に検討すべきは県だったはずで、ここにも一つの問題がありました。なのはな館の利活用をどうするかについては、建物の解体と土地の返還を求めることも含めて、議会でもいろいろな議論がなされました。その中で執行部と議会側との共通の思いは、後年度に財政的負担を残してはならないということでした。そのことから複数の議員が、無償譲渡を受ける際は市議会の議決を求めることを本会議でも求め、その度に無償譲渡を受ける際には議会の議決を得ると答弁してきました。ところが実際には、無償譲渡を受けるための議案は出されないまま、県とは無償譲渡を受ける手続きが進められています。議決を得ると言ったのにどうなっているのかと問うと、無償譲渡について建物の全面受入れから一部受入れに変わったので事情が変わったとして、議決を求めなかったことを正当化しようとしています。今回、私が質問をしている論点は、なのはな館をどうすべきかということが第一義的なものではなく、議会答弁における責任、重さの問題です。無償譲渡を求めなかったのは、全面受入れから部分受入れに事情が変わったからということですね。確認をしたいと思います。まず、それだけ先にお答えいただきたいと思います。

次に、議会意思の尊重についてです。平成23年9月議会及び平成27年9月議会と2回にわたってごみ袋値上げに関する予算が修正減額されました。ごみの減量化と資源化は共通の願いであります。袋代を値上げすればこれが推進されるということではないのではないか、ほかにやるべきことがあるのではないか、ということなどから議会の多数意思によって減額修正、すなわち値上げが否定されたわけであり、ところが、平成23年9月議会以降も一貫してごみ袋の値上げの方向性は変わっていません。言うならば議会意思の無視と言っても過言ではありません。議会の意思は尊重すべきだと思いますが、いかがでしょうか。その点も伺います。

次に、諸会議等の公開・非公開に対する考え方についてです。先般、地熱活用協議会が要綱によって非公開になっていることが問題になりました。指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例に係る要綱であります。条例と関連する施行規則ができてから約7か月後に要綱ができています。要綱ですから議会の意思に関わらず執行部において、いわば勝手に定めたものであります。そこでこの問題に限らず全ての諸会議は、原則公開であるべきだと思います。

すが、いかがでしょうか。言い方を換えれば特に定めがない限りは、公開を意味すると思いますがいかがでしょうか、伺います。

次に、議案第59号否決の受け止めについてであります。砂むし会館砂楽の受付職員の横領事件に関し、まちづくり公社が指定管理者となっていることから、事件の詳細の把握と対策ばかりでなく、市の責任も問われることになりました。そこで市職員の懲戒処分に伴い、引責として市長の給与月額を2か月にわたって10%減額するというのが議案第59号でした。また市長は、この引責のための議案をもって一区切りにしたいと述べました。私は、反対討論の中で全ての原因と対策を明らかにし、人事を含めて総合的な責任の取り方の一つとして、市長等の引責に関する議案を改めて提出すべきだと述べました。決して引責そのものに反対したわけではありません。これは恐らく、議案に反対した全ての議員の共通した思いだったと私は思います。そののところが市長はどのように捉えているか伺います。

次に、就学援助制度についてです。就学援助制度については、憲法第26条、学校教育法第19条などを根拠としていますが、実際には、細かな内容や運用については、自治体によって若干の違いがあります。そこで、そもそも就学援助制度の趣旨は何なのか。指宿市において対象者はどのようになっているのか。また、援助項目は、どのようになっているのか伺います。なお、回答は、単純明快にお願いをいたします。以上で1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 議会の議決ということにつきまして、特になのはな館施設全体の無償譲渡等に関わることでございます。無償譲渡を受けるという議論の枠組みの中で、答弁をこれまでもさせていただきました。しかし、その全体ではなく一部の施設のみの譲渡を受けるということになり、施設全体の無償譲渡を受けるという前提そのものが大きく変わってまいりました。そのことにつきましては、その時々に応じて議員懇談会でもご説明を申し上げ、理解を求めたところでございます。そのような経緯を経て、先の28年第1回指宿市議会定例会になのはな館条例案と関係する予算案を提出させていただき、議員の皆様にご審議を賜り、議会として条例案、予算案ともにお認めいただいたものと考えております。

指定ごみ袋改定につきまして、平成23年9月に補正予算案として上程させていただきましたが、主に市民の説明が不十分であるなどのご指摘をいただき、議会のご理解はいただけなかったところでございます。この指摘等を踏まえまして、同年11月から市内44会場において住民説明会を実施して、延べ1,459名の方々に対しまして当時のごみ搬入状況や分別収集状況等、更なる分別の徹底や生ごみの水切り等の説明をさせていただき、ごみ減量資源化に取り組む努力をしてまいりました。具体的な施策といたしましては、生ごみ処理機導入補助の拡充、広報誌を活用した情報発信の充実、資源ごみ分別地区報奨金の充実、分別品目の細分化などのごみ減量化施策に鋭意取り組んでまいりました。しかしながら、それ以降におきましても、ごみの減量化が図られないことから、平成27年4月から市内90会場において住民説明会を実施し、延べ2,958名と前回の約2倍の方々にご参加いただき、ごみの減量化の必要性

や価格の改定について、参加者の8割の方々にご理解をいただいたものと思っております。さらに各地区の区長さん・公民館長さん等にも説明をさせていただき、約9割の方々にご理解をいただいたものと思っております。これらの取組を踏まえて平成27年9月、古着や生ごみの分別リサイクルモデル事業等と併せまして、ごみの減量化の手段の一つとして指定ごみ袋価格改定を含めた補正予算案を上程させていただきましたが、指定ごみ袋価格改定につきましては、議会のご理解をいただけない結果となったところでございます。このことは、議会の意思として真摯に受け止めさせていただき、今後のごみの減量化施策に取り組んでいかなければならないと考えたところであります。

指定ごみ袋の価格改定については、ご理解をいただけませんでしたけれども、これまで議会において申し上げた様々な減量化施策につきましては、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。しかしながら、これらの施策を実施してごみ減量・資源化を図っていく中で、どうしても可燃ごみ袋内に混入している資源ごみが、資源化に誘導されない状況やごみ減量化が図られない場合は、指定ごみ袋価格改定についても減量化施策の選択肢の一つとして、再度検討する必要があると思っております。

議案第59号についてでございます。これまでの事件の経緯や運営上の問題について、まちづくり公社及び担当課から事情を聴取し、懲戒処分検討委員会の意見を踏まえた上で、関係した職員を3月24日付けで懲戒処分をいたしました。併せて職員を総括的に管理・監督する立場である市長としての責任も明確にするため、第1回指宿市議会定例会に私の給料月額減額について提案をさせていただいたところであります。結果として市長の給料減額議案が否決となりましたが、このことについては、事件の全容解明と今後の防止策が明確に示されない中での提案であったから否決されたものと理解をしております。

以下いただきました質問等につきましては、担当部課長等に答弁をいたさせます。

**○総務部長（有留茂人）** 諸会議等について、原則公開であると認識しているか、ということでございます。市が条例や規則等で設置している会議は、市政運営を効率よく推進する上において、その目的に合った意見収集や方向性を決定するために開催するものであり、その会議を構成する委員等は、大学教授や各種団体の代表など識見を有する方であります。

一般的に会議の内容については、市政運営に関連することから広く市民等に対して周知する必要があり、原則公開するものであると認識をしております。しかしながら一部の会議において、その性質から会議を公開することにより、参加している方の自由な意見が阻害されたり、発言内容により他の方から誹謗中傷を受けたりする恐れがあり、自由な審議を確保するため、その審議自体を非公開とする場合も考えられるところであります。

**○教育部長（長山君代）** 就学援助制度の趣旨についてでございますが、学校教育法第19条におきまして、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと明記されております。このことから市

は、要保護及び準要保護児童・生徒に対して、就学に必要な援助を行っているところでございます。

また、市が行う就学援助費のうち、要保護児童・生徒への援助につきましては、国が、要保護児童・生徒援助費補助金といたしまして、予算の範囲内において2分の1の補助を行っております。なお、準要保護児童・生徒への就学援助費につきましては、平成17年度から国の補助金が廃止され、市の単独事業として実施をしているところでございます。

対象者につきましてはでございますが、就学援助制度の対象となる世帯は、生活保護を受給している世帯、要保護でございます。前年度又は当該年度に生活保護の停止又は廃止のあった世帯、当該年度市町村民税非課税世帯、申請日現在、児童扶養手当を受給している世帯、その他生活状況の悪化等により援助が必要と認められる世帯の方が対象となっているところでございます。

続きまして援助項目についてでございますが、本市で援助している項目は、小学生では、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費、給食費となっております。中学生につきましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学用品費、修学旅行費、給食費となっております。

要保護児童・生徒援助費補助金の区分にあるクラブ活動費、生徒会費、PTA会費につきましては、現在のところ援助項目としていないところでございます。また、虫歯などの学校病に係る医療費につきましては、医療券を交付し、治療を行っていただいているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** なのはな館の議決問題については、これまでの答弁を繰り返した形ですが、二つの理由が述べられました。一つは、全体の施設の無償譲渡の話が一部譲渡に変わったので前提が変わったというのが一つでした。もう一つは、関連する予算等については、予算を上程して、そこで審議をいただいたということだったろうかと思いますが、それではなぜ無償譲渡の際は議決を求めてほしいという議会の声だったのか。それについては後年度、財政利益負担が生じないかどうかということについて、十分吟味する必要があるということだったからであります。そこで伺いますが、施設全体ならば後年度負担の懸念があるけれども、一部ということになれば後年度負担はないという判断が、根拠はどこにあるんですか。

**○総務部参与（中村孝）** なのはな館の利活用構想に基づいてですね、今後本市が市民の健康づくりとか生涯学習、市民福祉の向上等に寄与できる施設として本館や体育館、中央ホール及び屋根付きゲートボール場の敷地の南側の施設の譲与を受けて、その施設の補修については、市の保全調査に基づき、必要な費用を全額県から交付金として交付を受けて補修工事も実施できること。また、敷地北側に残る譲与施設以外の施設の取扱いについては、県が責任を持って対応するものとしていることから、今後大きな財政負担は生じないものという形で

譲与契約を結んだものでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 議会の議決を求めるということは、執行部の判断だけではなくて、議会の判断も仰ぐということなんです。それなりに大丈夫だという執行部の言われる根拠を示しましたけれども、それはそれでいいと思うんですよ。ただそれにしても、同じく議会の議決を求めてほしいと、そして求めるということだったんじゃないですか。だから約束が違うというんですよ。それから関連する予算を上程して判断を仰いだということですけども、無償譲渡の際に議会の議決を求めてほしいと言ったときに、それが関連予算の譲渡とは別に独立して無償譲渡を受けるかどうかの議案を出してほしいと言ったんです。それに応えと言ったんですよ。ですから関連する予算を上程して審議を終えたということでは理由にならないんです、どうですか。

**○総務部参与（中村孝）** これまでの前提と大きく状況が変わってきておりまして、議員懇談会等の中で皆さんの方には詳しく説明し、納得いただいたと思っております。市がなのはな館を活用する場合に必要な、なのはな館条例であるとか施設の維持管理費等の予算の中で、議会にご審議いただき、ご理解いただいたと認識しているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** まず答弁者についてですけどもね、大変大事な問題なんです。市長として約束をしてきたことなんです。中村参与は大変優秀な方です。私は昔から知っています。しかしながら、そうは言えどもですね、4月に異動で来られたわけですよ。そういうことを考えれば、事の全てを知っているのは市長です。市長に答えていただきたいと思うんです。そもそもなのはな館の建物を市が直接運営管理するのは、財政的に成り立たないということだったわけです。全部利用から部分利用になったということですけども、業者に活用してくれるところはありませんかと募ったのは、全体をどうするかだったんです。事情が変わったんだったら部分使用でもいいですよとあって、民間企業を募ってもよかったわけですよ。そこはしていないんです。都合のいいところだけ事情が変わったからとあって、議会で約束をした議決も求めることもしない。合理性に欠けます。市長、どうですか。

**○市長（豊留悦男）** この件につきましては、今回も議員を含めて多くの方々から質問をいただきました。その都度、ご理解をいただくための努力をいたしました。そして、いろいろな経緯がありましたけれども、その手続きの取り方、後年度に大きな財政負担を掛けるのでという、それで大きな財政負担を掛けるとなると予算の議決、予算提出も必要ですので、議員の皆様方という話はしてはおります。ですから、この状況が変わって、その都度議会の議決を得るといふそういう考えは、私は持っておりませんでした。ただ懇談会の中で、予算編成の中で、いろいろ指摘をいただいたときには、皆さんには理解をいただけるような努力はしてきたつもりでおります。

**○14番議員（前之園正和）** だから軽く考えていると言うんですよ。私だけではなくて複数の議員が、このことについては要求もしたんです。議決を求めるでしょうねと。求めると市長

自らが言ったんですよ。この本会議場で言ったんですよ。そしてまた、先ほど言ったように関連予算の上程で済ますということじゃなくて、無償譲渡を受けるか受けないか、その単独で議決を求めてくれと言った、それにオーケーと言ったんですよ。繰り返しになりますけれども議会無視そのものだというふうに思います。そういうことがある以上はですね、全てにおいて市長の政治姿勢はそうなのかというふうに見ざるを得ない。ほかの項目にもありますけれども、それ一つ一つ、あーそういうことなのかと、根っこがつながってくるような気がするんです。

ごみ袋の問題にしてもですね、とにかくいろんなことはやったということはおっしゃいました。しかし、議会で減額修正してから一時ですね、いろんなことをやって、それでもやっぱし値上げだということは、それはあるかもしれない。しかし、議会で減額修正して次の日からというか、絶え間なくずっとですよ。ごみ袋の値上げについてはやっているわけです。先ほどいろいろ言いましたけれども、議会の意思は重く受け止めるとかありましたけれども、例えば3年か4年かやってですよ、いろんなことやって、やっぱしごみ袋の値上げだというふうに執行部が判断したんだったら、また出すということはあるかもしれない。しかしながら減額修正したその時からずっと変わらないじゃないですか。だから言っているんですよ。

では、このごみ袋代の値上げは、執行部の方は減量化・資源化につながると言っているわけですが、それは手段の一つなんですか、絶対的なものなんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** そもそも価格改定の目的でございますが、価格改定というのは必然的に値上げをすれば、ごみが減るというのは、これは事実なことでもあります。しかし、前回の答弁でも申し上げたとおり、目的が違います。値上げが目的ではなくて、減量化が目的でございます。価格改定というのは、減量化の一つの手段であります。ごみ出しに関心のない人、ルールを守らない人を気付かせるには、その可燃ごみ袋等を高くして、資源ごみ袋を安くするという経済的なインセンティブが必要である。これはごみ減量化審議会というのが2回ほど開かれておりますが、これは一貫して審議会の方からもそういうふうな答弁がございます。ルールを守らない人も可燃袋が高くなると、経済的な意味でごみ出しに関心を持って節約の意識が高まり、初めて分別の重要性や減量の必要性に気付いてくれると。これまで丸ごと可燃袋に捨てていた資源ごみも安い資源ごみ袋へ入れようと思って、その資源ごみは、資源化へ誘導される。これは全国自治体の実績でもう証明済みでございます。こういった考え方の趣旨で、前回の平成27年の9月議会にも答弁させていただいたんですが、こういった理解を求めたけれども、残念ながら修正案が可決されたということでございます。

一方で昨年、4月から9月に実施した住民説明会では、3千人余りの参加者がありました。また、このうち80%に近い方が、価格改定に理解を示していただいたと。説明会に参加された方々というのは、ごみ減量化問題に強い意識があって、ごみ出しルールをきちんと守って

いただける方々だったと思います。この方々にとってみれば、ごみ出しルールを守らない人のために多額のごみ処理費が使われることに憤りを感じていたのではないかと私は思っております。実際、説明会の中では、そのような発言をする市民の方々もいたのも事実でございます。しかしながら、これまで私どもがいろんな施策を打ち、減量化を進めてきましたが、いまだに可燃ごみ量は、横ばいの状況であるのも事実です。これは私どもが行ったごみ出しルールを守らない人たちへの減量化の訴え、この方々の心の琴線に触れるような訴えが足りなかったものというのは、反省しているところでございます。それで、今回の議会の意思を真摯に受け止めております。今後は、その継続して庁舎での古着とか生ごみの回収事業を進めて、平成28年度には、ごみ分別辞典や分別アプリの作製、学校向けの環境ワークブックの作製をするなど、施策を実施していきたいと思っております。

さらには、こういった施策をやっていくんですが、それでもなお減量化が図られない場合は、当然、減量化の方法の一つである価格改定も再度検討はしなければならないというふうに思っているところです。

**○14番議員（前之園正和）** 住民の方は納得いただいたと言ってますけども、選択肢もなくです、行政の方針はこういうものだという立場で聞いているのが多くの人じゃないですか。公民館長だってそうですよ。それと、ごみ袋代を上げれば資源化・減量化が進むと言いますが、確かに現時点において鹿児島市は、指定袋もなく、どれでも出せると思います。指宿市は指定袋があります。鹿児島市は、指定袋は現時点ではありません。しかしながら、一人当たりの排出量を見たら鹿児島市の方が少ないんじゃないですか。資源化は、ちょっと今記憶にありませんけれども、減量化は少ないと思うんですよ。ですからそのことからしても、ごみ袋代を上げれば少なくなるというですね、絶対的な根拠にならないと思います。

それから私が言ったのは、ごみ袋代の値上げは一つの手段か、絶対的なものかというふうに聞いたんですが、いろいろほかのことも答えられましたが、今の時点でごみ袋代の値上げを除くいろいろなことをやって、その結果として、また再度そういう話になるかもしれないということなのか。現時点でごみ袋代値上げも並行して考えているということなのか。それはどうなんですか。そこだけ明確にしてください。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 先ほども申し上げましたが、これまでやってきた施策も含めて、平成28年度にも先ほど言いましたごみ分別辞典やその分別アプリの作製とか、こういった施策を打ってまいります。それでも減らない場合は、やはりごみ減量化の施策として、減らない場合はです、検討していく必要があるかというふうに考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** ということは現時点で説明会などでは、ごみ袋代の値上げの話に至らないということだろうと思うんです。ほかのことを説明して、その先のものとして将来的には出るかもしれんけれども、今ごみ袋代値上げのセットでの住民説明会には至らないという答弁だったと思います。

それから諸会議等の公開・非公開については、一般的にという前提で、もちろん一般的にいいんです。公開というふうに認識をするということでした。そして時としては、自由な発言を阻害されるような場合には、非公開というのもあってもいいんじゃないかということでした。国会については、憲法第57条、地方議会にあっては地方自治法第115条、それぞれに議事公開の原則が定められております。例外として秘密会というのがありますけれども議会の中にも、これは最初から、例えば常任委員会、何々委員会を秘密会とするというのではなくて、ある特定の事柄についてそういう必要が出てきた時に委員会に諮って、あるいは議院に諮って、そのことについてのみ非公開という手続きです。ところが今回の問題は、会はもう開く度に最初から全部全てを非公開というわけでしょう。性格が違うんですよ。それと議会の場合、委員会でも委員長の許可を得て傍聴ができる格好になっています。これは委員長の許可を得るという手続きはありますけれども、全てが非公開というのとは根本が違うんですね。今回の要綱による非公開というのは、最初から全ての項目について非公開というわけですから、先ほど言った一般的に公開にやるべきだと認識しているということと違うんじゃないですか。

**○総務部長（有留茂人）** それぞれの会議において条例なり、規則・要綱等で定められております。その規則等に則って会議というものは進行をしていくものと思っております。その中で先ほど言いましたように、自由な意見が阻害されるというふうなことと、発言内容に他の方から誹謗中傷を受けたりするというふうなそのような恐れがあるというふうなことで、それ自体を非公開とするということで定められておりますので、その定めに基づいて公開・非公開というのは判断されるものと思っております。

**○14番議員（前之園正和）** 定めに基づいてと言われました。正にそれですよ。特定の定めがなければ原則公開だというふうにおっしゃったんですよ。指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例及びこれに関わる要綱との関係ですが、条例では定めはない。原則公開だという認識は持っているとおっしゃったんです。ということは、条例では、公開ということを言っているのに等しいんですよ。それを要綱で180度変えて、しかも条例ができてから7か月も後に、議会の手の届かないところで条例をひっくり返すわけですよ。規則に立ってと言うならば、条例の内容を要綱でどうして180度ひっくり返すんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 条例に定めなくて要綱で定めている部分でございますけれども、条例については、温泉資源は、市及び市民の共有資源であるという認識の下で、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共福祉の増進に寄与することを目的として制定しているもので、それに基づいて、事業を計画する事業者には事業計画書の提出とか、モニタリング調査計画の提出を求めるという基本的責務、それと事業計画書の提出に関して審議・調査を行い、事業計画の同意の判断を行う市長に意見をすることを目的に、調和のとれた地熱活用協議会を設置するということ

で、基本的事項については、条例で定めているところがございます。一方、この調和のとれた地熱活用協議会に関する要綱については、協議会の会議のより細かな運用部分について定めているもので、条例や規則のように市民に義務を課すようなものでなく、各委員の発言が公開されるとなると、個人又は特定の権利・利益を害する恐れや又は委員の発言を妨げる恐れもあることから、会議は非公開にするということをこの協議会の中で決定をして、行政実務上における運用面の処理方法として定めたものであります。

**○14番議員（前之園正和）** 肝心なことは、どうも市長、答えられないんですね。私は全て市長に伺っているんですけども。条例は、根本的なことを書いてあると、それはいいですよ。そこにないようなことを規則で定めたり要綱で具体化したりしてると、それもいいですよ。つまり条例を補完する。あるいは細部について定めるというのが規則であり、要綱だと思っんです。しかしやってはならないのが、条例の内容を覆すということですよ。補完することはあっても覆してはならないんです。その点について原則公開だという認識を持っているというわけですから、公開をなぜ要綱で非公開にするのかと。おかしいんじゃないかということをおっしゃっているんです。市長。

**○市長（豊留悦男）** 全く私は、そのように捉えておりません。委員会会議の内容又は所期のその目的を達成するために、会議のおかれた状況等を判断をして、条例を無視して非公開にするのではありません。条例を基にその会議に関する要綱・規則を定めているわけでありませぬ。その方が会議としての今後の事業等に対する影響がないだろうと考えているのも一つでございます。やはり議員がおっしゃるとおり、会議というのは、公開・非公開ありますけれども、やはり会議の審議上、その内容からして非公開にした方がいいと判断をした場合には、やはり要綱とか規則に定める必要があると思っております。

**○14番議員（前之園正和）** 私は今回のことが問題がないと思うのか、問題だと思うのかを市長に伺うつもりでしたが、もう既に問題はないという立場を明確にされました。このことについては執行部が、特に市長が、議会をどう捉えているのか、どう接しようとしているのか。議員、今日は全員出席でありますので、議員の胸に刻まれることと思います。それから非公開にしないと自由な発言が阻害されるとか言いますけれども、では地熱活用協議会のメンバーは、どうなっているんでしょうか。行政の関係者が副市長はじめ担当部課長など4名ですかね。発電事業者が2名ということですから恐らく九電とセイカかなというふうに思うわけですね。あと1人はコンサルでしょうか。7名、まず7名ですかね。確認いたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** おっしゃったとおり副市長、産業振興部長、観光課長3名、プラス発電事業者2名、プラス策定業務のコンサル業者1名ということで、合計6名になるかと思っております。副市長、産業振興部長、観光課長、そして発電事業者が2名そしてコンサルが1名ということで6名となっております。

**○14番議員（前之園正和）** 懇談会だったか何だったか、4人って私はメモしてあったんです

が、確認いたします。3人ですか。行政関係者。

○産業振興部長（廣森敏幸） 6名だったと思いますけれども、ただいまその内容について調査して、あともってまた人数等については、説明したいと思います。

先ほど申し上げましたように、全体で検討委員会のメンバーは6名でございます。議員懇談会の中で7名というふうに申し上げました事実があるならば、それは間違いで、謹んでお詫びを申し上げまして訂正させていただきたいと思います。

○14番議員（前之園正和） 今確認をしましたら、行政関係が3名、発電事業者が2名、コンサルが1名ということですね、公募による一般市民は入っていないわけですね。つまり言ってみれば6人全員は公人じゃないですか、これは。それぞれの職を負って入っているわけですから、名前も隠すこともなく、発言には責任を持たなければならない立場の人です。この人たちは、公開したら自由な発言ができないんですか。それとも何か誹謗中傷を受けるといふふうにお思いなんですか。そしてまた人数からしても私は4人と思ったんですけど、行政関係者が3名ということでしたが。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時51分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（佐藤寛） 私どもの方で設置しております地熱の恵み利活用検討会とですね、もう一つ協議会というのがございます。先ほど、まちづくり担当副市長、産業振興部長と言われたものは、地熱の恵み利活用検討会の方でございます。もう一つ条例に基づく協議会がございまして。これにつきましては、委員は、学識経験を有する者、地域住民の代表、温泉井所有者の代表、市の職員、その他温泉資源の保護及び利用に関する団体の代表から構成されております。構成メンバーとしましては、計8名で構成しております。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番議員（前之園正和） 地熱利活用のメンバーについては、少し私の勘違い等もありましたけれども、改めて整理して副市長に答弁をいただきました。いずれにしてもですね、条例で明示されていないといえはされていない。しかし一般論としては、公開であるべきだということなんです。その内容に違えて非公開とするということで、地熱活用協議会がやられているわけです。やはりこういっただすよ、まあ言えば今問題になっているのは、この地熱の恵みの開発が、発電も含めてですね、指宿市の将来にどうなるのかと、大きくやっぱり寄与していくのか。あるいは意に反してですね、この環境の影響等あるのかという点で、大きな

やっぱし検討材料と言えは検討材料なんですね。そういう中であってですよ、やっぱし正々堂々とですね、議論をしていただきたいし、明かされたところですね、議論をしていただきたいと思うんです。必要なところを部分的に限って公開をしないというなら分かりますけれども、全てにおいて非公開というのではですね、これはどうもですね、この市民に開かれていないというふうには言わざるを得ないんです。仮に必要だったら、その部分、スポットで非公開にする。この件については、ということはあったとしても、最初から全てを非公開というのは、どうなんですか。それも条例に180度違えてですよ。その点はどうでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 調和のとれた地熱活用協議会については、先ほども言いましたけれども学識経験者とか、それらの代表者が委員として審議をしておりますけれども、この審議を公開しますと、不特定多数の利害関係者が存在するため、その審議において委員の自由な意見が阻害されること。発言内容により他者から誹謗中傷を受ける恐れがあること。公平・公正な審議に影響をもたらす恐れがあることから企業秘密が漏洩する恐れもあることなど、今後の事業計画の審議にも影響を及ぼすことが想定されますので、審議においては非公開としておりますけれども、その会議録については、情報公開条例に基づいて、その審議の内容については、公開できるものでございます。

**○14番議員（前之園正和）** その会議録の公開は、氏名も含めて全内容が公開できるんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 個人情報等がありますので氏名については、情報公開条例に基づいて伏されますけれども、そのほかについては、会議内容については、公開できるものと思っております。

**○14番議員（前之園正和）** 時間がありませんので次の方に進めていきますが、議案第59号の関係では、引責が否定されたわけではなくて、全て明らかにした上で出し直せという理解だということですので、正にそのとおりです。今日現在においてですね、今後の対策等明らかになっているものが、簡単に、中身はいいです。対策が明らかになっているのか、まだ進めている段階なのかですね。仮にまた出し直すとすれば、いつ頃になる見通しなのか、その点だけお答えください。

**○総務部長（有留茂人）** 今回の事件において、まちづくり公社における事件の全容解明と今後の防止策、併せまして市として指定管理者であるまちづくり公社に対する管理・監督の在り方等を整理した上で、行政運営の統括的な責任者として責任の量定を判断し、また再度提出させていただきたいと考えているところであります。

**○14番議員（前之園正和）** 政治姿勢の問題では、4点伺いましたが、一番最後の59号関係については、よろしいかと思うんですが、1, 2, 3を通してですね、思うことはですね、議会での答弁には責任を持たない。議会の意思は尊重しない。会議は非公開で秘密主義。議会に出された住民からの陳情書に対して撤回の依頼をする。何でしょうかね、これは。議会制民

主義の否定であり住民意思の無視、そして許されない行政運営だというふうに思います。市長、何かありましたら簡潔にお願いします。

○市長（豊留悦男） それは前之園議員のそれぞれの解釈だろうと思います。私どもは、今述べたようには思っておりません。

○14番議員（前之園正和） これも全ての議員が胸に落とせばいいことではないかと思えます。それでは就学援助の方にいきますけれども、就学援助については求めました制度の趣旨、対象者、援助項目について答弁がありました。そこで要保護については、文部科学省が、補助対象品費、つまり援助項目を明記しております。その中にあるもので指宿市が対象としてないのが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は、まだ含まれてないという答弁がありました。そこで伺いますが、要保護と準要保護は、財政の出所が違うといえば違うわけですけれども、微妙に違うところもあるわけですけど、精神においては要保護と準要保護は、財政の問題はあってもですね、保護すべき目的あるいは対象というのはですね、同様にあるべきだというのが基本にあるべきだと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○教育部長（長山君代） 要保護と準要保護の項目について、若干違いがあるところではございますが、ただいまクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の援助につきましては、県内でも項目として援助している市があることも認識はしているところでございます。ただ、本市の就学援助費の該当となる要保護、準要保護世帯は年々増加をし、平成27年度の実績では、全児童・生徒数の20%となっているところでございます。

また平成28年度は、就学援助の学校給食費の支給率を70%から80%に上げたことや対象者が年々増加することにより、一般財源が約360万円の増額となっているところでございます。このような状況からクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の援助につきましては、国の制度や県内他市の動向を注視しながら、今後も更に調査研究を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○14番議員（前之園正和） 給食費を70%から80%に上げていただいたというのは、その努力をですね、評価をしたいというふうに思います。ただ、この制度の趣旨からいってですね、先ほど年々増加をしているという話がありました。子供の貧困率は、鹿児島県は第3位だというふうに言われていますが、これは就学援助の数をですね、基準にして大体把握しているんだと思うんですが、全国規模で見れば15.6%なんですかね。それが指宿の場合、20%ということですから平均よりも更に貧困、言ってみれば子供の貧困が進んでいるのかなという数字こそ物語ってというふうに思うんです。これは確かに年々増加をすれば、お金が掛かることは確かですけども、だからできないというのではなくて、生活に困っている、やっぱり就学に困っている人に対して行う事業ですので、それは力を出していただいてですね、それを根拠にやらないということにはならないんじゃないかというふうに思うんです。そしてまた、この問題では、過去2回ほど最近でも私は取り上げているんですが、平成

24年12月議会、平成25年9月議会でも同じことを要求しました。平成24年12月議会における答弁は、要保護については、国が22年度から補助対象にしていることから、教育委員会として準要保護についても検討を始めたいということでした。

平成25年9月議会における答弁では、基本的な負担額等は調査したが、更に詳しい調査が必要だということでした。それから更に3年近く経っているわけであります。過去に検討するとし検討しているんだと、もう少し時間がでもほしいということから、時間も既経っているということです。それで、検討してですね、今のところやらないということは、やらないということなんですけど、その調査の経過を含めて若干説明をお願いします。

**○教育部長（長山君代）** 先ほども答弁いたしました。本年度は、給食費の支給率を上げているところでございます。クラブ活動費等につきましては、1人当たりの負担額、部費の使途範囲が多岐にわたっている状況が見受けられることから、今後も更に調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 一人当たりの額が違うという問題ですけれども、確かにクラブ活動については、多岐にわたっていると思うんですが、例えば今、対象にしている給食費についてはですね、小学校と中学校と違うわけですよね。その他学校によって違うものが、例えば中学校の体育実技用具というのがありますが、柔道着の場合、剣道着の場合あるいは購入者に限ってですので、柔道着を買う人、剣道着を買う人、買わない人、そこはもう分類をしなきゃいけないわけですね。それから修学旅行費についても、学校ごとに額も違うでしょうし、上限付きの実費ですから、行く人、行かない人もいますから、精査をしなきゃいけないと。どっちにしても精査をしなきゃいけないものは、ほかにもあるわけですよね。ですから、そういうことと言えば、今問題にしているクラブ活動費、PTA会費や生徒会費というのは、学校ごとに違ったとしてもそう個人で違うものではない。そういうことからすれば、クラブ活動費は後に残っても生徒会費、PTA会費はですね、把握はしやすいというふうに思うんです。

今年は、給食費を70から80に変えたから、充実したからということでありましたけれども方向としては、やはりそういうことも含めて実現する方向で検討していただきたいという思いがあるんですけれども、その点はどうでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 先ほども答弁いたしました。そういったクラブ活動費、PTA会費、生徒会費につきましては、国・県内の動向も見据えながら、さらに調査研究を進めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 私の知り得ているところでは、鹿児島県内では、その三つについて入れているのは、現在出水市だけではないかというふう思うんですよね。ですから他市を言えば確かに鹿児島県では、出水だけだというふうになって、これはしない根拠にされるんじゃないかという懸念を持っているんですが、全国で見るとですね、これも確かにほか

の、最近追加されたと言え、追加された項目ですので、ほかのとすれば適用している%は低いんですよ。

例えば学用品費は、99.5%が適用されています。新入学時の生徒学用品費は98.2%と高い。修学旅行費は99.5%となっているのと比べれば、クラブ活動費は17.9%、生徒会費は20.4%、PTA会費は22%という残念なそういう状況なんです。ですから鹿児島県は、確かに1校ですけれども全体としては、20%前後くらいまでは、きているんですね。

最近、文科省の方も足したと、加えたということからすればですね、末尾を走るのでなく先を走っていただきたいという思いがあるんですけども、それについては、まだほかもやっていないからという固定観念ではなくて、やはり救済していくと。必要なところはですよ。そういう立場での検討をしていただきたいと思うんですが、お願いできますでしょうか、教育長。

**○教育長（西森廣幸）** ただいま議員ご指摘のとおり、このことにつきましては、過去もご質問をいただいており、この間、教育委員会においても、どういう方向が望ましいか調査研究してきたところでございます。クラブ活動費につきましては、その部の人数とか使い方とか、例えば食糧費まで含めた会費の徴収とか、いろいろ学校によって実情がございますので、そのことについては、更に調査をして、研究してまいりたいと思っております。

ただ、PTA会費につきましては、私は平成24年から昨年度まで地域の自治公民館長を4年間させていただきました。その中で取り組んできたことの一つに共生・協働の地域づくり、コミュニティの役割の見直しというのがございます。研修視察にも行かせてもらいました。そして学んだことの一つになぜ今、共生・協働の地域社会なのかということがありません。これまでは、公共サービスのほとんどを行政が一律に提供してきたが、地域の機能の弱まりとか国や地方自治体の厳しい財政状況、そういうことを考えたときに、全てを行政だけで提供するには限界があることに気付いたところです。これからは自助、共助、公助の考え方に立って、PTA会費の支払いに経済的な困難があるとなれば、PTA組織その方でもご検討いただければ、相互扶助の考え方につながっていかないのかなと、こういうこともまた関係者の皆さん方と話してみたいと思っております。

**○14番議員（前之園正和）** 議長にお願いしますが、先ほど私、質問の中で地熱活用協議会のメンバーの件ですね、一応私の勘違い等もありまして、ごたついたところがありますので、議長の方で整理をしていただきたいと、会議録等についてはですね。調製の段階でお願いします。

それから、あと3分ですが、今日、山川で地熱の恵みの活用に関しての住民説明会があるかのように聞いておりますが、この前のときには議会でもまだ説明されていないことが住民の方に先に説明されたということなどもあって、いろいろあったわけですね。この間の17日の一般質問の後に執行部としては何かその件について懇談会で話をしたいものがあったかのように

すけど、それは議題に上らなかったんですけど、つまり伺いたいのは、今日、山川で説明会があるのは、議員あるいは議会で説明がまだなされてない、話がなされてないものについては、順番の問題として、今日は住民の方に先に話があるってことはないだろうなと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

**○副市長（佐藤寛）** 今日の山川地域での説明会の趣旨は、メカニズムについて、伏目地区一帯のですね、地下構造を主にお話したいと思っているところでございます、この件につきましては、先に議員の皆様方に九州電力の方が来て、お話した内容、それを踏まえたものをご説明するというようにしています。ただ、会場から質問等あれば、それに的確に答えたいということで、その部分については、執行部あるいは九電の方から説明することがあるかもしれませんが、原則は、議員の方々にお話した内容について話すことにしております。

**○14番議員（前之園正和）** 議会の意思、住民の声を大事にさせていただきたいということをお願いして、終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時13分
再開	午後	3時23分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

（発言を求める者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 井元議員、すみませんが。

副市長。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほどの答弁の中で、地熱協議会の委員のメンバーで、私がいなかったときは入っていないという答弁をいたしました、条例によって平成28年の4月11日から5月31日は、市長公室長が委員メンバーとなっております。そういうことですので、現在私は、この委員のメンバーには入っていないということになりますので、訂正してお詫び申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 井元議員、お願いします。

**○4番議員（井元伸明）** それでは通告してございます3項目について順次質問をさせていただきたいと思っております。まず、第1点目に地熱の恵み活用プロジェクト事業の地熱資源掘削に関わる費用7億7,328万円とたまたま箱温泉周辺の地熱を利用した観光施設の整備に向けた基本設計委託料2,000万円が当初予算に計上されておりましたが、28年度一般会計予算修正案が議員提案で提出されて修正案が可決され、地熱の恵みプロジェクト構想は、現在停止をしている状況についてであります、この点についてお尋ねをいたします。

指宿市が計画を予定されているヘルシーランド周辺において、民間を含め地熱開発を計画、あるいは実施している企業は、現在何件ほど確認をされているのか、まず第1点目にお尋ねをいたします。

次、第2点目でございますが、サッカー場建設についてでございます。これも3月の第1回定例会の中でサッカー場・多目的グラウンド整備のための設計委託料9,800万円が計上されていましたが、先ほどの地熱の恵み活用プロジェクトと同様、修正案と同様な理由で削除されている案件でございますが、指宿市では、サッカー場・多目的グラウンド建設検討委員会を設置し、先日の6月14日には、第1回目の委員会を開催し、8月の10日には提言の取りまとめを行うということで、短期的な取りまとめを行うとされておりますが、このサッカー場建設に関わる費用は、21億円という多大な金額でもございます。

このようなサッカー場建設に関しては、今までに議会の一般質問の中で提案があったり、市の観光協会、指宿商工会議所などからの要望書があったにしても、市議会に正式に説明があったのは、今年2月の臨時議会中にあっただけでございます。3月の第1回定例会に提案をされましたが、現在指宿市では、陸上競技場を本格的なサッカー場にしたいということで多額の金額を投資し、立派なグラウンドを整備されておりますが、このような本格的なサッカー場建設は、現在市内にあるヘルシーランド内のサッカー場等を優先して整備すべきではないかと思っておりますが、お尋ねをいたします。

また、建設を予定しております天然芝での整備費用と人工芝での建設費用については、どれくらい掛かるのか。併せて今後の維持管理費は、どれくらいを想定されているのか、お尋ねをいたします。

3点目に、ごみ処理場についてでございますが、現在建設中の新ごみ施設も12月には工事も完了し、来年4月からは本格的な運用と認識をしておりますが、現在のごみ量を減らさないと新しい施設での処理は厳しい状況であると、これまで何回も説明を聞いてまいりましたが、現在までの1日の処理能力と処理状況については、どのように推移をしているのか。お尋ねをいたしまして1回目の質問といたします。

**○議長（松下喜久雄）** 答弁を少しお待ちいただけますか。答弁の前に皆様方にご報告申し上げます。井元議員からですね、パネルの掲示をしたいということでございました。パネルが大きいものですから新川床金春議員が補助者として掲示をさせていただきたいということでございましたので、そういったことで今現在近くに着席をされているところです。よろしくお願いたします。市長、よろしいですか。

**○市長（豊留悦男）** ヘルシーランドの周辺において、民間を含めて地熱の開発状況はどういうものかということでございます。温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者は、温泉法第3条に基づき都道府県知事に申請し、許可を受けなければならないことになっております。ヘルシーランドがあります伏目地域では、平成26年4月から28年3月までの2年間に許可を受けた事業者は7件あり、内訳は地熱発電事業用が1件、農業用が6件となっているところでございます。以下いただきました質問は、担当部長等がいたします。

**○総務部参与（中村孝）** サッカー場建設についてでございますが、まずヘルシーランドについ

での検討についてですけれども、今現在、検討委員会で検討をしております、一応ヘルシーランドにつきましては、検討委員会の中でそうしたご意見があれば議論を深めていただき、検討の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして天然芝での建設費用と維持管理についてのご質問でございますが、サッカー場の整備につきましては、4月の臨時議会におきまして、市内各団体の代表者や市民の方々に構成される検討委員会の予算をお認めいただきましたので、今後この検討委員会の中でゼロベースからご議論をいただき、提言いただいた内容を基本構想に反映させたいと考えております。したがって現段階では、施設規模等につきましては、白紙の状態でございます。参考といたしまして、比較的施設の規模感が事務局の素案に近いサッカー専用の競技場の事例を申し上げたいと思います。

本年度供用開始予定の長崎県諫早市のサッカー場は、天然芝1面、人工芝のハーフサイズグラウンドが1面、約80台分の駐車場が整備されており、用地費用を除く整備事業費が、約5億3,800万円と聞いております。このうち天然芝1面に掛かる整備費は約1億3,600万円、施設全体の維持管理費は、初年度に必要な備品費用を除いて約2,000万円と聞いております。そのうち芝管理に係る外部委託料を1,700万円程度見込んでいるようでございます。また、職員が直接芝管理を行っている事例としまして、愛媛県の新居浜市営サッカー場がございます。ここは天然芝2面、クラブハウス1棟、公衆トイレ2か所、174台分の駐車場が整備されており、人件費を含めた年間の維持管理費が約1,580万円と聞いております。今後、こうした先進地の事例を参考にしながら、検討委員会の中で施設規模や維持管理費等についても議論していただきたいと思います。

続きまして人工芝での建設費用と維持管理費についてでございますが、人工芝に比べて柔らかい天然芝のフィールドでは、選手の足腰に掛かる負担が少ないため、怪我をしにくく思い切りプレーをすることができると言われております。また、冬から春にかけてはシーズンの初めであり、体が慣れていない時期でもあることから、選手にとっては冬芝が植えられているグラウンドが望ましく、プロや大学生レベルになると、冬芝に限っているようであります。一年を通して自然の青い芝生を維持できれば、教育活動や心身ともにリフレッシュできる癒やしの場、健康促進の場として、教育や高齢者福祉あるいは障害者福祉、医療、介護など様々な活用が可能となります。

人工芝フィールドの建設費は、グレードの差によって1億円から1億5,000万円程度掛かるようであります。人工芝の場合は、天候に左右されず使用時間も制限なく使うことができます。また、日常の手入れも月1回程度のブラッシングと年1回のゴムチップの補充程度で済み、年間50万円程度の経費と聞いております。およそ10数年で劣化することから、将来的には全面張替をする必要があります。

維持管理費は抑えられますが、選手にとってはゴムチップの汚れが付着したり、夏場にな

るとフィールドが高温になったり、選手のプレーのパフォーマンスに影響が出やすいと聞いております。寒冷で積雪があり、日照不足の地域では、人工芝を整備する方が一般的であると聞いており、温暖な気候の地域では、天然芝を植える方が適切であると聞いているところでもあります。

**○市民生活部長（牟田浩一）** ごみ処理施設の処理能力とそれから処理状況についてでございますが、指宿市清掃センターの処理能力につきましては、1日8時間稼働の30 t、穎娃ごみ処理施設につきましては、1日8時間稼働の40 tとなっております。

平成27年度の可燃、不燃合わせた搬入量につきましては、指宿市清掃センターが1万261 t、穎娃ごみ処理施設が8,176 t で合わせて1万8,437 t となっております。これらのごみのうち指宿市清掃センターにおきまして273日稼働して9,468 t、1日当たり換算しますと約35 t を焼却処理しております。

穎娃ごみ処理施設におきましては、289日稼働し7,702 t、1日当たり約27 t を焼却処理しております。合わせて27年度に両ごみ焼却施設で年間1万7,170 t のごみを焼却処理しているところでございます。

これは新ごみ処理施設の稼働予定日数282日で割りますと、1日当たり約61 t になるところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** それじゃ順次続けて2回目をまいりたいと思います。まず、地熱の件についてなんですけれども、これまで説明の中ではですね、今後市の財政負担につながるような後年度負担は発生しないかということをお各議員の方からいろいろと質疑というか、質問なんかもありましたけれども、特に当初、国の補助金、これ100%ということで、を活用しての地熱開発で、蒸気生産用の井戸を掘削するとのことございました。

指宿市では、ここで発生した蒸気を九州電力、セイカの合弁会社へ蒸気を売ることによって、事業者から毎年約5,000万円ほどの収入があるとの説明をいただいております。今後、この生産井戸に不具合が発生した場合には、市の責任において1本約2億円程度の掘削費用が発生するのではというような心配があるというようなことをお尋ねをいたしましたことに対して、大分県の例を引き合いに出されまして、九重町では、50年間、現在まで蒸気が詰まりなしで営業を続けているので心配はないとの説明をいただいておりますので、早速先週の13日月曜日、同僚議員と大分県の九重町に調査に行ってみりましたので、その結果、これまでは昭和42年に大岳発電所をはじめ、平成27年には菅原バイナリーを含めて6か所の発電所が稼働中ございました。

昨年7月に稼働しております菅原バイナリー発電所にしても生産用の井戸が6本、還元用の井戸が10本も掘削をされている状況を見ても明白なように、今後負担は付いていくような事業であると思われます。端的な説明で事業を進めるのではなく、もう少し広く温泉関係者、事業予定地周辺の農家、温泉利用者への十分な説明を行い、十分な議論の上決めていただき

たいと思います。

なお、九重町の菅原バイナリー発電所の例では、平成23年度調査を開始してから着工までの間、2年余り地元、町への説明会を行っているようでございます。もう少し時間をかけ丁寧な説明をするべきと思いますが、今後、今日を含めてですね、説明を予定をされているようでもありますけど、もうちょっと丁寧な説明というか、広範囲、温泉掘削で心配をされている方々にですね、丁寧な説明等はされる状況というか、そういう話はあるのか、気持はないのかどうか、まずお尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** もう少し説明を丁寧にする意思はないのかということでございますが、菅原バイナリー発電所は、大分県玖珠郡の九重町菅原にあるバイナリー発電方式の地熱発電所でございます。九州電力の子会社である九電未来エネルギーが建設し、平成27年6月29日に運転を開始しております。出力は約5,000kwでバイナリー発電方式としては日本最大でございます。

独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、これはNEDOでございますが、昭和63年に地熱調査の実証実験のために掘削し、平成15年に九重町に無償譲渡された3本の地熱井を利用し、うち2本を蒸気井、1本を還元井として用いております。

議員お尋ねの生産井6本、還元井10本とのことですが、当初国は、7本の井戸を掘っており、先ほど答弁いたしましたとおり、そのうち3本を活用しているようでございます。なお、追加の井戸の掘削についてですが、菅原バイナリーでは、経済性評価を実施した上で追加の掘削については、九州電力が責任を持って対応する覚書が締結されておりますので、本市の場合に置き換えますと、掘削後、経済性評価を実施し、経済性があるならば菅原バイナリーと同様とするため、財政的な不安は払拭されるものと思っております。

住民への説明につきましては、本年4月5日に山川文化ホールで実施し、150名の来場者がありました。また、観光協会や商工会議所、山川地区の区長会など、その都度説明の場を設けているところです。説明会の状況からは、大多数の方は、前向きなご意見をお持ちと認識しております。しかしながら地熱開発へのご心配をお持ちの方がいらっしゃることも事実でありますので、個別に集落等での説明開催の要請がございましたら対応させていただきたいと考えております。

まずは、本日19時から山川文化ホールで地熱開発に焦点を当てた勉強会を九州電力の協力の下実施し、住民の理解を深めたいと考えております。

**○4番議員（井元伸明）** 今ですね、答弁の中でもありましたけど、安全であるというような説明をいただきましたけど、菅原のですね、バイナリーっていうのは、ちょうど地図の一番下の方が役場なんですけれども、菅原バイナリーっていうのが右側に赤で囲ってありますけど、結局、山中というかですね、あまり危険でもない場所というか、周辺に大分も九重町もいろんな温泉地がございます。そこを避けてですね、わざわざ山林の中に建設をしている状

況がございます。そういう状況の中です、指宿のこのヘルシーランド周辺の露天風呂、たまたま箱温泉がある周辺です、このような地熱開発をすると、九重町の担当者話によりますと、非常にリスクが大きいというか、危険を伴うので我々はあえて、そういう場所じゃない場所にならないですよということで、わざわざ山中の方にそこなら掘ってもいい、発電をしてもいいですよという許可を出しているそうでもあります。そういう状況を見ても、指宿の職員は、どなたが行かれたとか分かりませんが、そのような説明をされたというのを実際聞いたときにびっくりしまして、やっぱり情報というのは、正確に我々議会にも伝えてほしいなということもございます。こういう理由の中です、現在の地下の資源の中です、地表調査をしたということも説明を再三聞いておりますけど、掘削調査をしたにしても、科学分析や物理的な計算をしても、結局は、地熱資源量も開発能力も可能性も誰も地下のことは分からないのが現代の、今の科学だそうでございます。

このような中です、ずっと掘り続けていきますと、地熱発電は、既存の温泉施設の何百倍何千倍もの、莫大な量の温泉を人為的に強制的に、吸い上げるといって、搾取する商業事業でございます。搾取された蒸気のほとんどは、地下に還元されていないそうでございます。地下還元されても普通採取された位置よりも上の浅い場所にしか戻されず、当然地下内部では熱量、温度も温泉量も操業年数が経てば経つほど低下していくのだそうでございます。

さらに、施設整備、地下井戸の劣化防止やスケール等による地下還元能力低下のために大量の、今は使っているかどうかは分かりませんが、硫酸などの、薬剤添加剤を、使用したりして地下水に大きな影響を与えるということから、国の地熱開発に関する検討委員会でも、このようなことを初めて公にしている状況もあるようでございます。全てヘルシーランドの周辺がそうであると申しておりませんが、日本の国内ではこういう例がたくさん見られているようでございます。

以上のようなことから見ても、現在予定をされている場所での地熱開発は、非常に厳しいのではないかと考えられますが、これについて、納得のいく説明ができれば説明をいただきたいと思っております。

**○総務部参与（中村孝）** ただいまのご質問ですけれども、議員が指摘の蒸気のほとんどが地下に還元されていないについてでございますが、地熱発電を実施する上で大切なのは、地熱貯留層の規模に応じて、取り出す量と補充される量がバランスよく保たれるかどうかでございます。そこをしっかりと調査する必要があります。調査の結果、仮に経済性がなければ事業は中断せざるを得ないと考えております。

硫酸などの添加剤の件についてですが、地下からくみ出す熱水は地上に出た際、ガスが抜けますので弱酸性から弱アルカリ性に変化いたします。地下に戻す際、硫酸を投入すること

で、硫酸を構成する水素イオンが弱アルカリ性となった熱水と結び付き、シリカなどのスケールが付きにくくなります。硫酸から水素イオンがなくなりますと硫酸イオンになりますが、この硫酸イオンは、地下の岩石と反応して濃縮されることはないということが、国の実験からも分かっており、環境に影響はないと考えられております。

なお本市では、地下に還元せず、排熱水を利用することも検討しております。

**○4 番議員（井元伸明）** 地下に全部戻さずにですね、周辺のハウス農家とかいろんな形でそういった、健康施設等で温泉を利用されるということなんでしょうけれども、それはそれで本当に結構なことだろうと思うんですよ。それはそれであつたにしてもですね、もうちょっと我々議会に対しても正確な情報というか当たり前の情報を提供していただかないと、先ほどの同僚議員からもあつたようにですね、やっぱし議会に対しては、正当な情報開示というか、いろんなものを与えていただかないと我々も正当な判断になかなか苦しむようなこともあるんじゃないかと思しますので一つそんなことはですね、全ての情報を公開してですね、いろんな事業については、着手をするようお願いしたいと思うんですが、それとですね、もう一つ私が行って非常に感じたのは、現在掘削を予定されている場所はですね、合併前、20年ほど前と聞いておりますが、ヘルシーランド周辺を約27億円ほどで、多額の費用で整備をした場所でもございます。このヘルシーランドの先ほどサッカー場でちょっと言ったときにですね、今後の検討会の中では検討される話が出れば検討もしたいということでありましたけど、新川床議員、ちょっと地図を見せていただきたいんですが。この横にですね、サッカー場の横側に建設をするということでありましたけど、施設そのものがですね、見れば今の半分ほどの施設なんですけれども、これがですね、もし半分にしても相当な施設があつたの近くにできれば、サッカー場どころではなくて、いろんな形であそこは完全な発電所になってくるのかなと心配もするんですが、そのような心配はないのかということですね。もし万が一、今回の蒸気掘削の影響があつた場合にはですね、ヘルシーランド露天風呂・たまたま温泉がですね、使用できなくなることはですね、現在の地熱、乱開発されている全国の例を見てもですね、本当に何か出てきたらもう新たに温泉施設として使えないんじゃないかということで、非常に心配に思えることでございます。

例えばですね、温泉の温度が低下したために温泉が枯渇したりですね、先ほども言いましたようにパイプが詰まった。今度の場合は、戻さずに全量をほとんど地上で利用するというものでありましたがですね、こういう事例を見ても全国の温泉地の有名などところを見てもですね、温泉地の中でも、例えば2件ほど申し上げますと、福島県の温泉協会とかですね、有名な群馬県の草津温泉においてはですね、町長はじめ議長、観光協会、旅館組合、商工会、区長会の連名でですね、地熱開発計画に反対する陳情がですね、県であり国に出されている状況もございます。

指宿の自然の恵みであります温泉を守るためにもですね、現在予定している場所を変更す

るか、違った形でそういう健康施設を造るのであれば温泉だけ取り出して、いろんなそういう施設が考えられないのか、検討はできないのかですね、一つお尋ねをいたしたいと思いません。

**○総務部参与（中村孝）** ヘルシーランドのところは自然公園の中に入っておりまして、そういう施設ができるとすれば、そういう景観にですね、配慮した形では考えているところがございます。それと東日本大震災後、電力政策が大きく変化する中で、地熱発電が大いに見直されてきております。平成26年4月には、閣議決定されたエネルギー基本計画においては、地熱発電は、発電コストが低く、安定的に発電を行うことが可能と位置付けられております。さらに昨年7月に策定されました長期エネルギー需要見通しにおいては、原子力発電を代替できる電源として、設備容量を2030年度までに約3倍にすることとされております。

再生可能エネルギーとして有望な地熱発電を国のエネルギー事情と併せて、私たちは自分事としてしっかりと考えなければならぬと思っております。また、本市においては、昨年3月に温泉資源の保護及び利用に関する条例を制定し、温泉資源は市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。

段階を踏んだ調査やモニタリングを行い、地熱貯留層に見合った地熱発電事業を実施し、その排熱を利用することで観光や農業の産業振興につなげてまいりたいと考えております。

**○副市長（佐藤寛）** 景観に配慮した地熱の開発について、補足してお話をさせていただきます。建物工作物に目立たない色彩や自然に調和した色彩を使用するとともに、構内の緑化により景観への影響を和らげる発電所が東北の方にもございます。例えば上野第一発電所、これは山小屋風に発電所を覆って景観に配慮した造りとなっております。また、配管を道路の高さに合わせるなど景観を損なわないように施設整備もやられております。さらにサイレンサーなどを設けるなどの配慮をしている発電所もございます。

ヘルシーランドは二種地域ですので、こうした発電所の建設、いわゆる景観に配慮した建設をしていかなければ自然公園法の許可も取れないところでございますので、こうした施設整備ができるものだと思っております。

**○4番議員（井元伸明）** そのような話でですね、全てを我々は否定しているわけじゃなくして、現在ある場所はこういう危険な場所ですよということも指摘をいただいたりですね、そして温泉施設を造って、指宿の山川のあの地域が活性化することは大いにやっていただきたい。我々も何かできないかということは、常日頃いろんな形でいろんな方からいろんなお話をいただいたりしておりますので、それを否定しているわけじゃありません。だから危険を敢えてリスクを抱えながらですね、やるのにもうちょっと、何かいい方法というか。それと何回か説明をされたというお話を何回かいただきますけど、実際正式にいただいたのはです

ね、まだ本当今年に入ってからです。そういう状況の中でもうちょっと、この大分県の九重町にしてもですね、2年余りをかけてゆっくりと住民と地域の方に説明をしていただきながらですね、皆さんがそれで合意形成とか、よしそれでやろうというゴーサインが出てやっていらっしゃると思うんですよ。だから町としてもですね、いろんな後々、リスクがあるようなことは絶対に避けて通らなければならないという思いでですね、一生懸命時間をかけてやっておりますけれども、昨日、一昨日も説明をちょっといただきましたけど、この事業も29年度までの事業であるから何とか早急にというそういう思いは分からないわけではありませんけれどもですね、もうちょっと真剣にやっているんでしょうけど、丁寧な説明と含めて、それと指宿市内のですね、温泉旅館・ホテルの方々もですね、まあ聞くところによれば、やっぱりいろいろ心配されている方もおられるようであります。周辺地域ですから、もう一体としてですね、山川、指宿というわけじゃなくして、やっぱり何らかの影響が出てきたら困るよねというのは、みんな心配しておりますので、そこら辺の方々にはですね、指宿のあの近辺の人ばっかしじゃなくて、山川だけの説明じゃなくして、指宿の温泉旅館・ホテルの方にですね、説明をするようなお考えはないのか。お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 地熱の恵み活用プロジェクト事業の取組については、市民を対象に説明会を4月の5日に山川文化ホールで開催して、地熱の恵み活用プロジェクト全般について説明をさせていただいたところでございます。また、山川地域の区長会の皆さんをはじめとして、市観光協会や商工会議所の関係者の皆様にも同様の説明会を開催してきているところでございます。

また、陳情及び要望書を提出してきた4農家の皆様につきましても要望書の趣旨の聞き取りを行った後、2回の意見交換をさせていただいたところでございます。また本日は、地元住民を対象に理解を深めていただくため、午後7時から山川文化ホールにおいて地熱発電に焦点を当てた地熱発電事業勉強会を九州電力にも同席いただいて開催することとしております。

また、今後も周辺住民であるとか関係団体及び要望のある市民団体など、市民の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

**○4番議員（井元伸明）** 今、説明の中でですね、陳情者に対して説明をされたということの説明を聞きましたけれども、今回この地熱発電に対してですね、市民からの市議会に対しての陳情が出されておりました。これに対して職員の方はですね、執行部にも要望書がきたという話は聞いておりますけれども、議会に出された陳情案件をですね、知らなかったという理由で何か取下げの話を持ち掛けたような話を聞いておりますけれども、議会であればですね、本当にしてはならない案件であってですね、謝ったから済むとか、何かの理由があったからにしてもですね、この陳情の取下げをですね、持ち掛けたということはですね、非常に重大問題じゃないかと思っているんですが、これについての認識は、どのような認識をお持ち

ちなのか、お尋ねをいたします。

**○副市長（佐藤寛）** 陳情の件についてのお尋ねでございますが、陳情書というものは、市民が善処を求める要請書として大変重いものがあると認識している次第でございます。職員の発言があった経緯、背景にはるる様々なことがあると思っておりますが、そのような事情があったとしても職員の取った発言というのが適切ではなかったと認識しておりまして、職員に対しては厳しく注意して今後戒めております。

**○4番議員（井元伸明）** 今、厳しく注意をされたということでありますけれどもですね、果たしてそれだけで済む問題なのかなと思うんですけれども、陳情者に対してですね、現在何か補助金を受けているらしくて、このカット等が心配があるということで話を持ち掛けたいんですが、これは全くの筋違いじゃないかと思えます。異なる事業の補助金でありましてですね、その話を持ち出して、今回の陳情とつなぎ合わせるような形でですね、取下げを持ち掛けていくというのは言語道断というかですね、許される行為ではないと思っておりますが、これはですね、陳情権という基本的な人権。議会制民主主義のですね、崩壊と感じております。議会をないがしろにしたですね、飛び越えて取下げにいくというこの状態についてですね、本当に本人は反省をしている。叱りをしたということだけで済むものかどうかですね。それについて再度お尋ねをいたします。

**○副市長（佐藤寛）** 職員と陳情者の一人は、旧知の知人というか友人であったと認識しております。この4者、陳情のありました4者は、平成25年、26年にわたって国の理解促進事業を活用して施設整備をやっております。この特に26年からは、この職員、地熱関係の担当者でもありまして、この補助事業を国に申請するに当たり、市との連携が不可欠でございまして、その時点においてこの知人と連携して国に申請をしたという経緯がございます。そして、国の方から理解促進事業として採択を受けたわけございまして、国の理解促進事業の趣旨・目的を本人は十分に理解した上で申請しておると。そうした中に今回こうした陳情の形で出てきたので、本人は大変心配したと。そういった事情を斟酌しましたが、取下げうんぬんという発言があったことに対しては本当に本人も反省しておりますので、今後戒めるためにも厳しく注意したところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** この件についてはですね、陳情者の心情も察していくとあまり触れたくはなかったんですけども、いろんな意味で説明を聞いていますと、私も確かに知っている内容はですね、九州電力から配湯をもらうために自分のハウスまで配管してあります。去年一昨年、工事したのは、私もちゃんと見ておりますけれどもですね、九州電力の発電所内からハウスまでの地下を通ったり、この前も全員で調査しましたが、あの道路脇に白いアルミのようなもので保護したような配管が、パイプが縦横走ってございましたけど、その配管をするための費用だったろうと思えます。いろんな形でですね。

農家の方は、一生懸命そういう形で温泉をもらいながら、自分たちでもボーリングをしな

がらですね、詰まりながら、四苦八苦しながら頑張っている状況で、そういう心配があるからもうちょっと丁寧な説明をしてほしいと、あの文章を見ると絶対にそういう事業をするなとは書いてないんですよ。けど心の中で読めば何とかしてほしいなというのも読み取れないことはないんですけど、そこら辺りは十分に配慮していただいて、そういう心配の方々にですね、追い打ちをかけるようなですね、あなたたちはこういうことすると大変なことにもなるよというようなことを言われたのかどうかは別にしてもですね。やっぱり話を持ち掛けていくというのは、議会ルールからしても非常にやってはいけないことだろうと思いますので、十分に注意をしていただきたいと思います。

時間の都合もありますのでですね、次にまいりたいと思いますけど、サッカー場の件については、今あったとおりでもありますので、もう時間もありませんので、ごみの問題についてですね、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

**○議長（松下喜久雄）** 井元議員、パネルの掲示はもうないんですか。じゃ新川床議員、自席に。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時06分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

井元議員、どうぞ。

**○4番議員（井元伸明）** 次にですね、ごみ問題についてお尋ねをしたいんですが、今まで我々、ごみの問題については、ごみ袋、先ほどの問題も含めてですね、今の炉と新しい炉を切り替える際にはですね、1日8t当たりの余剰ごみとか処分できない可能性が出てくると。ですからどうしてもごみ袋を値上げして、資源ごみの方に誘導しながらですね、ごみの量を減らさないと指宿の焼却場は立ち行きがいかないという説明を最初受けておったんですが、今のさっきの状態を聞きますと、何か十分に処理はできているようなお話聞きますけど、本当にそれでよろしいんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 先ほどお答えしましたように現処理能力、清掃センター及び穎娃ごみ処理施設の能力を合計しますと70tの1日当たり処理能力がございますので、現時点では61t入ってくる分については、そういった処理能力の以内で処理ができるということです。以上です。

**○4番議員（井元伸明）** いろいろ聞きますと、あの時の説明は何だったのかなと思われるんですが、それとですね、資源ごみの回収ということで、地区に還元金というのでお出ししておりますけれども、これを過去2年間ほどですね、資源ごみを増やすという目的で約1.5倍還元金を増やしていました。それをまた今年の2月からまた元に戻しておりますけれども、こうされた最大の理由というのはどういうことなんでしょうか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 先ほどの答弁で言葉がちょっと足らなかった部分がありますが、現時点では処理能力70 tに対して61 t来ますので、余裕のある能力であるんですが、ただ平成29年度からはですね、新ごみ処理施設に移行しますので、その処理能力が54 tであることから、その61 tの分を54 tまで減らさないといけないので、喫緊の、そのごみの減量化が必要だということの顛末になると思います。

それとあと資源ごみの分別収集の地区還元金につきましてですが、資源ごみの分別収集地区報奨金というのは、ごみの減量及び減量意識の高揚を図るため、地区等で行う資源ごみ分別収集における売却益を報奨金として交付し、平成25年度から27年度の3年間に限り資源ごみ分別収集地区報奨金、還元金を1.5倍にして還元していますが、その理由としまして、平成24年度に指宿市廃棄物減量等推進審議会へごみ減量化の施策の一つとして資源ごみ分別収集地区報奨金の増額案を諮問しております。委員からは、集落に対してはありがたいし、金額以上の価値があると。増額されることによって自分たちが頑張ったからと、ごみに対する関心が大きくなっていくという意見がございまして、更なる分別の徹底、回収量の増加を図り、地域住民に対する減量化の意識付けをするために、資源ごみ分別収集地区報奨金の増額が必要という答申をいただきまして、3年間に限り1.5倍の増額としております。今回3年間の期限が終了しましたことから、平成28年度から元の還元金へ戻すものでございます。

**○4番議員（井元伸明）** この値上げをした時期とですね、その前後しての資源ごみの量というのは、どれくらいなんですか。変化はどういうふうな。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 資源ごみの量というのは、平成24年度がおおよそ178 tでございます。そして平成27年度が172 t近くでございます。そういうことで資源ごみの収集量の推移というのは、平成24年度と比較してほぼ横ばいの状況で、減量化はされていないような状況です。

すみません。減量化じゃなくて資源ごみの量が増えてはいない状況です。

**○4番議員（井元伸明）** 今、これを聞いてもですね、いくら還元金というか手数料を1.5倍に上げて量も量はさほど変わっていないということだろうと思います。そういうことで、ごみの量というのは、小手先でですね、何かを上げたり下げたりして減ったり下がったりするものじゃないということの証じゃないかと思うんですよ。その一つで先ほどもありましたように、ごみ袋の値上げということでですね、何か先月でしたかね、また作られたということで、部長は以前から再度値上げしないと、指宿はごみが減らないということを一生涯懸命申し上げていたように思いますけども、今年入札したのは何月何日でですね、その時は入札率は例年が98%くらいで落ち着いていますが、今年の入札率は、どれくらいだったのか一つお尋ねいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 恐らくごみ袋の入札の経緯というご質問だと思います。指定ごみ袋につきましては、その前年度末の在庫数量と新年度の必要枚数等を考慮しまして、毎年度

製造の発注を行ってきているところでございます。本年度におきましても指名競争入札によって契約の相手方を決定し、5月19日に指定ごみ袋請負契約を締結したところでございます。

指名業者につきましては、28年度・29年度のその競争入札参加登録者のうち、ごみ袋で登録があって、ごみ袋の製造及び自治体への指定ごみ袋納入が可能な業者を4社指名しまして入札を執行したところでございます。

契約の相手方は、昨年と同様の業者の株式会社鹿児島有恒社となっております。本年度も燃えるごみ袋及び資源ごみ袋の特大について同じ価格でありましたが、これ以外の6種類のごみ袋は、いずれも昨年度より安い単価となったところでございます。

なお、その入札率の件でございますけれども、指宿市建設工事等の入札の執行及び結果の公表に関する要綱によりますと、予定価格が公表できないので同じくその落札率も公表できないところでございます。

**○4 番議員（井元伸明）** 次にまいりたいと思うんですが、今、新ごみ処理施設が建設をされております。この前現場に行ってみせていただきましたけど、順調にいつているという話を聞いて安心しておりますけれども、この進捗状況について今現在どれくらいですかね、今年いっぱいということ私は認識しておりますけど、今年いっばいで出来て、3月くらいまで試験運転というかそれをして、4月から本格的な颯娃のごみも搬入ということ聞いておりますが、そういうことなのか、一つ確認をしたいと思っております。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 新ごみ処理施設の建設の進捗状況、そして今後のスケジュールの件でございますけれども、広域組合の方に私どもの方で聞き取り調査をしております。それによりますと新ごみ処理施設の整備概要でございますが、内容につきましては、設計焼却施設整備、破碎処理施設整備、管理棟整備それとストックヤード整備そして外構工事が主なものでございます。これらが一括発注されて工期が、平成26年9月10日から平成30年3月14日までとなっております。

本年5月末現在のその全体的な工事の進捗率でございますが、計画では37.9%に対して、ほぼ計画どおりの37.7%の進捗率となっております。内訳としまして土木建築関係が39.1%に対して38.9%の進捗。ごみ焼却そして破碎処理プラントの関係が36.1%に対して同率となっております。今後は、焼却施設、破碎処理施設などのプラント、そして管理棟が今年の12月末に完成いたします。来年の1月から3か月間の試運転が行われ、4月から一部供用開始となる予定としております。その後、現在稼働している清掃センターのごみ焼却施設が解体されまして、その跡地にストックヤードを建設して最終的な本稼働となる計画でございます。

**○4 番議員（井元伸明）** 4月からですね、颯娃の処理場のごみも指宿の新処理場に入ってくると思うんですけど、今、颯娃の焼却場で大体1日どれくらいの搬入量があるのか、お尋ねいたします。

○**市民生活部長（牟田浩一）** 先ほど申し上げましたが、平成27年度の実績が潁娃ごみ処理施設で年間8,176 tとなっております。

○**4番議員（井元伸明）** ということは、4月から始まって処理が上手くいくということで、よろしんでしょうか。確認だけお願いします。

○**市民生活部長（牟田浩一）** 議員のお見込みのとおりでございます。

○**4番議員（井元伸明）** 次にですね、この焼却場が出来上がった挙句にですね、新ごみ処理施設の長期包括的運転管理業務委託というのが、今、募集をされて、もう募集は、公募は締め切られたと聞いておりますけど、この状況がもし分かれば一つお答えをいただきたいんですけども。現在、何社が応募されて、いつ頃入札をされて、どういう流れになっていくのか。そこ辺りがちょっと分かればお知らせをしてほしいんですけども。

○**市民生活部長（牟田浩一）** 新ごみ処理施設の管理の運営の委託についてのその経緯を若干説明させていただきますと、広域組合から確認しております。新ごみ処理施設の管理運営につきましては、今年4月18日に長期包括的運転管理業務委託として、総合評価一般競争入札を実施する旨の公告を打っております。その後、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付が今年5月23日から5月25日までなされまして、6月10日に入札参加資格審査結果の通知が行われたと広域組合から伺っております。

今後のスケジュールにつきましては、その管理運営に関する提案書の受付が9月15日。入札書の提出時期が11月頃。その後に落札者の決定がなされまして11月に基本協定の締結。12月に運転管理業務委託の契約がなされて、施設の運転管理が29年4月から5年間にわたりなされることになる予定でございます。

それと入札参加の業者のことも聞かれたと思うんですけども、この入札参加者につきましては、指宿広域市町村圏組合建設工事等の入札の執行及び結果の公表に関する要綱の規定によりまして、入札結果の公表後でなければ、その入札参加者を公表できないと広域組合の方から確認を取ったところでございます。

○**4番議員（井元伸明）** 公表できないというのは、それで結構ですけども、これです、応募するのに資格要件というのがあったかと思えます。この資格要件というのは、どのようなものがあつたのか。一つお答えをいただきたいと思えます。

○**市民生活部長（牟田浩一）** 先ほど4月18日に公告が打たれたことを申し上げましたが、公告の中に入札説明書というのが公表されております。この入札説明書によりまして、入札参加に必要な資格として、まず一つ目、入札参加者の構成において単体又は運転管理者を含む複数の者により構成されるグループによるもの、というのが一つございます。二つ目に入札参加者又は入札参加者の構成員の要件において、組合又は指宿市若しくは南九州市において競争入札参加資格を有していること。そして一般廃棄物を対象としたストーカ炉方式。これは処理能力1日当たり30 tが2炉。つまり60 tですね。について1年以上の運転管理実績を1件以

上有していること。ストーカ炉方式の現場総括責任者としての経験を有する技術者を運転管理開始後2年間以上配置できることということがございます。

それとあと詳細につきましては、その入札参加者の構成員とかの制限は、別にまた項目を設けて詳細に設定されているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 最後にサッカー場のことについて一つお尋ねをしたいと思うんですが、今、予定をしておりますですね、収容人員5,6千人ぐらいの観客を入れるとなればですね、指宿は、どうしても菜の花マラソンとか、ああいうときでも相当な交通渋滞が予想されてですね、非常に困っている状況がありますけどですね、現在の国道226号を含めてですね、このような交通渋滞が予想されるんですが、これらの対策として何かお考えであれば一つお尋ねをしたいんですが、お願いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 交通渋滞が予想されるが、これらの対策はどのように考えているかでございますけれども、サッカー場の施設規模につきましては、先ほども申し上げましたとおり今後、検討委員会の中で検討いただくことにしており、現段階では、収容人員数については、未定でございます。

国道226号については、これまでも指宿岩本交差点、大園原交差点、指宿市役所入口交差点など主要交差点では、右折車線がないことなどから直進阻害の渋滞が発生しております。現在、鹿児島国道事務所において、これらの交差点改良を実施していただいております。既に完成している指宿岩本交差点では、これまで慢性的に起こっていた渋滞が解消されているところです。

また、南薩地区総合開発期成会においても、毎年、国道226号の渋滞解消や安全対策について、国や県に要望書を提出するとともに直接お伺いし、お話を差し上げるなど要望活動も行っているところでございます。仮に、サッカー場への来場者によって交通量が増大し、慢性的に交通渋滞が発生するような場合には、う回路の確保と道案内の周知徹底、JRなどの公共交通機関利用を促進するとともに、道路管理者に拡幅改良などの渋滞解消対策をお願いすることになるかと思っております。

## △ 延 会

**○議長（松下喜久雄）** お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思っております。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 松下喜久雄

議員 福永徳郎

議員 前原六則

# 第 2 回 定 例 会

平成 28 年 6 月 2 1 日

(第 4 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

平成28年6月21日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 前之園 正 和 |
| 15 番議員 | 木 原 繁 昭 | 16 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 17 番議員 | 新川床 金 春 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新宮領 進   | 21 番議員 | 松 下 喜久雄 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長  | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長 | 宮 崎 英 世 |

|        |       |        |      |
|--------|-------|--------|------|
| 建設部長   | 山下康彦  | 教育部長   | 長山君代 |
| 山川支所長  | 馬場久生  | 開聞支所長  | 川畑徳廣 |
| 総務部参与  | 中村孝   | 総務課長   | 岩下勝美 |
| 市長公室長  | 川路潔   | 危機管理課長 | 園田猛志 |
| 環境政策課長 | 下吉一宏  | 商工水産課長 | 山元成之 |
| 長寿介護課長 | 西浩孝   | 地域福祉課長 | 山口保  |
| 建設監理課長 | 田之上辰浩 | 水道課長   | 川口光志 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 森和美  | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 嶺元和仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び中村洋幸議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○9番議員（高田チヨ子） 皆様、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。4月14日に発生しました熊本地震より2か月余りが過ぎました。いまだに余震が続いております。改めまして亡くなられた方々に対して心より御冥福をお祈りいたしますとともに、不自由な避難生活を余儀なくされている方々に対し、お見舞い申し上げます。一日も早く元の生活に戻れますことをお祈りいたします。

私は、今月13、14日に福岡に行っていました。途中、熊本にも立ち寄りしました。その被害のものすごさに胸が熱くなり、痛くなる思いでした。また、昨夜は熊本、宮崎に大雨が降り、土砂崩れでお亡くなりになられた方もいらっしゃいました。今日は鹿児島も大雨の予報が出ています。災害はいつ起こるか分かりません。私たちも普段の生活の中で十分気を付け、いつ、どこでもの構えで普段から備えを万全にしておくことが肝要だと、つくづく思いました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、安心・安全な生活を送るために、リフォーム支援について伺いたいと思います。リフォーム支援事業を始めて3年になるかと思いますが、このリフォームの現状はどうなっているか、伺いたいと思います。

2点目に、学校再編について、伺いたいと思います。今、小・中学生の児童・生徒を持つ保護者の方々は、今後、子供たちのためにどうすれば一番良いのか、悩んでいらっしゃる方も多いかと思えます。小中一貫校にしたらということも考えられているようですが、本市として現状はどうなっているのか、伺いたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 住宅リフォーム制度は、住宅の長寿命化や安全・安心な住環境の整備とと

もに、経済対策として商工業の活性化、雇用の維持及び創出を図ることを目的に、市内の建築業者を利用して住宅の増改築の工事を行った者に対し、工事費の一部を助成する事業でございまして、平成25年度からスタートをしております。住宅リフォーム事業の実績でございますが、平成25年度が申請者数203人で、総工事費2億5,114万円、補助金額1,602万円でございます。平成26年度が申請者数が191人で、総工事費2億1,425万円、補助金額1,486万円、平成27年度が申請者数191人、総工事費2億249万円、補助金額1,455万円となっております。また、主な工事内容等で申しますと、屋根の塗装や瓦の葺き替え、外壁塗装、浴室やトイレなどの水回りのリフォーム等が行われております。

以下、いただきました質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 学校再編の現状でございますが、平成26年度と27年度の2年間にわたり、地域や保護者の代表者、学校長などで組織した学校のあり方について考える会において、アンケート調査や地域住民と語る会などを開催して、市民のご意見等をお聴きしてきたところでございます。その結果、学校のあり方について考える会からは、指宿地域におきましては、今後も引き続きより良い学校の在り方について検討を行う必要がある。一方、開聞・山川地域におきましては、小中一貫校の設置について望んでいるという報告をいただいたところでございます。本年度はこの考える会での意見を踏まえ、地域の代表者や保護者の代表者、学校長などで組織する指宿市望ましい学校づくり推進委員会を組織して、市が検討を進める具体的な学校の在り方について、様々な立場からご意見を伺い、今後の学校の在り方について、市としての一定の方向性を定めたいと考えております。

なお、この推進委員会の設置に先立ち、市役所内の関係部署の課長等で組織する望ましい学校づくり調査研究チームを立ち上げ、魅力ある教育課程や望ましい施設整備について、より具体的な調査研究を進めることとしていただいております。

**○9番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。それでは、最初の安心・安全な生活のためにリフォーム支援についての現状をお伺いしたところですが、今後、ますますリフォームをしたいという方が増えてくるのではないかと感じております。少しですけれども、予算が少なくなってきたようにも感じます。また、去年は早く希望者が、申込みが多くて、11月から今年の3月までは申請待ちという方もいらっしゃったとお聞きいたしました。このリフォーム支援事業というのは、市民に広く利用していただくことが大事だと思います。このことについてはどうでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** この住宅リフォーム支援につきましては、商工業者の受注機会というものを増やす、なおかつ住宅の長寿命化ということを目指して立ち上げた制度でございますので、今、議員がおっしゃるとおり、今度の熊本震災等もございまして、そういう住宅の長寿命化を図るためには一定の成果が出ておりますので、なるべく広い市民の方に利用していただきたいとは思っておりますけれども、ただ、これも全て、今のこの事業費の予

算につきましては、一般財源の中で実施をしておりますので、その辺のところのバランスというものを考えながら事業を実施していきたいというふうに思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）**　そこでお伺いしますけれども、このリフォーム支援事業の予算を増やすということはお考えになってないでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）**　3年前からこの事業を始めたわけですがけれども、大体過去3年間の実績を見てみますと、おおむね200人前後で推移して、予算額、補助金額にしても1,500万円前後で推移してきたわけですがけれども、一番最初にこの事業を立ち上げたときに、一応3年をめどに当初の事業を立ち上げると。そしてその3年間の事業を検証し、どうするかということを検討しまして、本年度は確かに1,000万という事業になったわけでございますけれども、ただ、やはり限られた財源の中で、本市としましては商工業の振興というものも図っていかねばいけないということで、昨年度1,500万円使っていたうちの500万円という金額を使って、商工業者の創業並びにリフォーム等の対象を拡大して臨んでいるところで、やはり総体的な予算の中でこの事業というものも検討していかねばならないというふうに思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）**　日置市の方ですね、今年度からこのリフォーム支援事業の対象がちょっと変わった部分がありました。それは、今までは一般の方たち、そして子育て世代の方たちに、このリフォームされる場合に助成金を出していたというのがあったんですが、今年度から日置市では、三世代同居家族世帯にも助成をしようというのが追加されたということが載っていました。本当に、これから私たちのこの指宿市でも高齢化社会になっていくわけですね。そうなったときに、三世代同居をしたいけれども、部屋が狭いから同居することができない、そういう方たちもたくさんいらっしゃるのではないかなと思うんです。三世代同居となると、部屋を広くしなければいけない。そうなったときに、この部分についての助成があれば、三世代同居を考える人も増えてくるのではないかな、そういうふうに思うんです。それで、このことを提案させていただくわけですがけれども、この日置市の建設会社さんの方が言っておられました。市の高齢化の割合は増えつつあります。三世代家族の同居を促進して、子育てや介護など、様々な生活の場面で支え合うまちづくりを目指すと語っていました。そこで、この私たちの指宿市でも、この対象枠を拡大して、この三世代同居をする場合も、このリフォーム支援事業の助成金の中に含める、入れるというお考えはないか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）**　確かに日置市では、今年度から新たに一般世帯と比較しまして補助対象率並びに補助金額を優遇するという三世代同居家族を対象とした事業を実施しているという情報は入っております。これは、先ほども議員がおっしゃってございましたけれども、子育て世帯とその親世帯が同一の住宅に同居又は同居での世帯が行う住宅リフォームに対しまして対象工事費の30%、上限50万円を補助するもので、一般世帯の対象工事費の10%、上

限15万円に比べ、かなり有利な補助内容となっていると思われます。現在、この住宅リフォーム事業に取り組んでいる県内の22市町のうち、三世代同居家族を対象としているのは、今のところ日置市だけとなっているようでございます。本市としまして、今ご指摘がありました子育て支援並びに高齢化の方々に対する支援ということにつきましては、例えば子育て支援につきましては、医療費の無料化等の拡大、そしてまた高齢化対策としましては福祉の方で行っている住宅リフォームというような制度もありますので、そのようなところを総合的に勘案しながら、どの事業で行った方が、一番より効果的かということについては、福祉の部門、商工の部門等で今後の協議をしていかなければならないというふうに考えていますので、その中で今後、検討していきたいというふうに考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** よろしくお願いたします。それでは、2点目の合併浄化槽についてお伺いたします。確か前は本市でも合併浄化槽に対する助成金が新築の場合でもあったのではないかと、そういうふうに記憶しているわけですが、本市のこの合併浄化槽の助成はどうなっているか、お伺いたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 合併浄化槽はどのようになっているかというご質問だったんですけども、まず現状からのご説明でよろしいでしょうか。まず現状でございますけれども、その一つ目に補助額です。本市の浄化槽設置に関する補助制度は、既存住宅のくみ取り便槽、そして単独処理浄化槽を10人槽以下の合併処理浄化槽へ切り替える場合に補助を行っているものでございます。その補助額は設置する浄化槽の規模によって異なりますけれども、最も小さくて一般的なサイズの5人槽を例に取りますと、1基当たり大体43万2千円の補助となっております。池田湖集水域と鰻池の集水域においては、より一層の水質向上を図るため高度処理型合併浄化槽の設置を推進しておりますので、さらにこれに15万円を上乗せした58万2千円を補助する内容となっております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今、合併浄化槽、大体43万円ぐらいの補助金がある。そして池田方面はプラス15万円の58万円ということでありました。本当に合併浄化槽を設置するということは、お金が掛かるんだと改めて思うところでもあります。先ほども私、新築の場合にもあったのではないかと記憶しているんですけども、現在は改修工事だけということになっているようですが、なぜ新築の場合には助成をしなくなったのか、その理由はなぜなのか、教えていただきたいと思えます。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 合併浄化槽の今の補助制度になった経緯を若干説明させていただきます。まず、新築に対して補助を行っていない理由としましては、平成13年の浄化槽法の改正によって新たな単独処理浄化槽の設置が禁止されたことが、まず一つ目に挙げられます。改正前は、家を新築する際は単独処理浄化槽の設置も可能であったことから、なるべく合併処理浄化槽へ誘導するために、その当時、新築に対しても補助を行っておりました。しかしながら、改正後はその新たな浄化槽を設置する場合、合併処理浄化槽の設置が義務付け

られるようになったことや、浄化槽設置補助金制度の目的というのが公共用水域の水質汚濁防止と合併処理浄化槽の普及促進でございましたので、合併処理浄化槽へ誘導する必要がなくなった新築住宅に対する補助を廃止して、その分、そのくみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを促進するよう平成20年度に見直しを行ったものでございます。以上です。

**○9番議員（高田チヨ子）** できればですよ、以前のように新築の場合でも補助金を出してあげるとことが考えられないのかなと思っているんですが、この助成について、市長はどう思われますか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 先ほど答弁しましたとおり、その浄化槽設置に係る補助の主な目的というのは、公共用水域の水質汚濁防止であり、そして合併処理浄化槽の普及促進が一番重要であると考えております。また、推計ではありますが、下水道区域を除いた区域において、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽がいまだに1万867基ございます。このような設置状況でありますので、それらをその合併処理浄化槽へ切り替えることが本当に重要であるということで、切替えに対する補助が有効的な手段と考えております。それと、現在補助事業の財源は国が3分の1、県が3分の1、合併特例債が3分の1となっておりますが、何年か後にはその合併特例債もなくなって、特例債分が一般財源となると。これらを踏まえると限りある財源で効果的にその合併浄化槽を普及させるためには、やはりどうしても法で設置を縛られているその新築の合併浄化槽への補助をすべきではなくて、既設分の補助に重点を置くべきではないかというふうに考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 分かりました。できれば、私の要望としてはこの合併浄化槽、新築のときでも何とかしてもらいたいなって思いますので、要望としてお伝えしておきたいと思えます。

それでは、次の保育料についてお伺いいたします。昨日、同僚議員も質問をしていましたが、重複するところもあるかと思いますが、この保育料の現状についてお伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 保育料についてのご質問でございますが、子ども・子育て支援新制度における施設給付型の幼稚園や保育所等の保育料につきましては、国が定める上限額の範囲内で各市町村が定めることになっており、それぞれの保育料は保護者の所得を基に算出をされております。本市におきましては、施設給付に移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園部分の保育料は、これまでの就園奨励費補助額を差し引いた実質的な保育料を勘案し、設定をしているところでございます。また、保育所や認定こども園などの保育所部分の保育料につきましては、本市のこれまでの保育料を国が新たに定めた階層区分に適用し、制度の変更による負担増が生じないように設定をしているところでございます。なお、本市の保育料は国の水準と同額又は国の水準より減額されたものとなっておりますので、子育て世代の経済的な負担軽減が図られているものと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今、子育て世帯の軽減が図られているというご答弁をいただきました。それでは、多子世帯の保育料についてなんですけれども、第1子が全額、そして第2子が半額、第3子から無料ということになっていると思うんですけれども、これには年齢制限がありますよね。今のこの第1子、第2子、第3子というのは、保育園にいる子供の第1子、第2子、第3子ということになっていると思うんですが、これをどうにかできないのかなと思って質問をしているところです。実は、去年5月に文教厚生委員会のメンバーで矢板市に行っていました。その矢板市に行ったときに、こういう広報やいたというの中にあるんですけれども、第3子以降保育無料化、これはどこも一緒だとは思いますが。ただ、この第3子以降保育無料化というのが、どこが違うのかというと、その保育園にいる子供の第3子ではなくて、家族全体、総体を考えたときの第3子、だから、小学校に子供さんがいたりして、保育園にいる子が第3子だった場合、指宿ではその子から保育料が有料になるわけなんですけれども、矢板市の方ではその子も無料になるんですよって、家族全体の第3子なので、そういうふうになっているというお話もお聞きしました。それで、年齢に関係なく家族単位の子供の人数で考えることができないのか。本市でもそういうふうにはできないのかお伺いしたいと思えます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 保育料の算定は、これまでも国の制度におきまして、多子世帯については施設給付型の幼稚園や認定こども園の幼稚園部分では、小学校3年生以下の範囲で最年長の子供から順に2人目は半額に、3人目以降は無料に、また保育所や認定こども園等の保育所部分では、小学校就学前の範囲で保育所等を同時に利用する最年長の子供から順に2人目は半額に、3人目以降は無料となる負担軽減措置を実施をしていたところでございます。今年度からは幼児教育の段階的無償化に向けた取組としまして、年収約360万円未満相当の世帯については、それぞれの年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化が実施されたところでございます。さらに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、より保護者の負担軽減が図れるように取組が推進されているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 確認でございますが、それでは本市でも幼稚園に入っている子が第3子の子であったら無料になるわけですね。そして、保育園の場合は、就学前の子を対象と言われましたよね。そうすると、やっぱり今までと変わらないのではないのでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** それぞれ今回の制度によりまして年齢制限が撤廃されておりますので、先ほど答弁した内容で本市としても本年4月から実施をさせていただいているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** ということは、保育園にいる子が家族総体の中で第3子であった場合は無料になる、所得制限があるけれどもということですね。それでよろしいでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 今、議員がお尋ねになりましたそのとおりでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** はい、分かりました。じゃ、よろしくお願ひいたします。これから

も子供たちが元気で育っていけるようにしてあげてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の学校再編についてお伺いいたします。先ほど学校再編の現状をお伺いいたしました。学校運営協議会とかいろいろあって、そこでいろんなことを考えてコミュニティ・スクールをしたりとか、いろいろあるというお話もお聞きしました。今、私がここで提案しているのは、その小中一貫校も一つの案だし、それから場所によってはいろんな方法を設けているところがあります。里親制度を設けているところもあるし、それから特認校制度を設けているところもあるし、本当にいろんな形でこの学校再編について取り組んでいるのではないかなって、そういうふうに思っているところでございます。私がここで特区を設けたらどうかと質問をしているわけですが、特認校についてということと同じであると思っております。なぜこのような質問をしたかと言いますと、先日、ちょっと開聞の方とお話をする機会がありまして、その開聞の方が、あのさあって、小中一貫校もだけど、特区を設けたらいいのになって、スポーツをやったり、それからうちの学校は文化の方に一生懸命力を入れるんだよって、ここはスポーツに力を入れるんだよって、そういう、その学校に特色のあるものを持たせて、そこに行きたい人は、僕はあそこでバスケットをやりたい、バレエをやりたい、あそこで習字を習いたい、そろばんをやりたい、いろんなそういうものをして、英語も習いたい、そういういろんなその特色を設けて、そうして私たちの学校に来たら、こういうことができますよというのを設けていったらどうなんだろう。今は校区制度があるので、なかなか校区から外れて、校区外に出て学校に行くということが難しいわけですが、そういう特認校制度を設ければ、また今までの、その小規模校が活性化されていくのではないだろうか、そういうのも提案してみたらどうだろうかということを、開聞の方からお聞きしました。それで、先ほどそういう話は出てないということをご答弁いただいたわけですが、私のところにはそうしてこういうのもあるよねっということでお話もあったわけです。だから、この特認校制度、学校を活性化するために、この特認校制度も設けたらいいのかなと思って質問しているわけです。先ほど保育料のところでは言いましたように、この矢板市は子育て環境日本一を目指してということで、本当にいろんな事業に取り組んでおりました。その中にこの特認校制度も矢板市は取り組んでいました。本当にこれも考えてみることも大事ではないかなと思いますので、このことに対してはどうお考えでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** それぞれ学校の特色ある教育活動が展開されているわけですが、校区を越えてその学校に通う特認校の制度はどうだろうかというお尋ねであろうかと思っております。現在、県内においても過疎化等に伴う児童・生徒の減少に対応するため、小規模校特別認可制度、いわゆる特認校でございますが、そういう制度を取り入れている自治体もございます。特認校の許可に当たっては、事前に地域の住民や学校関係者等で実行委員会を立ち上げ、単

年度ではなく中長期的な特認校の運用計画を立案するとともに、教育委員会への要請が必要になります。また、特認校として許可された場合は、当該学校において教育課程や施設設備などの受入体制を整え、特認校として許可されたことの周知と児童・生徒の確保に努めなければならないと思っています。学校が特色ある教育活動を広く情報発信して、学校の魅力をアピールするとともに、地域の継続的な理解と協力など、主体的な関わりが不可欠であると思っています。現段階において特認校についての要請はきておりませんが、今後も地域とともにある学校づくりに向けて学校運営協議会等をはじめ、学校や地域等での会合など、いろんな機会を通して学校の在り方について関係者や地域住民のご意見をお伺いしてまいりたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 是非考えていただきたいと思います。子供たちが一番どうしたらいいのかというのを考えてあげてほしいなと思います。

それでは、次の地域で子供の学習を支援する土曜チャレンジスクール事業についてということでお伺いしたいと思います。実は、この地域で子供の学習を支援するさいたま市の事例ですけれども、これは土曜日に、子供たちは土曜日は第2土曜以外は休みになります。その休みになった土曜日に、このさいたま市では地域で子供の学習を支援する、そういう自主的な学習をサポートし、学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着化を目的とし、地域ボランティアの方々の力を活用して土曜チャレンジスクールというのを実施しているようでありました。私たちのこの指宿市においても、同様の取組として学校応援団事業というのが実施されているようですけれども、この事業の現状がどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 本市の学校応援団事業の取組についてでございますが、本市では平成20年度から文部科学省の委託事業として学校支援地域本部事業を導入し、平成23年度には市内全ての小・中学校で学校支援地域本部を設置し、学校応援団事業を実施してきています。この事業は、それぞれの学校区内で学校と地域、家庭が一体となり、様々な知識や経験を持っておられる地域ボランティアの方々に学校の教育活動を支援していただくことで、より細やかで豊かな教育環境をつくり出していくことを目的としております。学校支援の内容につきましては、学校の要望に応じて、例えばミシンの使い方や郷土料理等の家庭科学習に関する事、校区内探検やイモ掘り、ソラマメ栽培といった園芸、農業体験などの理科及び社会科学習に関する事、又は方言指導や読み聞かせなどの国語科の指導、尺八、琴などの演奏やわらべ歌等の音楽に関する学習、昔遊びなどの生活科に関する学習、そして防災や登下校の安全見守り活動をするなど、多様な内容となっているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 市の学校応援団の取組状況ということ、今ご説明していただきまして理解したところですが、いろんところで学力向上の取組をとということがいわれている

ようであります。このさいたま市が取り組む土曜チャレンジスクールのように、児童・生徒の自主的な学習，基礎学力の向上，学習習慣の定着化といったようなことに特化した取組を推進していく考えはないでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 地域の皆さん方のご協力をいただき、児童・生徒の学力向上を図っていく取組についてご紹介いただきました。基礎学力向上につながる支援の取組について、今年度、開聞中学校では第2土曜日チャレンジタイムを設置し、ホップコース、ステップコース、ジャンプコースの三つのコースに分けて、地域の赤ペン先生を活用した学習指導が始まったところでございます。このような取組を他の学校にも紹介し、市内に地域の方々の学習支援が広がっていけばいいなと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 開聞で赤ペン先生が始まったということはとても素晴らしいことだなと、今お聞きしておりました。ただ、この今、指宿市がやっているこの学校応援団事業というのは、平日に行われるわけですね。学校が開いているときに行われる事業、このさいたま市がやっているのは、土曜チャレンジスクールということで、休みの日に実施をしている事業ということです。だから、市内にはこの休みの日にはそれぞれの行っていた保育園とかに学童で行っている子供たちも確かにいます。だけど、この学童というのは、小さい子、年齢の低い子、小学1年生とか2年生とか、3年生ぐらいまでは学童保育に行くのかなって。しかし、その後、高学年になってきたら、だんだんともう学童に行かなくなってしまう。そして、もうお母さんたちが帰って来るまで、何をしているかという、鍵を開けておうちでゲームをしたりとか、そういうことに熱中をしている子が多いのではないかな、そういう気がするわけです。そこで、このさいたま市が行っているこの土曜チャレンジスクール事業を、この指宿市でも子供たちの学力向上のために地域のボランティアを活用して、学校が休みの日に行く、そういうことは考えていないかお伺いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** さいたま市の土曜チャレンジスクールの事業の様子については、情報を集めて勉強をさせていただきました。土曜日の曜日に特化した事業ではございませんが、本市においても放課後や土曜日などの取組として、丹波校区公民館と魚見校区公民館での取組がございまして。丹波校区公民館では、丹波キッズお楽しみ教室として、学校が休みの土曜日や日曜日に日本や海外の伝統文化について学ぶ学習をしたり、体験活動を行っているところでございます。また、魚見校区公民館においては、魚見わくわく学習塾として毎週月曜日の放課後に英会話教室を、第2、第4土曜日に日本舞踊教室を実施しております。これらの校区公民館での取組は、子供たちの放課後の居場所づくりだけでなく、体験学習を通じた青少年の育成にもなると思っておりますので、今後もこのような取組を工夫してまいりたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今、丹波校区と魚見校区が行っている事業を紹介していただきました。本当に素晴らしいことだとなって、これが市内全域に広がって、市内の子供たちがみんな

土曜日とかお休みの日でも集まって、いろんなことができています。そうなったらいじめとか不登校とか、そういうのもなくなっていくのではないかな、そういうふうに思います。市長、このことについてご答弁をお願いしていいですか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、子供たちの本来持っている才能、個性を伸ばすのが一つの自治体の仕事でもあるかと思っております。学校応援団事業というのもございますけれども、裏を返せば子供を応援する事業、子供応援団事業というのも必要であろうと思っております。これまで、各市にはそれぞれ特徴のある教育施策を打ってきた、そういう歴史が県にはございます。例えば、宮之城は水泳宮之城と、大口はラグビーのまち大口と、樋脇はホッケーのまちという、すなわちその形、まちにそのような名前を付けるようになったところには、やはり土曜・日曜日にその子供たちを集めて、学習し、そして練習をする場があったわけでありまして。大口がラグビーのまちとして栄えていたときに、私、大口におりました。陸上競技場の2階が合宿所として土曜日・日曜日には中学生、小学生が、なんとラグビーの服を着てラグビーの練習をするわけでありまして。そういうことが重なり花園へ出場するという、そのような高校が大口高校にあったわけでありまして。地域がやはり学校でできないことを地域がどうできるのか。そして子供たちの個性をどう伸ばして、市の名前、学校の名前を全国に知らしめるのか、そういう取組をすることが今後必要であろうと思っております。総合的な子供をどのように地域が総合的に育てていくのか、総合的な子供と申しましたけれども、小・中・高という意味で総合的にという言葉を使わせていただきましたけれども、今後、やはり学校が小さくなっていく、子供たちが少なくなっていくその中で、学校再編も一つの解決の方法でありますけれども、その再編という目的は子供の教育をどうするかという視点が欠けては、やはりその目的がぼけてしまうおそれもあります。市ではどのようにして指宿の子供を大きく羽ばたく、そういう夢を持った子供に育てるかという視点、それを大切にしながら、今日いただいた地域で子供の学習を支援する、特性を生かすという取組については、さいたま市の例を基に、いろいろな取組を今後やっていきたいと。できるだけ早く、そのような取組ができるようにやっていきたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 是非お願いしたいと思えます。矢板市が子育て環境日本一を目指してということで頑張っております。私たちのこの指宿市もそういう思いで頑張っていたきたいな、そのように思っております。人生には必ず越えなければならない難所がある。女性で初めてエベレストの頂上に立った田部井淳子さん、この田部井さんは人間の摺り足のようない歩一歩でも、前に進んで行けば頂上には立てるんだよとおっしゃっています。大切なことは一つ一つの眼前の戦いを、また一日一日を爽快に勝ち行くことだというコメントが載っております。本当にそうだなと思えます。私たちも今日一日一日をしっかりと悔いのない一日で頑張っていきたいな、そして明るい未来のために、子供たちをしっかりと育てていきたいな、そういうふうに思っております。終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○17番議員（新川床金春） こんにちは。17番、新川床。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、ICT教育について。タブレットを導入していますが、指宿市の小・中学校で導入したタブレットの導入経緯について、お伺いします。

2番目に、定住自立圏構想について。定住自立圏構想の進捗状況についてですが、昨年12月までに中心市宣言を国に申請しないと国の採択が受けられないということでした。6か月が経過し、協議会を設置済みだと思いますが、どのようなメンバーで、何回ほど開催されているのか伺います。

3番目のごみ問題について。平成29年4月に株式会社協和エクシオから完全引渡しとなりますが、平成28年5月現在の1日当たりの可燃ごみの搬入量について質問項目を挙げていましたが、昨日、同僚議員が伺いましたので、新ごみ処理場に1日61tの可燃ごみが搬入されたとき、どのように処理するのか伺います。

4番目に、陸上競技場について伺います。指宿陸上競技場はスポーツ合宿とJリーグのトップチームが指宿に来るよう誘致するため、全天候型トラックとフィールド内にプロサッカーチームが使用できるティフトン芝の改良型で整備しました。サッカー場として使用するため、総工費4億255万円掛けて整備しましたが、サッカーキャンプ誘致として、プロ若しくはそれに準ずるチームの利用状況はどうなっているのか伺い、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 定住自立圏構想につきましては、取り組む政策や項目、方向性などを定めた定住自立圏形成方針につきまして、9月議会への提案を目指しております。また、形成方針に基づき推進する具体的な取組を示す、定住自立圏共生ビジョンにつきましては、特別交付税措置の対象要件となる本年12月の算定調査報告までの策定を目指してまいりたいと考えております。定住自立圏形成方針や共生ビジョンの策定に向けては、ご意見をいただく定住自立圏共生ビジョン懇談会の設置を7月に予定しており、現在、その懇談会の委員の選定と委員就任のお願いをしているところであります。現在のところ、委員就任に向けていろいろ話を進めているところでもございます。

以下、いただきました質問については、担当課長、部長等が答弁をいたします。

○教育部長（長山君代） ICT教育について、タブレット導入の経緯についてご質問いただきました。タブレット導入の経緯についてでございますが、これまで小・中学校の教育活動で使用するパソコンにつきましては、デスクトップ型やノート型をリース契約により整備をしてきているところでございます。また、パソコンや周辺機器の更新につきましては、小学校

で9年間、中学校で7年間の使用期間を設け、期間が満了した学校から順次新たなパソコンを導入しているところでございます。情報機器の目覚ましい進歩の中で、新たなパソコンの導入につきましては、指宿市教育振興基本計画に掲げた児童・生徒がコンピューター等に十分触れ、情報活用能力の育成が図られるように、ICT環境整備を推進するとの方針に基づきまして、教育委員会と学校間で検討、協議をしましてまいりました。その結果、平成27年度に更新期間の満了を迎えた柳田小学校と開聞中学校におきましては、情報教育を更に充実させるため、汎用性の高いタブレット型パソコンを導入したところでございます。導入いたしました柳田小学校、開聞中学校によりますと、普通教室における教科指導のほか、体育授業で模範演技の映像を児童・生徒に見せたり、児童が図画工作の作品を映像で紹介し合うなど、これまで以上に幅広く教育活動に役立っているとのことでございます。教育委員会といたしましては、引き続き指宿市教育振興基本計画に基づき、ICTを活用した情報機器の充実に取り組んでまいることといたしております。

続きまして陸上競技場についてでございますが、市営陸上競技場の平成27年度利用実績は、年間利用件数1,004件で、利用者数は6万1,115人でございます。なお、参加者が100人を超える大会・イベントが19件、宿泊を伴うスポーツ合宿では16件の利用がございます。また、サッカーでの利用状況についてでございますが、市営陸上競技場の平成27年度におけるサッカーの利用実績につきましては、年間利用件数が101件で、利用者数は5,235人でございます。また、100人以上が参加する大会として、指宿開聞そうめん夏祭り杯少年サッカー大会、九州ジュニア少年サッカー大会南薩地区予選大会、指宿ロータリーカップ少年サッカー大会、新春サッカー大会一般の部、同じく少年の部の5大会が開催されているところでございます。一方、サッカー合宿では、県内からJ3の鹿児島ユナイテッドFC、れいめい高校サッカー部、鳳凰高校サッカー部、県外からはロアッソ熊本ユース、宮崎市のインセブル少年FC、都城アンダー12・11トレセン、韓国プロサッカートップリーグのウルサン現代FCの合計7団体の利用がございました。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 今あるごみ量61tを54tへ減らさなければならないが、どうするつもりかというようなご質問でした。私どもの現在ある61tを54tに減量化するために、これを平成29年4月に向けて、こういう目標を掲げております。その目標のために現在、その可燃ごみ自体を減量する方法として古着等の回収モデル事業、それとあと生ごみを減量する方法として30・10運動、生ごみのリサイクルモデル事業、あと可燃ごみ内の資源ごみを資源化へ誘導する方法としてごみ出し指導員、それから市の管理職、環境衛生協力会によるごみステーションでのごみ出しアドバイス、学校や公民館等での出前講座、市職員への説明会、各事業所への巡回指導を実施して減量化施策を進めているわけでございますが、1日に16時間稼働して54tの燃えるごみを処理する、こういった正規な運転ができるよう、今申し上げたごみ減量化に向けて、これまでと同様に継続してごみの減量化を展開してまいり所存でござ

ございますが、しかしながら可燃ごみ量が減らない場合については、日曜日に稼働延長するなどの対応をすることになるというふうに広域組合と協議をしています。

**○17番議員（新川床金春）** ICT教育について伺います。タブレットの導入経緯については伺いましたが、今年の5月、文教厚生委員会で栃木の大田原市のICT教育について行政視察してきました。タブレットPCの導入の経緯として、コンピュータ教室の利用率が伸び悩み、また、各小・中学校のリースアップが迫っていたと。そして事業仕分けですね、指摘され、費用対効果、設備計画の見直し等の導入前の課題があったので導入したということでした。市長の提案で平成25年度から3年計画で、市内全小・中学校のコンピュータをタブレットPCに変更すると決定し、その後、大田原市小・中学校タブレットPC整備及び教育研究会が各学校の校長、教頭、教諭、市教委を交えて設置されております。研究会では3か月間研修をして導入していますが、指宿市は全ての学校の校長、教頭、教諭を交えて行っているのかどうかをお伺いします。

**○教育部長（長山君代）** どのようなメンバーで機種を選定をされたかということのご質問だと思いますが、パソコンの機種や周辺機器の選定につきましては、県内で先進的にタブレット型パソコンを導入しております鹿児島市を参考にしながら、教育委員会から学校にその整備内容を提案し、学校内で検討していただき、意見や要望を集約したところでございます。それらを基に、パソコン教室以外でも今後活用が見込めるキーボードと液晶画面が着脱可能なタブレット型パソコンの導入を決定したところでございます。したがって、機種選定のメンバーということで申し上げますと、教育委員会と導入をした学校ということでございます。

**○17番議員（新川床金春）** ICT教育を導入したために、いろんなプログラムがあります。私はスマイル学習やジャストシステムを導入した学校を見てきました。実際、児童・生徒が使いやすい学習プログラムを導入しておりました。今聞いたところでは、柳田小学校と開聞中学校の先生だけ研修をしているということでした。やっぱり、今後導入する全ての学校の先生も交えて、夏休みとか、長期休みのときに研修会をする考えはないかを伺います。

**○教育部長（長山君代）** 現在、市内の小・中学校におきましては、電子黒板やプロジェクターなどのICT機器を活用し、社会科の授業で資料を大きく提示したり、児童・生徒が調べたことやまとめたことを発表したりするなど、子供たちの学習に生かしているところでございます。タブレットの活用に関しましては、どこに行っても持ち運べるというタブレットのメリットを生かし、理科や図画工作などの事業で屋外に持ち出したり、観察したものを写真に撮ったり、体育の授業で体の動きを動画に撮って確認したりして活用しているところでございます。ICT機器の活用に関する職員研修及び支援につきましては、今後ますます情報化や電子化が進むであろうことから考えましても、積極的に取り組む必要があると考えているところでございます。そのために、本市におきましては、市管理職研修会や各学校の情報教

育担当者研修会の中でICT機器の活用についての研修を行ったり、各学校で実施される研究授業の反省や指導助言の中で、具体的な活用法について指導等をしているところがございます。また、鹿児島県総合教育センターや鹿児島県民大学中央センターのICTに関する講座を積極的に受講するように案内し、研修の機会を広げるようにしているところがございます。

**○17番議員（新川床金春）** 私は昨年、いろんなセミナーと講演会に参加しました。そのときに聞いたのがですね、10年後の社会はICT技術革新が進み、今ある企業の6割がなくなるだろうということでした。私は聞いてびっくりしましたが、そういうことからですね、既に全国の小・中学校ではICT教育環境整備がどんどん進んでいます。特に、佐賀県は平成24年にICT元年と位置付けて、県内全ての小・中学校で導入しています。分かる授業の推進と授業化によって先生方の校務の効率化を目指し、ICT機器を導入しております。実際、自治体通信という冊子があります。この中にもですね、書いてあります。私は小・中学校を言っているんですけど、これには高校が取り組んでいると。そして国ではですね、2020年度までに生徒一人ひとりにタブレット端末を導入する計画がありますということです。これに載っております。実際、県内の市町村に先駆けて、指宿市はタブレットを活用した教育環境を取り入れていく考えはないかお伺いします。

**○教育部長（長山君代）** タブレットを導入することによりまして、児童・生徒がパソコン教室以外でもデジタル教材やインターネットを活用した授業を行うことができるようになり、書画カメラやプロジェクターといったICT機器を併用することで、授業の進め方が変わるなど、そのメリットは大きいものと考えております。まずは、教室で数十台のタブレットを使用するためには、高速で無線通信ができる環境を整える必要がありますので、ADSL回線を光回線へ変更できる学校につきましては、今年度から回線の変更を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 私が言っているタブレットはですね、小学生の低学年から持てるようなタブレットと、高学年、中学生となれば、また大きなものになっていくんです。佐賀県の武雄市は小学1年生が持てるような、一人ずつ手渡ししてましたので、本当にそれを持って帰って予習・復習をするというようなこともできていました。武雄市の北方小学校に市の職員と行きましたけれども、本当に楽しく使っているし、先生の教育も分かりやすかったです。やっぱり、柳田小学校のタブレットを見ましたけど、要するにパソコンを兼ねていますので重たいんですよ。子供たちが体育とか、いろんなので使っていると言いますけれども、重たいです。ですから、もしかしたら重た過ぎて落すこともあるし、やっぱりそういう環境も必要だと思いますので、柳田小学校と開聞中学校に入れていただいているということは、本当大変嬉しいことなんですけども、低学年とか、学年によって機種を選定とか、考えていけないのかどうかお伺いします。

**○教育部長（長山君代）** 先ほども答弁をさせていただきましたが、ただいまはパソコン室のパソコンをタブレット型のパソコンに変更をしているところでございます。それに伴いまして教室で数十台のタブレットを使用するために必要な回線の整備、そういった環境の整備を優先的に進めていきたいと考えているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** ありがとうございます。タブレットの活動範囲を広げるためにはですね、今、部長が言いましたように校内無線LANの整備が必要です。聞くところによると1校当たり300万から500万掛かるということですが、指宿の将来を担う子供たちの教育環境を改善するため、校内無線LANを早急に整備できないか伺います。

**○教育部長（長山君代）** 現在、有線LANにつきましては、丹波小学校と山川・開聞地域の学校が整備済みでございますが、指宿地域の5小学校と3中学校には整備をされていない状況でございます。LAN整備につきましては、今後全ての学校に無線通信を含めたLAN整備を進めていきたいとは考えておりますが、学校施設におきましては非構造部材の耐震化やトイレの洋式化を進めているところでございます。予算の状況も勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

**○17番議員（新川床金春）** 指宿の子供たちが力強く社会に羽ばたいていくために必要なICT教育だと思います。タブレットを活用した教育は、先ほども言いました子供たちだけでなく、先生の校務の軽減につながり、児童・生徒と直接向き合う時間が増えるということです。部長から丹波小学校や山川・開聞の学校はLAN整備があるということでした。モデル的にですね、導入できないのかお伺いします。

**○教育長（西森廣幸）** 部長が答弁いたしましたように、今後ICT機器を活用した教育はますます注目を浴び、充実をしていかなければならないと思っております。市内の現状につきましては、ただいま申し上げましたけれども、まずはパソコン室にタブレット型のパソコンを全ての学校に導入することも大事であろうかと思っております。しかし、揃ったからすぐ明日から使えるかといいますと、そうではないわけでございます。先ほど教職員の研修のことについても答弁がございましたけれども、現在、幾つかの学校にはそういうICTの機器を整備したパソコン室、又は学校に1台、2台配置されているタブレット等もございますので、そういう機器を十分活用して、学力向上をはじめ、教育目標が達成できるための活用方法についてのモデル校を設置した研究は必要であると思っております。そういうような設備が整備された学校において、様々な面から研究をしていただき、その成果を市内の学校に広げていきながら、整備も考えていきたいと思っております。

**○17番議員（新川床金春）** 指宿が管理する学校で、指宿商業の生徒が一番先に社会に旅立って行きます。タブレットを活用した教育について、生徒や教員から提案など出ていないのかお伺いします。

**○教育部長（長山君代）** 指宿商業高校での提案のご質問でございますが、現在のところ生徒及

び教諭からタブレット活用についての提案は出されていないところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 指宿商業ではパソコンを活用し、各種研究を受講し、スキルアップしていると伺っています。少子化の影響で年々生徒数が減ってきていますが、特色ある教育を実現するために、校内無線LANの環境整備をし、県内でタブレットを使った学校だということで導入する考えはないのか伺います。

**○教育部長（長山君代）** タブレットを有効に活用するためには、無線LANの整備が必要であると思われるが、現在のところタブレット導入及び無線LANの整備計画はないところでございます。今後、学校からの要望等がありましたら、必要に応じて検討をするものと考えているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 先ほども言いました自治体通信というのに、ICT活用術ということで愛媛県とか、いろんなところがですね、取り組んでいます。それは、高校生が一番だろうということです。やっぱり、即社会に出て羽ばたいていくわけですけども、やっぱり、働きに行った会社でパソコンとかタブレットを使うことがあった場合に、即使えないですよ、遅れていくんですよ。やっぱり指宿の子供たちがどこの会社に勤めても、すぐ仕事ができるような環境整備というのが望まれると思います。どうかこのことはですね、未来の子供たちの教育だということで投資していただきたいということを要望して、次の質問に入ります。

定住自立圏構想について、先ほど、今委員を募っているということでした。昨年9月、早くしないといけないと。指宿が乗り遅れたら駄目だということで、もう期限をですね、せかしたんですよ。もう本当にその期限に間に合わないといけないということで、全ての議員が同意をしている現状があります。一番びっくりしたのはですね、総務省が6月9日、人口減少を食い止めるために複数の市町村が連携する定住自立圏に南さつま市など中心地とする7地域が加わったと報道されている。これは、今月のことです。1年前に私たちには12月までしないといけないと、9月議会でそう言ってせかしたんですよ。だったら、半年間、なぜほかのところに負けないようにですよ、そういう作業ができなかったのか。7月で間に合うというんだったら、6月、今回の定例会でもよかったんじゃないですか、どうなんですか伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 定住自立圏構想につきましては、昨年の中心地として皆さんの方に理解を図っておりますけれども、これにつきましては要件がありまして、国勢調査確定により昼夜間人口要件1以上を満たさなくなった0.982なんですけれども、これが1を超えないといけないんですけれども、1を超えない場合についてはですね、合併市の特例措置として平成27年12月31日までの期限であったことから、その要件を満たさない、要件をというか、それを0.982でしたので、一応満たさなかったことから12月までにお認めいただいたところでございます。それとあと、この定住自立圏構想の進捗につきましては、取り組む項目として三つ

の政策分野を掲げているところをごさいます、一つ目に生活機能強化のための取組として医療、それと二つ目に結び付きやネットワーク強化のための取組として地域公共交通、三つ目に圏域マネジメント能力強化のための取組として人材育成・確保について取り組んでいくこととしております。この取り組む政策項目や方向性などを定めた定住自立圏形成方針につきましては、9月議会の提案を目指しているというところをごさいます。また、形成方針に基づき推進する具体的な取組を示す定住自立圏共生ビジョンにつきましては、特別交付税の対象要件となる本年12月の算定調査報告までの策定を目指してきているところをごさいます。このようなことから、今現在、定住促進の委員を募って、その準備を進めているところをごさいます。

**○17番議員（新川床金春）** 9月議会に提案するのに7月から会議をするということです。市民の声はどのように届くんでしょうか。市民の声が届かない計画は機能しないんじゃないかなと私は心配しています。どのように市民の声を取り入れていく考えなのかを伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 市民の声を取り入れるために、この定住自立圏共生ビジョンの懇談会というものを開催する予定にしております。その委員としまして住民、人材育成として公民館連絡協議会、これは指宿代表、山川代表、開聞代表のメンバー、それとあと地域女性団体連絡協議会、それとまた医療の部分につきましては、医師会であるとか病院の代表者、それとあと交通の部門につきましてはタクシー協会であるとか、そういう交通機関の代表者を募って、市民の声をですね、十分取り入れられるようにしているところをごさいます。

**○17番議員（新川床金春）** 今伺いますと、いつもの充て職の人たちがくるんじゃないかなということが伺えました。実際、4万1千人の市民の中で、いろんな考えを持った方がいるんです。いつも同じメンバーで、特に自治公民館の代表とか、運送会社の代表、いろいろこう言いましたけれども、実際、子育て世代のお母さんとか、高齢者とか、いろんな方が悩んでいることがいっぱいあるんですよ。そういう方をですね、特に入れて今のメンバーの中以外にですよ、子育ての方を各小学校から1人ずつとか、高齢者の方も1人ずつとか入れてですね、幅広い意見を聴く考えはないのか、お伺いします。

**○総務部参与（中村孝）** この定住自立圏構想につきましては、先ほども言いましたとおり、三つの項目で検討しているところをごさいます。生活機能強化のための取組として医療、二つ目に結び付きやネットワーク強化のための取組として地域公共交通、三つ目に圏域マネジメント能力強化のための取組として人材育成・確保という形になっておりますので、その取組項目に基づいて委員も選定をさせていただいているところをごさいます。ご理解を賜りたいと思います。

**○17番議員（新川床金春）** ここに定住自立圏構想の中心市宣言を持っております。この1ページのところにですね、地域の結びつきや魅力を高め、市民が住みやすいことに喜びを感じるとともに誇りを持てるまちづくりに取り組むということです。実際、子育てのお母さんた

ち、先ほども言った高齢者で交通弱者の方々、そういう方がですね、喜びを持てるような市にしてくれる構想かなと私は思い、賛成をしました。やっぱり、市民のいろいろな声を聴くことができますね、いいと思いますので、今後こういう方も、先ほど言いました各小学校単位の子育ての代表、そして老人クラブの代表という方もですね、その審議会なり、そういう会にですね、導入していただきたい、参加できるようにしていただきたいと、これは要望しておきます。

**○市長（豊留悦男）** 貴重なご意見の一つだろうと思います。審議会の中で各校区からとなりますと、小学校区だけでも相当の人数になります。地域の実情を一番知っているの方々をお願いしているわけでもございます。やはりいつでも充て職、同じようなというような指摘を受けましたけれども、審議会の内容、そしてどのような結論を導き出すのかというときに、やはり先ほど参与が話しましたように、各校区の公民館長の代表さん、その方々が一番地域の現状を知っているだろうと。女性連もそうでございます、そして医者もそうでございます。やはり、そういう形でこの委員の選定におきましては、十分配慮をしたつもりでおります。そういう意味で、新年度が始まり、この代表者が決まり、いよいよスタートするという、そういう段階でもございます。昨年の9月に言っていて、なぜ今ごろか、それだったら今回の議会でもいいだろうというような意見もいただきましたけれども、前広にこの計画は議員にはお示しし、慎重にどのような形で定住自立圏共生ビジョンの懇談会の委員を選出するか、そういうことは担当としてもそれぞれ工夫をし、今回委員を選んでいよいよスタートするという、そういうことでございます。今回の議会ではよかったとは決して思いません。昨年の9月議会に出したこと、それがむしろよかっただろうと、前広にという、そういう意味で今回のこの定住自立圏構想の委員、懇談会の委員の一覧を含めて、今行政としてやっているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 今、市長がですね、いろんな問題は前広にということでした。サッカー場の問題とか地熱の恵みはですね、前広じゃなかったんですよ。そこだけは肝に銘じていてください。

**○市長（豊留悦男）** サッカー場の問題、その他の問題については前広どころではありません。マニフェストとして6年前に提示した問題であります。ですから、そういう意味でこの問題と私のマニフェストに関わる、そういう施設整備と混同しないでいただきたい、そのように思います。

**○17番議員（新川床金春）** 各地区の代表者はいろんなことを知っているということですけど、本当に子育てで悩んでいる方というのはいますので、これはもう先ほども要望と言っていますので、できたら入れてくださいということで閉じたいと思います。

次に、事業費が年間6,000万程度入ってくるということだったんですけれども、市民生活の向上のためにコミュニティ政策としてどのような、先ほど三つの柱があるようでしたけれ

ども、私が一番思うのは、交通弱者、高齢者のために、私は今まで何回も市内循環バスの充実を言ってきました。この部分にどのくらいの予算を上積みする計画なのかお伺いします。

**○総務部参与（中村孝）** 今、本市における定住自立圏構想の候補事業として挙げているものが、産科医の寄付講座であるとか、在宅当番医とかあります。その中で交通運輸事業という形では、今2,700万円ほどの予算があるところですよ。一応、これにつきましては今後また、この定住自立圏構想の中でですね、検討をしていくことになるかと思えます。

**○17番議員（新川床金春）** 今、2,700万程度ということで、大変嬉しく思っております。指宿市はですね、交通弱者が病院に行きは市内循環バスを使うんですけど、病院の時間がかかり過ぎた場合は、帰りの便まで3時間ほど待たないといけない現状があります。それを待たない方は、自動車やタクシーを使って帰っていると、山川・開聞の方々から伺っております。やっぱり、この市内循環バスが充実すると、仮に今2往復しかないのが、3、4往復、帰りの便が昼の便があったり、帰りの5時出発のバスがいたりすればですね、もう本当に2便が4便になることで、市民は喜ぶと思えます。そして、高齢者の中で免許証を返納したいけど、先ほど言ったように市内循環バスが充実していないから返納できないという声も聞いていますので、先ほど言われた2,700万がですね、その審議会の中で通るように努力していただきたいと思えます。よろしくお祈りします。

時間の関係がありますので、もうそれはそれで。あと、市内循環バスはですね、4地区をですね、交互に動いているんですけど、市長、6年経過しました。市内循環バスに乗って、市民の声とか、伺ったことはありますか、簡潔によろしくお祈りします。

**○市長（豊留悦男）** 利用者の声はお聴きしたことがございます。私自身が実際乗って、その車内でいろんな意見を聴くという機会は、これまで持っておりません。

**○17番議員（新川床金春）** 乗っていただいて、私も何回も乗っていますけど、やっぱりまだ利用者が増えたらいいなということをつくづく思っています。1便にですね、満車じゃなくてもですね、3分の2ぐらい乗る人がいたら、本当にまちは活性化するのはなと思います。どうかですね、市民の利便性を考えてですね、やっていただきたいと思っているんですけど、以前、私がですね、市内の高齢者が毎日乗れるような施策として、こういうのはできないかと言ったことがありました。高齢、65歳の方は月1千円で乗り放題にした場合にですね、65歳以上が1万4千人からいますので、仮にその2割の方が乗った場合に、すぐ計算できますよね。280万は毎月あるんですよ。これを12倍したときに、3,000あります。今使っている予算と、この私が思っている金額と合わせた場合は、4路線を1日4往復できるんじゃないかなと思います。そして、4便出していけるんじゃないかなという思いもありまして、以前言ったときには、その当時の総務部長がですね、机上で計算すんなよということでした。机上で計算したんですけども、この問題をですね、鹿児島交通とですね、検討はなされたのかお伺いします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 鹿児島交通並びに鹿児島陸運の方とも協議をし、どのような交通形態がいいのかということにつきましては、平成26年当時に協議を行っております。その中で、やはり市内循環バスという性格上、現在は市内の路線バスも赤字補填、赤字を出しながら行政として赤字補填をしている路線バスもあります。その中で、市内循環バスも同時に運行しております。これは循環バスにつきましては、議員がご指摘のとおり、高齢者、老人世帯が家に引きこもるのではなくて、外出し生きがいつくりとか健康づくりの一助になればということで行っておりますけれども、やはりその中では予算というものが、今現在1,500万円ほど委託料として鹿児島交通の方をお願いしておりますけれども、その枠組みの中でどういう利用形態がいいのかということで、平成26年当時協議をした上で、これは鹿児島交通とか陸運局と協議をした後に、実際乗っている方々のアンケート調査を行ったわけですが、その中で出されたのは1日、今現在2往復だけれども、3往復にしてそういう利便性を図った方がいいか、ただしそれは、現在、週3日、1日2往復のやつを週に2日、1日3往復という、限られた設定でアンケートを取ったわけですが、その中ではやはり現在の1日2往復が望ましいという回答をされた方が過半数を占めていたという状況でございます。

**○17番議員（新川床金春）** 私もですね、この案を出すときに、鹿児島交通の指宿事務所に行って、当時の所長さんと話をして、2,800人のメンバーが乗った場合に、1千円して計算すれば総額、市の持ち出しもありますけど5,000万近くなるけどどうですかという話をしました。実際、そういうふうにできれば市民は喜ぶよねという声も聞いていたので、私自身は自分が計算したのを実際その当時の所長さんのいる時間を伺いながら行ってやっていますので、今後も市民生活が豊かになり、市民が喜んでもらえる施策としてですね、検討していく考えはないか、簡潔によろしくお願いします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 今回、設立される定住自立圏推進共生ビジョン懇話会、この中でもやはり交通部会として様々な意見が出るかと想定しておりますので、そのような場で今後も引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。

**○17番議員（新川床金春）** ありがとうございます。その交通の中で、私が言ったこういう話もあったということもですね、例え話で言うのであれば、高齢者のこと、交通弱者のことを各地区の代表の方も理解してくれると思います。なぜかという、みんな健常者なので車に乗っているんですよ。乗れない方の立場は思うことはできても100%じゃないので、そういうことも審議会の中でよろしくお願いします。

それでは次に入ります。ごみ袋のですね、値上げについて議会は修正しました。それはなぜかという、ごみの中に、私は今日フリップを持って来ましたが、これは去年使ったものです。実際、赤がですね、家庭ごみ、可燃ごみですね。黒が事業用のごみなんです。実際、指宿の清掃センターに持ち込まれるごみ、頰娃ごみ処理場に持ち込まれるごみはですね、大半は可燃ごみなんです。その中の成分分析結果はですね、半分は水だと。半年前も

言いました。水を持って来て、それが重量になっているだけなんです。その水を取り除かないと、きれいに燃焼はしない。実際、半分が水なのに、それをそのまま燃やしているのが指宿、頼娃のごみ処理場の現状であります。こちらのフリップは平成20年からのものであります。実際、何ら対策はしていないんですよ。実際、この問題を解決したらどうかと、私はもう何年も前から言って、これを自分のライフワークに入れております。ごみの問題が指宿の市民生活の喫緊の課題なんです。ですから、ごみを減らす、私は平成27年第3回定例会の一般質問でも事例を交えて報告、こういうことをしていました。県内で日本一のごみ処理の市町村があるよと、県内にですね、あるよと。市としては志布志市、町としては大崎町があります。すばらしい取組をしています。だから、本当に54 tにしないと、今の稼働している新炉みたいですね、1炉体制にしたことによって規定の時間をオーバーして稼働したことで、2年、3年後には故障して、今の新しい新ごみ処理場を造らないといけない状況に陥ったんです。ですから、伺いますが、環境政策課として、私が半年前に一般質問をしてから、志布志市、大崎町に職員を派遣して、調査研究したことがあるのか伺います。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 実際のところ志布志市とか大崎町の方に出向いて行って調査したということはありませんが、それ以外でも、実際現場には行っておりませんが、電話とか、あるいはインターネットを通じてそういった施策の調査は行っているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 電話とかインターネットではですね、十分な調査はできないんです。ですから、議会はですね、重要事項を指定して行政視察、そして政務調査で自分の目で見て、それを議会の場で発言し、答弁をもらっているんですよ。実際、聞くだけでは半分も教えてくれないですよ。実際、私、これも半年前です。平成16年度に満杯になる予定の志布志の処分場がですよ、30年経つてもがらでですよと、これも説明しました。実際、これを見に行けばいいんじゃないですか。指宿の管理型処分場、10年しかもたないと。要するに管理型処分場、あそこを10年、20年、30年もたすためにもですね、ここを視察に行くべきだと私は言ったんですよ。なぜ行かせなかったんですか。私が机上で計算したのはおかしいよねと言われたんですよ。電話で聞くだけではですね、全ての情報は入ってきません。部長、近いうちに行かす気はないか、伺います。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 視察に行く行かないというのを、今で答弁するというわけじゃございませんが、議員がおっしゃるようにできれば行った方がいいとは考えております。しかしながら、私どもの生ごみの処理についてはですね、いろんな施策をもう既に持っております。まずその、今、年間1,700 t余り出る家庭系のごみがあるんですけども、これもやはり処分の分散化をしないといけないと、リスクを分散させないといけないということで、従来どおりそのごみ処理施設で焼却する方法もございますし、あるいはその生ごみのリサイクルモデル事業ですね、今庁舎で行っている、これをやっていく方法、それとあと指宿市の独自の地域コミュニティを巻き込んだ生ごみのリサイクルモデル事業をやるということで、前

回の一般質問でも答弁しているんですけども、更にですね、こういうことも考えております。現在、モデル地区を設定してですね、その当該地区内に生ごみ回収バケツを設置して、回収した生ごみを市内の畜産農家に持ち込み、堆肥化することができないかという施策を、今計画しているところでございます。そういった施策をいろんなものを組み合わせて、他市も参考にしながら、私どもの生ごみの減量化の施策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 生ごみの処理が一番だというのは、もうこれまで私が何回も言ったことですよ。これまで取り組んでなくて、昨年9月直前になって、指宿のその収集所に機械を設置したと。それまで10年、この問題を追及してはいますけど、やっとしたところですよ。実際、いろんな畜産農家とか、活用してやっていただければ、指宿市の清掃センターに持ち込むごみは減ると思います。昨日の答弁でですね、ごみ袋の値上げをするしかないのかなというようなこともありましたよね。実際、ごみ袋の値上げをし、もしも54tにならなかった場合はですね、どうなるんですか。やっぱりもう志布志、大崎、行くとしたらですね、なんきゅうフェリーで行けばすぐですよ。日帰りできます。もうこれは指宿の喫緊の課題とさっきも言いました。その意識がないから行かさないんじゃないですか。行かせていただきたいということを要望し、次に入ります。

サッカー場については、市長が4年前の説明でJリーグトップチームが来るような施設を造りたいということでしたが、トップチームが利用してないようですが、どうしてトップチームが来ていないのかお伺いします。

**○市長（豊留悦男）** いわゆるJリーグのチームがキャンプをするような環境が十分でないという、ただそれだけの理由でございまして。

**○17番議員（新川床金春）** 指宿が今造ろうとしているサッカー場、21億だということでした。3月議会になってですね、同僚議員11名でですね、熊本県の大津町に、これはですね、市長公室が私たちに説明した書類です。私たちは行って、担当者からいろいろ聞きました。大津町は国体の会場を誘致するために造りました。そして、今はですね、町民が利用する日を先に応募してもらって、町民がこの施設の主役だというふうにしております。そして、芝の管理を徹底することによって利用率も上がっているということでした。この球技場の利用状況について、大津町に視察に行った職員から部長、市長でもいいです、年間何日ぐらい利用できると報告を受けたのかをお伺いします。

**○総務部参与（中村孝）** ただいまの質問につきましては、手元にちょっと資料がございませんので、答弁を控えさせていただきます。

**○17番議員（新川床金春）** 2月の臨時議会的时候には、60日から80日ぐらいではなかったのかな、100日は超えてなかったと思います。そのようなトップチームが使ったりするので、そのような管理の仕方をしないといけないということでした。11名の議員がですね、行って

びっくりしたのはですね、芝の養生期間が2か月ほど、そしてコンサドーレ札幌が練習に来る期間2か月、そこをですね、調整しながら市民も使っているんですけど、年間200日、ゲートボールもできる、フリスビーの大会もやっていると。たくさんの町民がですね、そこを使っているんですよ。それはなぜかという、芝の管理が徹底しているからです。私たちが意見交換をする中で、指宿のサッカー場、陸上競技場にサッカー場があります。そして、ヘルシーランドもサッカー場というのがあります。できたらですね、指宿に来て芝の現状をチェックしていただませんかと言いましたら、指宿市から要請があったらいつでも来て、助言はしてくれますよと、そしてよかったら指宿の方と大津町が交流をできたらいいなというぐらい前向きな話をしていただいたんですけども、大津町のその芝の管理をする方、そしてその上の方、2人が来てですね、指宿の今あるサッカー施設をですね、視察研修していただくようなことはできないのか伺います。

**○市長（豊留悦男）** この件につきましては、私の方でお答えをさせていただきます。陸上競技場の芝生、いわゆる改修はなぜしたのか、その基本的な考え方というのは、全国ゲートボール大会を開くために、あの時期にあのような改修をしたのが一つの目的であります。4億3,000万円と申し上げましたけれども、議員は、あの中のt o t oの補助金、その条件が全国大会を開けるといふ、そのためにあの時期にやったわけであります。経済効果が数千万円だといふ、前回は行ったところに視察に行ったりして、指宿の浮揚、いわゆる地域の振興のためには必要だということで、t o t oの事務局、全国ゲートボール協会、その他いろんなところに陳情に行って、いろいろな補助金をいただいて造ったのがあの施設であります。一般財源としては、確か8,000万から9,000万、8,000万前後だったろうと思います。そして、その成果として、今回の国体でも公開競技として指宿の陸上競技場、野球場を使おうといふ、そういうことで公開競技として、また指宿が選定されたわけであります。そういう意味であの競技場というのは、菜の花マラソンを含め、様々な大会の誘致もですけども、市民が使えるような施設にしたかったというのが第一義的な理由であります。そして、今後、民間に頼るような、そういうキャンプ誘致であつては駄目だと、手を挙げる以上は市が責任を持って、そういう専用のサッカー競技場は必要だと判断したから、今回計画をいたしました。サッカー競技場というのが、単なる競技場ではなく、教育の場であり、福祉の場であり、地域の様々な活動の場であるといふのは、これまでも申し上げたとおりであります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分  
再開 午後 0時59分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外薮幸吉議員。

**○1番議員（外薮幸吉）** 今議会のラストバッターであります。1番、外薮幸吉でございます。1

番は議席番号でございます。昨日も出ましたけれども、想定外という言葉、数年前にはやりましたけれども、行政マンは使いたがるんだということと言われました。しかし、昔の人は備えあれば憂いなしとか、転ばぬ先の杖とか、また、天災は忘れたころにやってくるとか、いろいろ心配なされたわけですが、あまり心配ばかりすると、人生はつまんなくもなりません。人それぞれ、楽観主義者、悲観主義者、楽観主義者が飛行機を造った場合に、悲観主義者は落下傘を造るんだそうです、パラシュートですね。両方あって世の中はうまくいくんじゃないかと、そのように思ったりもするわけです。今議会で一般質問の中で災害対策関係が5人目であります。もういろいろ出尽くした感もあるかもしれませんが、私も重複しないようにしたいと思いますので、答弁なさる方も重複は省略してください。

まず1番目に、防災行政無線等についてということでお聞きするわけですが、私はこの対応が非常に遅いと思います。アナログ方式が使えなくなって、私の家の戸別受信機が使えなくなった時点で、私の家に新しい受信機がなければいけないわけです。継続性ですね。そういうのがない。今になってもいつになるのかよく分からないですね。FMラジオとか、いろんなことが出ていますけれども、この対応をいつやるのか、まずお聞きします。

それから、消防・水道等についてということですが、この次の空き家についても共通するわけですが、こういう資料といいますか、コンピューター等に入っているのかどうかということです。ご承知のように熊本の地震等に関しましては、指宿市の方からもいろんな意味で応援に行っております。例えば、家屋危険度判定支援とかですね、いろんなことをやる際に、逆に考えると指宿にそういうことがあって応援をいただいた場合に、その人たちが対応できるかということです。消防とか水道なんかですね、配管、いろんな施設、消火栓その他、地元の人は知っていますよ。だけど、他の地区から加勢していただいた人は分からないわけです。今の便利な世の中ですね、タブレットとかパソコンとか、いろいろありますので、そういうのにすぐ対応できるかということでございます。そして、その対応については、まだ完成はしていませんけど、地籍調査をやっているわけです。地籍調査の地図とですね、そういうのを対応しているのかどうかということでございます。例えば、水道の関係で山川支所でちょっとパソコンを見せていただきましたけれども、まだ完全にはできていないけれども、山川支所で水道の配管を見せていただきました。指宿市全体として、そういう状態がどこまでいっているかですね。消防・水道の関係、お伺いしたいと思います。

それから、空き家についてもですね、前から言っているんですが、空き家バンク、この辺が整備されているのか。以前、空き家バンクについてはどっちかというとき空家を有効活用する方向で質問したように思うんですが、今回は災害対応ですので、今申し上げましたように、市外、地区外の人に応援をいただいたときに対応できるかと、そのような意味合いでお聞きいたします。

それから、避難施設についてでございます。避難施設についての今までの一般質問に対しては、備蓄の状態が非常に芳しくないわけですが、あえてそれを繰り返しません。一方でですね、原発の関係でいちき串木野市から指宿市内のいろんなところに避難されるという計画がありますよね。公民館とか学校とか。あれは単なる県の作文じゃないのか。その辺が対応されているのかどうかという点をお伺いいたします。

それから、市内における開発についてでございますが、皆さんもご承知のように霧島市で大規模な土砂崩れ等が起こったことは新聞・テレビで出ております。この市内においても、太陽光発電の関係で議会にも陳情が出ております。そして、執行部にもきていると思うんですが、このいちき串木野市の例について、どのように対応されたかですね。他山の石という言葉もあります。そして、新聞によれば、対応のガイドラインを作るといことが出ておりますが、どのように指宿市としてはこの件について学ばれているかどうか、まずお聞きいたします。

**○市長（豊留悦男）** アナログ防災行政無線の放送の終了により、これまで戸別受信機を利用していた方は不便を感じているものと思います。デジタル防災行政無線対応の戸別受信機は高額であったため、市民の皆さんの負担が少なくなるように、安価な戸別受信機はないものかと、これまで検討をしまいたったところでもあります。また、大雨時や大型車両が通行したときなど、屋外拡声子局からの音声聞き辛いということも寄せられております。今回、計画しております防災ラジオを購入、利用していただくことにより、それらのことが改善できるのではないかと考えて期待もしているところであります。

ほか、いただきました質問、関係担当部長等が答弁をいたします。

**○総務部長（有留茂人）** その防災行政無線のアナログ化によって、いつ市民の方が利用ができるようになるのかということでございます。市ではデジタル波からアナログ波に変換する再送信設備を導入し、今年度からその整備を行っているところであります。いつということですけれども、現在、6月30日まで設計業務委託を締結をしまして、山川地域、開聞地域において設備の設計会社により電波状況の調査を実施をしております。年度内をめどに、それぞれの家庭に設置できればというふうに考えているところであります。

それから、消防・水道等についてということで、私の方から防火水槽の位置についてでございますが、現在、消防団には各分団の管轄区域及び隣接した分団の管轄区域の消防水利位置を示した図面を配布をしております。一方、常備の消防においては、GPSを搭載したタブレット端末を現地で活用し、瞬時に消防水利の位置確認に役立てているところであります。このようなネットワーク環境でスムーズな情報共有が災害現場でできることは有効でありますので、今後、検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、避難施設の原子力関係でございます。県は福島第一原発の事故を受け、川内原発から半径30km圏を対象とした鹿児島県原子力災害対策暫定計画を策定しました。同計画

によりいちき串木野市において南薩及び鹿児島地域等へ広域の避難計画が示され、それにより策定されたいちき串木野市原子力災害住民避難計画により、本市に約1万4千人の避難が想定をされているところであります。鹿児島県の地域防災計画原子力の災害編及び鹿児島県原子力災害対策暫定計画によりますと、受入市町村においては避難所の提供と必要な協力をするというふうなことになっているところであります。

防災ラジオの整備につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、平成28年本年度が山川・開聞地域、来年度29年度が指宿地域を予定しているところであります。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 先ほど議員の方から紹介がございました霧島市の太陽光の件は、私どもも存じ上げております。今年の5月21日の南日本新聞によりますと、雨による土砂流出が発生して、大規模浸食があったと。その関係で太陽光ソーラーシステムを建設した業者は工事を一時中断して、住民ら12人が指導監督強化などを求める要望書を市長の方に提出されたということも確認しております。その後、自然景観や生活環境へ悪影響を与えるのを防ごうということで、再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインというのが6月1日に制定されたというのも存じ上げております。私どももそのガイドラインについて、いろいろ考えてみたんですけども、本市においては太陽光発電設備等の再生可能エネルギー施設に限らず、大規模な施設が設置される際、つまり開発行為がされる際には、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、建築基準法、都市計画法、国土利用計画法、自然公園法などの法令に則って、事業者等から提出される許可の申請、又は届け出の受理を各担当部署などにおいて行っているところでございます。申請書等の審査の際には、各部署等が各担当部署が関係法令の基準が遵守されているかなどを確認しまして、担当部署間で合議を行って情報共有を行い、事業内容に問題が想定される場合は、その当該申請者等に問題点を是正するよう、それぞれの関係部署が指示を行っている状況でありますので、決して楽観主義の部分ではございませんが、現在の各部署間の合議制において十分把握及び関与がなされているものと考えております。

**○総務部参与（中村孝）** 空き家バンクについて、どのようになっているかのご質問でございますが、本市では空き家バンク制度を設けてはおりませんが、市のホームページの中で民間不動産業者とリンクを張り、市内の不動産物件情報提供に努めているところであります。空き家バンクを実施している多くの自治体においては、所有者が亡くなったり、入院したりした後も家財道具が残るなどの理由で登録件数が伸び悩んでいるようであります。一方、地元不動産業者が蓄積している物件情報の活用及び地元企業団体との連携や地域の協力員との連携をすることにより、登録件数が伸びている空き家バンクもあるようです。これらのことから、空き家バンクを運用するに当たっては、所有者による自発的な登録を待つだけでなく、地元不動産事業者や地域住民との連携が必要であると思われれます。現在、市内6地区で住民主体のまちづくりを推進していくため、新たな地域コミュニティ組織づくりに向けた対話が

重ねられてきておりますが、各地区で実施している課題抽出のためのアンケート調査でも、地域が取り組むべき課題の一つとして、空き家解消・利活用の取組も挙げられているところでもあります。また、平成28年度において空き家対策等を含めた移住政策を検討するため、地域おこし協力隊の制度を活用し、ウエルカム指宿コンシェルジュ配置の準備を進めているところでもあります。

**○水道課長（川口光志）** 災害対策対応についてでございます。水道事業におきましては、平成21年度に地籍図、住宅地図等とリンクいたしました指宿市水道情報システムを導入し、管路、消火栓、止水栓等を管理しております。災害時はこのような配管情報等を印刷し、現場で速やかに活用できるように対応しております。

**○1番議員（外園幸吉）** まず、災害に関しての無線の関係ですが、どうもですね、アナログ方式をデジタル方式に変えた。今度はデジタル方式をアナログに変えて聴く。何か、科学に弱い私にはよく写らんのですね。私たちが総務水道委員会等で行ったところの、岩手県の一関市でしたかね、あぁいうところに行ったら、FM放送に普通の放送をしているのに、FM放送で割り込んで非常の場合はですね、やるという方式があって、せっかく議会が行っている報告も出ていますので、危機管理課長、そういうのは手に入れてないの、そういう検討をしたことないの。

**○危機管理課長（園田猛志）** 議員のご質問のFM放送の放送局を作りまして、それで災害時にも活用している自治体につきましては、県内でも12の市町村において開局いたしております。今回、本市が計画いたしております防災ラジオにつきましては、通常のAM、FMラジオの機能を持ちまして、通常はそのような放送を聴いていただきながら、万が一に災害等で防災行政無線を利用して放送した場合には、自動的に優先的にそのラジオ放送が防災行政無線の放送に切り替わる仕組みとなっているシステムでございます。この防災ラジオでもって緊急防災情報を周知することによりまして、今後は災害における市民に対しまして、迅速な対応を図ることができるのではないかということで期待いたしているところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 期待しているところでございますと言われたから、私も期待しましょうかね。消防の水利等の水道も含めてですね、先ほど常備消防の方ではGPSを持ってタブレット端末をうんぬんと、先の小学校や中学校でもやっている時代なんですけど、非常備消防の人たちにも1台ずつそういうタブレットとか、持たせるような考えはないんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 現在、常備消防については活用をさせていただいております。指宿市内23分団ありまして、その導入コスト、それからランニングコスト等を勘案しながら、このようなネットワークの環境というのは、スムーズな情報共有が現場でできるということですので、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

**○1番議員（外園幸吉）** 山川町の方ですね、消火栓とかタンクを地図を作って番号を振ったのは、30何年前なんですよ。私が監査委員をしたときでした。山川町の場合には、一部の地

区で右回し、普通開栓するときは左回しですよ。それを右回しのところがあるんですよ。そういうのもありますので、必ず消火栓やタンクの裏にですね、消火栓を開ける蓋の裏に、右回しって、黄色いペンキで書いてあるんです。すぐ近くの人の子の家のブロックに、失礼かもしれませんが、そこにも右回しと書いてあります。そのときに、消火栓とかタンクにみんな番号を振って、消防署の方で作ってもらってしているわけですよ。それをですね、あのころはそれでよかったかしれんけれども、先も言うように、教育委員会でタブレットを小・中学校がやっている時代にですね、議会にも導入しようという時代に、なぜ非常備消防の消防自動車1台にそれぞれ置けないか。確かに、Wi-Fiの環境とか、いろんな面もあるかもしれませんが、時代が30何年前と違うと思うんですよ。皆さんもご承知だと思いますけれども、自分の地区じゃないとですね、どこに消火栓があるのか、タンクがあるのか、どこに付けばいいのか、分からないわけですよ。もう1回お聞きします。そういう対応をする考えはないか。

**○総務部長（有留茂人）** 確かに、その現場でスムーズな消火活動というのについては、その消防水利の位置を早く確認するというのが非常に大事であります。そのようなことから、今後、その分団の活動内容等とも話をしながら、その導入については検討していきたいと思っております。

**○1番議員（外園幸吉）** それでは次に、原発避難の関係です。いちき串木野を例に出しましたが、私は議員になるまでですね、そういうのがあるというのを知らんかったです。ということは、それほど皆さんに浸透していないんですね。事務連絡員の会合等では区長さん、集落会長さんというんですか今、私らのころは部落会長でしたけれども、そういう会合でそういう人たちには浸透していますかね。

**○危機管理課長（園田猛志）** これまでに市政事務嘱託員又は自治公民館長さんの連絡協議会等で説明した経緯はございません。

**○1番議員（外園幸吉）** 説明した経緯はないでしょう。知らないですよ。私の同級生がですね、いちき串木野にいまして、自治公民館長をしているんで、知っていました。どこに行くんだと。山川の出身ですからね。山川のどこに行く。その程度ですよ。私自身も言いましたように議員になるまで知らなかったですから、だから最初言いました県の作文じゃないですかということなんです。この地区の災害の場合ももちろんですが、それは今まで何人も言われまして、あえて言わないと言ったわけですが、割当てがそれ以上はあっても、例えば小川の公民館に何人とかあっても、布団とかですね、食料とか、ちょっと対応ができないと思うんですね。そうなれば、県との連絡の関係で対応ができるかどうか、その前に、心構えができてないと思うんですよ。ええっ、本当かよと、大部分の人が言われると思うんです。その辺についてはどうですか、今後の問題として。

**○総務部長（有留茂人）** 原発の事故が起きた場合、いちき串木野市の住民の方々の避難という

ものを受け入れるということになっておりますので、そのような情報については、今後、自治公民館組織の方々、それから住民の方々等に周知徹底を図っていきたいと思っております。また、どのような計画であるのか、そのようなこともホームページ等でも示していければと思っております。

**○1 番議員（外園幸吉）** 次に、霧島の太陽光建設地に崖、霧島・永水というんですかね、5月21日の南日本新聞にでっかく出ております。雨で侵食、土砂流出と。先ほどのご説明ではですね、なぜ霧島がガイドラインを作るまでになったか。今までの農地法、その他で対応できる。だったら霧島はこういうことをしないはずなんです。先ほどあなた方が言われたようなことで駄目だったから、ガイドラインをとかいう話になってきたんだと思います。だから、午前中の大崎とか志布志とかのごみの関係の話が出ましたけれども、いいところ、悪いところ、よその市町村、見習ったらいいじゃないですか。パクるという言葉がありますけど、あんまりいい表現じゃないのかもしれませんが、よそんちでいろいろ苦労してやったのを教えていただく、そういう気持はありませんか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 確かに議員がおっしゃるように、その災害のためのガイドラインが必要だというのは、私どもも認識しております。ただ、再生エネルギーに特化したもののガイドラインというのは、そういった方法もあると思うんですが、ただ、この再生可能エネルギー設備の設置の行為に特化したガイドラインとした場合、その他の開発行為に対する規制はないわけですので、全ての開発行為から見て極めて公平性を欠くことになると思います。県内の開発行為に係る要綱やガイドラインについて、私どもも調べてまいりました。県においては、開発行為に係る関係法令の適用を受けない地域における様々な開発行為の指導等を行うため、土地利用対策要綱を設けております。また、薩摩川内市、始良市、鹿屋市の場合、土地利用対策要綱、薩摩川内市についても同じ土地利用対策要綱、始良市においては、宅地造成等土地開発に関する指導要綱というのが制定されているようです。これを見ますと、宅地造成やゴルフ場、レジャー施設の建設、土砂、石の採掘、再生エネルギー施設などの設置など、土地の区画形質を変更する行為を開発行為として、この行為に対して一定の基準を定めて指導する要綱を制定しているようでございます。この要綱では、その事業計画書に併せて、計画に係る設置設計図とか、給排水計画図、排水施設の構造などを市に提出させて、市と協議をするように規定されているようです。また、受け取った市は事業計画が基準に適合するか審査をするようにも規定されているようです。このようなことから災害防止を目的として開発行為による施設の設置に関するガイドラインを作るとするならば、太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設だけではなくて、全ての開発行為を対象とした包括的なガイドラインがよいと考えますので、今後そういったものの調査研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○1 番議員（外園幸吉）** 何もですね、霧島をそのまま、まねせえとは言わんです。今、ご説明

があったようにですね、良かところ、良かところ取りでですね、より一層いいのができればいいんです。ご説明は何いしましたので、その辺も今後頑張ってください。

それから、空き家バンクの件についてはですね、私が言い方が悪かったのかな、足りなかったのかな、以前、一般質問をしたときは、空き家の利用を重点にお聞きしましたが、今回は災害対策として取壊し等を重点に置いてと言ったけども、回答が先にできていたみたいでしたね。先に、不動産屋のうんぬんとか、空き家の利用の方の答えでしたので、さっき申し上げましたようにですね、災害の場合に速やかに撤去できるか。そうじゃない場合でもですね、今、状況、状態の悪い空き家については撤去の方をされているだろうけれども、さっき言いました指宿市外の人に応援をいただいた場合にですね、対応できるかどうかということですね。指宿市の報告でですね、甲佐町でしたかね、行っていますね。甲佐町に行っている書類がありましたが、そういうところの水道とか話もしました、そういう状況がすぐ対応できるようなですね、意味の空き家バンクを言っておりますので、再度ご回答をお願いします。

**○総務部長（有留茂人）** 国において昨年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されております。その中で、空き家等について市町村による空き家等の対策を取りなさいということで規定をされております。その中の特定空き家等ということで、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、そのようなものを特定空き家として立入調査、指導、勧告、命令、そういうものに従わない場合は代執行というふうな措置が取れるというふうなことで、昨年5月に全面施行されているところです。そのようなことから、今後、市においても今現在、その空き家の確認というものは、防災、防犯上の観点から、指宿市の消防団に空き家調査の実施を現在依頼をしているところです。その情報等を共有しながら、今後の空き家の対策に生かして行きたいというふうに思っております。

**○1番議員（外園幸吉）** 指宿市議会の議員懇談会の資料の説明の中にあるんですが、4月30日から5月1日まで、短いですね、1班2名体制で甲佐町に家屋危険度判定支援に行っていらっしゃる。同じく4月27日から5月16日間、これはちょっと長いですね、1班2名体制で行っていらっしゃるが、罹災証明発行時も避難所運営補助、こういう行かれた際のご報告、学ばれた点、今、私が言ったように空き家バンクとか、そういうのをやっているか、その辺についてお分かりになっていればおっしゃってください。

**○総務部長（有留茂人）** 今回の熊本地震における派遣の職員ですけれども、4月19日、水道課の職員から始まり、それぞれの課で対応しております。また、4月30日から5月1日まで建築課の職員がその危険度、応急危険度判定業務というものに従事をしてきております。また、現在も2名体制で派遣をいたしているところです。それぞれの派遣が終わった後の報告等については、復命書等で報告を受けておりますが、空き家に特化した報告というのは、私の方は現在聞いていないところであります。状況、その業務の状況等については、行った職員か

らそれぞれ報告は受けておりますけれども、空き家についての報告というのは、今のところ聞いていないところです。

**○1 番議員（外園幸吉）** やっぱり行ったらですね、表現は悪いかもしれんけど、得るものがなければ、学ぶものがなけりゃいけないと思うんですよ。あぁいうところは良かったよと、あぁいうところは問題やったから、実際、危険、この仕事のお手伝いをしてですね、しにくかったよと、それをですね、家屋危険度判定支援ですね、こういうのをして、ここは今のうちに指宿はやっておこうよと、そうならないかんと思うんですよ。どうですか、その辺は。学ぶものはありますか、報告等からいけば。その空き家以外でもいいですよ。

**○市長（豊留悦男）** 議員のおっしゃるとおりでございます。私もこの危険度判定の支援をした職員と、今回熊本の益城町に参りました。なぜこの空き家が、又はその家屋が危険と判定したのかということ、一つ一つ説明をしてもらいました。例えば、住居が二つあったときに、片一方の住居はほとんど被害を受けていないのに危険家屋という赤い紙が貼ってありました。どうしてそうなったのか、実はその家は危険家屋という判定ではなくて、隣の空き家が倒壊して、そしてその住宅に危害を及ぼす恐れがあるので、そういう判定をしたのだということも説明を受けました。小学生の通学路にあり、倒壊したら大変な事故につながるというような空き家もございました。様々なこの地震の状況、そして空き家の調査結果を受けながら、指宿も早急にこのような調査はすべきだろうと思うことでありました。つまり、判定をどうしていくのか、私もそのとき、本市の職員、建築課長と一緒に回りましたけれども、指宿が地震に、そういうことはあったらいけないですけれども、見舞われたときに、どのような形で安全な地域、住宅を確保するかというのは、大きな課題であろうということで、様々な勉強をさせていただきましたので、今回、熊本地震の状況を参考にしながら、やはりこの地震を教訓として、防災という観点から様々な施策を講じるとともに、そのために財政的な裏付けが必要なときには財源は生めるような、そういう事業等にも取り組んでいかなければならないと痛感したところであります。

**○1 番議員（外園幸吉）** 転んでもただでは起きないという表現が良いか悪いか分かりませんが、何かですね、やっぱり得るものがあって、それを生かしていかなければいけないと思うのです。

ところで、昨日、一般質問の中で、この庁舎の地下室のことが出ましたんで、早速3人で見せていただきました、3人の議員でですね。ここの場合は水没、一番怖いわけですが、それなりの設備はあるんですが、軽く考えるとですね、あぁいう施設を屋上にということも考えられるかもしれませんが、現場を見てとてもじゃないですね。発電設備とか、いろんな施設がですね、すごいです。よっぽどここの場合は津波はないとは思いますが、そういう状況がですね、海拔10mないわけですから、そういう点を考えればですね、やっぱり高台かなとか思ったりもします。そこでですね、これも昨日の質問の中で出ましたけれども、この

指宿庁舎の耐震構造についてはやるということですが、山川庁舎の耐震構造についてはですね、いろんな意味の結論と申しますか、経過と申しますか、庁議等で話し合われている点があったらお知らせいただきたい。

**○総務部長（有留茂人）** 庁議等でも議題として山川庁舎、開聞庁舎の耐震の診断について報告を受け、今後、どのようにしていくかというものを早急に結論を出していかないとならないというふうなことで、庁議メンバーで情報共有をしているところであります。今後、その報告を受けて、どのような対策を打てるのかというのを検討していくというふうに考えております。

**○1番議員（外園幸吉）** 山川庁舎は、耐震診断の結果、一部を除いて耐震性能はなく、補強工事もほとんど無駄であるという判断をしていますか。

**○総務課長（岩下勝美）** 山川庁舎につきましては、昨年度平成27年度に耐震診断の結果、今ご指摘のありましたような耐震不足という結果が出ました。建て替えにつきましては、あの構造からの建て替えはできないと、しても意味がないというような診断の結果だったのだと思います。そのことを受けまして、先ほど部長が答弁いたしましたように、庁議の中で今後の対応を迅速に協議したところです。その方向性につきましては、建て替え、それから近隣施設の有効活用、又は移転とかですね、そういったことを含めて、今後検討するというふうに現在なっているところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 時期の問題なんですけど、合併特例債を活用できる平成32年度までの完成を目指されていますか。

**○総務部長（有留茂人）** 今報告がなされて、改築、移転、それから又その他の施設の利用というふうなもので、今検討をいたしております。迅速に検討を進め結論を出し、早く対策を取っていかないといけないというふうに考えております。合併特例債が32年度までですので、その活用ができればと考えているところでもあります。

**○1番議員（外園幸吉）** 午前中に学校再編の話も出ましたけれども、タイミング的というと、再編された後の学校敷地というのは間に合わないというタイミングですかね、どうですか。

**○総務部長（有留茂人）** その再編の敷地というふうなものも、今、学校再編についても議論をいたしているところですので、その進捗に併せてスケジュール的には考えていきたいというふうに思います。

**○1番議員（外園幸吉）** こういう質問の機会があったので、ほかの議員もええっということかもしれませんが、いろんな意味でですね、情報開示をお願いしたいと思います。

それからですね、これは平成28年6月11日の毎日新聞なんですけど、政府の地震調査委員会は10日、30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確立を示した全国地震動予測地図の2016年版を公表したというのがあるんですけど、この中でですね、例えば、地震保険でですね、何か、4段階になっているんですよ。鹿児島とか熊本は低いんです。掛け金の額です

ね。千葉でしたかね、このランクのところは3倍、4倍ぐらい高いんですね。ということは、鹿児島とか熊本は地震が来る可能性が低いという、これはこの、今読み上げた新聞の記事もそうですが、熊本の地震以前の話ですからね。こういう見方があるわけなんですね。そこで、何かで見たんですが、政府の地震動のこれです、鹿児島市より熊本市の方がもっと低いんですね。結果はこうなっていますけど。そこで、指宿市のものもこれに載っているんですか、確認されましたか。

**○危機管理課長（園田猛志）** 議員が今、ご質問の数値等につきましては、ちょっと見ておりませんが、私どもが鹿児島県の災害予測に関しては、指宿市につきましては最大震度6弱というところまでは知っているところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** さっき言いましたように、これは毎日新聞の記事で、ご覧になっていないときはお貸ししますけれども、言いましたようにですね、確立が低いから来ないということは、もうあり得ないわけですから、やっぱしですね、いろんなことを心配するときにはし、かつ楽しくやることは楽しくやりましょうや。それぞれ人生ですし、また、この行政に携わっているわけですから、市民の皆さんのこと、指宿市のことがまず一番になきゃいけませんので、あちこち話はしましたけれども、いい時間ですから終わりにします。

**○議長（松下喜久雄）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 散 会

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前之園 正 和

議 員 中 村 洋 幸

# 第 2 回 定 例 会

平成 28 年 6 月 24 日

(第 5 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

平成28年6月24日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第68号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議案第69号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第70号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正について
- 日程第5 議案第71号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第6 審査を終了した請願及び陳情（請願第1号，陳情第5号）
- 日程第7 閉会中の継続審査について（陳情第4号）
- 日程第8 議案第73号 指宿庁舎耐震補強及び大規模改修（外部）工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第74号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第10 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元，複学級解消を図るための，2017年度政府予算に係る意見書（案）
- 日程第11 決議案第1号 指宿市諸会議等の公開に関する決議（案）
- 日程第12 議員派遣の件

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	臼 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行

9番議員	高田 千ヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高橋 三 樹	12番議員	福永 徳 郎
13番議員	前原 六 則	14番議員	前之園 正 和
15番議員	木原 繁 昭	16番議員	中村 洋 幸
17番議員	新川床 金 春	18番議員	下川床 泉
19番議員	新宮領 進	21番議員	松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世
建 設 部 長	山 下 康 彦	教 育 部 長	長 山 君 代
山川支所長	馬 場 久 生	開 聞 支 所 長	川 畑 徳 廣
総務部参与	中 村 孝	総 務 課 長	岩 下 勝 美
財 政 課 長	上 田 薫	市民協働課長	田 畑 喜 史
長寿介護課長	西 浩 孝	商工水産課長	山 元 成 之
建 設 課 長	大久保 覚		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	森 和 美	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	嶺 元 和 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において新川床金春議員及び下川床泉議員を指名いたします。

## △ 議案第68号～議案第70号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第68号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、から、日程第4、議案第70号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第68号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、から、議案第70号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査しました結果、議案第69号については全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第68号については、反対討論として、保育の後退につながるものであり、安全性も十分確保できないという面からすれば、保育士の待遇などを改善すれば保育士は十分準備ができるわけだし、保育園の充実こそすべきだという立場から反対いたしますというものがあつた、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号については、反対討論として、マイナンバーについては強制ではなく任意的なものであり、これまでの業務に支障があるわけではないという立場から反対いたしますというものがあつた、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第68号について、小規模保育事業所A型と保育所型事業所内保育事業の定員は、それぞれどうなっていますか、との質疑に対し、小規模保育事業は保育実施場所が保育所の居宅、その他の場所・施設で行い、認可定員は6人から19人です。また、事業所内保育事業は、事業所の従業員の子供、地域の保育を必要とするという地域枠になっており、定員19名以下の事業所もあれば、定員20名以上の事業所もあります、との答弁でした。

今回、看護師に加えて准看護師についても保育士としてみなすことができるということは、この准看護師は保育の経験がなくても従事できると理解してよろしいですか、との質疑に対し、これまで0歳児を4人以上入所させる小規模保育事業所等に係る保育士の数の算定については、当分の間、小規模保育事業所に勤務する保健師、看護師に加えて、小規模事業等に勤務する准看護師についても、一人に限って保育士とみなすことができるというものです。准看護師の保育士資格ということについては、准看護師としての資格を生かしながら、保育業務に従事されることが想定されます。しかし、小規模事業所等の長においては、准看護師の保育業務への従事経験等に応じて県などが実施する子育て支援員の研修の受講を勧奨することが望ましいと思われれます、との答弁でした。

全国的にも問題となっている待遇改善については、国の方でも待遇改善をしなければならぬという問題も出てきていますが、保育士が足りなくて、こういう状況ではなく、改善する中でちゃんとした保育ができる体制こそ作っていくべきだと思います。ですから、小規模事業所における事故などについても、本当に大丈夫なんだろうかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか、との質疑に対し、本市においては小規模保育事業所が1か所あり、この事業所では全員保育士の免許を持った方々で運営されています。また、保育士不足等については、全国的に認定こども園などが拡充され、指宿市においても保育士不足の影響はある程度は受けているところもあるとは聞いています、との答弁でした。

意見として、今回の改正については、保育所の後退につながるものであり、保育士は本当に待遇が悪いということで、自分で子供もつukれないという中で、辞めていっているのが実態であり、待遇改善も含めて、今ある保育所を充実させていくという面でやるべきだ、というものがありません。

次に、議案第70号について、これまで子ども医療費について助成がされていますが、そういう中で何か不具合とか、問題があるんですか、との質疑に対し、子ども医療費等については拡充などがされましたが、他市からの転入などの場合、所得証明などが必要になります。転入した後に前市町村にまた取りに行くと、取り寄せていただくより、マイナンバーの利用ができるようになると、市の方で前市町村に照会をして、市民にわずらわせることがないようになります、との答弁でした。

転入の場合にはそういう問題があるが、これまで市内の方々の場合に、どのような問題が

生じてくるんですか、との質疑に対し、今までどおりの手続きで、市内の方々はできます、との答弁でした。

本人がマイナンバーを提示しなくても、医療費の助成については受けられるということでよろしいですか、との質疑に対し、そのとおりです。前市町村の所得証明書をわざわざ取りに行かなくてもいいようになりますので、そういった利点はあります、との答弁でした。

マイナンバーは、転入したときに活用ができ、住民票なんかを取らずにできるということですが、県内どこでも使えるということでもよろしいですか、との質疑に対し、他市町村との情報の連携が29年7月から開始されますので、県内市町村のこういった改正がされているところであればできると思います、との答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第69号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 議案第68号及び議案第70号に反対する立場から討論を行います。

議案第68号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ですが、保育士の勤務は非常に厳しい環境にあります。事務作業は子供たちの昼寝の時間にしますが、その間も安全を守るために目を離すことができずに、残業や持ち帰りが現実です。子供たちとしっかり向き合うために、保育士を増やしてほしいというのが願いです。保育園落ちたのブログをきっかけに、保育園増やせ、保育士の待遇をよくしてとの声が大きく広がっております。保育待機児童を解消するために質・量とも守る立場から反対といたします。

次に、議案第70号について、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正するものでありますが、個人番号の申請については、強制でなくあくまでも任意であります。今まで子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成の申請には、個人番号は必要でなく、トラブルもなく、最大の理由は転入転出のときに手続きが簡単であることを理由にしていますが、個人番号の使用範囲を拡大するものであります。子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成の申請については、個人番号の提示は強制でなく、任意であることを市民に説明することを求め、反対討論といた

します。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第71号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第5、議案第71号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道

委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** 総務水道委員会へ分割付託されました議案第71号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室所管分について、山川駅の無人化に伴う簡易業務委託56万6千円ですが、復活させる主な理由は何ですか、との質疑に対し、これまで山川駅は最南端の有人駅ということでありました。山川地域の活性化を図るために、今回、市が直接委託をして、有人化を図っていくということです、との答弁でした。

山川駅は1日何便で、何人ほどの利用者がいるのでしょうか、との質疑に対し、山川駅発着の上りが29本、下りが30本で、26年度の年間乗降者数は14万9,230人です、との答弁でした。

簡易業務委託料56万6千円はちょっと少ないように思うのですが、駅員を募集して採用した場合の時間というのは、何時から何時までを予定しているのですか、との質疑に対し、9月20日から来年の3月31日までの午前7時から9時と、夕方の4時から6時までを予定しておりました。ただし、土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び12月29日から1月3日までは休業とした部分での積算です、との答弁でした。

山川駅の委託はどのようなふうにするのですか、との質疑に対し、市内にある団体やNPO法人などを対象にプロポーザル方式を設けて、この管理をしていただきます。このプロポーザルにおいては、地域に愛情を持って山川駅の利用者の利便性や駅周辺環境の維持について、団体、個人で団体を作っていたりやっていたりするような形を考えています、との答弁でした。

条件を提示してということになると思うんですが、それは指宿市と相手方の団体だけで済むことなのか。JRの方から一定の枠というか、条件というのはないのでしょうか、との質疑に対し、JRの方からは市とJRと委託、乗車券等の販売について委託を受けます。市の方が今度は再委託というような形の委託という形になります、との答弁でした。

JRとの関係では、切符の販売事務を行うということだけで、清掃その他、付随するいろいろなものは指宿市とその相手との関係では出てくるでしょうけど、JRの間では特に何も枠はないということですか、との質疑に対し、JRの間には、乗車券類の簡易委託発売及び駅舎トイレ等の清掃等も含まれております、との答弁でした。

9月20日からということですが、夏休み、休日によそから見える人、また、盆休みというのがありますが、なぜ9月20日からにしたのですか。7月とか、せめて8月1日からとかにはできないのですか、との質疑に対し、現在のスケジュールでは公募の提出期限を7月末とし、議会の議決が6月24日に終わり、それから1か月間の期間を見て、その後8月に入ってから審査委員会を開いて、業者とどういう形になるのか、最優先の交渉権者と交渉をいたしまして、今のところは9月20日からスケジュールを組んでいるところです、との答弁でした。

せめて盆休みより前にできないのですか、との質疑に対し、現在のところはそのような流れでありまして、その積算に時間がかかるということもありまして、現在のところ1か月程度見ているところであります、との答弁でした。

先ほどプロポーザルで募集をかけるということでしたが、JRから借りるところの駅舎の区画全部を賃貸契約、商権を得るのですかとこの質疑に対し、切符を販売する受付のところの部分だけをお借りするという形になります、との答弁でした。

山川駅を起点として、観光情報とかまち歩き隊とかの事務所などの活用は、全然考えていないのですか。そのような区画とか、設けられないものですか、との質疑に対し、今回のプロポーザルの中でそういう部分も出てくる可能性もありますので、そちらの方も踏まえながら進めてまいりたいと思います、との答弁でした。

今後、JRとしてはずっと継続的というか、永久的というか、これで完全に無人化に踏み切るという考えですか、との質疑に対し、JR自体が山川駅に職員を配置するとか、そういうのではないと聞いております、との答弁でした。

事務所を一部借りて市のことをやるようなことを聞いたのですが、光熱水費が出ていますが、市の方でその部分を払うということなのですか、との質疑に対し、ここの事務所についての電気及び水道については、市の方でお支払いするという形になります、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について、現在、市内に幾つの少年消防クラブがあって、何人在籍しているのでしょうか、との質疑に対し、市内に四つの少年消防クラブが組織され、平成27年4月1日の資料によると、指宿地域に1少年消防クラブ、今和泉少年消防クラブに18人、山川地域に2少年消防クラブ、山川少年消防クラブに16人、大成少年消防クラブに16人、開聞地域に1少年消防クラブ、開聞少年消防クラブに13人の合計63人です、との答弁でした。

年何回ほど訓練をするものですか、との質疑に対し、それぞれの少年消防クラブでも変わりますが、概ね訓練は規律訓練と救急実技、消火訓練等を毎月1回ということを実施をいたします。そのほか、消防団の方々とともに防火広報でありますとか、県下の少年消防クラブの研修視察等へ参加をしています、との答弁でした。

その少年消防クラブの果たす役割はどういうものが考えられますか、との質疑に対し、子

供たちが防火とか防災について学ぶことにより、消火や応急手当の知識とか、技術を身に付けることとなります。少年消防クラブの取組が防災教育の一環となり、地域防災力の向上になるのではないかと考えています、との答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第71号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、指宿商業高校のICTの導入状況はどうなっていますか、との質疑に対し、第1情報室に平成25年3月から30年の2月までのリース契約を結んでいるパソコン等があり、第2情報室に平成26年3月から平成31年2月までリース契約を結んでいるパソコンがあります。文書処理実践室のものは、平成25年8月末をもってリース契約が終了しており、今年度の予算で2月頃にリース契約をまた開始する予定です。そのほかに先生方が使用する校務用のパソコンを平成22年に購入しており、いつ替えるかは予定しておりませんが、近いうちに変えないといけなかなと考えているところです、との答弁でした。

5年間リースの予定ということですが、大まか月々のリース代は幾らぐらいを想定しているのですか、との質疑に対し、税込みで12万1千円ぐらいになる予定です、との答弁でした。

第1情報室、第2情報室、文書処理実践室のパソコンは、生徒用に何台設置されているのですか、との質疑に対し、第1情報室に44台、第2情報室に47台、文書処理実践室に46台です、との答弁でした。

国民体育大会の件で、設計料が県から内示があったということですが、バドミントンの競技場は照度が足りないということで、今回、LEDに取り替え、それに伴う設計費が対象になったということですが、それ以外の設計費が対象にならない理由は何なんですか、との質

疑に対し、今回の補助金の要綱で中央競技視察団体の指摘事項があった場合、それから国体の基準に満たない施設の2点に限られていますので、ほかの老朽化した部分については国体に関係ないということで対象外となります、との答弁でした。

今回、国体に向けての体育館の整備で、今予定している設計費用は幾らぐらいなんですか、との質疑に対し、床の改修や外壁、屋根の工事、それから空調設備についても検討しており、LED化もあります。今回対象となるのは照明器具のみであり、予算は3,500万円で設計費を上げていますが、設計金額については3,413万円ほどを予定しています、との答弁でした。

どのような空調を考えているのですか、との質疑に対し、輻射式の設備であり、この特徴は無風・無音であり、一番のメリットはランニングコストが低いことなどから、今検討しているところですが、との答弁でした。

バドミントンの会場なので、そのような機械を入れないといけないのかなと思ったんですけど、どのくらいの予算を検討されているのですか、との質疑に対し、鹿児島県内では27年度に桜島の総合体育館が導入しました。この実績から見ますと、やや形が変わってくることもあるかとは思いますが、確か1億5,000万円弱だったと記憶しております、との答弁でした。

今後、どういうふうに使っていただけるのか、そのランニングコストを教えてください、との質疑に対し、熊本県の宇土市、それから桜島の総合体育館の使用料からいきますと、バレーボール全面使ったときに使用料が2,700円程度、半面、バレーボール2面ですと1,350円というようなことで、電気代が極端に低くて、燃料も要らないということでお聞きしておりますので、その方向で考えているところです。ちなみに、前、指宿市が導入したときの使用料は、1時間当たり2万4千円だったと記憶しております、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について、湊区会のコミュニティセンターの建設場所はどこになるのか。また、湊は集落としてはあったのが、まとまって入るのですか、との質疑に対し、湊区会の場所は生駒病院の隣の馬渡写真館のすぐ隣で、指宿駅前の地域である湊上、湊中、湊北、湊南の四つの自治会を合わせた湊区会の公民館ということです、との答弁でした。

湊区会ということですが、今、実際指宿がやっているコミュニティ事業、山川の福元区とか、今和泉校区、今年是指宿校区、魚見校区がやっていると思いますが、そういうものとの位置付けはどうなっているのですか。校区単位でやるのかなと思っていたのですが、丹波校区内のこの四つが一つになると、丹波校区が摺ヶ浜とか、いろいろな区ができるのかなという気がするんですが、どういう取組になっていくのですか、との質疑に対し、地域コミュニティの形成というのは、それぞれいろいろなやり方があると思います。福元区で言えば区でやっていますし、指宿校区や魚見校区も校区単位でやりますが、それは自治会が自らどうい

う形でやろうかという自治会自体の意思の下に決定されることであって、私どもの方からこれをこの範囲の中でやりなさいとか、そういうものではありません。コミュニティ自体から課題があり、その課題を解決するためにどうした方がいいのかということが上がってきて、その支援というか、お手伝いするのが私どもの役目なので、そういった地区単位であったり、区だったり、校区だったりというふうにならざるを得ないというふうにご検討しております、との答弁でした。

新潟県の見附市に視察に行ったときに、見附市の中でも十くらいにコミュニティを分割していたので、指宿市は面積も広いので、区制も大事だと思うんですが、指宿地域だと小学校単位ですが、丹波校区とか、柳田校区での分け方があるのかなと思ったんですが、それは地域の人たちにお任せで、行政としてはプランはないということではよろしいですか、との質疑に対し、プランというよりも、コミュニティの形成というものは、行政が押し付けるものではない、押し付けることが良くないという事例がありますので、地域が盛り上がりを作っていくということがベストだと思います。そういうことから、行政が丹波校区でまとめようとか、柳田校区でまとめようとかという話ではないです。柳田校区からも自らやりたいということで、きたことでもありますし、今和泉校区もそうですし、例えば丹波校区であれば、今、湊区でやる場合もありますし、全体でやる場合も、いろいろなケースがあるのかなと考えているところです、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について、健幸メニューのレシピコンテストをやって、12月の産業まつりで披露するということですが、これは指宿市が主催をして、そういう呼び掛けとかやっていく考えですか、との質疑に対し、指宿市といいますか、健幸戦略のまちづくりの方で主催ですけれども、市内・市外問わず、幅広く募集をかけていく予定です、との答弁でした。

報償費がありますが、審査委員、あるいは料理員でしたか、その方は何名を予定されているんですか、との質疑に対し、審査委員は5名を予定しており、鹿児島女子短大の先生、純心女子大学の先生、あと市内の料理を研究されている方とか、管理栄養士、あと1名が食改善推進員の方をお願いしようと考えています。調理員の方は24名程度を試食のときに作っていただくということで計画しています、との答弁でした。

もし、コンテストですばらしい、いい商品が出たら、そういったものを市内の小・中学校の給食につなげていくという考えはありませんか、との質疑に対し、学校給食のメニューの中とか、いろいろなことを今のところ考えているところでございます、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について、年金生活者等の支援臨時給付金2,400万円、1人3万円ということですから、単純にこれを割ると800人、その辺のところはそれで全て網羅されて

いるというふうに考えてよろしいのでしょうか。漏れているとか、そういうことはないでしょうか、との質疑に対し、障害・遺族年金受給者向けの給付金の支給対象者については、まだはっきりとした情報が市にも来ておりませんので、国から示された人数との計算方法で計上してあります。全国の対象者見込み数が150万人、指宿市の臨時福祉給付金の見込み者数が1万2千人、全国の臨時福祉給付金の見込み者数が2,200万人、これの指宿市の臨時福祉給付金の見込み者数1万2千人を全国の臨時福祉給付金の見込み者数で割った率に、この障害・遺族年金受給対象者の全国の見込み者数である150万人に掛けた数で計算し、800人で計上してあります、との答弁でした。

実際、給付される時期はいつになりますか、との質疑に対し、支給に対しましては10月から2月までを考えています、との答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第71号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月9日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光課所管分について、観光費の報償費150万円の内容については、どのような団体か、との質疑に対し、4月の鹿児島県の高校が1団体、5月は延岡商業の野球部が来ている。問い合わせがあるのが、6月が鹿児島銀行の陸上部、8月がサッカーの大学・高校生を含めた約10団体の合同の合宿を調整中で、問い合わせを含めると合計40団体ぐらいになっている、との答弁でした。

陸上競技場をサッカー場として、今整備しているが、サッカーの関係者が練習を実際しているのか、との質疑に対し、昨年の実績で指宿の陸上競技場を使用し、スポーツ奨励金を利用したのは鹿児島ユナイテッドと蔚山現代の2団体です、との答弁でした。

委託料1,900万円のバリアフリー化はどのような形になるのか、との質疑に対し、バリア

フリーの観光導入推進事業の中で、砂楽にシャワー室のみを3室程度、浴槽が付いているシャワー室を1室、温泉施設の横のところと一緒に併設して設置する、との答弁でした。

砂楽においては利益を上げて剰余金を5千万円、6千万円積んでいる。なぜこういうあるべき施設が今まで整備されなかった理由は、との質疑に対し、今、非常に利用者から強い要望というか、こういう施設があれば入浴したいのにといい人たちがだんだん増えてきたということです、との答弁でした。

観光案内所の位置付けはどのようになっているのか、との質疑に対し、平成9年に県の補助事業で建てられたもので、耐用年数が34年間、平成42年度までは観光案内所として継続しなければならない。現在、輝ララかいもんと契約を結んでやっている、との答弁でした。

使用貸借について、勝手に相手の都合でここで商売するつもりだったが、儲からないからやめたというのでは後が大変だ。保証金を預かって、契約期間内はちゃんとやってもらうと契約書にも明記すべきだと思うが、との質疑に対し、開聞の案内所はいろいろ活用されたり、お願いした人が続いていくことがよいことなので、契約の在り方を整理してみたい、との答弁でした。

ヘルシーランドの工事請負費583万2千円が補正で上がっているが、3月定例会の中で予算計上すべきではないのか、との質疑に対し、当初予算に設計業務委託手数料を計上し、今回工事費用が分かったので6月補正に上げさせていただいた、との答弁でした。

補助事業等の対応というのではできないのか、との質疑に対し、ヘルシーランドの排煙装置、プール天窗の改修工事の委託業務とプールの床面の塗装の部分については、一般財源で行う。どうしても緊急性を考えたときは早くした方がいいということで、今回は補正に上げさせていただいた、との答弁でした。

指定管理者との契約内容を変更する考えはないか、との質疑に対し、指宿市になるべく負担が掛からないようにするために、協議事項として上げて検討したい、との答弁でした。

意見として、砂楽に関して冬場対策を早急にやっていただきたい。観光客や団体客が寒さで震えている。優先すべき事案であり、寒い時期への対応をしていただきたいというものがありません。

次に、商工水産課所管分について、商工振興費820万8千円の彩花菜館2階の厨房の改修の内訳は、との質疑に対し、今ある厨房を約3平米拡張する計画になっている、との答弁でした。

彩花菜館の食堂部分の売上げは、年間幾らか、との質疑に対し、平均して約200万円になっていると聞いている、との答弁でした。

食堂部分というのは、魅力あるものとして誘客があるのかないのか、との質疑に対し、今回、テコ入れをするためにお客様から要望の強かった魚を使ったメニューを出し、少ない人数でやり繰りしてやろうと思っている。人気が出たら人数も増やしたいということを知って

いる、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について、指宿駅地下道のLEDへの交換は、照明器具をLED化するということだが、明るさは、との質疑に対し、今回付け直すLEDの照明も40W球になる、との答弁でした。

地下道の安全上の管理というのはどこがやっているのか、との質疑に対し、電気等の管理については土木課で定期的に点検をしながらやっている、との答弁でした。

安全上の防犯管理というのはどこがやっているのか、との質疑に対し、非常ベルが2か所、出口付近にある。非常ベル等の設置については管理しているがそれ以上のことはやっていない、との答弁でした。

清掃という部分はどこが管理しているのか、との質疑に対し、地下道の清掃についてはシルバー人材センター等に委託している、との答弁でした。

防水に対する対策は取っているのか、との質疑に対し、長寿庵側のところに1か所ポンプを置いてあり、地下道の中に水が入ってきた分についてはポンプアップをして上げている、との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について、駅前広場の街路灯やこの駐輪場のフットライト設置工事等の590万円というのがある。それぞれ何基設置するのか、との質疑に対し、街路灯を2基、フットライトを2基、それと電波時計を1基予定している、と答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

**△ 審査を終了した請願1件及び陳情1件（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第6、審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

まず、請願第1号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会に付託になりました請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2017年度政府予算に係る意見書採択の請願について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日に、全委員出席のもと、紹介議員の説明を受け審査いたしました結果、これからの教育環境において子供たちが、多様化するいろいろな価値観の中で、今現在、不登校が増えている状況があったり、なかなか子供たちが学校の環境に馴染めないところもあるかと思えます。今後、複式学級の解消であり、様々な学校環境も見据えながら、例えばフリースクール等で学ぶ環境も必要ではないかと考えています。複式学級においても、ある程度設置自治体の方に権限が移譲されているところもあるかと思えます。そういう中でも財源がない中では、なかなかそれに対応しきれていない部分もあるのではないかと思います。そういう点においても国庫負担制度の2分の1復元は必要であると思うところから採択すべきと思えます、という意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第5号は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会に付託になりました陳情第5号、地熱の恵み活用プロジェクトに関する陳情書の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

陳情第5号については、総務水道委員長から連合審査会開催の申入れがあり、去る6月9日に本委員会で協議の結果、申入れを受け、産業建設委員会と総務水道委員会による連合審査会を開催して審査いたしました。

審査に当たっては、両委員会の全委員出席のもと、参考人からの意見聴取及び現地調査並びに関係課職員の説明を求めて審査いたしました結果、陳情第5号については、陳情団体でもあります4名の方々も当日の委員会に出席していただき、また、代表者である浜田さんには参考人としていろいろと質疑にも答えていただきました。この陳情書にも書いてありますとおり、丁寧な真摯な姿勢でこの案件に対し説明会を開催していただき、それが納得、理解でき得るまで対処していただくよう切実にお願いいたしますというのがうたわれております。そういう意味をもちまして、我々議員としても、市民としての気持ちを案じ、できるだけ早く採択し、そのとおり執行部にもお願いをしていただきたいと思います、という意見が出され、全員一致を持って採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第7、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第4号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### △ 議案第73号及び議案第74号一括上程

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第8、議案第73号、指宿庁舎耐震補強及び大規模改修外部工事請負契約の締結について、及び日程第9、議案第74号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今回、追加して提出いたしました案件は、契約に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計2件でございます。

まず、議案第73号、指宿庁舎耐震補強及び大規模改修外部工事請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿庁舎耐震補強及び大規模改修外部工事の契約について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第74号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を245億925万4千円にしようとするのであります。

なお、各議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第73号、指宿庁舎耐震補強及び大規模改修外部工事請負契約の締結について、であり

ます。

当該請負契約につきましては、6月8日に特定建設工事共同企業体2社を含む4社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、指宿庁舎耐震補強及び大規模改修外部工事で、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は1億8,900万円であります。契約の相手方は、指宿市大牟礼一丁目24番23号、興南建設株式会社、代表取締役濱田信行であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次に、工事の概要について、でございますが、耐震補強工事として1階と2階は外付け鋼板内蔵RCブレース工法、3階は枠付鉄骨ブレース工法により施工します。また、耐震補強工事に関連のある外壁、外部建具、ブラインド及び3階OA室の改修工事を庁舎の大規模改修工事として施工するものです。

なお、工期につきましては、平成29年3月21日の完成を予定しております。

次は、追加提出議案の2ページをお開きください。

議案第74号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

別冊の平成28年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ303万9千円を追加して、歳入歳出予算の総額を245億925万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、13ページをお開きください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9旅費の費用弁償76万3千円のうち65万9千円と、市外旅費5万円の合計70万9千円の補正につきましては、公共施設の在り方調査研究特別委員会の設置に伴う旅費であります。

同じく節9旅費の費用弁償76万3千円のうち10万4千円と節11需用費13万3千円及び節14使用料及び賃借料209万3千円の合計233万円の補正につきましては、タブレット端末機導入に伴う事業費であります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款18繰入金303万9千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第73号及び議案第74号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（松下喜久雄） これより，質疑に入ります。

まず，議案第73号について，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，順次発言を許可いたします。

まず，前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） 条件付一般競争入札になっているわけですが，条件としては指宿市内とか，そういうことだったのではないかと思われるんですけども，この条件とはどのようなものを付けたかですね，まず1点伺います。

それから，指宿市の基本的な方針として，建築，電気，水道等の工事があった場合に，できれば分離発注をして，地元の業者が仕事を取る機会を増やすというようなことでできているわけですけども，今回のものについてはですね，大規模改修ということですので，電気とか，水道や空調設備等ですね，工事というのは発生しないのかどうか。出ても少しかもしれないので，その辺は一括でということになったのか，また，別立てでやるのか，その辺を含めて伺います。

○総務部長（有留茂人） どのような条件を付したのかということでございます。指宿庁舎耐震補強及び大規模改修外部工事の入札につきましては，条件付一般競争入札で行いました。入札参加条件は次のいずれかに該当する場合に限り入札に参加することができるとしたところです。一つ目が，平成27・28年度指宿市建設工事請負業者格付名簿建築一式工事A級に登載されている業者であります，二つ目が，平成27，28年度鹿児島県建設工事入札参加資格者格付及び登録結果一覧表，これは南薩地域振興局建設部に登載され，鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱第3条の規定により，建築一式工事に関しA級の格付を受けた業者であって，先ほどの一つ目の条件に該当する業者を除きまして，本市の入札参加資格者名簿に登載されている業者を代表者とし，市格付名簿建築一式工事B級に登載されている業者を構成員とする構成員数2の建設工事共同企業体として条件を付したところであります。

○財政課長（上田薫） 2問目の分割発注ではできないかということでもありますけれども，今回の場合は外壁ということで，今後また電気等の発注をする予定であります。

○14番議員（前之園正和） 二つ目については，もし出てくれば別立てでということのようですが，その条件については，ちょっと込み入っていたので，全てメモできなかったんですが，ざっと感じたところでは指宿市に関わりのある，あるいは県の第2番目のところでも，結局は指宿市に関わりのあるというふうな理解をしたんですが，そういう意味では指宿市に関わりのある企業という解釈でよろしいのか，特に工事实績とか，そういったほかのことに

についてはなかったので、指宿に関わりのあるというのが中心になっていると、むしろそこだけという理解でよろしいのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 工事発注につきましては、地場産業育成や地元業者の受注機会の増大を図るというふうなことで、それから競争性を図るというふうなことで考えております。今回は、指宿の格付と、それから㊸という方々を条件として、先ほど言いました県の条件のAの条件を付けている方々とのJVというふうな形で今回条件を付しているところでありませう。いずれも地場産業の育成や地元企業が受注機会が増大するよなというふうな考え方で、今回条件を付けているところがございます。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、外菌幸吉議員。

**○1番議員（外菌幸吉）** この議案第73号の関係として、参考資料をいただいたんですが、この建設工事請負契約書の中で、6、解体工事に要する費用等は別紙のとおりとなっているんですね。今別紙がついていないんですけれども、これを52条の契約書の条文以外にですね、別紙にした理由ですね、それから、その別紙の内容、お聞かせください。

**○建設部長（山下康彦）** 請負契約書の6、解体工事に要する費用等が別紙のとおりとなっている理由につきましては、建設工事に係る工事につきましては、再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について、説明書をば業者の方は出すようになっております。これにつきましては、市の方に説明書が出され、それに基づいて県知事の方にまでこの分別解体等の計画について、県知事まで報告することになっているところがございます。その関係で、この6番のところに解体工事に要する費用等と、請負契約書が標準契約書を使用している関係で、別紙のとおりといううたい方をしているところなんです、正確には別途のとおりというのが正しいのかなということで考えております。

**○1番議員（外菌幸吉）** ちょっとお聞きしたことが回答がいただけなかったと思うんですが、別紙にしる別途にしるですね、例えば別紙であれば何十ページもあって付けられんということなのか、結局、この別紙もですね、契約書の一部だと私は思うんですよ。それを私らに提示されない理由を聞いているわけですよ。それから、その内容といいますのは、例えば費用等と書いてありますので、この上に書いてある1億8,900万うんぬんの別に費用が生じるのかなという疑問も生じる、あるんですが、その辺はどうなんですか。

**○建設部長（山下康彦）** 再資源化等に関する法律13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用として、分別解体等の方法、あと解体工事に要する費用、それと再資源化等をする施設の名称及び所在地を記載した書面を提出させているところがございます。これがここにうたわれている解体工事に要する費用等ということで、契約書に添付をして提出させているところがございます。

**○1番議員（外蘭幸吉）** これです3回目なんですかね。どうも写らんですね。結局私らに提示できない理由ですよ。契約書の一部としてここに提示されない理由、さっき言いましたように何十ページもあるんだったら提示せと言わないですよ、私もね。そういう答えはない、まず。

それから、その費用等という、費用等の数字が出てくるのかですね、市が負担すべき費用等が別途出てくるのか、そこを聞きたいわけですよ。

**○建設部長（山下康彦）** まず、契約書に添付されていない理由につきましては、先ほども申しましたように、本来の契約書の中に添付するものではなくて、契約書とは別に提出している関係で、今回、この参考資料の方には添付はできなかつたところでございます。

それと、費用の件につきましては、この請負代金の中に、この解体工事に要する費用というのは含まれております。その費用につきましては、請負業者の方がその解体に要する費用というのをば、請負業者の方が見積りをした費用を掲載する箇所がございます。それと、設計書で積算した解体工事に要するのをば、精査をしまして両方、正しく費用が適切になされているかというのをば確認するということになります。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第74号について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第2号上程(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

**○議長(松下喜久雄)** 次は、日程第10、意見書案第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元、複式学級解消を図るための、2017年度政府予算に係る意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 決議案第1号上程(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

**○議長(松下喜久雄)** 次は、日程第11、決議案第1号、指宿市諸会議等の公開に関する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。

本決議案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、本決議案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、決議案第1号を採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議員派遣の件

**○議長(松下喜久雄)** 次は、日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第167条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配付してあります議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

**△ 閉議及び閉会**

**○議長（松下喜久雄）** 以上で本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて平成28年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新川床 金 春

議 員 下川床 泉

## 意見書第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2017年度政府予算に係る意見書

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しており、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。

こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

さらに、指宿市においても2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望いたします。

### 記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 指宿市において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月24日

指宿市議会議長 松下喜久雄

内閣総理大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
内閣官房長官 殿

## 決議第1号

### 指宿市諸会議等の公開に関する決議

日本国憲法及び地方自治法に拠るまでもなく、自治体の会議は、公開が原則である。

指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例（平成27年指宿市条例第10号）においても、当然公開である。

にもかかわらず、指宿市調和のとれた地熱活用協議会に関する要綱（平成27年指宿市告示第115号）では、第2条で「協議会の会議については、非公開とする。」と定めている。それも条例制定後、約7か月後に定めており、われわれ指宿市議会としては、関知していないことである。このことは、指宿市議会の審議に反するものである。

指宿市議会は、この件を含め、今後このようなことが決してないよう強く要求する。

以上、決議する。

平成28年6月24日

指 宿 市 議 会

## 議 員 派 遣 書

平成28年6月24日

次のとおり議員を派遣する。

○目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

### 1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 平成28年8月4日（1日間）
- (3) 派遣議員 議長ほか19人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。